

# 平成23年5月第3回人吉市議会臨時会会議録

平成23年5月17日 火曜日

---

## 1. 議事日程 第1号

平成23年5月17日 午前10時 開議

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

---

## 2. 議事日程 第1号の2

平成23年5月17日

日程第3 副議長の選挙

日程第4 議席の指定

日程第5 会期の決定

日程第6 会議録署名議員の指名

日程第7 常任委員の選任について

日程第8 議会運営委員の選任について

日程第9 人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙

日程第10 人吉下球磨消防組合議会議員の選挙

日程第11 川辺川総合土地改良事業組合議会議員の選出

日程第12 議第40号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度人吉市一般会計補正予算（第11号））

日程第13 議第41号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第5号））

日程第14 議第42号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

日程第15 議第43号 専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第16 議第44号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度人吉市一般会計補正予算（第1号））

日程第17 議第45号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

---

---

## 3. 本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

---

---

4. 出席議員（18名）

1番	宮崎保君
2番	高瀬堅一君
3番	村口隆君
4番	大塚則男君
5番	平田清吉君
6番	犬童利夫君
7番	松岡隼人君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	川野精一君
11番	笹山欣悟君
12番	西信八郎君
13番	村上恵一君
14番	田中哲君
15番	仲村勝治君
16番	三倉美千子君
17番	森口勝之君
18番	永山芳宏君

欠席議員 なし

---

5. 説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 信孝君
副市長	林 健善君
監査委員	篠崎 國博君
教育長	堀 秀行君
市長公室長	久本 一富君
総務部長	坂崎 博憲君
市民部長	山本 政義君
健康福祉部長	今村 朱美君
経済部長	松田 知良君
建設部長	中村 明公君

市長公室次長	愛 甲 秀 樹 君
総務部次長	中 村 則 明 君
市民部次長	椎 葉 幹 夫 君
健康福祉部次長	松 岡 誠 也 君
経済部次長	大 渕 修 君
経済部次長	福 山 誠 二 君
建設部次長	木 村 秀 敏 君
企画課長	小 林 敏 郎 君
財政課長	告 吉 眞二郎 君
市民課長	今 村 修 君
福祉課長	加 賀 邦 保 君
管理課長	中 川 一 水 君
会計管理者	松 江 隆 介 君
水道局長	田 中 幸 輔 君
上水道課長	水 野 二 郎 君
教育部長	赤 池 和 則 君
教育部次長	東 俊 宏 君
教育総務課長	東 和 人 君
農業委員会 農事務局長	村 田 定 美 君
監事 査務委員 局長	大 平 正 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	赤 池 謙 介 君
次 長	村 並 成 二 君
次 長	山 本 繁 美 君
書 記	白 坂 禎 敏 君

午前10時 開会

○**議会事務局長（赤池謙介君）** 皆様、おはようございます。本日は一般選挙後、初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員の中で三倉美千子議員が年長の議員でございますので、御紹介を申し上げます。それでは三倉美千子議員、よろしく願いいたします。

[臨時議長 三倉美千子君 議長席に着く]

○**臨時議長（三倉美千子君）** ただいま御紹介されました三倉美千子でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。議長選挙が終わりますまで何とぞ議員各位の御協力を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより第3回人吉市議会臨時会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程によって進めます。

---

---

#### 日程第1 仮議席の指定

○**臨時議長（三倉美千子君）** 日程第1、仮議席の指定をいたします。

仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

---

1番	村口	隆	議員
2番	大塚	則男	議員
3番	犬童	利夫	議員
4番	宮崎	保	議員
5番	平田	清吉	議員
6番	高瀬	堅一	議員
7番	松岡	隼人	議員
8番	井上	光浩	議員
9番	豊永	貞夫	議員
10番	川野	精一	議員
11番	笹山	欣悟	議員
12番	西	信八郎	議員
13番	村上	恵一	議員
14番	永山	芳宏	議員
15番	森口	勝之	議員

16番 田 中 哲 議員

17番 仲 村 勝 治 議員

18番 三 倉 美千子 議員

---

○臨時議長（三倉美千子君） ここで暫時休憩をいたします。

午前10時01分 休憩

---

午前10時15分 開議

○臨時議長（三倉美千子君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

## 日程第2 議長の選挙

○臨時議長（三倉美千子君） 次に、日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票による選挙と指名推選の二つの方法がありますが、投票による選挙とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（三倉美千子君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場 閉鎖]

○臨時議長（三倉美千子君） ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙 配付]

○臨時議長（三倉美千子君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。ない人はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

[投票箱 点検]

○臨時議長（三倉美千子君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名でございます。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員より順次投票をお願いいたします。氏名以外は何も書かないように御注意ください。なお、投票用紙は折り曲げて投函してください。1番議員から、どうぞ。

[投票]

○臨時議長（三倉美千子君） 投票漏れはございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

ここで会議規則第31条第2項の規定により、立会人を宮崎保議員及び高瀬堅一議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

[投票 点検]

○臨時議長（三倉美千子君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

有効投票 18票

無効投票（白票） 0票

有効投票中

永山芳宏議員 16票

笹山欣悟議員 2票

以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、永山芳宏議員が議長に当選されました。

ここで議場の閉鎖を解きます。

[議場 開鎖]

---

○臨時議長（三倉美千子君） ただいま議長に当選されました永山芳宏議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

それでは、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（永山芳宏君）（登壇） ただいまの議長選挙におきまして議員各位の理解を得、第27代人吉市議会議長に選出されました永山芳宏でございます。選出していただき、まことにありがとうございます。光栄に存じますとともに、身の引き締まる思いでございます。

今回、4月の統一選挙によって当選された議員各位と、2期目の田中市長、そして新執行体制の執行部の皆様と浅学非才の私ではありますが、円滑な議会運営に努め、市民の皆様により開かれた議会、信頼していただける議会となるよう最善の努力を期していかなければならないと思っております。

市民の代表であるとの認識のもと、市民の皆様より多様で高度なニーズを求める声が多い中、議員、議会の責任も重くなっております。市民の皆様のご幸福向上のため、今後とも議員各位、田中市長、執行部の皆様とともに新しい議会をつくっていきたく思いますので、御指導、御鞭撻賜りますことをお願いし、ごあいさつといたします。よろしくをお願いいたしま

す。

○臨時議長（三倉美千子君） それでは、ここで議長を交代をいたします。御協力ありがとうございました。

[臨時議長 三倉美千子君 退席]

[議長 永山芳宏君 着席]

○議長（永山芳宏君） 早速であります、ここで暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

---

午後0時59分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

この後の議事は、ただいま配付しました議事日程（第1号の2）によって行います。

---

### 日程第3 副議長の選挙

○議長（永山芳宏君） それでは、日程第3、副議長の選挙を行います。

副議長の選挙は、議長選挙と同様、投票による選挙とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場 閉鎖]

○議長（永山芳宏君） ただいまの出席議員は18名であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙 配付]

○議長（永山芳宏君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

[投票箱 点検]

○議長（永山芳宏君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名でございます。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員より順次投票をお願いいたします。氏名以外は何も書かないように御注意ください。投票をお願いいたします。

[投票]

○議長（永山芳宏君） 投票漏れはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

ここで会議規則第31条第2項の規定により、立会人に豊永貞夫議員及び松岡隼人議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

[投票 点検]

○議長（永山芳宏君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数	18票
有効投票	18票
無効投票（白票）	0票
有効投票中	
森口勝之議員	10票
三倉美千子議員	8票

以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、森口勝之議員が副議長に当選されました。

ここで議場の閉鎖を解きます。

[議場 開鎖]

---

○議長（永山芳宏君） ただいま副議長に当選されました森口勝之議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

それでは、ごあいさつをお願いいたします。

○副議長（森口勝之君）（登壇） ただいま皆様方から副議長に御推挙いただきました森口勝之でございます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

私は、議会は市民の皆様方から信頼いただかなければ市民の皆様方とともに歩いていくことはできない。そしてまた、市長以下、執行部から信用されなければまともな政策議論ができないと思っております。よって、良識ある議会の構築に向けまして、議長を補佐しながら精いっぱい頑張っていく所存でございます。どうぞ、皆様方の御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時11分 休憩

---

午後1時36分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

---

#### 日程第4 議席の指定

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第4、議席の指定をいたします。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長が指定をいたします。  
議員の氏名と議席番号を申し上げます。

---

1番	宮崎	保	議員
2番	高瀬	堅一	議員
3番	村口	隆	議員
4番	大塚	則男	議員
5番	平田	清吉	議員
6番	犬童	利夫	議員
7番	松岡	隼人	議員
8番	井上	光浩	議員
9番	豊永	貞夫	議員
10番	川野	精一	議員
11番	笹山	欣悟	議員
12番	西	信八郎	議員
13番	村上	恵一	議員
14番	田中	哲	議員
15番	仲村	勝治	議員
16番	三倉	美千子	議員
17番	森口	勝之	議員
18番	永山	芳宏	議員

---

○議長（永山芳宏君） 以上のとおり議席を指定いたします。

#### 発言の申し出

○議長（永山芳宏君） ここで市長から発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆さん、こんにちは。ごあいさつを申し上げます。

本日お集まりの18名の議員各位におかれましては、先般執行されました統一地方選挙におきまして、見事当選の榮譽を得られましたことを心からお喜び申し上げますとともに、お祝いを申し上げる次第でございます。まことにありがとうございます。

それから、ただいま新議長に永山芳宏議員、また新副議長に森口勝之議員が選任されましたことに、あわせてお祝いを申し上げます。議員各位並びに正副議長におかれましては、多くの問題が山積しておりますが、高い御見識によって人吉市政の発展と市民の幸福向上に御貢献されますよう祈念申し上げる次第でございます。私も皆様方と同様、今回の選挙におきまして多くの市民の皆様方から力強い御支援と温かい御厚情を賜り、引き続き人吉市政を預かることになりました。これまでの経験と反省を生かし、職責を果たしてまいりたいと存じております。

私たちを取り巻く状況は、先の東日本大震災の影響により財政運営を初めとしてさらに厳しくなるものと存じております。このような状況ではございますが、私は市民の代表である議会の皆さまと十分話し合いを持ち、市職員と一致団結を図りながら、市民の皆様のための市政運営に全力を傾注してまいり所存でございますので、議員各位におかれましても、御指導、御鞭撻、そして御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げ、ごあいさついたします。

---

---

#### 日程第5 会期の決定

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第5、会期の決定についてを議題といたします。

会議規則第5条の規定により、会期の決定をいたしますが、本日の議題に供されておりますのは議事日程のとおりでございます。したがって、会期は本日1日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日といたします。

---

---

#### 日程第6 会議録署名議員の指名

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第6、会議録署名議員の指名をいたします。署名議員に1番、宮崎保議員、2番、高瀬堅一議員を指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時41分 休憩

午後3時25分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

---

#### 日程第7 常任委員の選任について

## 日程第8 議会運営委員の選任について

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第7、常任委員の選任について及び日程第8、議会運営委員の選任についての2件を一括議題とし、委員の選任を行います。

常任委員の選任及び議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により議長が会議に諮って指名をすることになっております。

それでは、各常任委員及び議会運営委員の氏名を申し上げます。

まず、予算委員を申し上げます。宮崎保護議員、高瀬堅一議員、村口隆議員、大塚則男議員、平田清吉議員、犬童利夫議員、松岡隼人議員、井上光浩議員、豊永貞夫議員、川野精一議員、笹山欣悟議員、西信八郎議員、村上恵一議員、田中哲議員、仲村勝治議員、三倉美千子議員、森口勝之議員、そして私、永山でございます。

次に、総務文教委員を申し上げます。宮崎保護議員、平田清吉議員、豊永貞夫議員、川野精一議員、仲村勝治議員、それと永山でございます。

次に、厚生委員を申し上げます。高瀬堅一議員、村口隆議員、松岡隼人議員、笹山欣悟議員、田中哲議員、三倉美千子議員。

次に、経済建設委員を申し上げます。大塚則男議員、犬童利夫議員、井上光浩議員、西信八郎議員、村上恵一議員、森口勝之議員。

次に、議会運営委員を申し上げます。宮崎保護議員、大塚則男議員、平田清吉議員、松岡隼人議員、井上光浩議員、川野精一議員、西信八郎議員、田中哲議員。

以上、それぞれ指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました議員をそれぞれの常任委員及び議会運営委員に選任することに決しました。

ただいま選任されました委員は、直ちに御会合の上、委員長及び副委員長を互選していただき、議長に報告をお願いいたします。

なお、順番は常任委員会のほうを先にお願いいたします。

ここで時間の延長をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後3時29分 休憩

午後4時14分 開議

○議長（永山芳宏君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

各常任委員会及び議会運営委員会における互選の結果、正副委員長が次のとおり決定いたしましたので御報告いたします。

予算委員長に三倉美千子議員、同副委員長に大塚則男議員。総務文教委員長に川野精一議員、同副委員長に豊永貞夫議員。厚生委員長に笹山欣悟議員、同副委員長に松岡隼人議員。経済建設委員長に村上恵一議員、同副委員長に井上光浩議員。議会運営委員長に田中哲議員、同副委員長に西信八郎議員。

以上でございます。

---

---

#### 日程第9 人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第9、人吉球磨広域行政組合議会議員の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。人吉球磨広域行政組合議会議員に高瀬堅一議員、平田清吉議員、犬童利夫議員、松岡隼人議員、豊永貞夫議員、川野精一議員、笹山欣悟議員、西信八郎議員。

以上、8名を指名いたします。

ただいま議長において指名しました8名の議員を当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました8名の議員を人吉球磨広域行政組合議会議員の当選人と決定しました。

ただいま当選をされました高瀬堅一議員、平田清吉議員、犬童利夫議員、松岡隼人議員、豊永貞夫議員、川野精一議員、笹山欣悟議員、西信八郎議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

---

---

#### 日程第10 人吉下球磨消防組合議会議員の選挙

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第10、人吉下球磨消防組合議会議員の選挙を行います。

この選挙においても指名推選することとし、議長において指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選することとし、議長において指名します。人吉下球磨消防組合議会議員に村口隆議員、村上恵一議員、仲村勝治議員を指名します。

ただいま指名しました3名の議員を当選人とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をしました3名の議員を人吉下球磨消防組合議会議員の当選人と決定しました。

ただいま当選をされました村口隆議員、村上恵一議員、仲村勝治議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

---

---

#### 日程第11 川辺川総合土地改良事業組合議会議員の選出

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第11、川辺川総合土地改良事業組合議会議員の選出を議題とします。

お諮りします。川辺川総合土地改良事業組合議会議員に田中哲議員を選出することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、川辺川総合土地改良事業組合議会議員に田中哲議員を選出することに決定しました。

---

---

#### 日程第12 議第40号から日程第17 議第45号まで

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第12、議第40号から日程第17、議第45号までの6件について、先ほど議会運営委員会が開かれ、審議方法について協議がなされておりますので、ここで議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 平成23年5月第3回人吉市議会臨時会に当たりまして、先ほど議会運営委員会を開催し、本日提案されます議案の審議方法について協議をいたしておりますので御報告申し上げます。

審議の方法につきましては、委員会付託を省略し、本会議において審議採決することに決

定いたしましたので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告どおりに決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定します。

それでは、直ちに議第40号から議第45号までの6件を一括議題とし、執行部の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 大変お疲れのところ恐縮でございますが、ただいま御提案申し上げております議案につきまして御説明を申し上げます。

議第40号及び議第41号の2件は、3月28日に専決処分いたしました補正予算につきまして議会の承認を求めるものでございます。

まず、議第40号平成22年度人吉市一般会計補正予算（第11号）は、地方譲与税及び特別交付税などの決定によるもののほか、補助事業や地方債の確定に伴う変更などを専決いたしましたものでございます。歳入歳出にそれぞれ1億495万円を追加し、歳入歳出予算の総額を157億6,014万円とするものでございます。繰越明許費の補正は、追加として大畑駅・人吉梅園トイレ水道管設置工事及び人吉観光パンフレット等作成（外国語対応）事業を計上いたしております。また、願成寺西村線用地取得費外5件は、繰越額の確定による変更を行っております。債務負担行為の補正の2件は、入札などに伴う限度額の補正でございます。地方債の補正は、事業費の確定などに伴い4件の変更を行っております。歳入の主なものは、地方譲与税から交通安全対策特別交付金までは3月交付分の決定などによる補正でございます。国庫支出金は、生活保護費負担金の減によるものなどでございます。財産収入は立木売払収入の増でございます。次に、歳出の主なものは、農林水産業費が素材生産販売委託料の増などでございます。公債費が長期債利子の減でございます。予備費を1億1,435万8,000円増額いたしております。

議第41号平成22年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第5号）は、基金運用利息の確定などによる変更を専決いたしましたものでございまして、歳入歳出それぞれ6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億8,502万2,000円とするものでございます。

議第42号及び議第43号の2件は、3月30日に専決処分いたしました条例の一部改正につきまして、議会の承認を求めるものでございます。

まず、人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間、暫定的に引き上げていた出産育児一時金の支給額

を平成23年4月から恒久化したものでございます。

次に、人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い国民健康保険税の課税限度額の「引き下げ」を行ったものでございまして、基礎課税額を51万円、後期高齢者支援金等課税額を14万円、介護納付金課税額を12万円としたものでございます。

議第44号平成23年度人吉市一般会計補正予算（第1号）は、4月7日に専決処分いたしました補正予算につきまして議会の承認を求めるものでございます。これは、東日本大震災で被災された方々に対する義援金を専決いたしましたものでございます。歳出でございますが、総務費に東日本大震災義援金を2,000万円追加いたしております。予備費を同額減額いたしておりますので、歳入歳出総額の変更はございません。

議第45号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正案は、平成23年6月1日から平成27年4月30日までの間の人吉市長の給与月額を2割削減して支給できるようにするため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようよろしくお願いをいたします。

訂正をお願いしたいと思います。人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布され、4月1日から施行されたことに伴う国民健康保険税の課税限度額の「引き下げ」と申したそうでございますが、「引き上げ」を行ったものでございまして、御訂正をお願いしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○総務部長（坂崎博憲君）（登壇） 皆さん、こんにちは。それでは、私のほうから議第40号平成22年度人吉市一般会計補正予算（第11号）、専決処分の承認を求めることについての補足説明をさせていただきます。

お手元の予算書、左手の上のほうに専第1号と書いてあるものでございます、をお願いいたします。それでは、お手元の予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により御説明をいたします。第2条の繰越明許費の補正につきましては、第2表繰越明許費補正により御説明をいたします。第3条の債務負担行為の補正につきましては、第3表債務負担行為の補正により御説明をいたします。第4条の地方債の補正につきましては、第4表地方債補正により御説明をいたします。

予算書の7ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費補正の追加でございますが、7款、1項商工費に大畑駅・人吉梅園トイレ水道管設置工事及び人吉観光パンフレット等作成（外国語対応）事業の2件の追加をいたしております。これは、いずれもきめ細かな交付金を充当する事業でございますが、大畑駅・人吉梅園トイレ水道管設置工事につきましては

J R九州等関係機関との協議に不測の日数を要したこと、また、人吉観光パンフレット等作成（外国語対応）事業につきましては翻訳作業等が事前の作業に不測の日数を要したことから、平成22年度中に事業完了が見込めないために繰越明許費の追加をいたしましたものでございます。

次に、変更でございますが、8款土木費、2項道路橋梁費、願成寺西村線用地取得費から、3項住宅費、市営住宅修繕事業までの5件は、事業費が確定したことに伴う変更でございます。10款教育費、5項社会教育費、公民館整備事業は、きめ細かな交付金事業から住民生活に光をそそぐ交付金事業に変更になったことなどに伴うものでございます。

予算書の8ページをお願いいたします。第3表の債務負担行為補正の変更につきましては、給食調理業務委託料及び給食配送等業務委託料は入札等による確定でございます。

予算書の9ページをお願いいたします。第4表の地方債補正の変更でございますが、県営事業負担金債から小学校耐震補強等事業債までの4件は、いずれも事業費の確定に伴う変更でございます。

続きまして、歳入でございます。予算書の13ページをお願いいたします。2款地方譲与税、1項、1目、1節地方揮発油譲与税254万5,000円の増額から、22ページでございます、11款、1項、1目、1節交通安全対策特別交付金48万1,000円の増額までは、交付額が確定したことに伴う補正でございます。

23ページをお願いいたします。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、3節生活保護費負担金2,082万6,000円の減額は、交付決定に伴う減額でございます。

24ページをお願いいたします。2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金7万3,000円の増額から、7目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金56万7,000円の増額は、交付決定に伴う補正でございます。

25ページをお願いいたします。15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金7万3,000円の増額及び5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金1万8,000円の減額は、交付決定に伴う補正でございます。

26ページをお願いいたします。3項委託金、1目総務費委託金、3節選挙費委託金136万9,000円の減額は、委託額の確定に伴う補正でございます。

27ページをお願いいたします。16款財産収入、1項財産運用収入、3目、1節基金運用利息2万9,000円の増額は、確定に伴う補正でございます。

28ページをお願いいたします。2項財産売払収入、1目不動産売払収入、2節その他の不動産売払収入649万1,000円の増額は、上永野町字道平及び上原田町字西ノ迫の市有林の素材生産販売でございます。

29ページをお願いいたします。17款、1項寄附金、2目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金7万円の増額は、2名の方からいただきました古都人吉応援団寄附金でございます。

30ページをお願いいたします。20款諸収入、4項、3目雑入、7節土木費雑入66万2,000円の増額は、委託契約解除に伴う契約保証金等でございます。

31ページの21款市債につきましては第4表で説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

次に、歳出でございます。32ページをお願いいたします。2款総務費、4項選挙費、3目県議会議員選挙費127万9,000円の減額は、県委託金の確定等に伴う補正でございます。

33ページは省略をさせていただきますして、34ページをお願いいたします。4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費86万2,000円の減額は、事業費の確定に伴う補正でございます。

35ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費1万8,000円の減額は、県補助金の交付決定に伴い事業費が確定したことによる補正でございます。

36ページをお願いいたします。2項林業費、2目林業振興費342万6,000円の増額は、素材生産販売の事業費の確定に伴うものでございます。

37ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費41万6,000円の増額は、県営事業負担金の確定によるものでございます。

38ページは省略し、39ページをお願いいたします。9款、1項消防費、3目消防施設費195万7,000円の減額は、事業費の確定による補正でございます。

40ページは省略し、41ページをお願いいたします。10款教育費、5項社会教育費、2目公民館費20万円の増額は、国庫補助金の交付決定に伴う補正でございます。

42ページをお願いいたします。12款、1項公債費、2目利子1,000万円の減額は、臨時財政対策債などの借入利率が下がったことなどに伴うものでございます。

43ページをお願いいたします。13款諸支出金、2項基金費、6目人吉市土地開発基金費4,000円の減額から、11節人吉市住民生活に光をそそぐ基金費56万7,000円の増額までは積立金の確定に伴うものでございます。

44ページをお願いいたします。14款予備費に1億1,435万8,000円の増額をいたしております。

以上で、議第40号についての補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（永山芳宏君） それでは、質疑、採決は1件ごとに分割して行います。

まず、議第40号について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。

議第40号について承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第40号は承認することに決しました。

次に、議第41号について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
質疑もないようですので、採決いたします。

議第41号について承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第41号は承認することに決しました。

次に、議第42号について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
質疑もないようですので、採決いたします。

議第42号について承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第42号は承認することに決しました。

次に、議第43号について質疑はありませんか。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）  
11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 議第43号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例ですが、まず国民健康保険税条例の保険税額の限度額の引き上げということで限度額をそれぞれ引き上げておりますけれども、健康保険税の限度額を上げた場合にその引き上げた額によってどのくらいの税収が見込めるのかどうかを1点質問したいと思います。

それと、もう一つ、議員懇談会のときの説明資料で説明いただいておりますが、そこで課税限度額の上限を引き上げることによって中間所得者層の負担軽減につながるというような説明もいただいているところなんです、中間所得者層の負担軽減にどのようにつながってくるのか。

この2点について説明を求めたいと思います。

○市民部長（山本政義君） お答えいたします。

今回、課税限度額を引き上げたその効果、増収はということでございますけれども、平成23年度の国民健康保険税はまだ確定しておりませんので、22年度の当初賦課分のデータで計算しますと医療給付費分が156世帯で156万円、後期高齢者支援金分が231世帯で231万円、介護納付金分が99世帯で198万円、合計の585万円の増額となります。改正後、平成23年度分の対象世帯数は全体的な所得の減少により若干少なくなると見込んでおります。また、今回の改正による増収分は国民健康保険の全体予算からするとその効果は少ないものと考えますけれども、低所得者層の増大に伴う中間所得者層への負担の増加を緩和するためということに御理解を賜ればというふう存じます。よろしく願いいたします。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 課税限度額を引き上げることによって22年度のデータベースで約558万ほどの増収につながるというような説明をいただいた中で、そういったことによって総体的に中間所得者層の負担軽減につながるというような説明だったんですけども、結局中間所得者層の軽減につながるということは、中間所得者層の方がならば健康保険税は減額をされるということなんでしょうか。一人一人、世帯当たりの税額が結局は減額をされるから負担軽減につながるというふうな見方をされているのか、全体的に増収分があったからトータルとしてカバーするから負担軽減につながるというような考え方なのか、それがちょっと理解できないんですね。ですので、中間所得者層の負担軽減につながるということであれば、基本的には中間所得者層に該当していらっしゃる方の世帯の税額が軽減されるというふうな形に理解するべきじゃないかというふうに私は理解するんですけども、その辺の考え方についてもう一度わかるように説明いただきたいと思います。

○市民部長（山本政義君） お答えいたします。

健康保険税は全体で結局給付額と税でまかなう部分を算出する関係上、どうしても全体額をふやして、その中間層は結局課税は減少はしないわけです。そういうことで、一応高額の世帯の方のみの限度額を引き上げるということになりますので、その中間層の方については課税額はやはり変わらないということです。結果的には中間層の方は現在のままの税額ということにはなるわけでございます。

以上、お答えします。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） だから、中間所得者層の負担軽減にどのようにつながるのかというような説明が私はなされていないと思っています。その辺を私は説明を求めているんですが、その辺の説明がなされていないので、その辺についてはもう少しきちっと説明をいただきたいと思っています。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時時休憩いたします。

午後4時49分 休憩

---

午後5時10分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○市民部長（山本政義君） 時間をとりまして、大変申しわけありませんでした。お答えいたします。

改正前の国保税の収入額総額の中において、中間所得者層の割合と改正後の増収分を含めた国保税収入総額の中間所得者層の割合を比較した場合において、改正後の割合が少なくなるものと考えます。したがって、総体的に中間所得者層の負担軽減につながるものと考

えます。

以上、お答えいたします。

○議長（永山芳宏君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、採決いたします。

議第43号について承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第43号は承認することに決しました。

次に、議第44号について質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。

議第44号について承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第44号は承認することに決しました。

次に、議第45号について質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。

議第45号について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第45号は原案可決確定いたしました。

---

---

## 日程第18 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第18、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長及び議会運営委員長より、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。

各委員長の申し出に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。

各委員長の申し出のとおり決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

---

## 閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

### ○予算委員会

(平成23年5月第3回臨時会)

事件の番号	件 名	理 由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

### ○総務文教委員会

事件の番号	件 名	理 由
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

### ○厚生委員会

事件の番号	件 名	理 由
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関する事	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関する事	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

---

---

○議長（永山芳宏君） 以上で本日の議事はすべて終了しました。

これをもって第3回人吉市議会臨時会を閉会いたします。どうもお疲れでございました。

午後5時14分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会臨時議長 三 倉 美千子

人吉市議会議長 永 山 芳 宏

人吉市議会議員 宮 崎 保

人吉市議会議員 高 瀬 堅 一

# 平成23年6月第4回人吉市議会定例会会議録（第1号）

平成23年6月6日 月曜日

---

## 1. 議事日程第1号

平成23年6月6日 午前10時 開議

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議第46号 平成23年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議第47号 人吉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第48号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第49号 人吉市地域福祉計画推進協議会設置条例の制定について
- 日程第7 議第50号 人吉市予防接種事故災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第51号 委託に関する協定の締結について
- 日程第9 議第52号 市道路線の認定について
- 日程第10 議第53号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 議第54号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 報第1号 平成22年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第13 報第2号 くま川下り株式会社の経営状況について（第49期決算報告書及び第50期事業計画書）
- 
- 

## 2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり
- 
- 

## 3. 出席議員（18名）

1番	宮崎	保君
2番	高瀬	堅一君
3番	村口	隆君
4番	大塚	則男君
5番	平田	清吉君
6番	犬童	利夫君

7番	松岡隼人君
8番	井上光浩君
9番	豊永貞夫君
10番	川野精一君
11番	笹山欣悟君
12番	西信八郎君
13番	村上恵一君
14番	田中哲君
15番	仲村勝治君
16番	三倉美千子君
17番	森口勝之君
18番	永山芳宏君

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田中 信孝君
副 市 長	林 健善君
監 査 委 員	篠崎 國博君
教 育 長	堀 秀行君
市長公室長	久本 一富君
総務部長	坂崎 博憲君
市民部長	山本 政義君
健康福祉部長	今村 朱美君
経済部長	松田 知良君
建設部長	中村 明公君
市長公室次長	愛甲 秀樹君
総務部次長	中村 則明君
市民部次長	椎葉 幹夫君
健康福祉部次長	松岡 誠也君
経済部次長	大 渕 修君
経済部次長	福山 誠二君
建設部次長	木村 秀敏君
企画課長	小林 敏郎君
財政課長	告吉 眞二郎君

市民課長	今村修君
福祉課長	加賀邦保君
管理課長	中川一水君
会計管理者	松江隆介君
水道局長	田中幸輔君
上水道課長	水野二郎君
教育部長	赤池和則君
教育部次長	東俊宏君
教育総務課長	東和人君
農業委員会 農事務局長	村田定美君
監事 査務委員長	大平正君

---

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	赤池謙介君
次長	村並成二君
次長	山本繁美君
書記	白坂禎敏君

---



---

午前10時 開会

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。よって、これより第4回人吉市議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程（第1号）によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しております議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し、書類報告にかえさせていただきます。

関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覽いただきますようお願いいたします。

---

---

### 日程第1 会期の決定

○議長（永山芳宏君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。本件については、去る5月30日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。田中哲議員。

○14番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、おはようございます。平成23年6月第4回人吉市議会定例会に当たりまして、去る5月30日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日6月6日開会、7日から15日まで休会、16日、17日一般質問、18日、19日休会、20日一般質問及び委員会付託、21日予算委員会、22日、23日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、24日の午前が総務文教委員会、厚生委員会、建設経済委員会、午後からが予算委員会となっております。25日から28日までが休会、29日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

なお、今定例会は全国市長会、全国市議会議長会等の開催に伴い変則的な会期日程となっております。

次に、一般質問でございますが、一般質問につきましては質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は6月10日金曜日午後3時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目から質問席にて行い、質問時間は従来どおり50分以内としております。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 会期の決定については、ただいまの委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。よって、日程第1、会期の決定は委員長報告どおり決定いたしました。

---

---

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。  
署名議員に3番、村口隆議員、4番、大塚則男議員を指名いたします。

---

---

## 日程第3 議第46号から日程第13 報第2号まで

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第3、議第46号から日程第13、報第2号までの11件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆さん、おはようございます。平成23年第4回6月定例会人吉市議会の開催に当たり、所信の一端を申し述べる機会を与えていただきましたことに心から厚く御礼を申し上げます。また、若干時間をちょうだいしたいと存じますが、お許しをいただきますようお願いを申し上げます。

まずもって、先の3月11日に発生いたしました東日本大震災におきまして犠牲となられました方々の御冥福を心よりお祈り申し上げます。また、被災地の皆様方の御心労や嘆き、苦しみはいかばかりかとお察し申し上げ、心よりお見舞いを申し上げます。本市といたしましても微力ではありますが、でき得る限りのお手伝いや御支援を息長く継続し、一日も早い復興のための努力をいたす覚悟でございますので、なにとぞ被災地の皆様方のお心が安んじられますようお祈り申し上げます。

また、この震災を契機に、日本人としての絆や世界との絆の大切さを深く学ばさせていただき、これを契機に人としての生き方がいかにあるべきか、私自身への問いかけはもちろんのこと、市民の皆様方とも機会あるごとに語り合ってまいりたいと存じます。そして、官民協働による人吉のまちづくりや、市民あるいは団体との連携につなげてまいりたいと存じております。

さて、先の統一地方選挙におきましては、私の2期目の出馬に対し市民の皆様方から力強い御激励と温かい御支援をちょうだいし、身に余る光栄でございました。さらに緊張感を持ちながら、引き続き「市民みんなが健康で、笑顔で暮らせるまちづくり」に向かって全力を尽くしてまいります。私は、これからも1期目同様、市民の皆様方の声を大切にし、また、議会の御判断を仰ぎながら、私の政治信条でございます「公平、公正、公明なる、市民に開かれた市民のための市政運営」に取り組んでまいります。前期同様、市民の皆様とともに歩む政治姿勢を貫き通してまいりますことを、改めまして強く市民の皆様へ申し

上げさせていただきたいと存じます。私は平成19年6月議会の所信表明の中でも申し上げましたが、反復させていただきますと、私利私欲、私心から生まれる利己主義や利権主義、拝金主義、また地位に恋々とする保身主義を心底から嫌い、公平、公正、公明を旨として透明性の高い行政運営に尽力してまいります。

私の1期4年間を振り返ってみますと、財政硬直化の中、経常収支比率の改善に力を入れるべく三役の給与削減を図り、職員適正化計画に基づき職員数の削減を実施してまいりました。このことにより、さらに厳しい労働環境を強いられたにもかかわらず、職員諸君はよくこれを理解し、さらに多岐多様となった職務に精励していただきました。また、官民一体となって実施するじゅぐりっと博覧会を初めさまざまな市の事業や会議に、まちづくり団体や市民の皆様方には積極的に市政に参画していただき、知恵と汗を流していただきましたことに心より感謝申し上げます。これからも、市民の皆様方や職員とともにさらなる財政改革に挑みながら市政発展を遂げていかなければなりません、ここで議会の皆様方にも市民の皆様方にもぜひ御理解をいただかなければならないことがございます。それは、今、本市が財政的にどのような状況におかれているか、限られた予算の中で何を選択し、何に集中すべきか、何が人吉の現在と未来に対して必要不可欠のことなのかの議論を深め、人吉の財政規律を求めながらも大胆な投資にも踏み切らねばならないときが来ているのではないかとということでございます。

また、大胆な投資の反面、財政多難な折、市民の大切な予算の中から交付させていただく補助金などにつきましては、受給団体を初めとしてさまざまな市民の皆様方の御要望に今後どれだけお応えできるかわかりませんし、交付額削減や不交付団体の間にはさまざまな御批判も生まれてくるかと存じますが、あえて御批判は真正面から受けとめさせていただき、未来の人吉市民たちに過大な負担を先送りすることなき財政運営にも目を配りながら、ビジョンに向かい、臨機応変な対応と実行こそが私の最大の努めと肝に銘じ、不動の指針としてまいりたいと存じます。よって、今後機会あるごとに本市財政の実情と市政のビジョン、戦略、戦術をよくよく御説明申し上げてまいりますので、なにとぞ市民の皆様方には御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また、4年前には、アメリカ合衆国第35代大統領ジョン・F・ケネディの就任演説の中から「あなたが国家に何をしてもらおうかということを考えるより、あなたが国家に何を貢献することができるかを考えてほしい」という言葉を引用させていただき、市役所から何をしてもらおうかという立場から、人吉という地域社会のために何ができるかという考えに立ってほしいと申し上げました。私の政治的理想は、人吉市民一人一人が家族という絆を大切に、向こう三軒両隣、町内会、職場、所属団体、地域社会、国家、さらには世界の人々に奉仕の心を持ち、地球市民としてともに行動することにあります。市民一人一人が「一人はすべての人々のために、すべては一人のために」を合言葉として、市民みんなが市民幸福向上のた

めに心を尽くしてまいりましょう。

これまでの4年間、公平、公正、公明な市政運営環境を構築することに専念してまいりましたが、しかし、まことに残念なことながらいまだに利権に巣くおうとする個人や集団は根強く存在し、利権獲得のためや保身のためには、あらゆる手段を講じることも辞さないという人たちがばっこする事実もございました。東日本大震災を境として、もうそろそろ私心を捨てて人々のためにさわやかに生きること目覚めてもよいときではないでしょうか。

そこで、私といたしましては2期目のスタートに当たり、一部の者のためだけの利権や保身のためにきゅうきゅうとする意識を持った勢力と、不退転の決意を持って毅然と戦い抜くということをここに宣言いたします。もちろんのこと、さまざまなしがらみを私自身も断ち切るために、1期目同様、企業献金、個人献金を一切受け取ることなくみずからの政治的透明性をさらに高め、堅持してまいる所存でございます。

また、先の選挙戦において市民の皆様方にお約束いたしましたマニフェストの実現につきましても市職員と一丸となって、4年でやるべきところを3年でやり遂げるくらいの気概を持って全力で取り組んでまいりたいと存じます。施策につきましては、短期で取り組むもの、中期・長期で取り組むものを同時進行させていくことで、私たちの子や孫の世代の人吉を見据えた施策を行ってまいる決意でございます。

私たちを取り巻く情勢といたしましては、国の予算の二次補正案も先の東日本大震災の影響でまだ不透明な部分もあり、世界的に見ても円高を初めとするさまざまな面で日本の経済は厳しい状況に置かれております。地方では、さらに過酷な財政運営を強いられるものと存じますが、私を先頭に市民みんなで汗をかき、知恵を出し合ってこの局面を乗り切ってまいる所存でございますので、なにとぞ市議会議員各位と市民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

続きまして、本年度の施策につきまして申し述べさせていただきます。

今後の市政の指針となる第5次総合計画につきましては、現在、策定に向け庁内に策定検討委員会を設けて鋭意進めているところでございます。

前回の策定から10年近くが経過しましたが、この間全国的な人口の減少や少子高齢社会が現実となり、個人所得や企業の業績も伸び悩む一方、地域経済圏の変化は地域活動や市民生活にさまざまな影響を及ぼし、自治体に求められる公共サービスは多様化しております。また、国はこのたびの東日本大震災による日本の復興という大きな試練と課題を抱えており、都市戦略にも新たな視点が求められ、質・量ともにこれまでも増して効率的な自治体経営が問われているところでございます。

このような情勢ではございますが、本市といたしましては、今後さらに市民の幸福向上に最大限の努力を傾注いたしますとともに、南九州の拠点都市として農業と観光の振興、そして企業誘致を最大の戦略と位置づけ、総合計画とマニフェストとの整合性を保ちながら、さ

まざまな施策を実施してまいる所存でございます。

また、これからのまちづくりには市民と行政の協働が不可欠な要素となってまいりますので、新たな総合計画の策定に当たりましては総合計画策定審議会などを通しまして市民の皆様との対話を一層深めながら、市民と行政とが一体となって本市の将来の都市像を描いてまいりたいと存じます。今後とも議員の皆様を初め関係各位の御協力、御支援をよろしくお願い申し上げます。

市制70周年記念事業関係でございますが、来る平成24年2月11日に市制施行70周年を迎えます。この記念すべき年に当たり、本市が歩んできた70年を振り返るとともに、幾多の先人たちによって培われてきた本市の古き良き伝統と文化を尊び、その功績を未来の子供たちにつなぐことで本市のさらなる飛躍、発展する契機にしたいと存じます。今後さまざまな記念事業を行ってまいる所存でございますが、これに先立ちまして本事業の一環として、昨年、株式会社テレビ熊本と本市が共同制作しましたドラマ「空の開拓者 日野熊蔵伝」に登場した実物大復元飛行機のハンス・グラード機を市制70周年にあわせてテレビ熊本様から御寄贈いただきました。石野公園に展示することで引き続き日野熊蔵翁の功績をたたえる財産の一つとなることと存じます。さらに、70周年事業の一環としまして、熊本学園大学との包括協定を進めているところでございます。地域社会の発展に係る調査及び研究、人材の育成及び教育、その他さまざまな分野において相互に協力することを目的としており、地域の課題解決のための御提言をいただくことを期待しているところでございます。

広報広聴関係でございますが、私は市長就任以来、市民の皆様と相互理解を図るため、タウンミーティング、市長と語ろう ひとよし“かがやき”づくりトークを開催してまいりました。昨年までは校区、町内単位を中心に開催しておりましたが、今年は町内単位に加えて職場や各種団体単位を対象にした開催も計画しているところでございます。きめ細やかに開催し、参加しやすい状況をつくることで幅広い意見を拝聴させていただき、より多くの市民の皆様と市政に対する意見や考えなどの共有を図ってまいりたいと存じます。

行財政改革でございますが、経費節減の手始めといたしまして1期目に引き続き市長給与の20%を削減することとし、先日の臨時議会で関係条例案においてお認めいただいたところでございます。また、市職員の総人件費削減に向けて今後1年以内に新定員適正化計画を策定いたしますとともに、新たな組織機構改革により機動性の高い組織づくりを行う所存でございます。また、行政評価制度を有効かつ積極的に活用することで経費の効率化を図り、あわせて職員の意識改革を徹底してまいります。その一環として昨年からは着手しております事務事業体系化作業をさらに推進してまいる所存でございます。

東日本大震災に伴う支援関係でございますが、震災後、被災地への物的支援、人的支援を初め、現在もさまざまな形で支援をしているところでございます。物的支援につきましては、市民の皆様に品目を限定して物資提供の呼びかけをいたしましたところ、トイレトパー

パーなどの紙製品が段ボール70箱、4トン車1台分集まりましたので、大切にこん包し、4月12日に宮城県仙台市へ搬送させていただきました。

義援金でございますが、これまでに個人や町内会、企業や各種団体などから寄せられた善意が2,400万円を超えました。こちらは日本赤十字社を通じて送金いたしております。形を問わず市民の皆様方の善意と温かいお心に本当に胸が熱くなった次第でございます。この場をお借りまして心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。また、本市の義援金につきましては、専決処分において補正予算措置いたしました2,000万円を去る4月22日に義援金窓口へ送金させていただいたところでございます。

被災地に対する人的支援でございますが、応急給水活動熊本県下自治体合同チームや熊本県・市町村合同事務職人的支援チーム、熊本県・市町村合同健康福祉チームの一員として、4月5日から本日までに計7人の職員を派遣しております。現地での業務は給水業務や保健業務などの専門技術を要する業務のほか、被災自治体の業務補助などさまざまでございますが、派遣職員は自治体職員としての知識と経験を生かし、自律的、積極的に業務に取り組んでおりまして、多忙を極める被災自治体職員の皆さんの支えとなっているところでございます。本市におきましては、決して職員数に余裕があるわけではございませんが、国難ともいえる状況でございますので、今後とも関係機関と連携を図りながら、現行の支援枠組みの中で積極的かつ継続的に職員を派遣していく方針でございます。どうか御理解を賜りたいと存じます。

被災された方の住居支援でございますが、被災して住居を失われた方や福島原子力発電所周辺地域にお住まいの方で、立ち入り制限により避難所生活を余儀なくされている方などを対象に市営住宅の空き室を提供し、家賃や設備などにつきましても生活支援を行うこととしております。また、集団疎開支援絆プロジェクトとして、小規模の小中学校を丸ごと受け入れる支援策を提案させていただいております。これは、学校が被災したために十分な授業が行えないなどの悩みを解消すべく、人吉総合病院様の御協力のもと、教室や図書室、体育館など教育施設のほか、個室、食堂、大浴場、洗濯室などの生活施設も備えている旧人吉看護専門学校（録音機器不具合につき中断）

○議長（永山芳宏君）　ここで暫時休憩いたします。

午前10時25分　休憩

午前10時33分　開議

○議長（永山芳宏君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○市長（田中信孝君）（登壇）　それでは、4ページの最後の4行目から再び発言をさせていただきますと思います。

被災された方の居住支援でございますが、被災して住居を失われた方や福島原子力発電所

周辺地域にお住まいの方で、立ち入り制限により避難所生活を余儀なくされている方などを対象に市営住宅の空き室を提供し、家賃や設備などにつきましても生活支援を行うこととしております。また、集団疎開支援絆プロジェクトとして、小規模の小中学校を丸ごと受け入れる支援策を提案させていただいております。これは、学校が被災したために十分な授業が行えないなどの悩みを解消すべく、人吉総合病院様の御協力のもと、教室や図書室、体育館など教育施設のほか、個室、食堂、大浴場、洗濯室などの生活施設も備えている旧人吉看護専門学校を校舎として提供しようというものでございます。原則として、生徒と教職員合わせて70人程度の学校を想定しており、できるだけ震災前に近い学校生活の提供を目的としたものでございます。今のところ申し出はあっておりませんが、引き続き提供の呼びかけを行い、その呼応を見据えながらほかの支援策についても検討してまいりたいと存じます。いずれにいたしましても、被災された子供たちが少しでも安心した生活を送っていただけることを願っている次第でございます。

防災関係でございますが、去る5月22日、本市主催による人吉市防災実動訓練を、西瀬地区多目的広場をメイン会場に実施いたしました。本市では、例年出水期前に水害対応型の防災訓練を実施しておりますが、今回も防災関係機関及び住民との連携強化、住民の防災意識の高揚、防災関係機関職員の能力向上を目的として、消防団、人吉下球磨消防組合を初め、自衛隊第8特科連隊第2大隊、国土交通省八代河川国道事務所、人吉総合病院DMA T、そして災害応援協定を締結している企業団体など多数の関係団体の参加をいただき、水防工法、土砂災害救助など本番さながらの訓練を実施することができました。また、西瀬校区川南地区の町内会の御協力のもと、矢黒町、上・下永野町、上・下戸越町、鹿目町の住民の皆様には炊き出し訓練、避難訓練に積極的な参加を賜り、厚く感謝申し上げます。今回の防災訓練は東日本大震災の後でもあり、地域の防災に対する関心の高さと行政の責務の大きさを再認識したところでございます。今後も行政と市民の皆様が一体となった防災対策の推進を図り、安全安心なまちづくりに取り組んでまいりたいと存じます。

消防関係でございますが、来る8月21日に第2回熊本県女性消防操法大会が宇城市で開催されます。この大会は580人を超える県内の女性消防団員が集結し、5人1組で軽可搬ポンプを操作して、いかに機敏に規律正しく放水できるかを競うものでございます。本市女性消防隊は、一昨年の第1回大会においてタイムでわずかに及ばず3位に甘んじましたが規律面では最高の評価をいただき、県内のトップレベルに達した操法技術で大会関係者に強烈な印象を残したところでございます。今回は人吉下球磨消防組合の御指導のもと、優勝を目指して既に4月から訓練を開始しておりまして、隊員の所属事業所など関係機関の皆様には多大な御支援と御協力を賜り深く感謝申し上げます。この大会を通じて消防団員の一層の士気の高揚と技術の向上、そして人吉市消防団の強固な結束が図られるものと確信しているところでございます。

納税関係でございますが、市民サービスの一環として納付機会の拡大を図るため、月曜日と木曜日の窓口開庁時間の延長並びに4、5月の出納閉鎖期間中の日曜開庁による納付、納税相談を行ってまいりました。今後はさらに市民の皆様の利便性の向上を図るため、従来の金融機関での納付に加えてコンビニエンスストアでの収納の開始に向けた準備を進めてまいり所存でございます。

地域福祉関係でございますが、本市におきましては人吉市地域福祉計画に基づき、すべての人が生きがいを持って、互いに力を出し合い、安心して豊かに暮らせる幸せいっぱいのみちづくりを進めているところでございます。その中で、御自分では買い物に行くことが難しく、食品や日常生活用品の確保に不自由をされておられる方々への対応が急務でございました。本市といたしましては、人吉市社会福祉協議会に委託して「買い物交流支援えがおのふれあい事業」に取り組んでおりまして、去る6月1日、九日町商店街に買い物支援センターを開設いたしました。地元商店街の皆様との連携のもと、御用聞きや配達などを行うとともに福祉に関する情報の提供、仲間づくりなど地域における交流やふれあいの創出も期待しているところでございます。

高齢者福祉関係でございますが、来る10月15日から18日まで、全国的なイベントである「ねりんピック」が本県で開催されます。これは、高齢者を中心としたスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な全国健康福祉祭でございまして、本市では囲碁交流大会が開催されます。全国各地から参加されます選手や関係者の皆様方を一期一会のおもてなしでお迎えすることにより、全国へ向けて本市の情報発信を行う絶好の機会ととらえているところでございます。本大会に向けまして鋭意準備を進めておりますが、引き続き本大会実行委員会及び運営委員の皆様方を初め、市民総参加による取り組みを切にお願いするものでございます。

介護保険関係でございますが、本年度は平成24年度から26年度までの3年間を期間とした第5期介護保険事業計画・老人保健福祉計画の策定の年でございます。現在、市民の代表で構成されております策定委員会で御審議をいただいているところでございますが、今後はさらに多くの皆様の御意見を賜りながら第5期の介護保険料の設定を初め、介護保険及び高齢者の健康福祉に関する事業計画を策定してまいりたいと存じます。

農業振興関係でございますが、農産物ブランド化への取り組みといたしましては、農事組合法人 人吉きのこ生産組合を事業主体として、緑の産業再生プロジェクト促進事業の種目である特用林産施設整備事業を活用し、28棟の菌床きのこ栽培施設の整備が進められているところでございます。

本組合では、キクラゲ菌床の供給元の共栄精密熊本株式会社様、及び出荷先である熊本市のエヴァウェイ株式会社様との連携により、良質な国産キクラゲの組織的な生産販売がなされ、組合員の所得向上につながることを目指しており、本市といたしましても農産物ブランド化へのモデル事業と位置づけ、積極的に支援してまいりたいと存じます。

地産他商関係でございますが、本市の安全安心そして新鮮な農産物を全国の消費者に届けようと、農産物直売所の御協力をいただきながら、人吉のラッキー便と銘打ったふるさと宅配便の発送をこの5月から始めました。人吉はその名のとおり、「人」に「吉」（ラッキー）な安全安心な農産物をつくり、お届けするというコンセプトで、春夏秋冬年4回の発送を計画しております。現在もあらゆる機会をとらまえその募集を行っているところでございまして、全国に向けて販路確保の一翼になることを期待しているところでございます。

また、都市圏への本市のPRといたしまして、東京都庁全国観光PRコーナーにおいて11月23日から29日までの7日間、各方面の御協力を得ながら本市の農産物を初め、物産、観光のPRイベントを開催する計画でございまして、都市圏に広く本市をPRできる絶好の機会ととらえているところでございます。

商工関係でございますが、地デジ放送への完全移行が来る7月24日と迫る中、難視聴世帯の解消に向けて継続してアナログ放送終了についての御理解と地デジ化への早めの対応をお願いし、特に高齢者世帯の日常生活に混乱がないよう周知・徹底を図っているところでございます。また、移行への期限が迫っていることから、デジサポ熊本との連携により、地デジ相談窓口を6月15日から8月26日まで市役所別館に開設いたします。さまざまな御相談に応じるほか戸別訪問にも対応しますので、未対応の方や地デジ放送が受信できない場合はお気軽に御相談いただければと存じます。

労働雇用関係でございますが、先の見えない景気動向によりましていまだ地方経済は疲弊している状況にあり、厳しい雇用情勢が続いています。人吉球磨地域の有効求人倍率はことし2月から3月にかけて0.53倍で推移しておりますが、急速に状況が好転するとは考えにくく、なお雇用への不安がございまして。現在も多くの方が職を求めてハローワーク球磨を利用されており、本市といたしましては昨年に引き続き市民生活の安定を図ることを目的として、失業者に対する短期の雇用、就業機会の創出、提供のために緊急雇用創出事業に取り組んでまいりたいと存じます。

観光振興関係でございますが、去る4月30日と5月1日の両日、人吉城跡ふるさと歴史の広場で開催いたしました日本百名城人吉お城まつりは、昨年から登場いたしております市内の小学生からなる鉦叩き少年隊約100人を含む総勢200人の武者行列が大いに好評を得たほか、2日目の校区対抗六調子大会では各参加チームにおいてさまざまな工夫をされ、出演者並びに応援の皆様ともに昨年以上の盛り上がりを見せておりました。1日目の夜の城下町パレードは途中から雨となりましたが、まつり全体では昨年を上回る3万2,000人の来場者がございました。また、ことしは東北地方太平洋沖地震復興支援と位置づけまして、停滞する経済の活力となればと取り組み、会場で義援金を募りましたところ、御来場いただきました皆様や出演者並びに出店業者の方々から合計57万2,325円の善意が寄せられましたので、日本赤十字社熊本県支部人吉市地区へお渡ししたところでございます。

次に、春のじゅぐりつと博覧会でございますが、3月中のイベントにつきましては大震災の関係でイベント開催を自粛いたしておりましたが、3月下旬の蒲島熊本県知事の被災地復興を支える旨の自粛解禁宣言に伴い、4月中旬から開始いたしました。「体験」をキーワードに、城下町人吉を楽しむ人吉城下町体験ツーリズムや、第2回ひとよし歌謡祭を初めとした音楽イベントのほか、中心市街地を「歩いて・見て・感じる・相良七百年」と題した人吉歴史回廊・人吉まちかど資料館11カ所などを開場いたしました。

また、今回新たに人吉社交飲食業組合加盟店による球磨焼酎の楽しみ方を紹介する「球磨焼酎 春の陣」を開催し、市民並びに観光客の皆様楽しんでいただくことができました。この二つのイベントをこのように盛大に開催できましたのも、御協賛、御協力いただきました市民の皆様や関係企業・団体各位、さらに企画運営に携われました双方の実行委員会を初めとする関係各位の御尽力のたまものでございまして、この場を借りまして皆様に心から御礼を申し上げたいと存じます。

観光客誘致関係でございますが、JR九州の九州横断特急沿線にあります別府・大分・豊後大野・竹田・阿蘇・熊本・八代・人吉の8市の市長が、去る5月19日、九州市長会開催時にあわせて協議を行い、九州横断特急ルート全域をキーワードに、中九州観光圏に新たな観光客の誘致と地域活性化を目指しながら、元気な九州をアピールする九州横断特急沿線都市観光協議会を発足いたしております。今後は実務者による幹事会を開きながら事業展開を行うとともに、相互協力と観光事業における情報交換を進めてまいり所存でございます。

土木関係でございますが、本市が管理する橋梁につきましては、高度成長期に建設されました橋梁の高齢化を考慮し、平成21年度に点検業務を実施し、これを受けて22年度に従来の事後的な修繕及びかけかえから、予防的な修繕及び計画的なかけかえへと転換することで費用の縮減と平準化を図る橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしました。今後、修繕が必要な橋梁につきまして、計画的に修繕工事を実施してまいりたいと存じます。

本年度は、橋げたにひび割れが発生し、現在2トン車以上の車両通行どめの交通規制をかけております市道戸越地内第3号線にかかっている小股橋の修繕工事を計画しているところでございます。また、市道上林中神線にかかっております中原跨線橋につきましても、橋げたなどにさびが発生し腐食が進行しておりますので、詳細調査などを実施してまいりたいと存じます。

市営住宅関係でございますが、本市の市営住宅につきましては建設後30年から40年を経過した住宅が多く存在し、老朽化が見受けられます。本年度は、既存住宅ストックについて確実な点検の実施及びその点検に基づく維持修繕などの予防保全的管理のもとで、既存ストック住宅の長寿命化対策及び計画的な改修・更新を行うことを目的とした公営住宅等長寿命化計画を策定して、安全安心な住生活の質の向上を目指し、計画的な整備を進めてまいりたいと存じます。

都市計画関係でございますが、街路事業として取り組んでおりました都市計画道路紺屋町南町線外1線の道路改築工事が本年3月末に完了いたしました。都市計画道路は都市の骨格を形成し円滑な都市活動を支える重要な都市施設であり、都市の健全な発展のためには今後も継続的に整備を進めていく必要がございます。そこで、人吉市総合計画や人吉市都市計画マスタープラン、人吉市都市計画道路整備プログラムに基づく検討や本市独自の交通量調査などを行い、次期整備区間の検討をいたしました結果、都市計画道路下林願成寺線のうち、県道坂本人吉線交差点付近からフルーティールoad交差点付近までの未整備区間を次期整備区間とし、まずは鬼木町ファミリーマート様前からもみの木動物病院様前までの区間の整備に取り組むことにいたしました。今後は路線測量及び予備設計を行ったのち、国の事業認可に必要な事務手続を完了させ、補助事業である街路事業として同区間の整備に取り組んでまいりたいと存じます。

公園事業でございますが、本市の都市公園につきましては設置してから20年から30年余りが経過している公園が多く、施設も老朽化し、それに伴う遊具の減少や事故などの危険もございますので、既存公園施設の計画的な改築や修繕などに取り組む時期がまいっております。本年度は、都市公園における公園施設について適切な施設点検、維持修繕などの予防保全的管理のもとで、既存公園施設の長寿命化対策及び計画的に改築・更新を行うことを目的とした公園施設長寿命化計画を策定し、平成24年度から子供や高齢者を初め誰もが安全で安心して利用できる都市公園を目指し、計画的に整備に取り組んでまいり所存でございます。

学校教育関係でございますが、文部科学省の学校ICT環境整備事業、総務省のユビキタスタウン構想推進事業及び絆プロジェクトの3事業は、平成22年度末までに完了することができました。この3事業により小中学校におけるタブレットパソコンや電子黒板などのICT機器の整備ができましたので、その利活用につきまして研究や創意工夫を行い、これまで以上にわかりやすい授業の推進や、児童・生徒の情報機器活用能力の向上を図ってまいりたいと存じます。

児童の基礎学力の定着・向上につきましては、最重要課題として各小学校におきましても重点的に取り組んでいるところでございます。しかしながら、これまで本市独自にリテラシー調査を行ってきた結果を見ても、まだ児童の基礎学力が十分に定着している状況ではございませんので、退職教職員の皆様などの御協力をいただきながら、放課後などの時間を活用して基礎学力の定着・向上を図ってまいりたいと存じます。

人吉お城まつりにあわせて開催いたしました「おどんな日本一武道大会」は、心配された天候も持ち直し、盛会のうちに終了することができました。人吉城跡三の丸において開催しました「おどんな日本一全国少年剣道大会」は、九州各県から400人を超える小中学生の皆さんの参加があり、絶好のロケーションの中で二日間、白熱した野試合を繰り広げていただきました。人吉市弓道場において開催いたしました「おどんな日本一高校生弓道大会」は、

県内外から過去最多の290人の参加があり、団体戦と個人戦が展開されております。また、人吉市相撲場で開催された「おどんな日本一人吉・球磨相撲大会」には、郡市から66人の小学生が参加して団体戦、個人戦が行われ、豆力士たちの取組に大きな声援が送られておりました。各武道大会に参加された選手の皆様におかれましては、貴重な、そして思い出に残る大会になったものと存じます。大会開催に当たり御尽力いただきました関係各位に厚く御礼を申し上げますとともに、今後さらにすばらしい大会となるよう鋭意努力を重ねてまいりたいと存じます。

いで湯と球磨焼酎・笑顔の里「ひとよし春風マラソン」は、御協賛いただく各企業並びに多くの団体や市民ボランティアの皆様などの御協力により、これまで8回開催し、全国から多くの方々に参加をいただいているところでございます。前回の大会では過去最高となる約4,000人の方々にエントリーをいただき、そのうち3割余りの方々が県外からのランナーでございまして、観光振興にも大きく寄与する大会に成長してまいりました。第9回大会は、来年2月19日の開催を早期に決定しており、ランナーへの告知も開始していたところでございますが、熊本市の政令指定都市移行を記念した第1回熊本城マラソン大会の同日開催が、去る5月10日に決定されました。フルマラソン、30キロ、約5キロの3種目に1万人程度の参加を目指した大会が同日開催されるということで、一定の影響を懸念しているところではございますが、本市といたしましては地元食材を使った郷土料理、沿道での小旗を使っての熱心な応援、疲れを癒す温泉などの温かいおもてなしに積極的に取り組み、本市の特色を大いに生かしたマラソン大会として準備を進めてまいりたいと存じます。

文化事業関係でございますが、本市の秋を彩る犬童球溪顕彰音楽祭も今年で65回を迎えます。本年度は混声コーラスグループ「フォレスト」によるゲストコンサートのほか、新たに市内合唱団のメンバーを中心に球溪合唱団を結成していただき、日本の四季をテーマに、日本唱歌・歌曲を歌っていただくなど、より多くの市民の皆様楽しんでいただけるステージを企画してまいりたいと存じます。

文化財関係でございますが、史跡人吉城跡保存管理計画書につきましては、昭和59年の策定以来、四半世紀が経過したことや中世城部分の追加指定があったことなどを踏えて、平成22年度に改訂版を策定いたしましたところでございます。今後はこの計画書を指針として調査や修理、整備計画を具体的に進め、まちづくりのシンボルとして多くの方々に訪れていただける史跡の創出を目指してまいりたいと存じます。なお、本年度は昨年度に引き続き史跡東側の園路整備工事を実施しますとともに、相良神社境内にあります老朽化したトイレの改修などにつきましても関係機関と検討を進めてまいりたいと存じます。

上水道事業関係でございますが、現在本市の上水道事業は昭和32年の給水開始以来、54年目を迎えております。平成20年度に策定いたしました人吉市水道ビジョンは、水道事業の現状と将来の見通しを分析・評価した上で目指すべき将来像を描き、その実現のための具体的

方策を示しておりまして、水道事業のマスタープランとなるものでございます。この人吉市水道ビジョンの事業計画に基づき、本年度も引き続き水道施設の整備、水道管路の耐震化及び老朽管更新事業などを実施してまいります。今後も水道事業の経営安定化を図り、低廉で清浄かつおいしい水を提供できますよう努めてまいります所存でございます。

生活排水処理施設関連でございますが、公共下水道につきましては、昭和57年3月の供用開始から来年3月で30年を迎えることとなります。現在、計画区域内の面整備とともに終末処理場人吉浄水苑の老朽化に伴う改築更新工事を行っているところでございますが、今後同じく老朽化が目立ってきております初期に施工しました管渠施設や汚水中継ポンプ場の改築更新工事の検討も開始するなど、施設の機能維持を図り、安全性を確保し健全な運転を行ってまいりたいと存じます。また、浄化槽関係でございますが、本年度から単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切りかえに対する新たな補助制度を創設するなど、さらなる浄化槽の普及を図ってまいりたいと存じます。

引き続きまして、御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして概要を御説明申し上げます。

議第46号平成23年度人吉市一般会計補正予算案（第2号）は、歳入では国県支出金及び繰越金などの追加を、歳出では緊急性を勘案し補助事業及び単独事業などの追加補正を行うものでございます。歳入歳出それぞれ1億9,787万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を140億6,900万2,000円とするものでございます。

議第47号人吉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正案は、任期付短時間勤務職員の給料月額を算定する場合の算定基礎となる給料月額を、再任用職員以外の職員と同様とするため条例の一部を改正するものでございます。

議第48号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案は、非常勤職員が市内及び球磨郡内の会議などに出席するため旅行したときに支給する費用弁償を一律1,700円とするため、条例の一部を改正するものでございます。

議第49号人吉市地域福祉計画推進協議会設置条例案は、地方自治法第138条の4第3項の規定により、平成22年11月に策定した人吉市地域福祉計画の推進について協議する機関を設置するため、条例を制定するものでございます。

議第50号人吉市予防接種事故災害補償条例の一部改正案は、予防接種法施行令及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布、施行され、予防接種健康被害給付制度の給付額が引き下げられたことに伴い、市が加入している全国市長会予防接種事故賠償補償保険の特約書が改正されたため、条例の一部を改正するものでございます。

議第51号委託に関する協定の締結についての案件は、来年3月に供用開始から30年を迎えます人吉市公共下水道終末処理場人吉浄水苑の受変電設備に係る改築更新工事につきまして、

日本下水道事業団と2億9,300万円で委託協定を締結するものでございます。

議第52号市道路線の認定についての案件は、古仏頂町内における道路について、当該道路が現に地域住民の生活道路として使用されており、また、過去に転落事故も発生していることから、地域住民の安全を確保するため、新たに古仏頂地内第7号線を市道として認定するものでございます。

議第53号教育委員会委員の任命につき同意を求める案件は、大園武義氏の任期が本年6月30日をもって任期満了となることに伴い、後任として末次美代氏を任命することにつきまして議会の御同意をお願いするものでございます。

議第54号監査委員の選任につき同意を求める案件は、議員のうちから選任する監査委員として仲村勝治議員を再任することにつきまして、地方自治法第196条第1項の規定により議会の御同意をお願いするものでございます。

以上、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして概要を御説明申し上げますが、詳細につきましては所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時21分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（坂崎博憲君）（登壇） 皆様、こんにちは。それでは議第46号の補足説明、並びに報第1号の報告をさせていただきます。

まず、議第46号平成23年度人吉市一般会計補正予算案（第2号）について、補足説明をいたします。

お手元の予算書1ページをお願い申し上げます。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により御説明をいたします。第2条の地方債の補正につきましては、第2表地方債補正により御説明をいたします。

5ページをお願いいたします。第2表地方債補正の変更は、道路新設改良事業の増に伴い地方道路等整備事業債の限度額を増額するものでございます。

8ページをお願いいたします。歳入でございますが、14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金1,461万6,000円の増額は、橋梁新設改良事業と民間建築物アスベスト緊急改修促進事業に対しまして交付される社会資本整備総合交付金の追加内示に伴うものでございます。4目教育費国庫補助金、4節社会教育費補助金933万5,000円の増額は、史跡人吉城跡保存整備事業に交付される補助金の内示に伴うものでございます。

15款県支出金、2項県補助金、4目労働費県補助金、1節労働諸費補助金913万9,000円の増額は、県の基金を活用したふるさと雇用再生特別交付金と緊急雇用創出交付金の雇用対策事業の追加内示でございます。5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金258万2,000円の減額は、戸別所得補償制度推進事業費補助金が「人吉市水田農業推進協議会」に直接交付されることによる減額などでございます。2節林業費補助金2,282万1,000円の増額は、高性能林業用機械の購入に対して交付される補助金でございます。次に、7目教育費県補助金、1節小学校費補助金48万1,000円の増額は、水俣に学ぶ肥後っ子教室事業。2節社会教育費補助金93万3,000円の増額は、史跡人吉城跡保存整備事業に対して交付される県補助金でございます。

9ページをお願いいたします。3項委託金、1目総務費委託金、1節総務管理費委託金49万6,000円の増額は、人権啓発活動地方委託事業の追加でございます。8目教育費委託金、1節教育総務費委託金35万円の増額は、理科支援員配置事業の委託に伴うものでございます。

17款、1項寄附金、1目一般寄附金447万6,000円の増額は、不適正な経理処理による国庫補助金等返還金に係る加算金に対して、市職員及び市職員OBなどで組織された人吉市役所有志会からの寄附金でございます。

19款、1項、1目繰越金1億1,000万円は前年度繰越金の増額補正でございます。

10ページは省略し、11ページをお願いいたします。次に、歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2,613万9,000円の増額は、東日本大震災被災自治体支援のための市職員派遣経費や、被災した小学校または中学校の児童・生徒、教職員等を旧人吉看護専門学校で受け入れる経費が主なものでございます。

12ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費20万3,000円の増額は、昨年策定いたしました人吉市地域福祉計画の進捗状況の評価などしていただく地域福祉推進協議会の経費が主なものでございます。

13ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、3目保健センター費79万4,000円の増額は、9月に開催予定の相良三十三観音めぐりウォーキング大会に係る経費が主なものでございます。

5款労働費、1項労働諸費、4目地域雇用創出推進費1,826万5,000円の増額は、歳入でも御説明いたしましたふるさと雇用再生特別交付金を活用した九州新幹線全線開通などに伴う観光客増加対策事業を、人吉温泉観光協会へ委託することにより2名の雇用を予定しております。また、緊急雇用創出交付金事業では介護分野への就業を促進し、人材の確保を図るため介護ヘルパー養成を目的とした事業を介護事業者に委託することにより5名の雇用を予定しております。さらに、市単独で実施する雇用創出事業として、林道の草払いや側溝などの整備作業で3名、市道・公園などの整備作業で7名の臨時職員の雇用を予定しておりまして、合計17名の雇用を予定いたしております。

14ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費258万3,000円の減額は、戸別所得補償制度推進事業費補助金が人吉市水田農業推進協議会に直接交付されることに伴う事務費の減が主なものでございます。4目畜産業費34万円の増額は、昨年宮崎県で発生した口蹄疫により子牛の出荷が遅延した農家に対して助成をするものでございます。

15ページをお願いいたします。2項林業費、2目林業振興費2,282万1,000円の増額は、高性能林業用機械の購入を計画されている球磨川流域林業事業協同組合への補助金でございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費100万円の増額は、社会資本整備総合交付金事業といたしまして、民間建築物のアスベスト調査分析に対する補助でございます。

16ページをお願いいたします。2項道路橋梁費、3目道路新設改良費3,060万円の増額は、青井二日町線外7路線の道路改良及び側溝改良などでございます。5目橋梁新設改良費2,484万円の増額は、水ノ手橋外2橋の補修などでございます。3項住宅費438万円の増額は、市営住宅の給水設備や外壁の改修などが主なものでございます。4項都市計画費、4目街路事業費833万7,000円の増額は、下林願成寺線の測量設計委託料でございます。

17ページをお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費114万円の増額は、児童・生徒の登下校の見守りをしていただいておりますこども王国保安官の方々の暑さ対策としての帽子購入などでございます。

18ページをお願いいたします。2項小学校費、2目教育振興費130万9,000円の増額は、県から内示がございました水俣に学ぶ肥後っ子教室事業と県委託事業理科支援員配置事業の経費でございます。5項社会教育費、4目文化振興費293万6,000円の増額は、第65回犬童球溪頭彰音楽祭音楽の夕べゲスト派遣手数料と球磨川舟唄全国大会補助金でございます。5目文化財保護費2,046万2,000円の増額は、平成21年度から施工されております岩屋熊野座神社保存修理事業に対して、国・県と合わせ補助するもののほか、史跡人吉城跡東側の園路整備事業費などでございます。

19ページをお願いいたします。14款、1項、1目予備費を2,686万2,000円増額いたしております。

以上で、議第46号について補足説明を終わります。

引き続き、報第1号平成22年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令の規定に基づき御報告をいたします。

お手元の議案書の14ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費が、人吉ICバス待合所改修計画書作成業務委託料の1件。3款民生費、1項社会福祉費が地域密着型サービス拠点等施設整備事業と老人福祉センター改修事業の2件。6款農林水産業費、2項林業費が緑の産業再生プロジェクト促進事業の1件。7款、1項商工費が青井阿蘇神社周辺

中心商店街活性化緊急環境整備事業など3件。8款土木費、2項道路橋梁費が道路維持補修工事など6件。

15ページをお願いいたします。同じく3項住宅費が市営住宅修繕事業の1件。同じく4項都市計画費が鶴田橋橋梁診断業務委託料の1件。同じく5項河川費が河川しゅんせつ業務委託料の1件。9款、1項消防費が消防団作業服購入事業の1件。10款教育費、2項小学校費が小学校校舎耐震補強等事業など2件。同じく5項社会教育費が公民館整備事業の1件となっております。合計20件の繰越計算書でございます。また、翌年度繰越額の合計額は5億7,470万8,658円でございます。その財源内訳でございますが、既収入特定財源はございません。

次に、未収入特定財源でございますが、国庫支出金がきめ細かな交付金の4,991万6,000円、住民生活に光をそそぐ交付金の756万9,000円、安心・安全な学校づくり交付金の1億3,590万5,000円など合計の1億9,339万円となっております。

次に、県支出金が介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等1億3,340万円、緑の産業再生プロジェクト促進事業費補助金の2,092万4,000円、青井阿蘇神社周辺中心商店街活性化緊急環境整備事業費補助金100万円など合計1億5,532万4,000円となっております。

次に、地方債が地方道路等整備事業債の850万円、小学校耐震補強等事業債の1億8,770万円など合計1億9,620万円となっております。

最後に、一般財源が2,979万4,658円でございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○**経済部長（松田知良君）**（登壇） 皆様、こんにちは。報第2号くま川下り株式会社の経営状況につきまして御報告させていただきます。

報第2号の資料は別冊となっております。1ページをお願いいたします。第49期決算報告書でございます。事業期間は平成22年3月1日から平成23年2月28日まででございます。

2ページをお願いいたします。まず、事業概況でございますが、くま川下り株式会社は複合観光会社として、遊覧船事業、宿泊事業、ラフティングや売店運営等その他事業の3部門にわたり事業を推進しております。第49期は観光川下り100周年に当たり、さまざまなイベントを計画し、さらなる業績アップを目指しておりましたが、4月に発生いたしました口蹄疫の影響で8月末に終息宣言が出されるまで予約のキャンセルや宮崎県、鹿児島県からの観光客の自粛など、各事業とも厳しい状況下での営業となりました。さらに、天候におきましても梅雨の長雨のため増水により6月下旬から約1カ月間の欠航、その後は一変してまとまった雨がなく、渇水による9月下旬から10月末までの急流コースを欠航させなければならず、苦戦を強いられた1年ございました。

このようなことで、第49期決算につきましては総事業収入2億6,009万4,000円で対前年比85%と前年度の実績を大きく下回り、経常損失は2,162万9,000円となりました。

個別に見てみますと、2ページから3ページの遊覧船事業でございますが、乗船客目標を5万5,000人と定め、近隣市町村、人吉温泉観光協会や球磨村観光協会の観光客誘致活動、沖縄を除く九州各県の都市におきまして営業活動を行い、特に九州新幹線全線開通に向けて重点地区である関西地区などで修学旅行誘致活動など、さまざまな誘致宣伝活動を展開いたしました。また、観光川下り100周年を記念して女性ガイドの復活、球泉洞からのシャトルバスの運行など改善を図ったものの口蹄疫発生で客足が減少、6月下旬から1カ月間の増水、9月下旬から10月末までの濁水と、欠航が続きました。実績といたしましては、隻数が3,096隻、対前年比85%、乗船客数が3万7,940人、対前年比83.7%となり、昨年より隻数で548隻、乗船客数で7,371人の減員となり、船賃収入は1億1,649万8,000円となり1,713万3,000円の減収となっております。

次に、宿泊事業でございますが、3ページから4ページをお願いいたします。宿泊につきましては、観光列車いさぶろう号・しんぺい号を利用したプラン、青井阿蘇神社とくま川下りを利用したプランなど、熊本県、宮崎県の老人クラブなどに営業を行い、また宴会客の集客につきましては人吉市、球磨郡内、えびの市、伊佐市の近隣地域に「くま川下りと宴会日帰りツアー」の勧誘に努めました。また、ホームページの広告宣伝にも努め、インターネット宿泊予約サイトでの予約も始めました。しかし、宿泊人数6,671人、対前年比84.6%、休憩宴会人数2万511人、対前年比95.8%と減少し、総収入では8,272万3,000円、対前年比85.7%と減収となっております。これも、原因といたしましては口蹄疫や天候不順によります欠航が要因となっております。

次に、その他事業でございますが、4ページでございます。まず、売店物品販売でございますが、くま川下り売店並びにくまがわ荘売店の物品販売事業収入の合計は1,736万円、対前年比80.3%でございます。

次に、ラフティング事業でございますが、ラフティング会社が18社と競争が厳しくなり、修学旅行シーズンの増水などのキャンセルなどで、実績といたしましては利用客数が3,516人となり、前年より1,064人の減員でございます。収入2,034万8,000円、対前年比77.4%と減少いたしております。請負事業等営業外収益を入れましてその他事業の総収入が6,199万4,000円、対前年比80.5%となっております。

5ページをお願いいたします。くま川下り株式会社の貸借対照表、一番下でございますが資産合計及び負債・純資産合計ともに1億4,552万2,135円となっております。

6ページをお願いいたします。損益計算書でございます。まず、営業損益につきましては純売上高が2億4,487万8,070円で、売上原価と販売費及び一般管理費を差し引いた営業損益がマイナス2,712万1,414円となっております。これに営業外損益を含めた経常損益がマイナス2,162万9,838円となっており、当期損益がマイナス2,163万9,490円となっております。

7ページをお願いいたします。第50期事業計画書でございます。事業期間は平成23年

3月1日から平成24年2月29日でございます。

8ページから9ページをお願いいたします。事業計画でございますが、新燃岳が1月26日に爆発的噴火後、南九州を訪れる観光客の影響が心配されたものの3月12日の九州新幹線全線開通という記念すべきビッグイベントを控え、大きな希望と期待をもってスタートした第50期でございますが、九州新幹線全線開通の前日の3月11日に国難ともいえる東日本大震災が発生いたしました。このことは観光業界におきましては外国人観光客の激減やイベント、消費活動の自粛などで深刻な影響が懸念されておりますが、災害が起きていない地域は今より元気になって経済活動を活性化させる使命がございます。このようなことで、当期の目標も昨年同様、くま川下りを5万5,000人、ラフティングを4,700人、くまがわ荘の宿泊人数を1万300人、休憩宴会人数を2万1,500人といたしております。

まず、くま川下りでございますが、昨年度好評だったくま川下り女性ガイドの乗船や球泉洞からのシャトルバスの運行を土・日・祝日限定で行いますし、月2回のレディースデーも継続して行います。新たな取り組みといたしまして、要望の多かった着船場から球泉洞へ上がるリフト代の別料金を解消するため、球泉洞と連携したパック商品を開発し、「アクアパック」として売り出します。また、所要時間や利用料金が制限されます団体ツアーのお客様に対しましては、ショートコース（人吉発船場～翠嵐楼前）などで対応いたします。平成22年3月に人吉市行財政経営検討委員会から出されました「第3セクター3法人の経営健全化に関する提言」に基づき、経営改善計画を人吉市と連携を取りながら進めてまいりますが、具体的な数値目標は今年度、関西・中国方面の客数を5%ふやすことや、自社ホームページの充実による新規顧客開拓で売上200万円の増収と、売店の魅力ある商品を開発し、売店売上で3%増収を目指します。

次に、ラフティングにつきましては、ラフティング会社がふえ業者間の競争も激しさを増す中、修学旅行を軸に関東・関西・中国地域に重点的に誘致活動を展開してまいります。

次に、国民宿舎くまがわ荘につきましては、「観光列車いさぶろう号・しんぺい号」の乗車を利用した「いい旅プラン山岳鉄道の旅」とくま川下りを利用した「青井阿蘇神社とくま川下り」を、熊本県・宮崎県の老人クラブや各種団体を中心に営業を行ってまいります。また、近隣の人吉市、球磨郡内、えびの市、伊佐市へは観光地めぐりやくま川下りと宴会を組み合わせた企画を行い、宴会客の集客活動を積極的に推進してまいります。また、インターネット宿泊予約サイトからの受付を昨年度末から開始いたしました。今後は提供部屋数をふやし、稼働率のアップを図ってまいります。広域の宣伝活動につきましては、旅行情報誌、新聞やホームページを利用して行き、「いやしの旅」を前面に打ち出し、食事メニューの開発につきましても季節・用途に応じた料理献立を研究し、新メニューの開発に努めてまいります。

10ページをお願いいたします。第50期の損益計画書でございます。

まず、営業損益につきましては純売上高合計が3億4,953万3,000円で、売上原価と販売費及び一般管理費を差し引いた営業損益が784万7,000円でございます。これに営業外損益を含めた経常利益を1,585万円見込んでいるところでございます。

以上、くま川下り株式会社の経営状況につきまして御報告いたします。よろしくお願い申し上げます。

---

---

○議長（永山芳宏君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前11時53分 散会

# 平成23年6月第4回人吉市議会定例会会議録（第2号）

平成23年6月16日 木曜日

---

## 1. 議事日程第2号

平成23年6月16日 午前10時 開議

- 日程第1 議第46号 平成23年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議第47号 人吉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第3 議第48号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す  
る条例の制定について
- 日程第4 議第49号 人吉市地域福祉計画推進協議会設置条例の制定について
- 日程第5 議第50号 人吉市予防接種事故災害補償条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 日程第6 議第51号 委託に関する協定の締結について
- 日程第7 議第52号 市道路線の認定について
- 日程第8 議第53号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第9 議第54号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 報第1号 平成22年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第11 報第2号 くま川下り株式会社の経営状況について（第49期決算報告書及び第  
50期事業計画書）
- 日程第12 一般質問
1. 松 岡 隼 人 君
  2. 平 田 清 吉 君
  3. 大 塚 則 男 君
  4. 犬 童 利 夫 君
  5. 笹 山 欣 悟 君
- 
- 

## 2. 本日の会議に付した事件

### ・追加日程

議第55号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

議第56号 副市長の選任につき同意を求めることについて

議第57号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

### ・質疑を含めた一般質問

---

---

3. 出席議員（18名）

1番	宮崎	保君
2番	高瀬	堅一君
3番	村口	隆君
4番	大塚	則男君
5番	平田	清吉君
6番	犬童	利夫君
7番	松岡	隼人君
8番	井上	光浩君
9番	豊永	貞夫君
10番	川野	精一君
11番	笹山	欣悟君
12番	西	信八郎君
13番	村上	恵一君
14番	田中	哲君
15番	仲村	勝治君
16番	三倉	美千子君
17番	森口	勝之君
18番	永山	芳宏君

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	田中	信孝君
副市	長	林	健善君
監査	委員	篠崎	國博君
教	育	堀	秀行君
市長	公室	久本	一富君
総務	部長	坂崎	博憲君
市民	部長	山本	政義君
健康	福祉	今村	朱美君
経	済	松田	知良君
建	設	中村	明公君
市長	公室	愛甲	秀樹君

総務部次長	中村則明君
市民部次長	椎葉幹夫君
健康福祉部次長	松岡誠也君
経済部次長	大渕修君
経済部次長	福山誠二君
建設部次長	木村秀敏君
企画課長	小林敏郎君
財政課長	告吉眞二郎君
市民課長	今村修君
高齢者支援課長	村口桂子君
管理課長	中川一水君
会計管理者	松江隆介君
水道局長	田中幸輔君
上水道課長	水野二郎君
教育部長	赤池和則君
教育部次長	東俊宏君
教育総務課長	東和人君
農業委員会 農事務局長	村田定美君
監査委員 監査局長	大平正君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	赤池謙介君
次	長	村並成二君
次	長	山本繁美君
書	記	白坂禎敏君

午前10時05分 開議

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります前に、現在、土砂災害警戒情報が発令されておりますので、経過次第におきましては休憩または延会もあり得るかもしれませんのでお含み置きいただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

---

---

### 日程の追加について

○議長（永山芳宏君） ここで日程の追加について、お諮りいたします。

一般質問の前に、議第55号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第56号副市長の選任につき同意を求めることについて、及び議第57号固定資産評価員の選任につき同意を求めることについての3件を日程に追加することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、3件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

---

---

### 追加日程 議第55号から議第57号まで

○議長（永山芳宏君） 執行部より、提案理由の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

ただいま追加提案いたしました議案につきまして、御説明を申し上げます。

議第55号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正案は、林健善氏が本年6月30日をもって経済産業省に帰任されることに伴い、本年7月1日以降における副市長の給与月額において、引き続き市長マニフェストに追従し10分の1を減額して支給するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第56号副市長の選任につき同意を求める案件は、林健善氏が本年6月30日をもって経済産業省に帰任されることに伴い、新たに同じく経済産業省の高橋隆氏を選任することにつきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。

議第57号固定資産評価員の選任につき同意を求める案件は、このたび副市長に選任同意をお願いしております高橋隆氏を固定資産評価員に選任することにつきまして、議会の御同意

をお願いするものでございます。

議員各位におかれましては慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永山芳宏君） ただいま説明がありました3件に対しての質疑は、20日の一般質問終了後に行いますのでよろしく願いいたします。

---

---

#### 質疑を含めた一般質問

○議長（永山芳宏君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君）（登壇） 皆さん、おはようございます。7番議員の松岡隼人でございます。

まずは、東日本大震災におきまして被害に遭われた方に対しましてお見舞いとお悔やみを申し上げますとともに、一日も早い復興を心からお祈りを申し上げます。また、本市におきましても、先日の集中豪雨によりさまざまな場所で被害が発生をいたしております。加えまして、昨日からの大雨が継続的に降り続いており、災害発生が懸念されている状況です。被害に遭われました方に対しましてお見舞いを申し上げますとともに、今後災害が発生しないことをお祈り申し上げます。

さて、私、松岡隼人は市民の皆様の暖かい御支援をちょうだいし、2期目の当選をさせていただきました。これまで同様に現場主義を貫き、これまで以上に情報発信と議論の場を提供しながら、市民の皆様の声を市政に反映してまいり所存でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、通告に従いまして一般質問を行います。今回は2点についてです。1点目は、市庁舎の移転について。2点目は、発達障がい支援についてです。

平成23年3月11日、東日本大震災の発生に伴い、地域の防災に対する関心が大変高まっております。地震に対する不安も当然のことながら、母なる球磨川が東西に走り、そこに注ぎ込む支流が縦横に広がる本市におきましては、毎年のように浸水や越流、崖の崩落等の災害発生に不安を覚えております。地震のみならずあらゆる災害の発生に対してどのように対処するかは、常に考えておかなければならない問題です。特に今回、東北の想定外の災害発生を目の当たりにして、本市におきましても避難所の見直しを初め防災計画全体の見直しが必要とされるのではないのでしょうか。

西校区におきましては本年も御溝川が氾濫いたしております。本項目につきましては通告をいたしておりませんが、早期の課題解決に努めていただきますよう強く要望いたしておきます。

これらの詳細につきましては同僚議員に質問をお願いすることといたしまして、私は市役

所本庁舎に関すること1点に絞りまして質問を行います。人吉市議会では、平成13年12月に市庁舎建設に関する特別委員会を設置して、平成15年の改選をまたぎ平成19年3月まで審査を進められました。当時の委員長報告や平成22年12月議会の仲村議員による一般質問の内容と執行部の答弁をもとに簡単に振り返ってみますと、市役所本庁舎は昭和37年に建設された鉄筋コンクリートづくりの建物で、建築から約50年が経過をいたしております。平成13年度に行われた耐震診断では、経年劣化や耐震壁の不足、柱、鉄骨量の不足などの要因で1階及び2階の耐震性が不足しているということが確認されております。また、現在のこの市庁舎は国の史跡指定区域内にあり、早期の移転が求められています。そして現在、本市には基金が約3億円ございます。

特別委員会での審査の詳細については割愛いたしますが、相当な議論を重ねられており、平成19年3月議会の最終報告において、庁舎移転候補地を中心市街地一角と農協跡地の2カ所に絞り込まれています。報告の最後は、資金調達と事業手法についても厳しい財政状況下、はっきりと期待できる資金や事業手法を決定するには至らず、今後は市の長期的財政計画も含め調査研究や討論を重ねていく必要があると結ばれています。一言でいいますと、安全度は不十分であるが改修はできない、安全を確保するためには移転建設を進めるしかないが、事業費を捻出することはかなり厳しいということのようです。つまり、八方ふさがりの状況です。前期人吉市議会におきましても、公益的施設の適正配置に関する特別委員会において総合病院の移転、建てかえ建設に関連いたしまして市役所本庁舎の移転も議論に上がりましたが、総合病院が現在地で建てかえを行うということで進捗はありませんでした。

市役所本庁舎の建設に関して随分長い間議論を重ねてきましたが、結論までは至っておりません。しかし、今回の想定外の災害発生を目の当たりにして、もうこれ以上先延ばしにできる問題ではないということは誰もが強く思っておられることでしょう。私も一刻も早く方向性を明確にし、市民の安心・安全を確保すべきだと考えます。田中市長におかれましては、1期目のマニフェストの中には市庁舎の移転や建てかえについての記載はございません。昨年12月議会での仲村議員の質問に対しては、「平成19年の特別委員会で一定の方向性を示されているので、あえてマニフェストには上げなかった。しかし、総合計画を策定する中では市庁舎移転に関しては一つのテーマである」と答弁をされております。そして、今回のマニフェストには安心・安全のまちづくりという項目の中に、市民の安全を守る新市庁舎検討委員会を設置すると記載をされております。市庁舎の移転について、市長は現在どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えします。

御指摘のとおり、昨年12月議会におきまして仲村議員に対して御答弁をさせていただいているところでございます。次期総合計画における一つのテーマであるというふうに私も発言し、そのように認識をしているところでございまして、今回のローカルマニフェストにも市

民の安全を守るために新市庁舎検討委員会を設置するとお約束をさせていただいております。これは、本市最大の災害拠点としてあるべき市庁舎を想定しているものでございまして、ただ、一朝一夕に解決していく問題ではございませんが、庁舎移転について一日でも早く筋道をつけたいというふうに思っているところでございます。

また、私が就任いたします前でございますが、御指摘のとおり平成13年12月から平成19年3月までの間、市庁舎建設に関する特別委員会において活発な議論がなされ、候補地を2カ所に絞るという一定の結論も出されているところでございます。この活発な議論の中でやはり最終的に、今御指摘がございましたとおり財政問題をどのようにクリアするのかというのが一番の課題であろうというふうに認識いたしております。しかし、安全・安心という経緯・経過等々も勘案しながら市民全体の問題として議論を進めてまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） ただいま市長から御答弁をいただきました。災害拠点としてあるべき市庁舎を想定している。ただ、財源問題等が課題であり、市民全体としての議論を進めていきたい。この新市庁舎検討委員会を設置して今後筋道をつけていきたいというふうにおっしゃったというふうに思いますが、それらの実現に向けて、今後の新市庁舎移転に伴う現状と今後の取り組みについてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） 私といたしましては、一つは先ほど申し上げました財政的な問題、それからもう1点は候補地が2カ所に絞られております。それもやはり財政的な課題も絡んでくるものというふうに思っているところでございます。そういう環境の中で、もう一つは市民の皆様方の利便性をどう高めていくのかということも一つの課題であろうというふうに思っているところでございます。そのような、主に3点から絞って検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○市長公室長（久本一富君） 皆様、おはようございます。公室長の久本でございます。この答弁席に初めて立たせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、松岡議員の御質問にお答えいたします。担当部署として対応していることにつきまして、現在庁舎検討委員会の準備組織といたしまして新市庁舎問題研究会を庁内で立ち上げる準備を進めております。この研究会の中では東日本大震災後における人吉市新市庁舎に関する方向性をとりまとめたいと考えておりまして、さきの震災以前と、また以後では市庁舎といったものに対する概念、それから位置づけ、そして期待される機能がどう変わってきたのかということも含めまして市庁舎のあるべき姿を検証してまいりたいと考えております。

スケジュールでございますけれども、7月から11月ぐらいをめどに研究会で検証を行い、

それから庁内設置の新市庁舎移転建設研究会を設置してございます、そちらのほうに報告したいと考えております。それから、その後この研究会を、主力メンバーでございます市の代表で構成するのか、そしてまた市民とか団体の方が参加したメンバーにしていくのかと、そういったことを含めまして新市庁舎検討委員会に移行してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 今、市長から特に3点の課題があるのでその課題を解決するように筋道を立てていきたいというふうにおっしゃいましたし、担当の部長からは具体的に、今こういう流れで進めていきたいというようなことを答弁をいただきました。これから執行部でも議論を重ねていかれるということですが、ここで市役所本庁舎に関しての私の考えを述べさせていただきますと思います。

まずは、事業名は向こう三軒両隣庁舎移転改良プロジェクト、これは私が勝手に命名しております。一言でいうと、超分散型の市庁舎設置です。安心・安全を確保するという基本理念を中心に、観光振興、中心市街地活性化、空き店舗対策、協働社会の形成なども含んだ、もちろん限られた財源で実現可能な市庁舎移転を発端とした新しいまちづくりの計画です。かみ砕いて説明をしますと、まず、大きな庁舎を新しくつくるという発想を私は外しております。理由は、先ほどからおっしゃってますとおり財源の問題です。しかし、この現在の建物は十分な安全性が確保できておりませんので、どこかに移転する必要があります。ここで一呼吸おいて、本市中心市街地の現状や本市所有の施設等を思い浮かべてみますと、1カ所2カ所に大きく固まるのではなく小さく分けて、市民になるべく近いところ、現場に近いところに各部、各課、各係が移ればいいのではないかと考えました。

試案の一例として、具体的な場所と移転によって生じるであろう効果を簡単に述べさせていただきますと、観光振興課と市民課は中心市街地の空き店舗に移転、同じ所に固まる必要はないと思っています。商工振興課は中津留美術館跡などでもいいんじゃないでしょうか。それによって空き店舗対策と中心市街地活性化につながります。また、市長はマニフェストの中に、昭和の人吉温泉郷町並みの復活を記しておられますが、庁舎移転と一緒に進めることができるのではないのでしょうか。教育委員会はカルチャーパレスがいいでしょう。広域圏から人吉市に移管され、莫大な金額をかけて改修をされる予定ですし、田中市長のマニフェストの中にも、文化の殿堂カルチャーパレスの大規模改修と市立図書館の蔵書をふやすとありますので、これも一緒に進めることができます。そして、総務部や建設部は別館に移転、建物の補強は必要になるかもしれませんが、災害時にも安心して本部として機能すると思います。農林整備課や農業振興課、農業委員会は薩摩瀬のJAのそばや上原田、大畑など現場に近いところはいかがでしょうか。田中市長のマニフェストには人吉産農産物のブランド力をさらに向上させるためにJAと連携して、東京において「人吉フェア」を実施するとあり

ます。保健センターは私は大きく改築していただきたいと思っています。福祉課や高齢者支援課を含んで、この施設を一番充実させる必要があると思っています。現在地でもいいですし、中心市街地でもいいと思っています。以前、一般質問の中で提案をさせていただきましたシルバータウン構想、これも私の造語ですが、の観点から言いますと、市長マニフェストの昭和の人吉温泉郷町並みの復活の項目の中心市街地の活性化の一つとして、大衆浴場として趣のあるたたずまいを残している2軒の温泉、銭湯を核として、人吉市ならではのレトロな温泉街として環境整備に取り組むというところにも合致すると思います。

中心市街地に温泉施設をつくるだけなら私は今のところ反対ですが、子育てや高齢者支援を含んだところの保健センターという機能を備えたものであれば考えられなくもありません。改修はもちろん地元木材を使用し、市内工務所に発注をします。これも市長のマニフェストにあります経済活性化や雇用対策につながるのではないのでしょうか。本市は市内循環バスであるじゅぐりっと号やさるく人吉、豆バス等が充実してきておりますので、各庁舎前にバス停をつくると交通の便はよくなります。

以上のように、分散型庁舎の具体例を少々上げさせていただきましたが、どうでしょうか。市庁舎移転の可能性が見えてくるかと思います。市民とともに地元木材に囲まれた昭和の風情ただようガラス張りの庁舎で汗を流される職員の姿は、まさに協働社会の構築にも寄与すること間違いなしです。もちろん観光客からの評判もいいことでしょう。よく調べたわけではないのでわかりませんが、この超分散化方式がもし先駆的な取り組みであるのならば、視察者が本市を訪れ、経済効果も生まれます。

それでは、以上のような理由から市庁舎は分散して設置すべきだと私は考えておりますが、本市の考えはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○市長公室長（久本一富君） お答えいたします。

先ほど説明いたしました庁舎内で組織をいたします新市庁舎問題研究会では、一つに新市庁舎のあるべき姿、それから二つに具体的な機能、三つに整備モデルのあり方、そして四つに今後の課題、それから五つ目に事業スケジュールについての検討を行う予定でございます。

議員御提案の庁舎の建て方として、超分散型ということでお話しいただきました。この問題につきましては、この三つ目の整備モデルのあり方の中で今後研究を重ねてまいりたいと考えております。整備のパターンといたしまして、すべての機能が統合された総合庁舎方式がいいのか、あるいは本館、別館といった分庁方式がいいのか、そしてまた議員が御提案をいただきましたさらに細分化をした、例えば政策等で区分する分散型方式が可能なのかと。それぞれのメリット、デメリット、あるいは時代背景や財政状況などのさまざまな課題、また制約等もありますので、このことはかなり難しい検証になっていくというのは考えております。十分承知をしているところでございます。

少し、各地での状況を踏まえますと、庁舎の防災面だけを見ても拠点制を強化するために

総合庁舎にすべきという意見もあり、片一方ではリスク回避のためには機能を集中すべきではないといった議論も起きているようでございます。

それから、新庁舎の位置でございますが、これは日本の役所、西洋のシティホールと、古今東西を問わず町の成り行きに大きく影響してくるものだと認識をしております。そういう背景を持って平成19年3月に一定の結論を示された新庁舎建設に関する特別委員会においても候補地についてさまざまな議論がなされ、また市長が相良城下の区割り、町割を継承したまちづくりといったものを最重要視する要因にもなっているところでございます。議員がお話のとおり、市もさまざまなまちづくりの指針においてプラスに働くよう、市庁舎をどう実現をしていくのかと、このあたりにつきましてはまさに大きな課題というふうにとらえているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） これから組織を結成して議論を重ねていかれるということで、少々唐突な質問、投げかけだったかもしれませんが、私は新市庁舎の移転に関しましては、現在の本市の限られた財源の中で実現可能な案は超分散型設置だと考えております。すべてがこれからだと思いますが、先入観や先例、凝り固まった常識のみにとらわれないような新しい自由な発想を取り組みながらも、建設的な議論を重ねていただきたいと思っておりますし、私も、我々も議論を重ねる必要があると考えております。

結びに、市長のマニフェストの中に、信頼性のある便利な市役所づくりという項目がございます。まさに、この一言に集約をされるんではないでしょうか。そのような市役所づくりを目指して新市庁舎移転をともに進めてまいりたいと考えております。

以上で、新市庁舎移転に関する質問を終わります。

続きまして、発達障がい支援について質問を行ってまいります。発達障がい支援につきましては、これまで豊永議員が平成20年3月、平成21年3月、平成22年12月に質問を行っておられます。しかし、私は今回、早期発見・早期療育に焦点を絞り、支援体制を充実すべきだという立場から質問を行ってまいります。

まず、発達障がいの歴史を簡単に見てみますと、1943年にアメリカの精神科医レオ・カナーが現在自閉症と呼ばれる障がいを「早期乳幼児自閉症」という論文で世界に初めて報告いたしました。翌年、オーストリアの医師ハンス・アスペルガーが「自閉的精神病質」と題した論文でアスペルガー症候群を報告いたしました。この概念は第二次世界大戦中にドイツ語で発表されたこともあって、国際的にはほとんど注目をされませんでした。国際的に注目をされるようになったのは、1981年にイギリスのローナ・ウィングがアスペルガーの論文を紹介し、再評価を行ったことでした。それ以降に発達障がい社会に認知されるようになりました。我が国では2004年に発達障害者支援法ができました。これは、自閉症、アスペル

ガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）や注意欠陥・多動性障がい（ADHD）などの発達障がいを持つ者の援助等について定めた法律で、全25条からなる発達障がい児・発達障がい者の早期発見と教育、就労の支援を目的とした法律です。また、この法律は都道府県市町村の義務と位置づけた法律ですが、施行されてからの年限がまだ短く、多くの都道府県市町村ではその実行に必要な予算や専門的な人員の確保に苦労しているのが実情です。

発達障がいという概念の社会的認知も近年急速に進んできておりますが、まだ不十分です。本市におきましても、まさにそのような状況です。発達障がいとは一言で表現すると、知的障がいではなくて、支援が必要な人をいいます。これらは先天的な脳の障がいであり、親のせいではありません。発生率につきましては、文部科学省が2002年に実施した日本初の全国的な実態調査によると、知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を示すと、担任教師が回答した学習面か行動面で著しい困難を示す児童・生徒の割合は6.3%でした。これにより、これまで親や教育の現場から訴えられていた困難さが初めて公式な調査による数字で把握されたとともに、発達障がいに対する総合施策の必要性が説得力を持ち、発達障害者支援法策定へとつながっていきました。

現在、欧米では人口の2割を占めているといわれております。本国におきましても正確な数字は出ておりませんが、1割から2割を占めるといっても過言ではありません。また、発達障がい全体の8割以上は高機能です。実際、先進的な取り組みを行っておられる佐賀県などでは、2割想定で計画を策定されているようです。いずれにしろ、簡単な解決も完全な治癒もありません。適切な教育と支援が必要であり、それによって成人期の最大限の自立が可能になります。

そこで、最も大事なことが、豊永議員もおっしゃっており執行部も十分認識しておられますが、早期発見、早期療育です。まずは早期発見がより適切な教育の入り口になります。発達障がいとは脳の情報処理の障がいですので、脳が発達するときに一番大事です。この時期の教育的刺激により、脳内の発達が変わる可能性が高くなります。それは、症状の軽減につながり、人生が変わります。開始時期が早ければ早いほど教育的効果が高くなると言えます。発見の時期ですが、ASD（自閉症スペクトラム障がい）は1歳代での診断が可能ですが、ADHDは5歳過ぎ、LDは読み書きをするようになってからと言われております。本市においても就学までに、乳幼児健診、1歳8カ月健診、3歳児健診、5歳児健康相談、就学時健診を実施されており、その内容につきましては、豊永議員の質問に対して答弁がっておりますのでそちらをごらんいただきたいと思います。健診の結果から見える本市の現状をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（今村朱美君） おはようございます。健康福祉部長の今村でございます。先ほどの久本公室長と同様、私も初めての答弁になりますのでどうぞよろしくお願いいたしま

す。

松岡議員の御質問にお答えいたします。本市では軽度の発達障がいや早期に発見し、その子供の特性に応じた適切なかかわり方、早期療育を目的として子育て支援を実施しています。

軽度発達障がいとは、注意欠陥・多動性障がい、学習障がい、高機能広汎性発達障がい、軽度精神遅滞の四つのことをいいます。ここでいいます早期発見とは、早ければいいというものではなく、むしろ親が子育てに困難さを感じたときや問題点が見えてくるときに適正に発見するという適正発見という考え方で実施しております。

他市町村と比較して、本市における発達障がい及び発達の気になる子供の発見の状況でございますが、乳幼児健診、1歳8カ月健診及び3歳児健診で、そのすべての乳幼児に対しまして発達に関するスクリーニングを実施しております。その結果といたしまして、平成22年度は約7割の方が経過フォローが必要で、保育園訪問や家庭訪問、電話など何らかの形で経過を見させていただいております。経過フォローする中でも、行動面や情緒面に心配のある乳幼児や、子育てに困難さを感じている親に対してはその状況に応じて心理判定員による発達相談や、心理判定員と発達小児科医が相談に応じる球磨圏域乳幼児発達相談を進めております。さらに、継続的にかつ適切なかかわりを必要とする対象児につきましては、こども総合療育センターなどの専門医療機関を紹介しているところでございます。

その総合療育センター受診状況ですが、人吉圏域は熊本県内の他町村と比較しますと受診者数が多い状況でございます。その理由についての明確なものはわかっておりません。専門職員が発達障がいに関する知識向上のため研修を積み重ね、スクリーニング支援方法について学び、適正な発見と支援に努めている結果ではないかなというふうにも思うところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 現在、本市ではすべての乳幼児に対してスクリーニングを実施し、発見、経過フォロー、相談そして専門医療機関への紹介を行っておられ、平成22年度で約7割の方をフォロー、また総合療育センターの受診状況も、人吉圏域は熊本県内の他市町村と比較すると受診者数が飛び抜けて多い状況。しかし、明確な理由は不明とのことだと思っておりますが、本市は保健師さんがとてもまじめで熱心に健診をされると県下でも評判です。ざるの目が他市町村より細かいというのはあるかもしれませんが、療育センターの受診状況も飛び抜けて多いということですので、他市町村と比較した場合、やはり全体的な数、割合も多いのではないかと考えております。早期発見という点では、少ない保健師さんで大変お忙しい中、しっかりと役目を果たしていただいているのかなというふうに感じております。

それでは、早期発見後、フォロー者への対応はどのようになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

フォロワー者への対応といたしましては、保育園を訪問したり、家庭を訪問したり何らかの形で経過を見させていただいております。健診後の経過につきましても、就学前までは保育園や家庭訪問、電話訪問にて状況を把握しながら子育ての支援を行っているところでございます。また、就学前後は教育委員会、関係機関を通して情報を交換し、学校からの依頼があれば学校訪問し、経過を見たり、必要な支援につないでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） フォロワー者への対応といたしましては、就学前までは経過を見ながら状況を確認し、就学後も学校訪問等を行って必要な支援に結びつけているということだと思いますが、本市といたしましては最大限の努力をされておられることがわかります。早期発見からフォロワー者への対応、そして必要な支援とつながっていくわけですが、現在の圏域の療育機関の現状をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

健診の結果から行動面や情緒面に心配のある子供さんに対しては、親子クラブ、すいすい仲間やパステールなどの児童デイサービスを手だての場、療育の場として御利用いただいております。また、平成21年度からアンケート配布による5歳児健康相談を実施しておりますが、その中で発達が気になる子供さんが1割程度おられます。このお子さん方も、先ほど申し上げました児童デイサービス等を利用していただいております。しかしながら、この手だての場、療育の場を利用するまでには待機者が多く、紹介はしたもののすぐには利用できない現状でございます。例えば、児童デイサービスを利用する場合は各事業所、一日の定員は10名でございまして、登録者数が合わせて60名おられるため、就学や転出がないと空きがなく、タイムリーに利用できないという状況でございます。また、ここ数年、保育園の先生方におかれましては発達支援に関する知識の向上に努められ、保育園での適切なかかわり方や保護者へのアドバイスなど御支援をいただいているところでもございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 早期発見、フォロワー者への対応はしっかりやっておられることはわかりますが、その後、相談するまでに3カ月から4カ月かかると聞き及んでいます。

平成21年3月議会の尾方部長の答弁では半年待ちでしたので、いくぶんかは解消されておりますが、それでも相当待たなくてはならない状況です。また、それから療育センターへ予約して受診できるまでにまた3カ月から4月はかかります。必要であればそれから療育にかかるわけですが、ここでも先ほどの圏域の施設の状況を見てみますと、やはり待たなければなりません。そして、実際に療育を受けたいと思っても、施設が少ないため待たな

ればなりません。本市職員が早期発見をしても、療育に至るまでに相当な時間を要します。職員の方もだと思いますが、私もこの待ちの時間をどうにか解消できないかと常日ごろから考えております。

待ちの時間のかかる原因は、専門家と療育の場が少ないことは明白です。これは、人吉市のみではなく全国的に不足をいたしております。まずはここを解消することが喫緊の課題であると認識をしています。とは申しましても、他市、他県も同じ状況ですので頼るわけにはまいりません。そこで、本市において専門家を育成することが唯一の解決策ではないでしょうか。それには2年、3年とかかるかもしれません。しかし、支援体制の充実というものは、専門スタッフのスキルアップと関係者の増員という形でかなし得ないのではないのでしょうか。支援体制を充実させるためには、もちろん予算が伴うことも重々承知をいたしております。

そこで、私なりに厚労省のホームページを見たり、関係者からの情報収集を行い、何かいい方法はないかと思っておりましたところ、本年度の厚労省の事業で、巡回支援専門員整備事業がございました。これは、発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子供やその親が集まる施設、場への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や親に対し、障がいの早期発見、早期対応のための助言等の支援を行う事業です。これは本年度からの新規事業であり、市町村が事業主体となることができま

す。事業内容を見てみますと、現在本市が行っていることと一致をいたします。現在、本市で行っておられます事業は、私が今申し上げました事業とは別の事業で取り組んでおられるようですが、スタッフを増員させられるのであれば、2分の1の補助率ですがこういう制度を活用されてもいいと思います。また、発達障害者等支援都市システム事業というものもございます。これは、発達障がい者等の支援に対してライフステージを一貫してサポートするため、保健、医療、福祉、教育、労働等のさまざまな領域が連携して取り組むシステムを構築し、「まち」全体で発達障がいをサポートする取り組みを行う事業です。こちらも本年度からの新規事業です。私は目指すべき姿はそこにあると思っております。

以前、厚生委員会の視察研修で滋賀県の湖南市に行ってまいりましたが、まさにこのようなシステムが整っている町でした、本当に圧倒されました。そのような理想の形になるまでには20年から30年かかると思いますが、本市もそこを目指していくべきだと思います。話が少々膨らみすぎましたが、今回は早期発見、早期療育体制に絞って質問を行っておりますので、その取り組みと今後の本市の展望について、お尋ねをいたします。

○健康福祉部長（今村朱美君） 本市におきましても発達が気になる子供の数に対し、専門スタッフの数や療育の場が少ないことが課題でございます。また、議員御指摘のとおり、早期に発見し、こども療育センター等専門医療機関を紹介しても3カ月から4カ月待ちという状況でございます。

発達小児科医が極めて少なく、県レベルあるいは国レベルで専門スタッフをふやすことを考えていただくことも課題の一つであろうと認めているところでございます。人吉市だけの取り組みは困難であり、広い圏域での専門スタッフをふやすことや支援体制について、今後検討すべきことと認識しております。

現在、保健センターでは保健師及び保育士が人吉球磨地域療育センターと連携し、定期的に保育園を巡回訪問し、各保育園スタッフの相談、支援、小まめなかかわり方などのアドバイス、及び家庭での親のかかわり方についての支援を行っております。当面の取り組みといたしましては、幼稚園教諭や保育士の支援スキルアップを目指し研修を実施するとともに、発達障がいに対して市民の皆様の御理解を深めるための手だてを講じることを検討してまいりたいと存じます。

発達障がいであることを御家族にどのように理解していただくか、家庭でのかかわり方、保育園、幼稚園でどのように過ごすか、そして教育機関へどのように橋渡しをしていくかを関係機関、横の連携を図りながら取り組んでいるところでもございます。また、議員御提案の国の事業に関しましては、今後検討させていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 執行部の皆さんと現状認識や思いなどは私も一緒だと思っています。これまで以上に大胆な取り組みが必要だと考えますし、部長がおっしゃっていましたようにこれまでの取り組みに加えまして、支援体制をさらに強力に押し進めていただきますようよろしくお願いをいたします。

最後に、今期の市長マニフェストの子育て世代の負担軽減の実施という項目の中に、「2年から4年以内に子供の成長課題解決のための健診に加え、1歳から5歳児の健康相談を実施する」とあります。健康相談の実施は、現在実施中だとの認識が私にはございますが、その中でもあえてこのような記載をされているということは、恐らく私が今回質問をいたしました内容のようなことを一刻も早く解決をしたいという意気込みのあらわれではないか、そのように想像をしているところではございますが、具体的にどういう意味なのでしょう。市長の見解を求めます。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

御承知のとおり、現在3カ月から4カ月健診、それから7カ月から8カ月健診、1歳8カ月から9カ月、3歳6カ月から7カ月の健診を実施しているところでございます。それに加えて、1歳児健康相談及び5歳児健康相談を実施し、さらに第2、第4の火曜日には乳幼児の相談日として充てているところでございます。

しかし、それでさえもさらにやはり隙間ができています、随時それぞれの保護者が御相談できる環境を整える必要があると、我々が指定した曜日または健診日、または相談日以外にも

手厚く日常相談をしたいことが相談ができる、そういう環境を整える必要があるというふう  
に考えてマニフェストに掲げさせていただいているところでございます。

例えば健診から健診までの間の隙間を埋めていく、随時いつでも相談の体制が保健セン  
ターとしては取れている。保護者のさまざまな子育ての不安を随時解決をしていきたい。子  
供の生活習慣病予防や情緒面での発達等々に関しましても、いつでも御相談にお預かりしま  
すと、そういう体制を整える予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 私も今子育て中でございますが、子育て全般に関して市長がおっしゃ  
いましたように、やはり網を幾つも張るということは私も大変重要なことだと思います。そ  
れによって隙間をなくして本当に細かいケアをやっていく、それはぜひ進めていただきたい  
と思います。その中の一つといたしまして、今回の早期発見、早期療育、発達障がいに関し  
まして私も質問をさせていただきました。市長には、これからも保育園や学校、保健セン  
ターにもぜひ足を運んでいただき、現場を見ていただきたいと思います。そこには、この地  
域の未来が、この国の未来があります。将来へツケを回すことなく、将来の投資をしっかり  
行っていただきたいと思います。

観光、農業、企業誘致と同じように、本市にとって大変重要な役割だと思います。今回の  
質問は子育て教育の一例ですが、先ほど市長からもありましたが引き続き全体的な将来への  
投資も続けていっていただきたいということを申し上げまして、質問を終わります。ありが  
とうございました。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時14分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あ  
り）

5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君）（登壇） こんにちは。もう11時を過ぎておりますので、「こんにち  
は」が妥当かと思えます。本日、2番目の質問者の5番、平田清吉です。このたびの4月の  
統一選挙におきまして、市民の皆様から初めてこのような一般質問ができる立場を与えてい  
ただきました。本当に感謝しております。ありがとうございました。まだ市政についてよく  
わかっておりませんので、執行部の皆様には大変御迷惑をおかけすることかと思えますが、  
市民の皆様に対する思いは執行部の皆様の思いと同様、市民の皆様方の生命と財産を守り、  
健全で安心して暮らせるまちづくりを目指して誠心誠意努めていきたいと思っておりますので、御

指導のほどよろしく願いいたします。現在、外の様子が非常に気になるところではございますが、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

通告内容としましては、項目としまして3項目。1、防災対策関係としまして洪水ハザードマップについて、次に河川敷内の草木の管理について。2、都市計画（土木）関係としまして、国道、県道、市道、里道の補修整備について。3、市政運営関係としまして、市長の市政理念についての順番で質問させていただきます。

まず第1に、防災対策関係における「洪水ハザードマップについて」であります。私がこの洪水ハザードマップについて知ったのは昨年6月、「広報ひとよし」と一緒に各世帯に配布され、同年7月に中原校区コミセンにおきまして同マップについての説明会の機会を得たときからです。地域生活課による制作、本当に御苦労さまでした。このように制作されたものについて質問や要望を投げかけるのは非常に簡単なものです。制作者の労を多といたします。なお、このとき説明会に参集された方々は約40名ほどでした。過去に大きな洪水被害の経験がなかったためか、洪水に対する危機意識、関心の希薄さのようなものを感じました。そこで、市民の安全・安心の確保に努めるべき立場に立った現在、この災害避難地図の説明会に参加できなかった市民に対する今後の洪水ハザードマップ活用の周知徹底についてどのように考えておられるのか、今後の対応についてお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 議員の皆様、こんにちは。それでは、平田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

いわゆる洪水ハザードマップの件でございます。人吉市災害避難地図（洪水ハザードマップ）につきましては、平成17年度に球磨川の浸水想定に伴う洪水ハザードマップを作成し、平成18年6月に全戸に配布をいたしております。市民の皆様への周知を図るため、平成18年度に校区ごとに計9回の説明会を行っております。先ほど議員がおっしゃいました中原コミセンもその一つであるというふうに理解します。また、平成21年度に熊本県が作成した県管理河川13河川の浸水想定区域と土砂災害警戒区域を追加した改訂版を作成し、22年6月に配布をいたしております。平成22年度も広報による周知と計9回の説明会を実施したところでございます。これが先ほど議員がおっしゃっていたところの説明会だろうというふうに思います。失礼いたしました。

今後、説明会に参加されていない市民の方につきましては、広報紙、ホームページによるさらなる情報提供等を行いながら、また各地区の総会や出前講座等で必要に応じて説明会を行いたいというふうに考えているところでございます。この周知と防災意識の啓発に今後も努めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 御答弁ありがとうございました。今後、説明会等に参加されなかった

方々に、さらなる防災意識の啓発と危機管理意識の高揚に努めていかれることを聞きましたので、市民に対する洪水ハザードマップの周知徹底を効果的な手段、方法によって、さらに伝達されていかれることを切にお願いいたします。

続きまして、「避難場所の設定について」でございます。人吉市の洪水ハザードマップには第一次、第二次、第三次の避難場所の指定が、また本年6月1日発行の「広報ひとよし」には自主避難場所及び指定避難場所の指定がなされ、市民に対して再確認しておかれるよう指示されています。そのような中、中原校区におきましては大柿地区と小柿地区の公民館が浸水想定区域にあるにもかかわらず、自主避難場所として指定がなされております。しかも昭和40年の大水害のときには、いずれの避難場所も浸水した事実があります。

避難場所の設定につきましては、第一次から第三次までと災害の状況判断を安易に設定するものではなく、何よりも市民の生命と安全を確保し、そして支援職員の安全の確保をも最優先に考えて、初めから最も安全な場所を避難場所として指定すべきではないかというふうに思います。その点、いかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、議員の御質問にお答えをさせていただきます。

避難場所の設定についての御質問でございますが、平成23年6月1日号の広報紙におきまして、避難所の明確化を図るために避難予定場所についてお知らせをさせていただいたところでございます。その内容につきましては、これまで一次から三次までであった避難所の設定を、自主避難所と指定避難所の二つに区分したところでございます。まず、最寄りの公民館等を軽微な災害、火災の際に一時的に避難していただく自主避難所と位置づけをいたしております。次に、学校の体育館やスポーツパレス等の大規模施設を、避難勧告、避難指示発令に基づき開設をいたします指定避難所として位置づけを行ったところでございます。また、災害対策支部職員が待機します庁舎別館、コミセン等の災害対策支部詰所につきましても、自主避難が可能な施設として位置づけを行っております。避難を予定する自主避難所の安全が確認できない場合には、当初から指定避難所に避難をしていただくことも必要であると考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 御答弁ありがとうございました。先日、6月9日に行われました中原地区での人吉市災害対策中原支部会議におきまして、中原地区の重要水防箇所の重点区間及び水防上最も重要なかつ要注意区間として球磨川河川域の中神町紅取橋付近、万江川河川域の万江川橋付近、そして出水川河川域の温泉町付近が無堤地区及び河道断面不足として、また堤防高不足のため水防上最も重要な区間とされています。このような現状の中、災害対策支部詰所として林地区の老人福祉センター及び西瀬地区の西瀬コミセンを指定されていますので、再度御一考をお願いするとともに、今後とも洪水災害に対する防災対策としまして

は、何をさしおいても市民の生命と安全、そして災害対策支部職員の生命と安全を最優先に考えるとともに、今回の災害は想定外の災害であったとお詫びをすることがないように、自主避難所や災害対策支部の設置場所の選定に努められることを切にお願いいたします。

続きまして、「災害時の高齢者等の避難誘導について」でございます。これも本年6月の中原校区の災害対策支部会議に出席した際、民生委員の方から高齢者の避難誘導についてはどのように対応すればよいのか、緊急の場合には災害対策支部職員では対応しきれないのではないかと質問がっております。そのとき災害対策会議に出席されていた消防署の方からは、町内会の協力が必要ではないかという助言がっております。

そこで、災害時の高齢者の避難誘導について、日ごろから各町内会の協力を得て対策を講じておくよう申し合わせをしておく必要があるのではないかと思います。市の見解をお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、議員の御質問にお答えをさせていただきます。

高齢者、障がい者等の災害時要援護者の避難誘導に当たっては避難勧告及び指示を実施する場合、安全かつ迅速に避難できる体制の確立が極めて重要であるというふうに考えております。御指摘のように、災害対策支部職員だけでは緊急時の対応が大変難しいと存じますので、地域に精通されている町内会の御協力により避難誘導が不可欠であるというふうに考えているところでございます。特に、大規模災害発生時には優先避難の呼びかけや誘導員の配置、安全な避難経路の選定、車両による避難方法等の安全確保のため援助を必要といたします。

このように、災害時要援護者の避難誘導に当たりましては町内会の皆様方、地元消防団、災害対策本部・支部職員連携による安全な避難誘導の体制を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。なお、災害時要援護者の把握につきましては、福祉課で名簿を作成し、その情報を町内会長、民生委員、災害対策本部・支部、社会福祉協議会、消防署等が共有いたしまして迅速な対応を図っております。また、介護が必要で、一般の避難所への避難が困難な高齢者の方々等につきましては、高齢者支援課がケアマネージャーと連携をいたしまして、介護施設のショートステイ等の利用につなぐような体制づくりに努めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 御答弁ありがとうございました。今後、市としまして高齢者や障がい者等の災害時要援護者の避難誘導に当たっては、町内会、地元消防団、災害対策本部・支部職員連携による避難誘導体制を構築していかれるという御答弁でしたので、連携の周知徹底をさらに図られるよう、よろしくお願いいたします。私しましても各町内会のほうに連絡を取っていきたいと思います。

続きまして、「河川敷内の草木の管理について」であります。現在、中原地区の球磨川河川敷内及び万江川河川敷内には竹や樹木が生い茂り、河道の断面不足の要因、土砂堆積の要因ともなっており、水害被害拡大を誘引しているものとなっております。しかし、聞くところによりますと、河川敷内の柳の木は国交省によります河川工事の折り、わざわざ植樹したとのうわさも耳にしております。河川敷内の草木に対する市の管理対応について、お尋ねいたします。

○建設部長（中村明公君） こんにちは。それでは、お答えいたします。

本市に関係する河川は、国管理の一級河川球磨川を初めといたしまして、熊本県管理の一級河川が馬氷川、万江川、出水川、福川、鹿目川、御溝川、永野川、山田川、泉田川、鬼木川、胸川、鳩胸川、大川間川の13河川でございます。また、市で管理します準用河川でございますが、鷹木川、蟹作川、寒川、茂田川、矢黒川、椿谷川、大谷川、助川、井手川、小万江川の10河川でございます。

河川本来の機能を阻害します諸条件といたしまして、樹木などの繁茂あるいは土砂の堆積などがございますが、国・県管理河川につきましては地元からの要望を市から関係機関にお願いいたしまして、予算確保に努めていただき対応をしているところでございます。御指摘の区間の球磨川と万江川の合流地点から下流右岸部分の樹木などにつきましても、国へ要望を行ってまいりたいと考えているところでございます。また、市で管理します河川につきましては日ごろからパトロールを実施し、点検を行っているところですが、地元からの連絡や要望があった場合には現地確認を行い、必要性、緊急性、効率性などを勘案いたしまして事業執行をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） どうもありがとうございました。今後、市として地元要望の都度、現地確認の後、国への要望を進めていくとの御答弁であり、速やかな対応をお願いいたします。

続きまして、2項目めの都市計画（土木）関係における「国道、県道、市道、里道の補修整備について」であります。それぞれの今後の補修整備について、お尋ねいたします。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

国道、県道の補修等につきましては、地元から連絡がありますと、その都度球磨地域振興局土木部へ連絡し、対応していただいておりますが、側溝等の改修等につきましては地元からの要望を市のほうで取りまとめ、球磨地域振興局土木部へ要望書を提出しているところでございます。また、市道につきましては日ごろから道路パトロールを実施し、安全管理に努めているところですが、毎年各町内から側溝改修などの要望も数多く出されているところでございます。限られた財源での対応になりますので、すべての要望に対処できていないのが現状でございます。

地元町内から要望がありますと、市で要望箇所の現地確認をさせていただき、一部側溝を新設または改修することにより対応可能な場合は維持、修繕等で対応することとなりますが、新規に側溝を新設するなどの場合は延長も長くなることなどから、相当工事費も多額となっておりまますので早急な対応ができない状況でございます。平成18年度から平成22年度の5年間に寄せられました道路側溝に関しましての要望は215件でございまして、そのうち改良及びふた設置の要望が98件でございまして、これに対しまして対応済みは36件となっております。以上のように、維持、修繕工事では費用が相当かかることから、側溝改良が対応できていないのが現状でございます。

このようなことから、道路側溝新設改良の工事は通常の道路改良事業としての事業を進めることとなりますので、市で毎年作成いたします実施計画書に事業計画として計上することになります。この計画書には側溝の改修だけでなく、拡幅を伴う道路改良工事等も含まれることとなりますので、事業量は膨らんでまいります。当然、年間の事業予算も制限があることから積み残しの事業がございますし、道路改良工事に着手しますと1路線に約3年から5年以上かかる場合もございますので、要望されました事業にすぐに着手できないのが現状でございます。

最後に里道でございますが、整備する場合には関係町内へ原材料支給をさせていただきまして、地元での施工をお願いしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 御答弁ありがとうございます。今後、地域住民からの要望を伺いながら関係各署に整備要望していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2回目。万江川橋から中原小学校線、通常岩本中神線というんですかね、「通学路の拡張整備について」の今後の市の事業計画について、お尋ねいたします。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

御指摘の路線は市道岩本中神線でございますが、起点は中神町石原1231番地から下原田町山王148番地1までの延長1,471メートルの区間でございます。この路線は近接します小学校への通学道路として、また地区の重要な生活道路として市民の皆様に広く利用されているところでもございますが、幅員が3メートル前後の狭い区間がほとんどで離合も難しい状況でございましたので、平成5年度から通行の安全性、利便性を図るため、起点の万江川橋の所から小学校の交差点部分までの延長935.6メートルの改良事業に着手したところでございます。これまでに約836メートルが計画幅員の5メートルで完了しておりまして、残る未改良区間が100メートルでございます。

この事業につきましては、国土交通省の補助事業であります社会資本整備総合交付金事業で対応しておりまして、未改良区間の用地補償につきましては平成23年度で地権者の皆様に御

協力をお願いしたいと考えているところでございます。

また、工事につきましては、地権者の皆様の御協力を得た後の平成24年度事業として計画してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） この件につきましては、平成5年から既に18年も経ている状況にあります。できましたら、今後早急なる整備をお願いします。

続きまして、3回目。「下原田町嵯峨里から上原田町尾崎線の拡張整備について」、今後の事業計画についてお尋ねいたします。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

御指摘の路線は、市道瓜生田馬草野線でございますが、起点は下原田町塚ノ丸838番地3から、上原田町中馬草野686番地2までの延長3,463.5メートルの区間でございます。この路線は、下原田町と上原田町を連絡する重要な生活道路として通行の安全性、利便性を図るため改良事業に着手したところでございます。

計画区間の中で約240メートルが未改良として残っておりますが、この区間は道路改良計画に伴いまして並行して走る農道にも影響いたしますのでつけかえが発生いたします。また、反対側には大型水路がございますので、つけかえか水路断面を暗渠などで確保いたしまして、その上を道路として利用することとなります。以上の事業につきましては数千万の事業費が必要となりますので、現在の厳しい財政状況の中、見合わせているところでございます。

しかしながら、市道瓜生田馬草野線と市道上野尾崎線の交差部分につきましては老朽化に伴います路面沈下や段差などが見受けられますので、安全な通行確保のため交差点改修を検討しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 本日のこの御答弁を地元住民に説明しまして、今後の対応を協議していきたいと思えます。

続きまして、4回目。「各市道、里道の整備管理について」、市の管理体制をお尋ねいたします。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

市道、里道につきましては市の管理でございまして、先ほど申し上げましたとおり、通常から月に4回程度、それから夜間のパトロールといいますのも年に数回です、これは実施要項に基づいて点検をしているところでございます。したがって、そういう整備が必要な箇所につきましては先ほどから申し上げておりますとおり、計画的に整備をしてみたいというふうに思っております。

それから、里道につきましては各町内からいろいろな御要望がございますので、この里道の整備につきましては原材料を支給をいたしまして、町内会のほうでこれはまた整備をしていただくということになりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） たび重なる同様な質問になりまして大変御迷惑をおかけいたしました。私の近くに里道がありまして、これはどのように整備していけばよいかということを知りたかったために再度お聞かせいただきました。原材料を提供していただいて、地元のほうで管理していくということを市としてはとられておられるということでしたので、里道の整備に関しては町内のほうで補修整備に当たっていきたい。そういうふうに指導していきたいと思っております。ありがとうございました。

続きまして、5回目。「生け垣の管理について」お尋ねいたします。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

民地内の生け垣につきましては、所有者の皆様で管理していただくのが原則でございます。生け垣を含む支障木などが市道敷地内へ出てきて通行に支障があるからどうかならないかという問い合わせがございますが、通常は所有者に伐採をお願いしているところでございます。しかしながら、特に車や歩行者への危険性、緊急性など支障があると判断される場合には、通行の安全確保が第一でございますので直ちに管理者で対応しているところでございます。

今後、道路や歩道への生け垣や枝の張り出しなどについては、市広報紙で土地所有者に対し適正な管理をしていただくよう啓発してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 御答弁ありがとうございました。この生け垣の管理につきましては、当然土地所有者の社会的倫理に基づく対応に期待するところ大でありますけれども、通学路に面します生け垣の問題に対しましては、通学する生徒が車道寄りにどうしても歩かざるを得なく、危険であるといったところで御質問させていただきました。今後は土地所有者に問題提起しながら、町内のほうでも管理していってみたいというふうに思っております。

続きまして、6回目。「耕作放棄地及び空き地・空き家の管理について」、最近の少子高齢化及び核家族化のため土地所有者が近郷になく、かつ高齢化等により、雑草が生い茂り管理が行き届かない状態が各所に散見されます。保安上及び環境上問題が生じていると思っております。その対応策について、お尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 管理が行き届かない土地や空き家の防犯上の問題等について、お答えをさせていただきたいと存じます。

先ほど議員がおっしゃいますように少子高齢化の進展に伴い、土地所有者が維持管理に苦慮される中、雑草等が生い茂り管理が行き届かない土地や空き家が市内各地に見受けられるような状態でございます。

空き家につきましては、平成14年11月に人吉下球磨消防組合から消防団に対しまして廃屋の調査の依頼がございました。実態調査を行った経緯がございまして、24軒の廃屋の報告がなされております。その後、平成15年度におきまして火災予防上の対策を講じるよう消防署から所有者、管理者に対しまして改善の指導を行っております。また、空き地につきましても、所有者にて刈取りを行うなどの火災予防上の必要な措置を講じるよう指導を行っているところでございます。

ただ、所有者等が不明の場合は、民有地であることから抜本的な対策が講じられないのも実情でございます。今後におきましても人口の減少、少子高齢化の伸展に伴い、耕作放棄地や空き地・廃屋がふえてくるものと思われまます。衛生上、また防犯・防災上の面からも地域住民の方から情報をいただきつつ、消防署や地元消防団に御協力をお願いして定期的に見回りを行うなど相互の連携を図りながら取り組みを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） 御答弁ありがとうございます。今後とも土地所有者に対して、土地の所有管理の常識化を傾注していただくようお願いいたします。また、地域住民としまして耕作放棄地による雑草の刈取り等を考えてまいりたいと思っております。

続きまして、3項目め、市政運営関係における「市長の市政理念について」、常日ごろから公平、公正、公明で、市民に開かれた市民のための市政運営を、そして市民みんなが健康で、笑顔で暮らせるまちづくりを目指し、私利私欲、利己主義、利権主義を払拭し透明性の高い行政運営に尽力されていることを聞いておりますが、再度市長におかれまして市政理念をお尋ねしたいと思います。よろしくようお願いいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

行政の一つの仕事として、市民の皆様方からちょうだいいたしました税金をどのように分けるのかという課題がございます。私の見解ではございますが、公という字を分解をしてみますと、まず公の上のハの字の形でございますが、これは一つのを左右に分けるという意味がございます。公のその下の、カタカナでいえばムというふうに読めるその字でございますが、これは漢字の成り立ちからいきますと占有しているの占、占めているというふうに漢字の成り立ち、意味がございます。そして、私という漢字はのぎへんにムでございますから、のぎへんというのは米であります、ムというのは占めている、つまり個々人が占めている米をいわゆる徴収をいたしまして、そしてその公において、その個々人が占めているそ

の米をどう分けるか、左右に分けるかというのが公の仕事の一つであるというふうに感じているところでございます。つまり、市民の皆様方からちょうだいをいたしました税金、それを、その富の分配をどのように図っていくのかというのが公の一つの仕事であるというふうに思っているところでございます。

また、分けるという漢字でございますが、いわゆる左右に分ける、しかも刀で分ける、すどい刃、刀で分けるというふうに漢字の成り立ちがされているわけございまして、より正確な分配が要求されるというのが行政の仕事であるというふうに思っております。ただ、富の分配というのは正確さとともに市民の暮らし向きをおもんばかつての判断が要求されるというふうに考えてございまして、公平とはただ平等に、等しく分ければよいというものではなく、所得が低い人には手厚く、高額な所得の人には薄くとかでございます。また、税の徴収におきましても累進課税等々で、より公平感や負担感の軽減を図るなど制度設計がされているところでございます。また、政治の最も重要な要諦の一つは弱者救済であるというふうに私は信念として持っているところでございます。

よって、公平とは何人にもおもねない正確な分配という基準と、市民幸福向上に照らし合わせるという基準、市民の生活救済という判断基準を持たなければならないと考えているところでございます。

公正とは、先の三つの判断とともに法治国家として法に照らし合わせて正しい判断がなされているかという判断基準が加算されるというふうに思っております。また、公明とは公の仕事において一点の曇りもなく、市民全体から見ても納得できる判断がなされているかという判断基準がそこにあるというふうに思っております。

前段が長くなりましたけれども、これらの基準に合致した仕事を市長として実行しなければならないという義務と責任から申し上げているわけございまして、御質問は具体的にどう施策に反映させるのかということでございますが、施策を実施してまいるときに損得や好き嫌いという感情で判断することではなく、公平、公正、公明な判断を正しく行っていくというのが私の決意であります。このことから、私自身が逸脱することがないように、皆様方に、そして職員の皆様方にも提示させていただいているところでございます。これまでの4年間、私といたしましてはすべての判断に公平、公正、公明を貫き、特定の人のみが利益がこうむることがないようにさまざまな判断や施策の中に随所に織り込まさせていただいているところでございます。このことを引き続き、これからの4年間も実施してまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞ御指導のほどよろしくお願いを申し上げて、答弁にかえさせていただきます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 5番。平田清吉議員。

○5番（平田清吉君） どうもありがとうございました。新たに市長の姿勢をうかがい知ることができました。今後とも市政運営に対しまして、市民のために最善の方策となるよう創意

工夫の念を持って私のほうも支援していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時01分 休憩

午後1時09分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開をいたします。坂崎総務部長。

○総務部長（坂崎博憲君） 大塚議員の一般質問前にちょっとお時間をいただきまして、災害情報をお知らせをさせていただきたいと思ひます。

議会前に災害対策本部会議を開かせていただきまして、その時点では2時間後に警戒レベルが3になるということで、土砂災害警報が出るという見込みのもとに避難勧告準備情報というものを10時半に発令をさせていただいたところでも、先ほど12時45分に土砂災害警戒情報が解除されるというようなことになりましたので、1時から災害対策本部会議を開催させていただきまして、私どもが発令いたしました避難勧告準備情報を解除させていただいたところでもございます。これに伴いまして、支部のほうも解散をさせていただいたところでもございます。大変御心配をおかけしましたけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君）（登壇） 皆さん、こんにちは。4番議員の大塚則男です。私はこの4月に当選させていただき、初めての一般質問でございますのでかなり緊張しておりますが、これから一所懸命頑張りますのでよろしくお願ひいたします。

さて、東日本の震災もさることながら、私どもの地域でも大変な事態が起きています。6月11日の大雨で御溝川がはんらんし、城本町、瓦屋町の皆さんが非常に困っておられました。毎年のようにはんらんしているのに改良の兆しさ見え、行政に対して不信感を抱かれています。行政は第二放水路を検討されているようですが、地域の皆さんの苦悩をお考えいただき、いつ完成するかわからない第二放水路より、安心・安全な生活を最優先していただき、今できる災害対策を早急に強く要望します。このことにつきましては質問の通告をしておりますので、次回検討しまして質問させていただきます。

さて、すべての方が御存じのことですが、ことし3月発生しました東日本大震災は未曾有の被害をもたらした。既に3カ月を迎えましたが、いまだ行方不明者7,000人以上、そして避難、転居者が12万5,000人近くと、先の見通しさえ立てることが困難な状態が続いています。被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、残念ながらお亡くなりになりました皆様に心から御冥福をお祈り申し上げます。振り返ってみますと、3月末以降いろいろな催し物が自粛され、4月の統一選挙も重苦しい雰囲気の中、行われたような気がし

ます。しかしながら、すべてが自粛では経済が衰退しますので、それぞれの地域ではそれなりの行事を行いながら震災復興に対して支援の輪を広げていくことも大切なことと思います。私は震災の被害を新聞、テレビなどで見聞きしているだけで、その計り知れない悲惨な状況を肌で感じる事ができておりませんでした。つい最近、現地に出向かれた方のお話をお聞きする機会がありました。人吉にいて、お手伝いできない自分に、悔しさともどかしさが込み上げています。まずもって、一日でも早い復興を願っているところです。

さて、それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。まずは、さきの市長選挙においてめでたく当選されました田中市長、まことにおめでとうございます。1期目で種まき、2期目で水をかけという市長の言葉を思いだし、ぜひ勢いづく人吉市をつくりあげていただきたいと思います。そこで、選挙期間中、市長が掲げておられましたマニフェストを柱にお尋ねいたします。1点目、企業誘致について。2点目、昭和の町並みと温泉郷の復活について。3点目、多目的運動広場について。4点目、教育関連で、絆プロジェクト導入に伴う学校現場の対応、放課後ただ塾の実施について、お尋ねします。

その前に、議会開会日に市長の施政方針演説をお聞きしましたが、1年生議員ですべてが初めてのことでしたので、聞き漏らしがないように真剣に拝聴しました。その演説の中で、2点お伺いしたいことがあります。まず、1点目、市長の政治姿勢の中で、「私利私欲、利己主義、利権主義、拝金・拝物主義、保身主義などを嫌い、透明性の高い行政運営に尽力します」と伺いました。市長として当然のことであり、全くそのとおりだと思いますが、あえてここに明記されたのは2枚目に書かれています事実関係を踏まえてのことでしょうか。もし、事実とするならどういったことなのか、お尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

私はこれまでの4年間、人吉球磨広域行政組合に係る官製談合事件に関する損害賠償請求事件等、訴訟を起こした事件5件の裁判にかかわってまいりました。これらの裁判は一部の者による公権力を悪用した事件であります。私自身は、なぜ公権力を悪用するのか、また、なぜ人々は私利私欲を満足させるために法を簡単に超える行為を行うのかわかりませんが、一つ言えることは、あるがままの自然な行き方を大切にする時期、その生き方をどこかで忘れた人々による行為ではないかというふうに推測をいたしているところでございます。しかし、これらの裁判を維持するために行政組合の職員や市の職員はどれだけ膨大な時間を費やし、疲労こんぱいし、本来の業務に支障を来したことでありましようか。また、市民はどれだけこれらの事件に落胆したことでございまいしょうか。私はまことに残念でなりません。よって、二度とこのような事件を繰り返さないためにも、また私自身を戒めるためにも強い決意を表明させていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま、市長から答弁いただきました。市長の思い入れといいますか、それがあの文書につながっているのではないかと思います。どうか清い人吉市政運営によろしくお願いいたします。

2点目、お尋ねします。これまで市長は時間を惜しんで町内単位に、ひとよし“かがやき”づくりトークをされていますが、今後もより幅広く行い、意見を拝聴させていただきたいとのことですが、これまで行われたひとよし“かがやき”づくりトークではどんな成果が出たのか、お尋ねします。

○市長公室長（久本一富君） お答えいたします。

ひとよし“かがやき”づくりトークでございますが、平成19年の田中市長就任以来、市民みんなが健康で、笑顔で暮らせるまちを目指し、市民の皆様が市政に参加できる仕組みづくりの一環として毎年開催してまいりました。会の進め方といたしましては、市長が市民の皆様方とお約束をいたしましたマニフェストの進捗状況や、本市が特に力を入れております各事業につきましてお話をさせていただき、そしてその後に皆様からの御意見や御要望、そして御質問などを受けさせていただきました。そこで、その成果はどうだったのかとの御質問でございますが、開催をいたしました年度によってマニフェストの進捗状況や各種事業の取り組み内容が異なっておりますことから、状況に差はあったものの、市民と行政の相互理解が図られ、より身近な環境づくりにつながったものだと思っております。そしてまた各会場にて地域の問題としての御意見、また御要望があった件につきましては、市長も担当部署と一緒に現地視察を行い、そして状況を把握した上で今後の対応を検討いたしまして、その中で即できるもの、時間を要するもの、あるいは難しいものに区分整理を行い、スピード感を持って対応をしてきたところでございます。

また、御質問に対しましては市長がわかる範囲内でお答えをしておりますが、いただいた御質問等に対し即時回答等ができなかった件につきましては、後日、町内会長などの代表の方を通じまして回答をいたしたところでございます。

さらに、ひとよし“かがやき”づくりトークに参加された皆様にはアンケートの協力をお願いしておりますが、こちら「市の取り組みや各種施策について理解ができた」、あるいは「私たち市民もまちづくりに協力しなければと思った」と、そのような感想のほかにも多くの貴重な御意見や、そしてまた御提案などもいただいております。これらのことを踏まえまして、今後の市政運営、そして今期、幅を広げていく“かがやき”づくりトークにつなげてまいりたいと思っております。

以上、お答えさせていただきます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま答弁いただきました。市長みずから市民の皆さんとひざをつき合わせていろんなことを共有すると、本当にいいことだと思います。時間も惜しんで参加

していただき、私ども議員もみずからやらなくてはいけないことじゃないかと思えます。また、いろんな意見が出るかと思いますが、ぜひスムーズにそれが反映できますようによろしくお願いいたします。

それでは企業誘致ですが、これまでも先輩議員が幾度となく質問されています。田中市長になられてからは約15回を数えますが、質疑応答のみで現実的には前に進んでいないように思います。そこで1回目の質問は、今回市長は積極的に取り組むとの姿勢ですが、過去どんな地域に、どのような企業にアピールされたのか、また、震災後の企業の現状を踏まえ、今後具体的な計画はお持ちかお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

1期目の4年間で振り返ってみますと、九州から四国、近畿、中部、東海、関東といった太平洋ベルト地帯の工業地域、及びその周辺に立地する企業を主に誘致活動に取り組んでまいりました。訪問企業につきましては個別の名称は差し控えさせていただきたいと思いますが、業種業態で申しますと、半導体を初め自動車、食品、アパレル関連、雇用の確保等経済活性化につながる製造業や加工業をターゲットに企業訪問を展開させていただいているのがこれまでの実情でございます。特に、近年では地元農産物や地域の素材資源等を活用できるような工場誘致等も視野に入れながら企業訪問を行っているところでございます。

企業訪問に際しましては、さまざまな角度からのアタックが必要であり、企業の担当者などとの接点をつくり出すことも非常に重要な観点でございます。そのようなことから、現在企業誘致のための戦略として、企業が一堂に集まるビジネスフェア、食品産業創造展などに出店ブースを設け、積極的に企業誘致に関する情報提供、情報収集等を行っているところでございます。

今後の具体的な計画でございますが、近年の厳しい雇用情勢や少子化、高齢化あるいは人口減少といった社会状況をかんがみますと、少しでも多くの雇用が確保できる業種業態の企業誘致の早期実現に全力を傾注してまいりたいというふうに思っているところでございます。また、東日本大震災から3カ月が過ぎましたけれども、被災地におかれましてはいまだ復興のめどが立たず、全国的にも電力供給制限による製造業の生産調整などさまざまな業種に影響が及び、先行き不透明な状況が続いております。今後、九州には状況によっては企業の一時避難あるいは危機管理体制といった視点からリスク分散型の新たな企業立地が検討されていくことも考えられるところでございます。さまざまな、今、日本の状況を見ますと、逆に海外移転ということのほうが非常に強い流れのようにも感じているところでございます。

そのような状況の中にあっても、本市といたしましては熊本県担当部局とこれまで以上に連携を密にさせていただきまして、県南に位置する本市への企業進出、工場立地に向けて、私自身が再び先頭に立って企業誘致活動に邁進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） ４番。大塚則男議員。

○４番（大塚則男君） ただいま市長に御答弁いただきましたが、過去の議事録を見ましてもいろいろと御努力は見て取れますが、現実的には企業誘致は平成９年以降、実現していない状況にあります。

今回、東日本の大震災で多くの企業が被災し、何とか立ち直る努力をしている中、海外に目を向ける企業、あるいは内陸部に建て直しを考える企業もあるかと思っておりますので、今こそ自然豊かな人吉の特性を十分に生かし、企業誘致を積極的にアピールすべきと考えます。確かに、限定ではありますが児童・生徒の１年間の受け入れ措置は打ち出されていますが、家族全員永住の進めなどを積極的に計画されますと、人口も増加し、国からの交付金も増し、さらにここ人吉から海外へ、あるいは国内へ向けて事業を興す企業の設立も起こり得るかと思っております。いまだ先行き不透明な状況だとは思いますが、地域経済の活性化、そして安定した雇用の確保、若者の都会への流出に歯どめがかかり、市全体としましても活力がわきます。

そこで２回目の質問ですが、過去においても企業誘致に対していろいろな条件を提示されていますが、近隣の市町村と比較した場合どうなのか、見直しをしていただき、さらに思い切った誘致条件を出される考えはないのか、お尋ねします。

○経済部長（松田知良君） 皆様、こんにちは。経済部長の松田でございます。初めての答弁です。よろしく願いいたします。それでは、お答えいたします。

立地企業に対します優遇制度につきましては、人吉市企業立地促進条例の中で規定をいたしております。立地企業の中でも適用工場の新設または増設を行うものに対して固定資産税の減免、免除もしくは不均一課税または減免、工場等建設補助金の交付、雇用奨励金の交付といったものを優遇措置として規定いたしておるところでございます。

近隣の市町村と比較いたしましても、細かい内容については若干の差異はございますが、優遇制度の項目といたしましてはおおむね同様の制度設計をいたしておるところでございます。

当該制度につきましては、見直しとともに思い切った誘致条件を設けてはという御質問でございますが、企業の進出計画に際しましては造成地の売却単価、交通アクセス、インフラ整備状況、労働力の確保など総合的な観点から企業立地を判断されることが多いようでございます。したがって、企業訪問等におきましては優遇制度に対する企業側の御意見等も十分お伺いするとともに、今回未曾有の被害をもたらしました東日本大震災に対する企業の動向や社会経済情勢などを考慮しながら状況に応じた見直し、制度改正といったものにつきましても検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） ４番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま御答弁いただきましたけれども、近隣地区との優遇措置などを比較しても大差はないとのことですが、いろいろ地理的な条件はかなりのマイナス面だと考えます。これらをクリアするには大胆な優遇措置が必要と考えます。ただ、企業誘致では地域間競争している厳しい中、郊外には大型ショッピングセンターがひしめき、地元商店街の衰退に拍車をかけ、生産より消費のほうが増大している今日、税収は伸び悩み、さらに今後大震災復興のため国・県の交付金も減額されていくものと考えます。

そこで、3回目の質問ですが、やはり自主財源の安定を考えますときに、企業誘致も積極的に進めながら地元企業の育成も考えていただき、企業誘致に向けるエネルギーを地元企業にも同様に提供できないかお尋ねします。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

近年の地域経済は、リーマンショックや口蹄疫の発生、新燃岳の噴火、東日本大震災といった歴史上まれに見るような出来事が原因となって大きな痛手を受けております。議員御指摘のとおり、自主財源の安定という点では地元中小企業の経営安定や雇用の増大というものが不可欠なものであり、地域経済を担う中小企業の活力向上に積極的に取り組んでいるところでございます。本市では、これまで中小企業の経営安定等に資するための融資制度や補助制度などによる支援を行うとともに、社会経済情勢に応じてその都度、制度の要件緩和や、また緊急雇用対策なども実施しているところでございます。

また、球磨焼酎のジャパンプランド育成支援事業による地場産業振興など国や県による支援策もございますので、そのような支援策の情報提供も適宜行っているところでございます。

市内の企業につきましては、企業訪問をいたしておりまして経営状況の把握を行っておりますが、誘致企業であります共栄精密熊本株式会社は農業分野への進出の意向を持っておられましたので、市の施策とする農商工連携により昨年からはキクラゲ等の菌床製造に取り組まれております。このように企業訪問の情報から事業につながったケースもございます。

今後も、国・県を初め商工会議所との連携による企業支援、さらに中小企業大学校人吉校並びに人吉球磨能力開発センターを活用した人材育成など、地域経済に貢献する地元企業を積極的に支援してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま御答弁いただきましたが、市長も御存じのように大変人吉の商店街というのが衰退してしまっていて、中小企業の方も大変困っていらっしゃいます。やはり私も企業誘致と言いましたけど、やはり地元の中小企業を何とか、今この不況のときに何とか助けてもらいたいというのがあります。もちろんみずから努力しなきゃいけないんですが、行政のほうからもしっかりとした後押し、また支援のほうをぜひ御検討いただきますようよ

ろしくお願いいたします。

次に、市長が考えておられます昭和の町並み、温泉郷の復活についてですが、私自身23年間ほど町なかにはいましたので、昔を知り、懐かしさを思いだしているところです。私がいたころの商店街は活力があり、商店街も生き生きとして、おくんち祭り、花火大会、歩行者天国など人々でいっぱいでしたが、時代の流れとともに郊外型の商売に変わり、商店街自体がさま変わりしました。当時、私が勤務していましたお店もやむなく閉店となり、最近でも老舗の商店が閉店し、中心地ながら数々のお店のシャッターが閉まり大変に寂しい思いがしております。そのような中、今回の町並み、温泉郷復活は期待したいのですが、高いハードルがあると考えます。当然、人吉球磨の中心商店街として何とか復活に向けて自主努力は必要であることは理解しております。

そこで1回目の質問ですが、行政として商店街とどのようにかかわっていくのか。また、まちづくりのために副市長をお呼びされたと思いますが、その成果、さらに何年をめどにまちづくりをお考えなのかお尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

行政と商店街のかかわりでございますが、商店街が本市のみならず人吉球磨圏域の商業の中心として発展をしてきたところでございます。現在の商店街の衰退傾向は町の顔となる都市の地域間交流拠点機能の低下であり、中心市街地のにぎわい創出が喫緊の課題であると重く受けとめているところでございます。ただ、近年さまざまな全国的なまちづくりを拝見させていただきますと、やはりこの人吉市におきましても根本から商店街と申しますか、まちづくりの物の見方、考え方を変えなければ人吉市の魅力ある商店街を形成することはできないのではないかというふうな感想を持っているところでございます。

また、これまでに地元商店街や市民の皆様との対話の中で、中心市街地の基本コンセプトを「城下町の風情」といたしまして、昭和の町並みと温泉郷の復活を重点施策の一つとして掲げ、行政と商店街、官民一体となってさまざまな事業を推進し、地域資源を生かしたまちづくり、市街地活性化に取り組んでいるところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、もう一步、ヨーロッパのまちづくり、または日本のまちづくり、または日本の先進的まちづくりにおける観光地誘客も含んだ商店街のまちづくりというものに我々は深く学び、そしてそこからもう一度まちづくりとは何ぞやということを明確にしていかなければならないというふうに現在感じているところでございます。ただ単に、温泉郷の鶯温泉とか新温泉等々が反対であるとか賛成であるとかそういうことではなく、この人吉の中心市街地をどのような町として形成をし、そして修景を行い、そして景観を整備していくか、根本的などころの物の見方、考え方を大切にしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

次に、副市長の成果についてはという御質問でございますが、林副市長は就任当初、人吉

という地域性を知るため公私を問わずさまざまな会合やイベントなどに出席をしていただき、多くの市民の方々と触れあい、さまざまな御意見をお聞きになり、また多種多様な考え方に耳を傾けてられました。市民の思いを真摯に受けとめながら、御自身の率直で飾り気のない人柄と構想なりを相手にぶつけられて、お互いの共通理解と議論を深めてこられたというふうに思っております。

その成果の一つとして、平成21年10月には地域商店街活性化法の事業認定第1号として国の高い補助率により球磨川軽トラックさんぽ市、これの定期開催、またきじ馬スタンプポイントカード化、メール配信事業が実現できたところでございます。さらには老朽化したアーケードの撤去も国の補助制度を活用し、九日町の安全な環境整備ができたところでございます。御承知のとおり、これもまだ入り口でございまして、先ほどから申し上げておりますとおり、そのまちづくりとは何ぞやというところを根本からもう一度我々は掘り下げ、議論をし、そして一つの合意形成を図っていかねばならないというふうに思っているところでございます。

近隣のお手本としましては黒川温泉であるとか由布院であるとか、こういうところはいわゆる観光地として非常ににぎわいを博しているところでございますが、実は観光客誘致というところにはまったく当初から意識が向いておらず、どんな町にするかというコンセプトまたはビジョンを掲げられ、その町の修景に全力を掲げてこられたところでございます。

このように、副市長もまずは環境の整備または商店街の整備を行っていただくと同時に、今回は福祉と商店街活性化を組み合わせた事業にも力を入れられ、去る6月1日には九日町通りの空き店舗に高齢者を初めとする買い物弱者解消や見守り支援を目的とする買い物支援センターが、彼の行動力により開設されたところでございます。人材育成という面から見ますと、さまざまな事業展開を実現していくうちに商店街の若手経営者が副市長のお考えに賛同され、また勇気づけられ、精力的に活動を展開されたことは注目するところでございます。

まずは、議員おっしゃいましたとおり商店街を構成する中小企業の皆様方、お店の皆様方、経営する人たちがやる気と元気とそして根気強くみずからの信念を持ち、その活性化を図ることが何よりでございます。商店街の方々が生き生きとする将来への夢や目標を持つ、このことが未来、将来へつながる礎になるものと確信をいたしております。今後は、私も商店街の皆様方とともに、先ほどから申し上げておりますまちづくりとは何ぞやということを明確にしていく中でお互いの共通理解を深め、ビジョンを掲げ、そのビジョンに基づいてまずは一つの成功事例からつくってまいりたいというふうに思っているところでございます。

また、何年をめどにまちづくりをという御質問でございますが、これは全国各地を見渡してみましても何年をめどにということはなかなか難しいわけでございますが、地域資源を生かした中心市街地の活性化策といたしまして、市街地に存在する鶯温泉や新温泉といった温泉資源を市民共有の財産としてとらえ、今後4年間の間にこれらの温泉を拠点、つまり人吉

温泉を象徴するシンボリックな存在として位置づけ、また空き店舗には職人を誘致いたしましたし、城下町の風情を大切にしたい昭和の町並みを整備することで、点から線、線から面へと発展させて市街地全域にわたるにぎわいを創出してまいりたいと考えているところでございます。要はしっかりとしたビジョンの中で、まずは成功事例をつくるということでございます。そのビジョンもなき、戦略もなき、戦術もないところで賛成反対というのはいかなるものかというふうと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 確かにまちづくり、温泉郷、できましたら素晴らしいことだと思います。この前、九日町の商店街に行きまして、商店街の社長さんにちょっとお話を聞いたんですが、今、市長がおっしゃったようにまちづくりの前に大事なものがあると、それは人づくりだということを言われました。だから、まちづくりはわかるんだけど、やはり人づくりをしなくちゃいけないということを言われましたので、ああ、そうかなという思いで帰ってまいりました。

ここで2回目の質問になりますが、市長1期目で温泉町に温泉センター建設の案件があったように思いますが、現在どうなっていますか。お尋ねします。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

この案件につきましては、段階的かつ慎重に調査、研究、検討をいたしました結果、最終的には温泉町地区の温泉の湧出量が不足すること、また地元への車両の流入による交通混雑も懸念されるという理由から、温泉町での温泉センター建設につきましては断念せざるを得なくなったものでございます。その代替として老朽化しております老人福祉センターの建てかえ等も一つの選択肢として検討いたしておりますが、現在の財政状況をかんがみますと現段階におきましては早期の建てかえは難しいものと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 続いて3回目の質問ですが、取りやめになるまでどのような取り組みをされたのか、今回も同じ結論を見ないように地元商店街の役割、また行政の役割などについて十分な話し合いをされているのか、また今後の計画、財源などについてお尋ねします。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

温泉センターの建設につきましては、庁内に魅力ある観光地づくりプロジェクトチームを発足いたしまして、継続的に調査、研究、検討を行う一方、地元温泉町の各関係団体の皆様への聞き取り調査を行ってまいりました。その結果を踏まえ、総合的に判断をいたしまして代替案に変更したものでございます。

○経済部長（松田知良君） 行政と商店街との話し合いにつきまして、お答えいたします。

先ほど市長が申し上げましたとおり、副市長の就任以来、行政と商店街、そして商工会議所はイベントの共同開催、定例会または連絡会議などの開催によりましてこれまで以上に強い絆を持って市街地活性化に取り組んでいるところでございます。

今後の計画、財源についてのお尋ねでございますが、中心市街地活性化を図る整備計画につきましても市民の皆様の総意が大変重要になってまいります。地元商店街を初めとする関係各団体や多くの方々の御理解、御協力なくしては事業を推進することはできませんので、まずは職員によるプロジェクトチームを設置いたしまして、その中で財源を含めまして骨子案、基本計画を練り上げてまいりたいと存じております。その後、意見交換会や説明会といった中で市民の皆様に御提示申し上げたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 人吉温泉として、まず今やれることは、人吉にお見えになるお客様に対して温泉がたくさんあるんだというインパクトを与えることではないかと思えます。6月9日の夜、BS番組で、見られた方もいらっしゃるかと思いますが、9時と10時に肥薩線とそれからくま川鉄道の放送がありました。

鉄道中心でしたが、その中で観光、温泉、食、焼酎などしっかり紹介をしていただきました。ただ、受け入れ口である人吉の駅周辺、人吉インター出口周辺には温泉の案内もありません。まず、温泉マークをつけて温泉名と一言コメント、タクシーで何分、徒歩何分などを同じ短冊形の案内板を設置することをぜひ御検討ください。もちろん、温泉観光協会と旅館組合との理解がないと実現はできないと思えますが、今後彼らと話し合いを持つ考えはないか、お尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

マニフェストでは観光で食べられるまちが人吉市経済浮揚策の一つの大きな柱でございます。御質問の温泉の案内看板についてでございますが、人吉駅周辺につきましても昨年駅前広場を改修させていただいた際、観光案内板を設置させていただいており、その看板には観光地のほか温泉旅館や公衆浴場の名称と温泉マーク等を表示いたしているところでございます。

観光客への温泉の御紹介につきましては、駅の改札口や観光案内所入り口におきましてのれんをかけて温泉地であることをイメージさせる雰囲気づくりをいたしておりますし、案内所内では球磨川温泉郷のパンフレット等によりまして、場所、料金、営業時間等をきめ細かく御案内をさせていただいているところでございます。

議員御提案の案内板設置につきましては、駅前がJRの敷地内ということもありJRとの協議が必要でございますし、昨年人吉駅前広場は熊本景観賞の部門賞である地域景観賞を受賞いたしておりますので、駅前の景観等の観点からも今後検討させていただきたいと存じて

おります。また、人吉インター周辺につきましては、人吉温泉郷の看板を中小企業大学校側に設置し、夜間にはライトアップをしているところでございます。インター出口周辺には人吉球磨広域行政組合の看板や民間事業所の看板が数多く設置されておられるところでございます。新たな看板設置につきましては、道路通行の視界確保のため設置場所について考慮しなくてはなりません、現在の設置状況を見ますと、景観上からいいますとあまり好ましくないというふうに考えているところでございます。インターの待合所等々を改修すべくたまたま協議をいたしているところでございますが、それも人吉市の雰囲気、城下町の風情にあった待合所としてまいりたいというふうに思っているところでございまして、そういうところに直接乗降されるお客様方にその場で情報が提供できる、そういう環境は整えることができるのではないかとこのように思っているところでございます。双方とも人吉だけで解決できる問題ではございませんので、人吉温泉観光協会や看板設置事業者等の御協力をいただきながら、いわゆるインターから出てきた真正面のあの景観をどうしていくのかということをも十分検討させていただかなければならないというふうに考えているところでございます。

また、今後人吉市におきましてランドデザイン、これを検討をしてまいる予定でございまして、やはり景観、そしてその景観を整えていくための修景、こういうものを長い年月がかかるわけでございますけれども実施していかなければならない。それはまちづくりの大きな基本となるところでございます。そういう景観を大切に、どのように町を修景していくかということが、この人吉市の私は特徴に今後なってくるというふうに思っております。そういう中で、御案内のとおり案内表示等々をどう取り込んでいくのかということは大変重要な施策の一つになってくるというふうに思っております。御承知のとおり、黒川温泉、由布院、そして先日視察をさせていただきました長野県小布施町等々にはまさに見事な景観修景計画が着々と進んでおりまして、余計な看板、余計な案内板等々は一切ないわけでありまして。そのような環境をどう整えていくのか、先進事例や先ほど申し上げましたとおり、今後まちづくりを中心商店街も含めましてどのように進めていくのかということをしつかり議論をさせていただきビジョンをつくり、戦略・戦術を明確にしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま答弁いただきましたが、やはり観光にいらっしゃる方、御高齢の方はなかなか、人吉自体が温泉の湯煙が出ているわけじゃないものですから、どこに温泉があるんだというような質問がよく出るそうです。ですからやはり、そういった方にもすぐわかるような看板というのはぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

次に、多目的運動広場の建設についてお尋ねします。私は大変ありがたく受けとめています。なぜなら、過去においてきじ馬カップ、中学校1年生サッカー大会を企画し、10回大会

まで行いました。現在は商工会議所をお願いをして、ことしで通算15回大会になり、現在では各学校のサッカー部が1年生の大会として注目いただき、交流と技術の向上ができる大会として期待されるまでになっています。当時は大変苦労しましたのが会場のお願いでした。参加チームは徐々にふえ、市内だけでは確保できず、中球磨、上球磨の会場までお借りしたことを覚えています。熊本県内はもとより、宮崎県、鹿児島県からの申し込みが30校近くになったこともあり、やむなくお断りをした経緯もありました。二日間かけての中学生大会ですので保護者の方も多くお見えになり、宿泊もされますし、昼食の注文もかなりいただきますのでわずかでも経済効果があったものと思います。このようなことから、安心して大会が行える会場などの必要性を感じていますので、実現に向けてよろしくお願ひしたいと思います。

そこで1回目の質問ですが、市長のマニフェストにあります建設の早期実現とはいつのことか、お尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

多目的運動広場の建設につきましては、本市のスポーツ振興を図る上で御指摘のとおり非常に重要かつ長年にわたる課題でありまして、その必要性や期待される効果につきましても御指摘のとおり十分に認識をいたしております。できるだけ早く一定のめどをつけたいというふうに考えているところでございます。

今後、事業を進めていくに当たりましては、御利用いただく選手、参加者や、市民の利便性、ロケーションなどの環境面、有効的な土地利用を含めた総合的な観点からの検討が重要でございますし、事業の内容につきましても多くの皆様方から御意見をいただき、素案を策定した上で検討に入っていく必要があるというふうに考えているところでございます。それらを踏まえまして、本年度策定を予定しております第5次人吉市総合計画の中に、マニフェストに掲げさせていただいた大きな事業の一つである多目的運動広場の整備計画をしっかりと盛り込み、この4年間のうちに建設のスタートを切ることができれば本望であるというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 過去において先輩議員から早期実現に向けての質問がっておりますが、市長の答弁では財政状況、財源確保などいくつかの問題があるが、まちづくりの重要施策として基本計画にしっかりと位置づけしているとのこと。さきの答弁では、候補地として梢山周辺とあり、3年前から取り組みがなされているはず。平成20年10月の議事録を見ますと、当時の経済部長から「漆田のほうを売った財源をもって多目的運動広場の造成をしたい」との答弁があります。また、教育長の答弁では「基礎的調査や適正な事業規模などを進め、協議を重ねている」とのことでしたが、そこで2回目の質問ですが、現在はどの

くらの進捗状況なのか、お尋ねします。

○教育長（堀 秀行君） こんにちは。お答えいたします。

多目的運動広場の整備につきましては、第4次人吉市総合計画の中でもスポーツ交流都市づくりを目指す本市の重要施策として位置づけていたところですが、財源の確保を初めとしたさまざまな事由により、これまで実現に至らなかったという現状があるところがございます。

御質問の事業の進捗状況につきましては、議員申し上げられたとおり、基礎的調査や適正な事業規模、財源、スケジュール等についての内部協議検討は行ってきておりますけれども、事業内容の具体化には至っていない状況でございます。今後、教育委員会といたしましては、先ほどの市長の答弁にもございましたように早期実現を目指して事業の具体化を進め、次期の第5次人吉市総合計画に整備計画を盛り込みたいと考えているところでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 先ほど申しました梢山周辺ですと、造成にかなりの時間と多額の費用が必要になると思いますし、今後国・県ともに交付金が削減される中で財源などを考えてみますとかなり厳しいものがあるかと思いますが、私としましてはぜひ早期実現に向けて強く要望をしておきます。よろしく願いいたします。

次に、4点目ですが、市長のマニフェストには学校教育への取り組みが見えませんでしたので少し寂しい気がしています。私は、これまでいろんな形で学校教育現場に携わらせていただきました。すぐに思い出しますが、人吉市立第二中学校の創立50周年記念事業です。なぜなら、PTAそして校区の皆さんの前向きな取り組み、協力体制に本当に助けられ、立派な記念事業ができました。今考えますと、これも地域力だと思います。以前から学校教育には学校、家庭、地域の関係が何よりも大切であると、ことあるたびに見聞きしてきました。今後も将来日本を担っていく児童・生徒へ、ぜひ支援拡大を続けていくべきで、しっかりした行政の後押しもお願いしたいところです。

そこで、これまで先輩議員が質問をされておりますが、パソコン、電子黒板、教科書、指導書のデジタル化など教育機器が進む中、目覚ましく変化していく学校教育の現場において、国からの事業で今回、パソコン、電子黒板等の導入がありました。ここで1回目の質問ですが、交付金事業の内容、そして総額いくらだったのか、市独自の持ち出しはなかったのか、お尋ねします。

○教育部長（赤池和則君） こんにちは。お答えいたします。

総務省の交付金事業であるICT絆プロジェクト事業の採択を受けて、市内全小学校を対象に取り組んだものでございます。

事業の内容は、一つ目にはICT関連機器設備整備としまして、タブレットパソコン937

台、電子黒板35台、実物投影機35台、パソコン充電保管庫47台の購入及び構内LAN工事を行っております。二つ目に、ICT関連システム整備としまして教材映像コンテンツ開発、共同教育ポータルシステム構築、デジタル教科書や校務支援ソフト等の購入を行っております。三つ目に、人材育成確保としまして学校ICTコーディネーター1名の雇用及び各小学校に1名ずつ計7名のICT支援員派遣を行いました。

事業費総額は2億3,238万9,968円でございます。そのうち交付対象とならなかった経費は155万5,968円が市費持ち出しとなっております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 国からの事業でICT絆プロジェクトだということですが、熊本県では人吉市だけと伺っております。制約があり、時間はあまりない中、自主財源では到底できない事業を成し遂げられました。本当に担当職員の皆様、お疲れさまでした、ありがとうございました。ただ、申しわけございませんが、今回の教育機器の突然の導入には学校現場において戸惑いもあったのではないかと思います。さらに、1月から3月まで各学校にICT支援員を配置されていますが、学校現場からすると学年末でもあり大変忙しい時期に支援員の方とどう対応され、どれだけの成果があったのか、お尋ねします。

また、4月以降のICT支援員の配置は単独市費になるため継続はないとの答弁がありますが、ICTの利活用の推進に重点を置くなら、過去にも先輩議員からも質問がっておりますように支援員は必要であり、むしろ夏休みなどに集中して行うほうがより効果的だと思いますので、あえてお尋ねします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

各小学校におかれましては3学期の大変忙しい時期ではございましたが、この事業に関して先生方には御理解と御協力をいただき大変感謝しているところでございます。ICT支援員につきましても、ICT機器操作の指導や授業の準備だけでなくパソコンの設定やソフトウェアの使い方、学校ホームページ作成のアドバイス等にフルに活用していただきました。先生方からもパソコンや電子黒板等の使い方を丁寧に教えていただいたのはありがたい、授業のときの機器セッティングのときの対応が助かったといった声が教育委員会にも届いており、先生方の負担軽減に一定の成果があったと考えております。また、先生方が簡単にICT機器を活用するために、ICT機器活用ガイドブックをICT支援員が作成したことは大きな成果でありまして、今後テキストとしてICT活用が一層促進されるものと期待しております。

ICT支援員を夏休みの期間中に配置できないかとの御要望でございますが、短期間雇用ではございますが市費単独となることから財政的に厳しく、また夏休み期間中は先生方の研修、会議等が多々ございまして、ICT支援員を受け入れるのに適した時期ではないようで

ございます。今後はICT機器の活用スキルが高い各学校を代表する先生方で組織する人吉市立教育研究所情報教育部会において、ICTを活用した授業づくり等の調査研究や研修を行いながら、各学校でのICT活用を促進していきたいと思っております。また、導入したデジタル教科書や校務支援ソフト等のメーカーによります研修も実施し、学校現場でのICT活用を支援してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今後、ソフト面あるいはハード面、そして指導などランニングコストがかなりの費用がかかってくると思いますが、どのくらいお考えなのかお尋ねします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

今回、導入分にかかるものだけを申し上げますと、単年度で無線LANシステム保守委託料、e-ランニングシステム保守委託料、タブレットパソコンのウィルス対策ソフト及びフィルタリングソフト手数料等の総計で298万5,000円を予定しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） かなりの額がかかってくると思いますが、職員の方がせっかく夜も寝ずに資料をつくっていただき、各学校に入れていただきました。貴重なものでいろいろ手仕事が発生はするとは思いますが、また保証、1年とか2年とか3年、保証があるかと思いますが、費用はかかりますけど、ぜひ無駄にならないようにICT利活用をよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、私は教育現場が今何を求めておられるのか、今必要なのは何か、現場の声を伺ってからの決定が、本当に生きた教材、教育機器選択になると考えますので、まず現場の意見、要望を聞き、進めていただくよう要望しておきます。また、今回のICT絆プロジェクト事業の導入に対して実態調査をなさる考えはないか、お尋ねします。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

今回は総務省の事業を活用し、実質3カ月で事業を完了しなければならないという厳しいスケジュールの中で事業を実施したところでございます。整備の内容につきましては、先生方と十分に相談する時間があまりなかったということは率直に認めていきたいというふうに思ひます。この点につきましては、そういう意味で反省をしているところでございます。しかしながら、ICT機器を活用したわかりやすい授業、先生方の負担軽減、児童の情報活用能力向上を推進する環境をまずは整えることができました。今後は、このICT環境をいかに活用して授業や学習活動の充実につなげていくかが大きな課題でござひます。それでICTに関する教職員実態調査を適宜実施いたしますとともに、先生方の意見、要望を十分に伺ひながら先生方のICT活用促進のための研修や支援体制の確立に努力してまいりたいと考

えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ぜひ、教育長、よろしくお願いいたします。

次に、市長のマニフェストに、放課後ただ塾を3年生から6年生対象に実施とありますが、言葉のとおり理解してよろしいのか。また、学校教育としての取り組みなのか社会教育としての取り組みなのか、どんな構想なのかをお尋ねします。

関連として、昨年まで各小学校において夏休みになされておりましたリテラシーとはどんな内容でどこの管轄なのか、ボランティアなのか、お尋ねします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

市長のマニフェストにございます放課後ただ塾及びこれまで3年間実施してまいりました夏休みリテラシー教室の目的につきましては、ともに児童の基礎学力の定着、向上を図ることとしていることから、今後は両事業を一体的事業として実施してまいりたいと存じます。事業名称をパワーアップ教室と統一し、放課後は放課後パワーアップ教室、また夏休みは夏休みパワーアップ教室として実施したいと考えております。いずれも学校教育の主管として実施したいと考えているところでございます。

まず、放課後パワーアップ教室につきましては、1年間を通して当面は週二日の1時間程度の学習を行います。本年度につきましては9月からを予定しております。対象は市内全小学校4・5・6年生の希望者で、会場は各小学校において教員免許有資格者の方々に無償ボランティアで協力をいただきたいと存じます。内容につきましては、学校の授業で学んだ内容の復習を重点的に進めてまいります。夏休みパワーアップ教室につきましては、今年は7月21日から29日までの7日間、各小学校を会場としまして市内全小学校3年生の希望者を対象に、午前8時30分から2時間、読み・書き・計算の基礎学習を問題集を使って行います。指導者として教員免許有資格者を、また補助として大学生、高校生、専門学生等に無償ボランティアとして協力を依頼してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 確かに基礎学力の充実は必要ですので、学力の向上に向けていろいろの手助けは理解できますが、誰がどんな形でされるのか。やはり学習指導ですからそれなりの経験と指導力が必要になるかと思えます。学校教育でのリテラシーにも関連があるかと思えますので、今後の課題をお尋ねします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

最大の課題は指導者の確保であるというふうに考えております。これまでの夏休みリテラシー教室におきましては、退職校長会の先生方を中心に約30人の方々の御協力をいただき、

運営ができたところでございます。今回から実施期間が重なることはありませんが、年間を通して放課後も実施することから、これまで以上の方々の御協力が必要となってまいります。放課後の指導者の確保につきましても、これまで夏休みにおいて御指導いただいた先生方にあわせてお願い申し上げるとともに、今後「広報ひとよし」等を活用した公募を行い、広く教員免許有資格者の方々に御理解と御協力をお願いしてまいりたい存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 今、御答弁いただきましたけど、OBの先生方とかいろいろお願いするということですが、本当に大変だと思いますが、ぜひ実現に向けて頑張ってくださいと思います。

ここから一般質問の通告と少し外れるかと思いますが、関連として私の見た教育現場の実情と感想を述べたいと思います。

私は、教育の原点は人対人でコミュニケーションであり対話だと考えます。しかしながら、ほんの一例を挙げてみますが、学校現場は大変忙しく生徒と向き合う時間さえ厳しい状況にあり、一人一人の先生が受け持つ担当が多すぎ、本来の教科に専念できない状態、給食もそこに済ませ、休憩なしで学級通信、学年通信、諸連絡簿、あるいは生徒指導に当たっておられます。もちろん教材研究の時間もなかなか取れない状況にあります。ここで教育長にお尋ねしますが、ゆとりを持って学習指導できる環境、安心して授業が受けられる環境を考えた場合、物理的支援については前項でお尋ねし、理解を少ししましたが、人的支援についてどのようにお考えなのか、お尋ねします。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

ゆとりを持って学習ができる環境を構築することこそが、安心して授業が受けられる環境を整備することにつながっていくものだとして十分認識をしているところでございます。学校現場の人的支援といたしましては、通常学級において発達障がい等による特別に支援が必要とされる児童・生徒のために、特別支援教育支援員を本年度は16名配置をしております。また、不登校問題に対応するためにも3人の人吉っ子アドバイザーを指導教室としてのががやき教室に配置しているところでございます。

このように人的支援に関しましては、学校及び学級経営が安定するように配慮しているところでございます。また、大変ありがたいことにボランティアといたしまして、一中のコミュニティースクールや二中校区の人吉市学校支援推進協議会における教科等支援など、地域の人材を生かした支援もいただいているところでございます。こうした面からでも人的支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） 私は物理的支援にしても、人は必ず必要になってくるものと思います。今、学習面で大切なのは基礎学力の充実だと考えます。特別支援教育に対してはいろいろと取り組んでいただいておりますが、通常学級に対しての現状認識がまだ不足していると思います。各学校補助の先生増員で幅広く支援できる体制を築き、チームティーチングによる授業などを考えていただき、先生方がゆとりを持って児童・生徒一人一人に行き届く学習環境にすることが大切と考えますが、教育長はどのようにお考えですか、お尋ねします。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

先生がゆとりを持って児童・生徒一人一人に行き届く学習環境を構築することは、大塚議員が言われるようにとても大切だと考えているところでございます。教職員の増員の御要望をいただいたところですけれども、教職員は熊本県の職員であるため、その配置につきましては熊本県教育委員会の所管となります。熊本県教育委員会からは、各小中学校の児童・生徒数や実情にあわせて教職員を増員し、配置をしていただいているところでございますし、人吉市教育委員会といたしましても今後とも一層確実に配置していただくように熊本県教育委員会へ強く要望をいたしているところでございますし、要望してまいりたいと存じます。

以上でございます。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 4番。大塚則男議員。

○4番（大塚則男君） ただいま教育長から御答弁いただきましたが、教育長御自身も既に感じられていると思うんですけれども、なかなか学校現場厳しいものがあります。先生の増員というのはすぐすぐはできないかもしれませんが、どうか働きかけを強くしていただいて、一日でも早くよろしく願いいたします。

私は、最初述べさせていただきましたように、長年学校現場にPTAとして、またいろんな形でお世話になりました。その中から見えてきたのは、先生方が教科以外の出来事にも精いっぱい時間をかけて対応され、ときには家庭の役割をしたり、御自分の家庭は後回しにして遅くまで仕事に専念されている姿を見たとき、学校の役割とは何かを考えさせられました。大事なことは学習の充実で、読み・書き・計算を基本として基礎学力の向上に取り組んでいただき、一人一人の児童・生徒が理解できる授業のあり方を考えていただくことだと思います。そのためには行政の理解ある後押しがどうしても必要です。確かに教育機器が目覚ましく進んでいく中、教育機器は否定はしませんが授業の主役になってほしくありません。すべてがそうだと思いますが、家の中にも別々にゲーム機で遊び、メールでは簡単に会話みたいなことができたり、嫌がらせなどのことをしても人対人になると会話が成り立たない子供、若者が増加しつつある中、今まさに先生方がゆとりを持って生徒と向き合い、対話をしながら生徒みずからの考えを聞いたり誉めたり授業を進める中での一つの手段としての教育機器だと思います。

小学校においてはクラスの運営、ほとんどの教科指導から教育機器まで、中学校において

も同じことですが、すべてを一人の先生で行うことは大変なことです。今後、ICTの利用・活用を考えるなら、やはり先生補助員が必要不可欠と思いますので、市長に改めてお願いいたします。日本の今後を担う子供たちが笑顔で学習ができ、先生方がゆとりを持って指導できる環境を一日でも早く実現していただくことを切にお願いいたしまして、すべての質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時25分 休憩

---

午後2時41分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。6番議員の犬童利夫でございます。このたびの東日本大震災におきまして、犠牲となられました方々の御冥福を心よりお祈り申し上げます。また、被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

本日は初めての一般質問ということで大変緊張しております。私もさきの統一選挙によりまして市民の皆様への暖かい御支援をいただき、議席を与えていただきました。その責務を果たすために、身も心も引き締めまして議会の一員といたしまして微力でございますが、安心・安全なまちづくりに一所懸命尽くしてまいりたいと決意をいたしております。市長を初め執行部の皆様、そして議員各位の皆様への御指導をどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、先日、人吉市防災実動訓練が地元住民の方々の多数の参加のもと、西瀬コミュニティセンター広場を主会場に、日ごろからの防災意識の高揚と関係機関の連携を図ることを目的に実施されました。参加機関は人吉市消防団、自衛隊第8特科連隊、人吉警察署、国土交通省八代河川国道事務所、球磨地域振興局、人吉総合病院DMAT、災害応援協定を締結されている企業団体、人吉下球磨消防組合の参加のもと、雨の中の訓練、関係者におかれましては大変だったと思います。訓練は西瀬地区で起こり得る災害を想定して行われ、住民の方々の避難訓練や炊き出し訓練が行われました。消防団の活動といたしましては、球磨川の増水により堤防が破損し、堤防からの越水を想定した積土の工法により訓練が行われました。そのほか、災害状況の偵察や情報の伝達訓練、そして土砂崩れ災害による倒壊家屋からの救助訓練や救護所での応急処置やトリアージ訓練など、雨にぬれながらまさに本番さながらの訓練で有意義であったのではないかと思います。また、6月11日の大雨による災害につきましては、災害対策本部の設置、消防団の出動、警戒、そして避難勧告など早朝から大変お疲れさまでございました。

それでは、通告に従いまして質問をいたしてまいりたいと思います。人吉市の防災について、3点お尋ねいたします。1点目は、人吉市地域防災計画書に基づく避難勧告など情報伝達体制の再確認と避難所の再点検についてです。2点目は、防災計画書の見直しを策定する検討委員会の設置についてです。3点目でございますが、市本庁舎が被災した場合の防災行政機能と防災拠点センターとしての市庁舎建設についてでございます。

まず1点目でございますが、人吉市地域防災計画書に基づく避難勧告など情報伝達体制の再確認と避難所の再点検について、その調査の結果などについてでございます。今回の東日本大震災では想定をはるかに超えた大きさだったため、国の中央防災会議では防災対策などを大きく見直す必要があると発表されています。地方自治体は国の防災計画に基づいてそれぞれの防災計画が作成されておりますが、大震災を教訓に、想定の見直しなど今まで以上の対策を講じなければならないのではないかと考えております。

そこで、熊本県が4月19日、各市町村に対し避難勧告など情報伝達体制の再確認、避難所の位置、構造などの再点検や、避難勧告などの発令基準の策定促進、あるいは自主防災組織の育成強化などを要請された旨の報道がなされました。今日まで避難勧告など情報伝達体制の再確認、あるいは避難所の位置や構造などの調査や再点検がなされたと思っておりますが、そこで防災無線を含めた情報伝達体制の見直しや強化がなされたところはないか、また避難所の安全性について、位置、構造、設備など、特に見直しや改善をしなければならない項目がなかったのか、お尋ねします。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、犬童議員の御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、避難勧告発令に伴う情報の伝達方法について御説明を申し上げます。6月11日、先週の土曜日にも土砂災害に伴いまして避難勧告を発令をいたしました。本市におきましては球磨川のはんらんや土砂災害発生のおそれが生じた場合、災害対策本部会議において避難勧告対象地域を定め、住民の皆様方に発表をいたしております。まず、災害対策本部及び支部から避難勧告対象の町内会長様へ電話やファックスにて連絡を行います。同時に、市広報車、消防団積載車で避難を呼びかける広報活動を行います。また、市内8カ所に設置しております防災サイレン吹鳴装置の操作を行い、サイレンを吹鳴後、避難勧告発令を知らせる放送を行っております。さらに、市ホームページでの情報提供、メール配信、報道機関に情報発信依頼を行うなど複数の手段を用いて周知を図っているところでございます。

御質問の情報伝達体制の見直しや強化につきましては、総務省及び熊本県から4月と5月にそれぞれ通達がまいりましたので、防災計画書及び防災体制の緊急点検を実施いたしました。この中で、防災体制の強化を図るためには情報伝達の核となる防災無線の整備が急務であると考えておるところでございます。防災無線につきましては、昨年度電波の伝搬調査を実施しておりますので、今後は施工に向けて基本設計、実施設計について議会へ御相談しながら進めてまいり予定でございます。また、関連設備である全国瞬時警報システムーJア

ラートと呼んでおりますけれども、これの整備が「平成23年度中」に済んでおりますので、防災無線の整備が進みますとますます情報伝達体制の強化が図られるものと確信をしているところでございます。

次に、避難所の安全性、地理的条件、構造、設備の再点検についてでございますが、避難予定場所につきましては今回の震災を受け、施設の安全性の確認を急いでいるところでございます。また、これまで第一次、第二次、第三次避難所という表現で御案内しておりました避難予定場所につきましては、一次、二次、三次と段階的に避難しなければならないような誤解を受けやすい表現だとの御指摘もございましたので、その点を改善すべく自主避難所と指定避難所の二つの区分に分けて広報で御案内をしたところでございます。また、各避難所の選定につきましては今後施設管理者と協議を行い、各地域における施設のうち、設備、収容人数、安全面等において適した施設を選定してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 防災無線について電波の伝搬調査を実施され、今後施工に向け、基本設計、実施設計に着手する計画があると答弁いただきました。一日も早い完成を望んでおります。また、避難所の見直しや選定につきましては、答弁がありましたように構造、設備など安全性を重視されまして、多方面から検討をいただきたいと思っております。

申すまでもありませんが、人の命を守ることが最優先であります。そのためには避難対策を徹底することが重要であると思っております。非常事態では制服姿の消防や警察などの人の言葉には従いやすいと思っておりますが、東日本大震災では自治会長や民生委員、会社の社長、従業員の方などなどがわずかな時間に避難を促されています。高台に避難するよう叫んだり促したりして多くの方が救われています。体の不自由な方は背負ったり車に乗せたりして避難させておられます。「家族や隣人、地域の人達などを守ろうとしたかけがえのないかけ声、津波から命を救う」と報道されました。大変な状況の中での的確に行動された方に頭が下がる思いでございます。沿岸地域では、地震があったら高台に逃げるという重要なことを学んでおられ、日ごろから意識されていたからこそ行動とかけ声のできたのだと思っております。地域の顔見知りの方が声をかけられた例が多く、避難することを考えていなかった人や判断を迷っている方々の背中を押したのではなかろうかと思っております。そのことは、ただ避難を呼びかけるだけでなく、状況を段階的に判断し、理由を示されて、さらに高台へ誘導されております。

日ごろから地域住民の方々とのコミュニケーションあるいは普段からの付き合いなど、つながりがいざというときに役立つものであると再認識したところでございます。自分の身の回りにどんな災害が起こるのか想定し、自分の判断で逃げるができるように普段からよ

く考え、避難方向や場所などを意識することの大切さを強く感じました。また、自分で判断できない高齢者や身体の不自由な方々の対策も重要であります。そのために自主防災組織計画では、町内会長は地域消防分団や災害対策支部と日ごろから連絡を密にするなど、対応を協議するよう定めてあります。このことが地域の防災対策として最優先課題ではなかろうかと思っております。町内会の役員や地域の消防団、そして関係団体の方々と地域で起こりうる災害について現場の確認や、その災害の防止対策、災害発生時の対応など協議することが必要でなかろうかと思っております。また、このことが地域のつながりにもなると思います。情報を共有して計画的な連携を取るにより組織的な行動ができるのではなかろうかと思っております。そして、組織的な行動が災害時要援護者の避難誘導にもつながると思っております。また、状況次第では個々の判断に応じて積極的に行動することもできるのではないかと考えているところです。

ことしも梅雨時期を迎えて6月3日に災害対策東支部でも打ち合わせ会議が行われ、地域防災計画について説明があったわけでございます。支部や地域の抱える問題や意見などが提案なされましたが、諸問題や意見などにつきましても検討され、特に町内会からも意見がありました支部の災害時の組織図や行動指針の作成など、そして6月11日の集中豪雨では、対策支部が解散されてから支部の設置について連絡があったわけでございます。連絡漏れがないよう、非常連絡網の整備など早急に検討されるよう要望いたします。

次に、2点目でございます。人吉市地域防災計画書の見直しを策定する検討委員会の設置についてでございます。人吉市地域防災計画書によりますと、震災については昭和43年のえびの地震や日向灘地震と同程度の地震が想定されております。活断層としましては、新深田断層と高原一朝の迫断層が確認されており、人吉周辺を震源とする直下型地震についても対象とされておりますが、平成18年に文部科学省の地震調査研究推進本部は、人吉盆地に存在する人吉盆地南縁断層の調査について評価結果が発表されております。平成18年の発表によりますと、球磨郡湯前町から人吉市の東部にかけて横断する22キロメートルで、過去のデータなどから活動の際は断層全体が一度にまとまって動き、マグニチュード7.1程度の地震が起これると推測されると報道されておりました。このことから、東日本大震災を受け、防災計画書の想定などの見直しをし、策定される場合は専門分野の学識者を含めた検討会を設置する考えはないか、お尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

地域防災計画書につきましては、毎年修正、変更を行い、改訂版として関係者の皆様にお配りしております。

内容の修正及び変更につきましては、国・県・市の関係部局を初め、气象台や消防本部などさまざまな機関に照会をした上で実施しております。その後、人吉市防災会議に諮りまして内容を検討していただき、承認が得られてから作成に取りかけられるということにしている

ところでございます。

御質問の想定等の見直しにそれぞれの専門分野の学識者が必要ではないかというようなことについてでございますが、東日本大震災の後、災害に対する市民の皆様の関心が高まっていると感じております。市民の皆様にとって本当に役立つ防災計画書に仕上げるためにも、人吉市防災会議に諮る前に専門家の方の助言をいただく機会を設けるなど検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 今後災害の想定を多方面から検討し、範囲を広げなければならないのではないかと考えております。そういうことから防災計画の見直しをし、策定される場合は、ぜひ答弁いただきましたように専門分野の学識者の意見などを踏まえまして策定に取り組んでいただきたいと思います。

そこでもう一つ、防災計画の見直しにちなんで私の経験と体験からもう一つお尋ねしたいと思っております。人吉市の住宅の耐震度について、市内の住宅あるいはブロック塀など耐震度調査などをされたことがあるのか。また、計画等がありましたらお聞かせください。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

昭和56年に建築基準法の耐震基準が改正されております。したがって、昭和56年5月31日以前に建てられた建築物が耐震基準を満たしていないおそれがありますので、耐震診断の対象となります。

人吉市において実施した耐震診断につきましては、市庁舎及び各小中学校の学校施設でございます。民間の建築物につきましては診断の実施はいたしておりませんが、今後、市長マニフェストに基づき、国等の補助制度を活用しながら建築物の耐震化を推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 木造家屋やブロック塀など相当年月が経過しているのも多いと思いますので、ぜひ計画的に、街区ごとでもいいかと思っておりますけれども耐震度の調査を行っていただきますようお願いしたいと思います。また、これから計画にも、こういう耐震調査についても視野に入れるべきじゃなかろうかと思っております。

次に、3点目でございます。このたびの大震災では津波で甚大な被害を受けました宮城県南三陸町で、津波到達直前まで防災放送設備で町民の方々に高台へ避難するよう呼びかけ続け、みずからは行方不明となっていた女性職員が同町の沖合で発見されたと報道されました。3階建ての防災対策庁舎の2階で地震発生直後から「津波が来ますので避難してください」と呼びかけ続け、被災されました。津波に飲み込まれた庁舎は骨組みだけが残っている写真

が報道されましたが、胸が締めつけられるような思いでございました。東日本大震災では人的、物的被害の甚大さに加え、防災の中心となる役場も被災し、機能しなくなりました。市役所本館が被災し、機能しなくなった場合、災害対策本部の設置場所や防災行政機能について伺います。

○総務部長（坂崎博憲君） 御質問にお答えをいたします。

現在の市役所本庁舎は球磨川、胸川に近い場所に立地しておりますし、建築から約50年を経て相当古くなってきております。したがって、大規模な水害や巨大地震が起きた場合に、庁舎が被災することは十分に考えられるということは認識をいたしております。万一、防災拠点施設である市役所本庁舎が被災した場合、どのようにしてその機能を維持するのかという御質問でございますが、防災計画書に災害対策本部の場所の確保は、1、人吉市役所、2、人吉下球磨消防組合、3、人吉総合福祉センターの順といたしております。

従来は本庁舎を想定しているものであろうかと存じますが、被災状況にもよりますが、市役所別館に機能を移すことも考えられます。市役所別館では本庁舎の機能をそのまま維持することは難しいかもしれませんが、事務機器、通信機器等が揃っていることから情報発信拠点としての機能を持っておりますし、複数の会議室、広い駐車場があることから職員の参集場所としても適しております。また、市街地にありますので、市民の皆様にとりましても決して不便ではないと考えているところでございます。本庁舎、別館庁舎が使用できない場合は、先ほど申し上げましたように人吉下球磨消防組合本部や人吉総合福祉センターがこれにかわる場所として定めております。

いずれにいたしましても、市役所本庁舎と同等、またはそれに近い機能が果たせる場所が防災拠点施設になるべきであると考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 市役所別館は事務機や通信機器がそろっており、情報発信拠点としての機能はあるということですが、そのことについては私も認識していたところです。今後、防災計画に基づく拠点施設として市役所別館も防災計画に明記していただき、防災拠点施設としての整備と、先ほどの防災無線の整備計画もあるということでしたので、あわせて万全の体制で整備を進めていただきたいと思います。

また、被害状況により人吉市別館が使用できない場合は、消防本部庁舎や総合福祉センターがこれにかわる場所として定めてあるとのことですが、消防本部は災害の規模、場所で異なると思いますが、消防活動の支障になることも考えられます。そのことを含めまして、ほかの施設、例えば川北地区に存在する施設なども視野に入れて検討されるよう申し添えておきたいと思っております。

そこで、最後になりましたけれども、市庁舎建設につきまして、防災担当部として防災拠

点施設としての市庁舎建設も視野に入れているのか、お尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 議員の御質問にお答えします。

防災拠点施設として市庁舎の建設も視野に入れているのかという御質問でございますが、市長のローカルマニフェストにおいて市民の安全を守る新市庁舎検討委員会を設置しますとお約束をしておりますし、今回の東日本大震災における教訓として、災害時も、またその後の復興においても市庁舎が果たす役割は多大なものがあることを改めて認識させられたところでございます。

今後、市庁舎の問題につきましては市長公室を中心に、関係部局により検討することになっておりますが、防災拠点施設としての機能についても当然最重要な検討課題になると考えておりますので、防災担当部としてきちんと意見を述べてまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 6番。犬童利夫議員。

○6番（犬童利夫君） 市庁舎建設につきましては城南ブロックの消防広域化も検討されております。そういう観点から、総合的な防災拠点施設となるような、そして将来を見据えた広域的な庁舎建設を検討されることを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時12分 休憩

午後3時25分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。坂崎総務部長。

○総務部長（坂崎博憲君） 失礼いたします。先ほど犬童議員の第1回目の御質問の中で、情報伝達体制について見直し、強化についてのところまでございまして、答弁の中で「関連設備である全国瞬時警報システム—Jアラートの整備が平成23年度中に済んでおります」というふうにお答えしたようでございまして、正確には「22年度中に済んでいる」ということでございますので、訂正をさせていただきます。大変申しわけございませんでした。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 11番議員の笹山でございます。本日、最後の登壇となりました。若干時間も早いようでありますけれども、しばらくお付き合いいただきたいと思います。ありがとうございます。

今回、3期目の議席を与えていただきました。温かい御支援をいただきました市民の皆様へ感謝を申し上げますとともに、市民の負託に応えられますように気持ちを新たに引き締めまして、その使命と責任を果たしてまいりたいと思っております。また、こ

のたび2期目の当選をされました田中市長におかれましては、お祝い申し上げますとともに今後4年間の市政運営に当たっては、市長の政治信条、公平、公正、公明なる市民に開かれた、市民のための市政運営を貫き通されますようお願い申し上げる次第でもあります。そして、その政策の実現に当たりましては、その是非に当たりましてはこの議場の中で是々非々の立場で議論をさせていただき、市政発展につながりますように、微力ではありますが努力をしてみたいと思っております。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

また、6月30日で退任されます林副市長におかれましては、田中市長就任以来3年3カ月の長きにわたり副市長として御就任いただき、市長の補佐役、また新しい感覚で本市を見ていただき、さまざまな御意見、御指導賜りましたことに感謝申し上げます。本省に帰られましてからも健康に十分に御留意いただき、御活躍いただきますように、そしてまた本市に対しましても引き続き御助言、御指導賜りますようお願いを申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。今回は、議案質疑として、議第49号について。市長の施政方針から、2期目の田中市長の政治姿勢について、5項目。市民の声から、休日保育について。以上を通告いたしました。

まず初めに、議案質疑からであります。これにつきましては議案質疑は2回までしかできないということでもありますので、議長のお許しをいただきまして一般質問として変更させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

議第49号人吉市地域福祉計画推進協議会設置条例案についてであります。この条例案は、地方自治法第138条の4第3項の規定によりまして、平成22年11月に策定されました人吉市地域福祉計画の推進について協議する機関を設置するために条例を制定するものであります。地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総合的な計画として市町村が策定する計画であります。計画の策定に当たりましては、地域福祉計画策定委員会を中心として、平成20年よりアンケートの調査の実施、庁内におけるマップの作成、検討、福祉関係団体との助け合い起こし検討会議の開催等々を経て策定をされたようであります。そこで、地域福祉計画の推進について協議する機関の設置であれば、計画の策定と同時に提案をされ、引き続きその協議会において地域福祉計画の推進について計画に基づき協議されるべきではないかと考えるところであります。そのようなことからしますと、なぜ6カ月以上経過してからの提案なのか、私には理解に苦しむところであります。

そこで、1点お尋ねをしておきたいと思っております。昨年11月に策定されました人吉市地域福祉計画と、今回上程をされております人吉市地域福祉計画推進協議会設置条例との整合性について説明をいただきたいと思っております。

以上、1回目を終わります。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、条例の上程がおくれましたことにつきましては深くおわびを申し上げます。

昨年11月に策定いたしました人吉市地域福祉計画を推進するため、地域関係団体の代表者、健康福祉関係団体の代表者、学識経験者などにより構成される人吉市地域福祉計画推進協議会を設置するというものでございまして、第49号として上程をさせていただいております。地域福祉計画の中では、計画の進捗状況を評価する機関として位置づけているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 地域福祉計画の中では、計画の進捗状況を評価する機関として位置づけをするということであります。確かにこの地域福祉計画書を見ても、推進体制の中で、ここに地域福祉計画推進委員会というふうな委員会で評価をするというようなことで計画の中に記載をしてあるところであります。ただ、今回提案をされているのは、条例の提案では地域福祉計画推進協議会であります。ですので、この地域福祉計画書に記載してあります地域福祉計画推進委員会、それと今回条例として提案をされました地域福祉計画推進協議会、この違いについて説明をいただきたいと思っております。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

地域福祉計画では計画実行を年次ごとに評価する機関として地域福祉計画推進委員会という名称で位置づけておりますが、条例案を協議していく中で第2条におきまして所掌事務を人吉市地域福祉計画の推進に関し、地域福祉の施策に関する事、地域福祉の推進及び啓発に関する事などについて協議するをいたしましたので、これにより名称についても所掌事務に沿うよう協議会といたしました。

計画書の記載につきましては、見直しの時期に修整したいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 条例を協議する中で、今こういうふうな形になったというような答弁でありますけれども、基本的に今回条例として提案されてある協議会、これについては、これは地方自治法第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関という位置づけになると思っております。ですので、条例で設置する附属機関を設置する場合には、基本的にはその条例でうたい込む前に、計画書でこういった機関を設置しますよということであらうなかなければならないのではないかと私は思っています。ですので、計画書が既に策定されておいて、その計画書を推進するための附属機関を設置する、そういった条例案を協議する中で、結局こういった形で協議会にしたほうがいだろうというふうな形になったということは、

これは本末転倒ではないでしょうかと私は思うわけなんです。

基本的には地域福祉計画書は地域福祉策定委員会に諮問をされて、策定委員会の中で協議をされて計画を策定されたものであると思っています。そうした場合には、そのきちんと計画をされた委員会を条例にうたい込まなければならないのではないかと私は思うわけなんです。ですので、今回条例案としては推進協議会という形での条例を提案されておりますけれども、これは私は地域福祉計画推進委員会として条例を提案されるべきではなかったのかなと思っています。この点について、どうお考えなのかお尋ねをしておきたいと思っています。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、名称につきましても十分熟慮しながら進めるべきであったというふうに反省をいたしているところでございます。条例の上程につきましても、本来であれば計画書策定と同時に、そういった条例も添えながら計画書というものをつくり上げるべきであったというふうに思っているところでございます。それにつきましては、まことに申しわけなく、深くおわびを申し上げたいと思います。

条例の上程がおくれましたことにつきましては、過去におきまして、平成11年10月に人吉市福祉のまちづくり推進協議会設置要項が定められておりまして、福祉のまちづくり講演会や、やさしさマークの作成などに取り組んでおりました。昨年11月に地域福祉計画を策定しましたときに、この要項を現状にあわせて手を加えて改正するのがよいのか、要項を廃止して新たに条例を制定したほうがよいのか検討いたしました。ただ、委員報酬を支払うためには条例化しなければならないということで新たに条例を制定することといたしたところでございます。そういったことも含めまして、少なくとも3月議会に上程すべきところでございましたけれども、6月議会での提案となりましたことを改めておわび申し上げる次第でございます。

以上でございます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 委員会にしなければならないか協議会にしなければならないか、明確な答弁はちょっといただけなかったのかなと思っています。そしたらもう1点気になる点がありました。

先ほどの答弁で計画書の記載について、記載してあることについては見直しの時期に修整をしたいというふうな答弁があったと思っています。その計画書の見直しは、ならばどこでされるのかお尋ねをしておきたいと思います。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

計画書の見直しにつきましては、地域福祉計画推進協議会を開催させていただきまして協議をいただき、また、時期につきましても協議をさせていただき、そしてまたお諮りしなが

ら進めてまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 推進協議会を開催して見直しをしていくということですね。ただ、条例に基づく附属機関の協議会でありますけれども、その協議会は計画書にうたってある委員会をもとにして提案される部分ですね。ですから、その計画書の計画について、計画書そのものについてそういった名称を変更するということになるのかなと私は考えるんですね。それを考えれば、条例が通った後の附属機関の協議会ではなくて、策定委員会で計画書の変更をしなければならないのではないかというふうに考えるところですが、その辺はいかがでしょうか。そうしなくても協議会でも大丈夫だということでしょうか。確認をしておきたいと思います。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

策定委員会で本来であれば策定した計画書でございますので、策定委員会を開いて検討すべきこととは存じます。ただ、策定委員会も既に昨年の11月で解散をしておりますので、新たに策定委員を委嘱して、策定委員会を招集して会議を開催するというのも非常に困難かと思っております。ですから、今回、協議会の設置条例を上程いたしましてお認めいただきましたら、その協議会に諮りまして計画の内容等についても見直すところがあるかもしれませんので、それと同時に見直しをさせていただきたい、記載についても修整をさせていただきたいというふうに思っております。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 条例案件ですのであまり深くは、委員会の中でまたやりたいと思っておりますが、基本的な流れの中で、先ほど部長のほうからおわびもありましたけれども、やはり順番的にどうなのかと、やっぱりそういった提案をされる時期もしくは組織の協議のあり方、そういったことを十分に踏まえて、そして時期を逃さない中で条例を提案されていかないと非常におかしい状況が出てくると思っております。そういったものは今後執行部におかれましては十分に注意をされながら取り組みを、今後提案等については慎重に取り計りをしながらお願いをしたいというふうに思っておりますので、この項目については、後は委員会のほうで審議をさせていただきますので終わっていきたいと思っております。

次に、市長の施政方針より、2期目の田中市長の政治姿勢についてということで通告をいたしたところであります。先ほど、今回平田議員もしくは大塚議員からも市長の政治姿勢について、市政運営についての質問があつておまして、答弁があつているところであります。私も同じようなところで通告をしたところであります。そこで、私も市長の施政方針を聞いておまして、やっぱり気になった点が若干あつたところであります。ですので、その気になった点に対して市長が本当にどうのお考えでこういった施政方針を述べられたのか、そ

れはちょっと確認をしたいということで通告をしたところであります。

私は、やはり市長の施政方針の中で、「これまでの4年間、公平、公正、公明な市政運営環境を構築することに専念をしておりました。しかし、まことに残念なことながらいまだに利権に巣くおうとする個人や集団は根強く存在し、利権獲得のためや保身のためにはあらゆる手段を講じることも辞さないという人達がばっこする事実もございました。東日本大震災を境として、もうそろそろ私心を捨て、人々のためにさわやかに生きること目覚めてもよいときではないでしょうか。そこで私といたしましては、2期目のスタートに当たり、一部の者のためだけの利権や保身のために汲々とする意識を持った勢力と、不退転の決意を持って毅然と戦い抜くということをここに宣言いたします。もちろんのこと、さまざまながらみを私自身も断ち切るために、1期目同様、企業献金、個人献金を一切受け取ることなく、みずからの政治的透明性をさらに高め、堅持してまいる所存でございます」、こういうふう述べておられるわけですね。かなり強い不退転の決意を持っての所信の表明であったろうと思ったところであります。

ただ、あまりにも強い不退転の気持ちを私は受けたものですから、逆に私もちょっとびっくりしたところでありますし、実は新聞の掲載にもこういったところの決意が、市長の決意があったということで掲載をされまして、ちょっと市民の方からも市長のそういった強い決意をどういったことだろうかというような話を聞いたところでもあるわけなんです。そこで、やはりそのような形で所信を述べられましたので、やっぱり私も確認する必要があるのかなということでちょっとお聞きをしたところであります。基本的にはそういった所信を述べられたような、そういったばっこするような事実が存在したのかどうか。これはひとつ確認をする必要があるというふうに思っておりますし、また不退転の決意をもって毅然と戦い抜くということを宣言をされております。また1期目同様、企業献金、個人献金を一切受け取ることなく、みずからの政治的透明性をさらに高めて堅持していくというふうな強い決意を述べていらっしゃると思いますので、この点について改めて市長のこれから4年間の市政運営に対するお考えを私もお聞きをしておきたいというふうに思いますので、お願いをしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

私自身に関して申し上げますならば、企業献金等々の申し出というのはございませんし、過去にもございませんでした。また献金を介在して利権に関与させるようなこともございませんし、ございませんでした。しかし、私自身の肌で感じるようなことは周辺にはあったというふうに私は思っているところでございます。

強い決意を持ったということは、人吉に限らずこれまでの日本全国、または世界的にも過去の汚職事件を見ますと、このような献金によるしがらみというものが利権に巣くおうとする人々の一つの引き金となって犯罪化した事実は山ほどあるわけでございまして、過去の事

例を他山の石として私自身を戒めるためにも発言させていただいたわけでございます。

平田議員、大塚議員等々のところでも話をさせていただきましたように、私といたしましては人吉市政これから先4年間、そしてこれまで4年と同じように、さまざまな市長権限を市民幸福向上のみに使っていくというそういう目的に沿って私は歩ませていただきたいという強い決意であり、メッセージであります。市民を不幸に陥れるような所業とははっきりと一線を画しますよと、そして毅然と歩んでまいりますというメッセージであります。企業献金、個人献金を1期目同様に2期目も排してまいるということは、献金というのはやはり往々にしてしがらみを生んでしまうと、そのしがらみの中でさまざまなやはりそれが長期化すると事件等々に発展するというところでございまして、私としましてもこの1期目4年にさまざまなことは感じておりますし、また私自身の強い決意としまして、それは私の戒めの決意といたしましても申し上げたところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（永山芳宏君） ここで時間の延長をいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 今、市長の改めて強い決意をお伺いしたところでありましてけれども、やはり私も同じように企業献金等々については私も当然あってはならないと、やはりきちんと身を正して取り組みをしていく、そういった必要があろうかと思っております。ぜひ、今、市長が答弁されましたように、市民幸福向上のためにぜひ全力で取り組みをしていただきたい、そういうふうに思っておりますし、そうするためには先ほどから言いますように市長の政治信条、これを常に貫き通してほしいというふうに思っているところであります。ですので、そういった意味からしますと、やはりそういった市民に開かれた市民のための透明性の高い市政運営をされる、行政運営を取り組んでいかれる、そういったことについてはやはり私は常に情報は公開をしていかなければならないと、そういうふうに思いますし、その情報を公開をしながら常に市民の声を聞いていく、また市民に問いかけていく、そういったことがやはり必要不可欠だと、そういうふうに思っているところであります。市長の施政方針の中には常に市民に向けて問いかけていらっしゃる部分がありましたので、そういった決意も市長はおありかと思っておりますけれども、そういった気持ちを持って、ぜひそのような気持ちで今後4年間の市政運営に取り組まれるようお願いをしたいと思いますし、期待をするところであります。私も先ほど言いましたように、そういった市長の気持ちを汲みながら、私は是は是、非は非の立場でやはりきちっとした議論をしながら、お互いの市民幸福向上に向かって取り組みたいというふうに思いますので、そういった姿勢をぜひ貫かれますようお願いをしておきたいというふうに思っております。

そこで、具体的に项目的に通告しておりますので掘り下げていきたいと思っておりますけれどもまずは第5次総合計画の策定についてということでありまして。今回の施政方針の中でも、

今回、今年度の施策の事業の中で今後の市政の指針となる第5次総合計画について、現在策定に向けて市内に策定検討委員会を設けて取り組まれていると、そういうふうに述べていらっしゃる場所でもあります。平成23年度中に策定をされるということでもありますので、今年度中での策定になると思いますが、まず第5次総合計画策定の基本方針についてどういうふうに今後検討されておられるのか。まだ、今策定中ですのでなかなか答弁できない部分があるかもしれませんが、答弁できる範囲で結構ですので基本的方針について説明をいただきたいと思っております。さらには、今までの総合計画につきましては大体10年スパンで、10年計画で策定をしながら具体的に進めてきたと、そういった経緯があるかと思っております。今回の第5次総合計画の策定については、策定の期間も同じように考えていらっしゃるのか、また違った考えで取り組みをされるのか、その辺までわかっていらっしゃるればそこも含めてお答えいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○市長公室長（久本一富君） 笹山議員にお答えいたします。

まず、今回の人吉市総合計画策定を取り巻く社会情勢につきまして少しお話をさせていただきたいと思っております。前回の第4次総合計画の策定から10年近くが経過したわけですが、この間、本市を取り巻く社会潮流は、地方分権の強化に伴う三位一体の改革や事業仕分けの影響による国からの財政支援の減少、そしてまたかつてない少子高齢化の進行により社会保障費の増大等により大きく変化をしているところでございます。こうした流れは市民生活にさまざまな影響を及ぼしており、行政に課せられる使命というのはこれまでも増して効率的な自治体経営が強く求められているということは周知の事実でございます。

このような地方分権改革のもと、自治体間競争が激化する中で時代の変化に的確に対応するためにも、直近の社会潮流や環境変化を見据えた新しい時代の近未来設計図が必要となっております。そこで現在、本市の今後の進み方を指し示します市政の羅針盤となる総合計画の策定準備を現在市職員によります、先ほど議員からお話がありますように策定委員会を設け、鋭意進めているところでございます。

今回の策定が第5次の総合計画となるわけでございます。質問にありますその特徴とも言えます策定指針につきまして申し上げたいと思っております。これまでの総合計画はどちらかといいますと、まちづくりに向けての理念や基本方針を主眼に策定をいたしました。急激な社会情勢の変化や今後も予想される行財政経営の厳しさを踏まえまして、このたび策定する総合計画は社会潮流に対する重点課題を解決するために、主要な事務事業までを掲載した課題解決のための実務型の総合計画といたして考えております。

策定に当たりましては、市民意識調査を初めさまざまな分野で活躍をされております十年後の人吉を語る平成100人委員会の御提言、さらには総合計画策定審議会などを開催しながら市民のニーズの把握に努め、また施策の実現性を高めていくための手段といたしまして、先進自治体に倣い市長のマニフェストに掲げられた政策及び事務事業を総合計画に反映して

いくことを考えております。

いずれにいたしましても総花的であり、具体性に欠けるとの意見が多かったこれまでの総合計画でございますが、今回は実務型ということ念頭に置き、総合計画に掲載した事業は確実に実行していくことを基本として計画策定を推進してまいりたいと考えております。

次に、策定期間でございますが、従来は旧自治省の策定要領に基づき10年間を基本構想の一つのスパンといたしまして計画を推進してまいりました。今回策定の総合計画は、時代の変化を的確に反映させるためにも2年間短縮をしまして、今後8年間を見据えた中で市政の経営方針をまとめた基本構想と、そしてまたさらに基本構想の方針に基づき重点課題を解決するために、市長任期にあわせました4年間の施策と目標をまとめた基本計画の構成を考えているところでございます。したがって、前期計画を平成23年度から平成26年度までの4年間、後期計画といたしまして平成27年度から平成30年度までの4年間と考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 今回の基本方針としては、やはり市長のマニフェストを盛り込みながら実務型の総合計画のほうに取り組みをしていきたいというようなことであります。また、計画を8年間で、4年間4年間ということは市長の任期に合わせた計画の中で取り組みをされる、それを考えますとやはり第4次総合計画が移行していく中で、田中市長が4年間された中で市長のマニフェストをやはり総合計画の中にどのような形で盛り込んで、市長のマニフェストを実行していくのかというのに非常に問題があった部分があったのかなと感じたところなんです。ですので、そういった部分を踏まえ、やはり総合計画の中にきちんとした市長のマニフェストを盛り込むことによって、同時に総合計画を柱として政策が進んでいくと、そういうふうになるのかなというふうに考えたところなんです。ですので、一つここで問題になるのは、総合計画と市長のマニフェストの整合性がどうなっていくのかということも一つの問題なのかなとちょっと考えたところでもあります。ですので、今後、先ほどこういった形で答弁されましたけれども、であれば今回の第5次総合計画の中に市長のマニフェストをどういった形で盛り込みをしようとしていらっしゃるのか、その辺について、今、計画としてわかっているらっしゃればお答えいただきたいと思っております。

○市長公室長（久本一富君） お答えいたします。

まず、総合計画と市長マニフェストの整合性でございますが、骨子となる大きな方針としましてはあくまでもマニフェストは総合計画を達成するための手段であるという点でございます。具体的には、総合計画がもちろん最上位計画に位置づけられます。その中に、マニフェストに掲げた政策や主要な事務事業を落とし込むといったまちづくりを実現するための一つの戦術、あるいはまたツールがマニフェストであると考えております。現在、行政内部に

おきまして、マニフェストで新たに加わった事務事業の精査と、第4次総合計画に基づいて実施しました施策や事務事業の検証を踏まえまして、次の総合計画へ掲載する継続事業の落とし込み作業を鋭意進めている段階でございます。

いずれにしても総合計画とマニフェストの関係が不明確で、そしてまだ調整されないままであると、市民を初め行政内部にも混乱が生じることが大きく懸念されるところでございます。したがって、トップダウンによる政策で、また一方で市民からのボトムアップの声が十分に市政に反映されます総合計画を策定するということが重要であるということで考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） やっぱり、総合計画の策定と市長のマニフェストの関係は今答弁いただきましたように、そういった部分をきちんと踏まえて取り組みをしていただきたいというふうに私は思っております。例えば市長のマニフェストが総合計画の上に来るようであれば非常におかしい部分にもなってきますので、そこは総合計画との位置づけをどうあるべきかということ踏まえながら、それを達成するための市長のマニフェストが手段であれば、そういった部分をきちんと踏まえながら策定の中で取り組みをしていただきたいというふうに思っているところであります。ただ、今後そういった総合計画策定の中では市民の声を聞いていかなければならないと、そういうようなことも必要であると思っております。

施政方針でもありましたように、施政方針の中では総合計画策定審議会を設けて、その策定審議会の中でいろんな意見を聞いていくんだと、そしてそれを総合計画の中に反映させていくというふうな表明だったろうと思っております。ただ、総合計画策定審議会で意見を聞くといっても、一つ私が考えるのは、やはりそういった審議会に入るいろんな団体の皆さん方はそれぞれの団体の長であるかもしれませんが、やはり幅広くそういった市民の声が審議会の中に反映されるのかなといいますと、果たしてそこまでは反映されないんじゃないかなというふうにちょっと思うところであります。ですので、一つの手法としてやはりそういった市民の声を幅広く反映するためには、パブリックコメントなどを実施をしながらそれを総合計画の中に反映をさせていく、そういったことも必要ではないかなと私は考えるところであります。そういったパブリックコメントの実施等についてどのようにお考えか、お尋ねをしておきたいと思います。

○市長公室長（久本一富君） お答えいたします。

確かに議員おっしゃいますように、市民の意見をいかにして今回の総合計画に反映させるのかという点でございますが、マニフェストだけに主眼をおいた総合計画とならないように、計画策定の段階から市民の意見を市の最上位計画に反映させる仕組みは特に重要であるということで考えているところでございます。

施政方針にあります総合計画策定審議会でございますが、市長の諮問に応じ市の総合計画についての基本構想や基本計画に関する事項に関し、市長に提言することができる審議会でございます。組織の構成としましては、公共的な団体の代表者、商工や観光機関の代表者、そしてまた学識経験者など、25名を上限に市民の代表として構成されるものでございます。この審議会での御提言を最大限尊重しつつ、このほかにもより多くの方の市民参画を踏まえた計画策定が必要だと考えているところでございます。

そこで、まず市民2,000名の方を無作為に抽出して市民意識調査を行い、施策の満足度や重要度などを聞き、市民ニーズの把握と分析を行っております。さらに、本年度も引き続き実施いたしますが、タウンミーティング“かがやきづくり”トークや十年後の人吉を語る平成100人委員会の場におきましても、さまざまな御意見や御提言をいただきたいと考えております。そしてまた、未来を担う子供たちの市政への参画も必要であると考えております。これに先立ちまして、十年後の人吉をテーマとして小学生と中学生を対象に、作文及び絵画のコンテストを実施したところでございます。未来を担う子供たちにも、より親しみやすい総合計画となりますように、作品につきましては計画書の中に有効活用させていただきたいと、また考えているところでもございます。

こうして市民の方々のさまざまな御意見を集約しまして基本構想と基本計画の原案がまとまりました時点で、さらなる透明性の向上と、そしてまた市民参画の仕上げといたしまして本年11月を目標として議員御提案のパブリックコメントの期間を約1カ月間設けたいと考えております。手法としましては、現時点でございますけれども、予定ということで閲覧方式、あるいは市ホームページによる掲載に対しての意見の募集を踏まえ、より多くの市民の御意見、御提案を反映させた計画をつくり上げたいと考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 幅広い市民の意見の集約は必要だと思いますので、ぜひ公室長が答弁されましたように、そういったパブリックコメントの実施等をお願いしたいと思います。今、11月をめどにというふうなことで答弁があったところであります。ただ、総合計画になりますと、やはり議会に対する説明等もこれは当然必要になってくると私は思っているところであります。今までは本来議会の承認といえますか、そういった部分も必要であったのかなと思っているところであります。

それを考えますと、11月をめどにしながらこういった形で、本当に23年度の策定ができるのかなとちょっと心配をするところでありますけれども、それを考えたときに議会との関係、それから総合計画のスタートの時期についてどういうふうを考えていらっしゃるのか、その辺をちょっとおわかりになればお答えいただきたいというふうに思います。

○市長公室長（久本一富君） お答えいたします。

まず、スタートの時期、どのように考えているかということでございますけど、まず今年の12月議会をめぐりに計画書の案を御提示させていただきたいということを当面の目標と考えておりますので、順当にいきますとそれ以降のスタートになろうかと考えております。しかしながら、ただいま議員のお話の中にありましたように、このスタートの時期に関しましては市議会との協議が必要になってくるというふうに考えております。

その理由といたしましては、地方自治法の一部を改正する法律がさきの平成23年4月28日に法案が成立しまして、5月2日に公布をされたばかりでございます。その公布された法律の概要といたしましては、市町村の総合計画における基本構想の策定義務の撤廃が盛り込まれているところでございます。この法案の施行の状況を見ながら本市としてどのように受けとめるべきか方針を定め、具体的なスケジュールとともに議会にまた今後御相談を申し上げていきたいというふうに考えております。

それから、ちょっと詳しくお話させていただきますと、今回の法律の改正の部分でございます地方自治法第2条第4項関係、これは削除されるものでございます。その内容というのは、市町村は事務を処理するに当たっては議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないという事項の義務づけの撤廃でございます。そうなりますと、議会の議決という法的根拠が必然的になくなるわけでございますので、議会とのかかわり方の調整が今後必要になってまいるというふうに考えております。また、大きな課題としてとらえているところでもございます。

いずれにしましても、先ほど申しましたとおり、現時点では公布をされたという段階でございます。施行の日が公布の日から3カ月以内で政令で定める日とされておりますので、その施行の日を待って、また何らかの措置等が示されるかもしれませんので、その動向を踏まえ、市議会と協議を行い対応方針を決定させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 地方自治法第2条第4項の削除、これは私も知らなかったものですから、当然私は総合計画の策定になりますと、当然議会が承認をしなければならないと思っていたからですね、そうすれば今年度中のそういった計画としてどうなのかなということちょっとお尋ねをしたところであります。今、公布をされている段階で法案が成立していますので、基本的には総合計画はつくらんならつくらんでもいいと、つくるならばつくらなければいけないし、でも、あえてそれが強制でつくらなくてもいいということになったのかなど。これは恐らく総合計画と、いわゆる今、非常にマニフェスト選挙というような形での首長のマニフェストが非常に台頭してきた、そのマニフェストと総合計画をどのように整合を持た

せるかというようなところで、こういった地方自治法の改正につながってきたのかなというふうに思っているところであります。ただ、撤廃されていますので、議会の議決というふうな法的根拠はなくなったということでもありますけれども、やはりこれはこれからの第5次総合計画を策定されるのであれば、やはりこれからの市民生活の幸福向上のための一番基礎となる計画でありますので、これについてはどういった形で議会のほうに話をされるのか、また議会にどういった形で説明をされるのか、これは十分に協議をしながら、やはりきちんとした議会に対しての説明責任を果たしていただくように、これはお願いをしておきたいというふうに思っております。そして、私たちは私たちなりに議会の立場でこの総合計画を十分にそれなりに検討しなければいけないんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういう形できちんとした説明を今後ともに十分に協議をしていただきながらお願いをしたいというふうに思っているところであります。

一応、第5次総合計画の項目については、以上で質問を終わっていきたいというふうに思っております。

次の広報・公聴関係について通告をいたしましたけれども、この項目につきましては宮崎議員の通告内容と同じでありましたので、私のほうは割愛をさせていただきたいと思っております。

次に、行財政改革についてであります。同じく施政方針の中に、市職員の総人件費削減に向けた新定員適正化計画の策定と、新たな組織機構改革による機動性の高い組織づくりを行うというようなことで所信を述べておられます。基本的には、その定員適正化計画と組織機構改革というのは密接にかかわり合いを持っているというふうに私は思っているところであります。

近年を見てみますと、平成17年に大規模な組織機構改革が行われていると思っておりますし、その後田中市長におかれては平成21年に大規模な、それに次ぐ組織機構改革が行われているというふうに思っているところであります。基本的には平成17年の機構改革を基礎としながらも、その機構改革の市民ニーズに合っていなかった部分、もしくは行政ニーズの変化に応じた部分を平成21年の機構改革で見直しをされたのではないかなというふうに思っているところであります。基本的に、私は平成17年の機構改革、いうならば部設置条例については反対をした立場でありましたが、今の平成21年の機構改革についてはおおむね私は評価をしてきたものでもあります。そこで、今の組織機構を見たときに、やはり今の組織機構の中でもやはりそれぞれに若干問題点が残っているんじゃないかなと私は思っているところでありますけれども、執行部としてそのような今の組織機構の中での問題点とか矛盾点とかそういう部分をどのように把握をしていらっしゃるのか、その点について、まずお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、笹山議員の御質問にお答えいたします。

組織機構にかかわる現状の課題、矛盾点等の把握ということでございますけれども、その

矛盾点や課題等を把握する方法といたしましては、業務を遂行している現場の職員の視点からと、また将来における行政運営上の課題や重点施策の実効を見据えて、現体制とギャップに注目していくという二つの視点があろうかと存じます。

まず、職員の視点等については、平成21年度に職員満足度調査において平成21年度組織機構改革についての設問も調査をいたしております。設問については、自分の所属する部署、市役所全体について機構改革の柱となった四つの項目について該当する組織体制となっているかを問うものでございます。結果の概要は、「そう思う」「どちらかというと思う」とを合わせた肯定的な意見が、市民の方々の利便性向上については約50%、市長マニフェスト推進重点施策の早期実現、社会情勢の変化や制度改正への対応などに迅速、的確に対応については約40%、適正な組織数や組織規模、人員配置については約25%となっております。ただ、回答の3割から5割が「どちらともいえない」と答えており、否定的な意見である「どちらかというと思わない」「そう思わない」が約2割という結果でございました。多くの職員が評価を保留しているとともに、自由意見でも評価については「時期尚早」「わからない」という意見が多く見られたところでございます。また、同じ組織改正や人員配置についても、回答者や所属部署によって賛否がまちまちであったり、どちらかという職員配置のあり方、業務量の増加、執務室や窓口の配置についての関心や意見、不満などが多く見受けられたのが特徴でございます。

今後は、現体制になってからことしで3年目になりますので、同様の調査や各部署ヒアリングなどを通してさまざまな意見をできるだけ多く集めて検討の材料としていきたいと考えているところでございます。また、人事組織に関するヒアリングを毎年部長等々行っておりますが、部内の人員配置や事務分掌の移管見直し等についての意見はあってはおりませんので、協議の上、必要に応じて対応しているところでもございます。ただ、部の再編など大きな枠組みを見直すことを必要とする意見は、現時点では出ておりません。

次に、今後の行政運営上の課題等からの観点でございますけれども、総合計画の基本構想や重要施策の実現を図るための体制づくりということを念頭に進めていくことが必要であろうと考えているところでございます。このような観点から、平成21年度の大規模な機構改革以降も時々の課題解決、重点施策の推進の観点から、小規模ではございますが地産他商推進室の新設、市民課くらし安心相談係内に消費生活センターを併設するなど、必要に応じて柔軟に組織体制を見直してきたところでもございます。また、今年度は田中市長2期目のマニフェストのスタート、新総合計画策定の年度に当たります。どのような体制であればこれらに伴う新たな施策を機動的に実行できるかについて、今年度におきましても詳細に検討していくことになろうかと考えております。

また、定員適正化の観点から、定員管理計画との整合性も図りつつ人材を育成し、限られた人材をいかに有効活用していくかということを踏まえて組織体制を検討することも必要と

考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 確かに矛盾点とか問題点等につきましては、やはりさまざまな見方、それから意見がそれぞれにありますので、一概に言うことはないんじゃないかなと思っているところでもあります。現場の職員の視点、それから行政運営上の課題からの視点、それぞれの視点から課題、意見を取り入れながら検証をし、また評価をしながら進めていかなければならないんじゃないかなとも思っているところでもあります。

今回、特に市長の2期目のスタート、そして第5次総合計画の策定、これとも一緒に重なるわけなんですね。ですので、第5次総合計画の策定の年度も重ねながら、その中で今年1年以内に新しい定員適正化計画を策定をする、そして新たな組織機構改革を行いながら機動性の高い組織づくりを行うと、そういうふうに所信表明に書いてあるわけなんですね。それを見たときに、定員適正化計画も1年以内に策定するというのであれば、当然組織の機構改革も1年以内に行うのかなとちょっと考えるところでもあります。ですので、実際組織機構改革については、やはり同じ1年以内に実施をされるのか、また、もしそういうふうになるとすればどのような方法で進めていかれるのか、その辺をちょっとお聞きをしておきたい、そういうふうに思います。

○総務部長（坂崎博憲君） 笹山議員の2回目の御質問にお答えいたします。

市長が施政方針で述べましたとおり、新定員適正化計画を年度内に策定してまいりたいという予定でございます。また、計画の策定に当たっては業務の見直しや施設等への指定管理者の導入または民間委託の検討も含めてまいりますので、それに伴い組織機構の見直し、原案の策定も連動して進めていくことになろうかと考えているところでございます。また、機動性の高い組織づくりには、定員管理のみならず新総合計画に伴う政策実現のために必要な組織機構の見直しを行うという側面も持っておりますので、総合計画の策定とも同時並行して検討していくことになろうかと考えております。定員適正化計画及び組織機構の見直し原案については、年度内に策定作業に着手をする予定でございますが、どの程度の規模の改革とするかは今後の作業スケジュールの中で詰めていきたいと考えております。

また、御質問がありました機構改革の施行時期につきましては、平成24年度中または遅くとも平成25年4月からの施行をめどに、今後の計画策定作業の中でさらに詰めていきたいというふうに考えております。組織機構改革の方法といたしましては、平成21年度と同様に各部署のヒアリングやアンケートから課題等を抽出するとともに、現在策定作業中の総合計画やマニフェストと整合性を図りつつ、プロジェクトチームで原案の検討をしてまいりたいというふうに存じます。原案については政策審議会、行政経営会議の検討を経て成案として組織決定をすることいたしております。その後、機構改革の規模などによっては必要に応じて

条例改正案や関係予算案を議会にお諮りすることになるかと現時点では考えているところ  
でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） あと1点ちょっと確認をしておきたいんですが、施政方針でもありま  
したように、行政評価制度と昨年から着手をされている事務事業体系化作業、これのどのよ  
うなかわり合いがあるのかということちょっと疑問があります。ですので、その行政評  
価制度と事務事業体系化作業のかわり合い、それから事務事業体系化作業がまずは組織機  
構改革にはどのように反映されていくのか、その辺をちょっと私、気になるところでありま  
すので、この点について説明いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○総務部長（坂崎博憲君） 御質問にお答えをいたします。

まず、行政評価並びに事務事業体系化の目的について御説明をさせていただきたいと存じ  
ます。行政評価とは行政の政策や施策、事務事業を有効性、効率的などの視点から一定の基  
準に従って客観的に評価し、その結果を次の業務改善などにつなげていく手法のことござ  
います。市民の皆様の税金が実際にどのように使われ、仕事の所期の目的が達成をされたか  
を評価をいたします。その結果を次の計画改善につなげるといった観点から、本市におきま  
しては事務事業の評価を平成21年度に本格導入したところでございます。

次に、事務事業体系化の目的でございますが、総合計画の政策、施策の体系をもとに、目  
的と手段の関係に留意した事務事業体系の整理を行うことでございます。昨年度は導入初年  
度といたしまして、各課、各係の予算事業並びに人件費事業といった細事業、細かい事業を  
洗い出して同一の目的を持った細事業を評価単位である事務事業にまとめていく作業を行  
いました。これにより、各課、各係のすべての事務事業の把握ができたところでございま  
す。また、今年度は各係ごとにそれぞれの事務事業の法的根拠の明確化、及び業務量の算定をた  
だいま実施しているところでございます。事務事業を実施するための法律、政令、条例等の  
法的根拠を再確認、再認識することでその事務事業の重要度や優先順位が確認でき、また、  
事務事業の業務量を策定することで人件費を含めた事務事業の総コストの把握ができること  
となります。

以上のような業務を行い、より精度の高い行政評価制度の確立がなされ、これらを活用し  
ましてさらなる業務の改善や事務事業の見直しなどを実施してまいりたいと存じます。また、  
この行政評価制度につきましては、今後は定員管理や組織機構などの見直しなどの基礎資料  
として活用できるような制度設計を進めてまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 総合計画の策定をしながら、また新定員適正化計画を策定をしながら、

そして組織機構の見直しと、その中で行政評価を取り入れながら、また新しい事務事業体系化作業を取り組んでいくと、非常に大変な作業だなとちょっと今、感じたところであります。そのような中で、機構改革の見直しに当たっては24年度もしくは25年度ということである程度一定の期間を設けながら、その中で精査をしながら取り組みをされるというようなことを聞きましたので、ぜひそういった中でよりよい、本当に機動性のある組織機構改革につなげていただくようお願いをしたいとは思っているところであります。

ただ、そのような中でそれぞれ一つ一つがバラバラに機能しておってもだめですので、やはりそれぞれが組み合わさってよりよい一つのものになっていくように取り組みをしなければいけないと思いますので、その辺を考えたときに非常に今年度の策定作業、それから新定員適正化計画の策定、本当に大丈夫なのかなとちょっと心配をするところではあります、ぜひすばらしい計画の策定をお願いしたいというふうに思っているところであります。ただ、今の機構改革の中で、あえて答弁は求めませんが、私の意見という立場で聞いていただきたいと思っているところであります。今の組織の機構を見てもみますときに、総務部の組織を見たときに私が若干気になるのは、総務課が持っている人事権、それから財政課が持っている財政権、それから地域生活課が持っている町内会長囑託員連合会を初めとする消防団等の各種団体の総体的な窓口であるということ、それから契約管財課を見たときにはすべての工事とか物品等の入札、契約業務をすべて契約管財課で行っている。それを見てもみますと、総務課、財政課、地域生活課、契約管財課、総務部のすべての部署が、すべての市の中核の権限をすべて総務部で握っているんじゃないかなというふうに考えるところであります。それについては私は非常に危険性もあるのかなというふうに思いますので、これについては、権限をほかの部にも分散をしてやはり権限をそれなりに均等に持たせることも一つの機構改革の中では考えていくべきものがあるのかなと私は考えるところであります。あまりにも市の中核の部分が総務部に集中しているのではないかなというふうに気になっているところがありますので、これは私の考えであります、私はそういうふうに思っているところなんです。やはり、機構改革の中でそういった部分をもう少し分散化しながら、よりよい機動性のある、またお互いに牽制できるような組織の改革も必要じゃないかなというふうに思いますので、あえてちょっと意見を申し述べさせていただきたいと思えます。

また、もう一つ、マニフェストが総合計画を達成するための手段であると、そういったことから考えますと、やはり市長のマニフェストを達成するためには、やはりそういった政策とか事務事業等を総合計画の中に落とし込みながら、まちづくりを実現をしていかなければいけない、そういったツールとして利用していくということがあると思っています。それを考えてみますと、組織機構改革にもマニフェストを実現するための手段としてやはりかかわってくるのかなと、それもちょっと考えるところなんです。例えば市長のマニフェストの、何といいますか、重要施策の一つといいますか、それをちょっと考えたときに、「美しき相

良700年の歴史文化都市ひとよしの実現」とをいうことをうたわれております。それを考えてみますと、歴史・文化都市の実現をするためには相良700年の歴史が育んだ文化財を保護をしながら、またその地域の誇りとか宝に愛着を持って豊かな住環境を育てていくと、そういったことも必要になってくるんじゃないかなというふうに思うところでもあります。そういった文化財の保護だけにとらわれずに、まちづくりの面も取り入れながら取り組んでいくことに、よりよい文化都市の都市づくりに発展する、そういうふうに考えているわけなんですけれども、それを考えたときに、果たして今やっている縦割り行政だけの組織の中でそういったことが十分に果たせるのかなというふうにも考えるわけなんです。ですので、今年出てきているのが、縦割り行政の中に総合行政で取り組んでいくというような手法も今、出てきているんじゃないかなと思っているところなんです。ですので、それを考えたときに、例えば今さっき言った文化政策の部分を、例えば文化政策を教育委員会だけでやらせるんじゃないくて、市長部局の中にも取り入れながら総合行政としての一貫としての政策として位置づけをしていくと、そういったことをすることによって非常に高い発展性の高いそういった組織機構改革にもつながるし、そういったまちづくりの形成にも発展をしていくんじゃないかなと、そういうふうにもちょっと考えるところなんです。ですので、できたら私はそういった部分も検討をしながら、またよりよいそういった機構改革もしくは総合計画の策定の中に、どういったことをすればいいのかということを考える視点を変えて取り組むことも必要じゃないかなというふうに考えますので、その点もできましたらあわせて検討しながら取り組みをしていただければというふうに思っておりますので、これについては私の私見的な意見という立場でお取り組みいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、防災関係であります、3月11日に発生しました東日本大震災、これにおきましては犠牲となられた方々の御冥福を心よりお祈りを申し上げますとともに、被災された皆様方にはお見舞いを申し上げる次第でございます。また、一日も早い復興を祈念をするものでもございます。また、全国各地からさまざまな災害ボランティアといった支援についても全国各地、もしくは海外からも多くの方々がボランティア活動を取組まれていると、そういった姿にも敬意を表するものであります。震災発生から3カ月が経過をしましたが、報道等を見てもなかなか進まない厳しい状況のようでございますし、今現在さまざまな、またいろんな環境問題とかいろんな部分が発生しているそのようにも思っているところであります。このような状況を受けて、自治体においては震災等における防災計画の見直し等の計画がそれぞれのところで進んでいるようでございます。先ほど犬童議員がかなり防災計画の見直し等については深く掘り下げて質問されましたし、その中で防災計画の見直し等に対する市の考え方等の答弁があっていると思っておりますので、私もそういった防災計画の見直しについてはということで質問も予定しておりましたけれども、これについては同じ答弁で

すので割愛をしていきたいと思っております。

さらに、そういった状況を受けて、実は福島原発の事故が非常に気になるところでございます。福島原発の事故については予想をはるかに超えた事故でありまして、今でも収束ができる状況にはないと、そういった状況にあると思っております。放射能漏れによる被害が未曾有の状況でありまして、いまだに国の安全基準も示されないと、そういった中で風評被害等もあって大変苦しんでおられる、そういった状況にあるんじゃないかなと思っております。立ち入り禁止区域の20キロ圏内はもとより、もしくは100キロ200キロ離れた地域でも基準値以上の放射能が検出をされているというようなところで、至る所で生活に影響が出ている、支障が出ている状況があるんじゃないかなと心配をしているところでもあります。そういった中で、実は人吉を見ても川内原発が近くにありまして、そういった川内原発の事故について非常に気になる場所なんですね。恐らく川内原発からしますと五、六十キロしか人吉は離れていないんじゃないかなというふうに思っているんですが、もし川内原発で同じようなそういった事故が発生した場合を想定してみますと、やはり人吉のほうで行う対応、これはやっぱりいろんな影響が出てくるんじゃないかなと考えるわけなんですね。

そこで、ちょっとお尋ねしておきたいのは、そういった川内原発での事故発生を想定をした防災計画を取り入れるべきじゃないかというふうに私は思うところですが、その辺の考えについてどのようにお考えなのか、まずはお尋ねをしておきたいと思っております。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、川内原発での事故の発生を想定した計画の見直し等についての御質問でございます。

原発事故を想定した防災計画の見直しにつきましては、国・県におかれましても原発事故発生時の対応や被災を受けた市町村の支援等につきまして現在見直しの検討が進められておられるところでございます。原発事故が発生した場合の影響等につきましては、専門機関による分析、検証を見た上で正確な住民への情報提供を考えております。また、仮に本市への影響が出ると想定した場合は、市町村や相互応援を行った協定市に対して収容施設等の提供や避難の受け入れの要請を行うなどの避難計画が必要と考えております。また、川内原発で仮に事故が起きた場合、計画的避難区域からの被災者の一次受け入れのための避難場所の確保と、受け入れ態勢につきましても国・県等の検討結果や対応等を踏まえ、研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 今後、国・県による検討結果等を踏まえながら今後研究していきたいというふうなことでありますけれども、やはり一番大切なのは正確な情報を住民にどれだけ情報提供するかということが一番必要だと思いますし、情報を提供しながら伝達をしていく、そしてその中で避難計画とか、先ほど言われました被災者をどういうふうに取り入れをして

いくかとかそういった必要な部分がかなり出てくると思うんですね。ですので、ぜひ、これについては今後そういった国・県の検討結果を踏まえながらもやはり私は人吉市でも検討しておくべき課題であると思いますので、ぜひそういった方向で検討していただきたいというふうに思うところでございます。

また、もう1点気になるのは、災害の程度を予想して防災計画書を作成すると、そのように思っていますが、今回の東日本大震災のように想像をはるかに超える被害があったと、そういった状況で非常に大変な状況が出てきているわけなんですね。ですので、同じように例えば人吉市のほうでそういった想定をはるかに超えるようなそういった災害等があった場合にどういった形で対応ができるのか、その辺についてどのようにお考えなのか、あわせてお聞きしておきたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、お答えをいたします。

国・県が行う今回の震災に対する被害想定を検証を参考に、大規模災害時の応急対策、復旧対策等、防災体制の整備に向けて研究を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。今回発生しました未曾有の災害を受けて、地域住民の皆様方の災害に対する意識が非常に高まってきていると、想定外の災害時などいざというときに行動できるよう出前講座などの防災研修などを行い、情報の提供を行うことで防災意識の啓発に今後も努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、今後におきましても災害時の防災関係機関、地域住民の連携体制の確立と住民の防災意識の高揚を目的とした大規模災害を想定した防災訓練を実施することで、災害発生時の対応能力を高めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 確かに地域住民の災害に対する意識は高まっているんじゃないかなど私は思っているところであります。いざというときに行動できるような研修とか情報の提供とか防災意識の啓発等については、今後も引き続き取り組んでいただきたいとそういうふうに思っているところであります。

実を申しますと、6月13日に私の町内で、町内の自主防災会議がありました。平成20年度より自主防災組織を編成して取り組みをしながら、毎年今の時期に会議を行っているところであります。その会議の中で、町内が抱えている災害の危険性の予想とかそれぞれの班での活動をどういうふうにするとか、避難体制をどういうふうにするとか、そういったいろんな確認をその会議の中でそれぞれ確認をして、1年間災害がないようにというような形でしているわけなんです。その中で、ちょっと私も感心したんですが、役員の方の中に、去年もだったと思うんですけども必ず平成18年に配布されました「我が家の防災手引き書」、これを必ず持ってきていらっしゃる方がおられるんですね。いろんな話し合いをしている中でこの

方が非常によくこれを勉強されておられて、町内の方が、例えば非常持ち出しはどぎゃんふうに準備をすればいいのかとかいろいろな質問をされるわけなんですね。そうしたら、これをパッと見て、「実はこれを持っておんなつでしょう、これの何ページにどぎゃんふうに準備してくださいときちんと書いてありますからこれを必ず読んでください」とか、ものすごくこの防災手引き書を活用されるわけなんですね。それを見て私は非常に感心をしました。私もそうやって届くところに置いておかなかったものですから、本棚にしまっていて今回改めて引き出しをして見たんですけれども、やはり見てみますと非常に事細かく書いてあって、これは非常に活用できるなというふうに改めて思ったところでもあります。そうやって町内の方がこういった手引き書を自分で読みながらそういうふうに活用されるということで、やはりそれぞれに防災に対する意識を強く持たれて取り組みをされている、また町内のためにこういうふうに話をされるということで私は非常に心強く感じたところでもあります。その会議の中で実は、県外からこれ以降に転入されていらっしゃった方もおられて、その方が、「いや私はそんなのちょっと見たことないんだけど」ということでそういった話もされたんですよ。私は恐らく市民課の窓口で配布をされているんじゃないかなともちょっと思ったところなんですけれども、なかなかそこを私も確実にお答えすることができませんでした。

そこで、まず改めてそういった市外から転入されてこられた方に対して、こういった防災手引き書等の配布等についてはどのようにされているのか、1点お尋ねをしたいと思いますし、もう1点はそういった町内において自主防災組織を結成してありますけれども、この自主防災組織の組織率、これについてはどうなっているのか、この2点についてお尋ねをしたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、議員の御質問にお答えします。

まず、「我が家の防災手引き書」についてのお尋ねでございます。平成18年6月に全戸に配布をいたしました「我が家の防災手引き書」につきましては、先ほど議員から御紹介いただきましたように風水害、地震、火災への備え等防災のポイントをわかりやすくまとめた手引き書になっているところでございます。市民の方への周知を図るために各校区にて計9回の説明会を開催し、啓発・普及に努めているところでございます。

この「我が家の防災手引き書」につきましては、転入された方々に配布をいたしているところでございます。今後、議員の御町内で非常に活用されているというお話もございますけれども、今後の啓発方法につきましては既に配布後5年を経過しておりますので、地域の方がみんなの町はみんなで守るという防災意識の啓発を促すためにも、広報とかホームページによるさらなる情報の提供と、各町内で開催されます総会や出前講座等でさらに説明を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、自主防災組織率についてのお尋ねでございます。自主防災組織とは住民一人一人がみずからの命はみずからで守ると、そしてみずからの地域はみずからで守るという考

えに立って自主的に防災活動を行う組織でございます。本市の自主防災の組織率についての御質問でございますが、町内会を単位として位置づけをしておりますが、実際に活動されている自主防災組織の組織率については平成19年度に自主防災組織の調査を実施しております。規約及び連絡網を整備されている町内で52町内がございました。組織率は56%でございます。その機能面におきましては厳しい状況にあると判断しております。地域によりましては役割分担を明確にされ、防災のための会議を開催されたり、防災研修を実施されている御町内もございます。しかしながら、現状といたしましては町内会長を中心として緊急の連絡網は整備されておられますけれども、定期的な訓練や活動までは至っていない状況であるという認識をいたしております。

このような中で自主防災活動を支援するために、各町内会に平成21年度、22年度の2カ年に拡声器、ヘルメット、懐中電灯を支給をいたしたところでございます。地域住民の方々みずからが生命や財産の安全を確保し、被害の軽減を図る自主防災活動は非常に重要であるというふうに認識をしているところでございますので、今後はその役割等の説明を行い、防災等の知識の普及に努めることで自主防災組織の活性化に取り組んでまいりたいというふうに存じます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 自主防災組織の活性化が非常に私も重要だと思っております。やはり、それぞれの町内を単位に自主防災組織の組織化を図っていらっしゃいますので、町内で1年に1回は自分たちで自分たちの身は守るんだと、そういった意識も含めてそういった自主防災会議を一回は開催をしてみんなで確認をし合うとか、こういった防災の手引き書をみんなで見、それぞれでやっぱり一番大事な部分をそれぞれが確認をし合うとかそういった取り組みがやっぱり私は一番重要なのかなというふうに思います。そういった意識づけをすることによってそれぞれの市民の一人一人が迅速な敏感な対応ができる、そういうふうになると思いますので、今後こういった防災手引き書を十分に活用していただいて自主防災の組織率を高めていただきたい、もしくはその方法としてやはり常に町内にどうですかというようなことで働きかけていながらそういった規約の整備もしくは計画書の整備、そういった部分にお手伝いをしていく、そういった取り組みをすることによって町内の意識が高まってくると、そういうふうに思いますのでぜひ今後はそういった取り組みをお願いをしたいというふうに思っております。

ただ、この防災手引き書、既に5年が経過しております。そして今回の大震災があっております。やはり見てみますと若干見直しをする部分等が出てきているのかなというふうになんて感じているところなんです。ですので、こういった部分についてはその状況に応じた手引き書を作成をして配布をしていかないと、非常になかなか情報が間違っていて伝わったりと

かする部分があると思いますので、これを毎回毎回全部を改定をして配布をするというのはかなりの予算も必要ですので、改定された部分だけでもこういうのが変わりましたとかそういった部分の意識づけとかそういった形で、この18年のこれを基にしながら十分な活用方法を今後検討していただきたいというふうに私は思いますので、ぜひそういった方向でこの防災手引き書の活用をあわせてお願いをしておきたいというふうに思っております。

最後に、市民の声から1点通告しております。休日保育についてということで通告しました。実は、今回の東日本大震災の影響によりまして、さまざまな変化とか影響が私たちの生活にも生じてきているようでございます。実を申しますと、平日の電力抑制策として企業が平日に休みを取って土曜日、日曜日に出勤をさせると、そういった動きが出てきているようであります。人吉球磨の自動車関連部品の会社でも7月から9月までの3カ月間をそのように取り組まれるというふうに聞いたところでありまして、そこで、休日の子供の保育ができないんでしょうかとそのような相談も受けたところなんです。もしくはそういうふうに休日保育をしているところを知りませんかというような相談も受けたところあります。私も初めてそういった話を聞きましたので、なかなかその場では即答することができませんでしたが、市としてそのような状況を把握していらっしゃるのかどうか、この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

夏の電力需給対策といたしまして、大企業を中心に電力需要の比較的少ない時期、早朝、夜間及び休日に就業時間を変更する取り組みが検討されているようでございます。これに伴いまして保育所に通所している児童の保護者に対し、早朝等の延長保育や休日保育のニーズが生じてくるのではないかとということで、去る6月6日付で国・県からのニーズ調査がっております。

本市につきましても先日、認可保育園12保育園及び認可外保育園1園、学童クラブ10カ所に対し、早朝の延長保育や休日保育の要望、問い合わせがなかったかどうかの調査を行いました。現在のところ、そのような要望等はございませんでした。ただ、その中でお一人、錦町にある製造業の会社にお勤めの方で、父親が休日勤務となったとのお話を伺っておりますが、母親が休みであり対応できるとのことでもございました。恐らくは他の方も同様な対応や、祖父母が預かる等の対応をされているのではないかと推察いたしておるところでございます。錦町に問い合わせましたところ、1事業所が6月30日から9月末までの間、木曜日、金曜日を休みとし、土曜日、日曜日を出勤日にされているようでございます。この事業所につきましては現在、錦町が影響のある方の数等を事業所に照会されており、本市の保護者についても情報提供していただくよう依頼しているところでございます。

現在のところ、勤務時間変更を決定された事業所も少なく、具体的なニーズとしてあらわれていない状況でございますが、今後、他の事業所も同様の取り組みをなされる可能性もご

ございますので、必要に応じニーズの把握をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 私もニーズがどのくらいあるかというのは実は私も把握をしておりませんので、調査もしておりませんので、私もわかりません。私が相談を受けた方もまだその辺のニーズがどのくらいあるかというのはわからないと、そういったことでもありました。そういったことで実態としてどれだけのニーズがあるかというのはわかりませんが、先ほど答弁いただきましたようにそういったニーズの把握というのは必要であると思いますので、ぜひそういった把握を行っていただきたいというふうに思っているところであります。

また、じいちゃんばあちゃんとか両親のどちらかが休みで面倒を見てくれると、そういったところはかなりあるかもしれませんが、やはりどうしてもそのように面倒を見てもらえない家庭も少なからずはあるのかなというふうに私は思うわけなんです。そういったところでそういった実態調査等も出てきておるのかなと思いますので、そのようなどうしてもやっぱり面倒を見てもらえない人に対しては、やはり何らかの手だてが必要ではないかというふうに考えるところですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

現時点では多くの保護者が恐らくは配偶者の方や祖父母、親族などの協力を求められている方が多いのではないかと考えておりますけれども、議員御指摘のとおりその手助けを得ることのできない方もいらっしゃるかもしれません。そのニーズがどれほどになるかで対応の仕方も変わってくるものと考えております。ニーズが少ない場合につきましては、一人親家庭であれば一人親家庭等日常生活支援事業によりまして、母子寡婦福祉連合会の支援によりまして自宅での預かりが利用できると考えております。また、それ以外の方につきましては、ファミリーサポートセンターを活用していただくことになるかと考えております。ニーズが多くなりますとそれでは受け皿が不足することも考えられます。一時的な休日保育というものも検討する必要があるかと思いますが、いずれにしてもそのニーズの状況に応じて保育園連盟など各機関と協議しながら保護者の状況に応じた対応を取ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 今の課題は、これは本市だけに限らないと思っているんです。それぞれの球磨郡の町村でも同じような状況が発生しているんじゃないかなというふうに思うところであります。もし、同じような状況が本市以外の人吉球磨の中で発生しているのであれば、こういった方については人吉球磨全体で連携をしながら取り組む、そういったことも検討する必要があるんじゃないかなとも思いますけれども、その辺の検討についてはいかがでしよ

うか。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

今回の事案につきましては御指摘のとおり本市のみならず全国的な問題でございますので、国・県の取り組みと歩調を合わせながら対応してまいりたいと考えております。特に、球磨地域振興局を初め郡内町村とは今後も小まめな情報交換をしてまいりたいと思っております。

現在、郡市内の休日保育を行っている保育所は、あさぎり町に3園、球磨村に2園ございます。これらの保育園は平日の保育と関係なく市町村を超えて利用できますので、郡内町村のある程度の数はこれらの休日保育で対応できるのではないかと考えております。こういった施設の状況、各町村からの情報なども相互にやり取りしながら慎重にニーズを把握し、保護者の皆様の御要望に対して対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 今回の事案は全国的な問題、そういったことでありますので、ぜひ各町村からの情報とかニーズを的確に把握しながら保護者の要望等に対処していただきたいというふうに思っているところであります。

ところで、あと1点お尋ねしたいと思いますが、今回のようなケース以外で今までにそういった休日保育の要望等があったのかどうか、この点についてもちょっとお聞きをしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

休日保育のニーズにつきましては、平成21年度に実施しました人吉市子育て支援についての市民ニーズ調査において調査を行っております。これによりますと、休日の保育をほぼ毎週利用したいという方が4.8%、月に一、二回利用したいという方が25.6%となっております。また、同じく平成21年7月に行いました企業経営者の方との座談会におきましても、土曜日、日曜日に業務を行われますサービス業の方を中心に、従業員のための休日保育を行ってほしいとの意見が出されております。ただ、休日保育を行うとしますと、保育士の勤務体制などの実施していただく保育園側の課題、そして県の補助が少なくなっている中で行う財政上の課題などがございます。また、毎週利用したいという方の数が少ないことから、実際の利用者数がどれだけになるか不確定な要素もございます。そういったことから、保護者のニーズ把握に努めながら、当面はファミリーサポートセンター事業等を活用してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 今後どのような形で保護者のニーズにこたえることができるのか、これは非常に先ほど御答弁されましたように非常に難しい課題があるようでございます。情報

の提供とかニーズの把握については、やはり今後も十分に取り組みをしていただきたいと思  
いますし、保護者の要望がどれだけあるのか、そういった部分も今後調査をしていただきな  
がらこれについてはできるところから取り組みを応えていただくようなことも、できる場合  
はお願いをしたいと、そういうふうに要望しておきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

---

---

○議長（永山芳宏君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 5 時08分 散会

# 平成23年6月第4回人吉市議会定例会会議録（第3号）

平成23年6月17日 金曜日

---

## 1. 議事日程第3号

平成23年6月17日 午前10時 開議

- 日程第1 議第46号 平成23年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議第47号 人吉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議第48号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議第49号 人吉市地域福祉計画推進協議会設置条例の制定について
- 日程第5 議第50号 人吉市予防接種事故災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第51号 委託に関する協定の締結について
- 日程第7 議第52号 市道路線の認定について
- 日程第8 議第53号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第9 議第54号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 議第55号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第56号 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 議第57号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 報第1号 平成22年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第14 報第2号 くま川下り株式会社の経営状況について（第49期決算報告書及び第50期事業計画書）
- 日程第15 一般質問
1. 西 信八郎 君
  2. 宮 崎 保 君
  3. 村 口 隆 君
  4. 村 上 恵 一 君
  5. 豊 永 貞 夫 君
- 
- 

## 2. 本日の会議に付した事件

- ・ 議事日程のとおり
- 
-

### 3. 出席議員（18名）

1番	宮崎	保君
2番	高瀬	堅一君
3番	村口	隆君
4番	大塚	則男君
5番	平田	清吉君
6番	犬童	利夫君
7番	松岡	隼人君
8番	井上	光浩君
9番	豊永	貞夫君
10番	川野	精一君
11番	笹山	欣悟君
12番	西	信八郎君
13番	村上	恵一君
14番	田中	哲君
15番	仲村	勝治君
16番	三倉	美千子君
17番	森口	勝之君
18番	永山	芳宏君

欠席議員 なし

---

### 4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	信孝君
副市長	林	健善君
監査委員	篠崎	國博君
教育長	堀	秀行君
市長公室長	久本	一富君
総務部長	坂崎	博憲君
市民部長	山本	政義君
健康福祉部長	今村	朱美君
経済部長	松田	知良君
建設部長	中村	明公君
市長公室次長	愛甲	秀樹君
総務部次長	中村	則明君

市民部次長	椎葉幹夫君
健康福祉部次長	松岡誠也君
経済部次長	中村則明君
経済部次長	福山誠二君
建設部次長	木村秀敏君
企画課長	小林敏郎君
財政課長	告吉眞二郎君
市民課長	今村修君
高齢者支援課長	村口桂子君
管理課長	中川一水君
会計管理者	松江隆介君
水道局長	田中幸輔君
上水道課長	水野二郎君
教育部長	赤池和則君
教育部次長	東俊宏君
教育総務課長	東和人君
農業委員会 農事務局長	村田定美君
監査委員 監事務局長	大平正君

---

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	赤池謙介君
次	長	村並成二君
次	長	山本繁美君
書	記	白坂禎敏君

---

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

---

---

### 質疑を含めた一般質問

○議長（永山芳宏君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君）（登壇） 皆様、おはようございます。

12番議員の西信八郎でございます。今回の統一選挙におきまして、2期目の議席を与えていただきました。温かい御支援をいただきました皆様に感謝を申し上げます。市民の負託に応えられますように、日々精進してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。市長におかれましても、2期目当選おめでとうございます。体に注意され、市政発展のため御尽力いただきたいと思っております。副市長退任の御礼は29日の夜にたっぷりとさせていただきたいと思っております。

人吉市における次なる選挙は、7月に行われます3年に一度の農業委員統一選挙であります。統一選挙は今回で21回目であり、新たな農地制度のもと、現場で実務を担う農業委員会の果たす役割はますます重要となっております。農業委員は、農業者みずからが投票によって選ぶ公的な代表です。意欲と情熱を持った行動力のある人が、土地と人を守り育てる農業委員会の活動の先頭に立って活躍されることを期待します。

では、通告に従いまして一般質問をします。第1に、観光政策として人吉温泉観光協会について。第2に、教育関係としてライフスキル教育について。次に、認知症サポーター養成講座について。そして、虹の架け橋教室事業についてであります。ただ、この質問に関しましては事業名を上げておりますが、転入外国人の児童・生徒の就学支援ということで質問をしたいと思っております。

まず、観光政策として人吉温泉観光協会について質問を進めてまいります。人吉温泉観光協会は平成22年7月、一般社団法人化されましたが、市観光振興課とのかかわり合いも含めて任意団体のときと比較してどのように変わったのでしょうか。また、現在、各事業部会、委員会は主にどのような活動を行われているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○経済部長（松田知良君） おはようございます。

まず、人吉温泉観光協会の法人化の目的と期待される効果につきまして、御説明させてい

たきます。

昨年7月1日から、それまで任意団体でありました人吉温泉観光協会是一般社団法人人吉温泉観光協会として法人化されました。法人化の目的といたしまして協会定款の中に、相良700年の歴史を基軸として、自然と文化などの魅力ある資源の開発を探求し、人吉球磨地域における観光振興とコンベンションの誘致を図り、もって地域経済の活性化、文化の向上及び国際・国内観光の人的交流による相互理解の増進に資することを目的とするとうたわれております。

協会の法人化のメリットや期待される効果につきましては、広い意味では社会的責任の向上や活動責任の明確化を図り、自主独立した組織のガバナンスの徹底を図ることで協会の社会的信頼度を高めることができます。また、具体的には組織内の会計基準を明確化し、会計が法令の適用を受けることで組織の透明化を図ることができます。このことは、言いかえますと、会社としての利益追求、すなわち収益事業に取り組むことができるようになったといえます。さらに、社員の責任を明確化にすることで、組織体質の強化を図り、新たな事業展開を期待することができます。

市のかかわりを含めて任意団体のときと比較してどのように変わったかとの御質問でございますが、法人化された協会の組織といたしましては、大きな区分では協会会員の下に社員総会がございます、その中に協会運営の中核を担う理事会があります。その理事会のもとに協会の実務を行う協会事務局があります。法人化される前の任意団体のときまでは、市の観光振興課職員が協会が行う誘致宣伝や魅力発掘などの各委員会の事務局員として位置づけられ、協会が実施する誘客のための宣伝やイベントなどの各種事業に直接関与しておりましたが、現在は協会が雇用した事務職員がすべての事務を行っております。しかしながら、協会事務職員の市観光についての経験年数が少ないことから、観光に関するノウハウを指導助言する形でしばらくの期間は市の職員は協会の支援者として進めているところでございます。計画といたしましては、法人化後3年間をめどに、現在、市から派遣しております事務局長につきましても協会のプロパー職員へ移行していく予定としております。

次に、現在、各部会や委員会は主にどのような活動を行っているのかという御質問でございますが、先ほど述べました理事会の中に、総務部会と事業部会という二つの部会がございます、総務部会に総務委員会と魅力委員会、事業部会に誘致宣伝委員会と広報委員会が組織されております。総務部会では観光名刺印刷事業や観光カレンダー作成などの収益事業のほか、協会ホームページを管理するウェブサイト管理事業や、各種イベント支援などに取り組むとともに、地域の魅力をさらに高めるための地域魅力磨きあげ事業や地域ものがたり政策事業のほか、街中資料館や外国人観光客対応事業など取り組まれています。また、事業部会では外国人を含む観光客の誘致宣伝や各種宣伝広報、企画活動、人吉マスコット事業や県外の熊本県人会対応などのほか、九州新幹線鹿児島ルート全線開業対策事業やS L人吉運行

対策対応事業など積極的に実施されております。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 答弁にありましたように、計画として法人化後3年でしっかりとした観光協会への移行を目指し、観光協会内のそれぞれの部会でも市の職員の支援を受けながらしっかりとした事業展開をされているということでした。

そういう中において、6月補正予算において観光協会から補助金申請があったと聞いておりますが、予算査定ではゼロとなっております。これはどのような理由によるものかお尋ねをします。

○市長（田中信孝君） おはようございます。お答えをいたします。

人吉温泉観光協会の補助金につきましては、当初の補助申請額1,361万4,000円に対しまして、当初予算といたしまして464万円の予算が査定されております。内訳としましては、協会一般運営補助分といたしまして300万円、市からの派遣職員の人件費補助分といたしまして146万円でございます。また、協会職員のうち6名分の人件費と事務費につきましては、御承知のとおり国と県の緊急雇用対策事業補助をいただきまして、別途委託料として1,478万1,000円を予算措置しているところでございます。当初予算につきましては骨格予算であったことや、人吉温泉観光協会の前年度繰越金が確定していなかったことなどから暫定予算として予算措置をさせていただいたところでございます。よって、予算査定がゼロということではございません。

今回の6月補正予算におきましては協会一般運営費補助金として700万円、新規観光ルート開発補助金として200万円、合わせて900万円の補助金申請があったところでございますが、補助申請内容の中で、昨年から機会をとらまえさせていただきまして、収益事業も含む法人化された協会としての自主事業の事業計画内容が具体的なものとして示されなかったことや、予算査定段階で前年度からの繰越金などを見直し、9月までの協会運営や事業執行には大きな支障を来すことはないと判断し、その間に各事業部会や委員会での事業実施計画をより具体化していただくことをお願いしたものでございます。

また、支払い調書を見ますと、出張時の支出や取引先などに多少疑問に感じる点もございまして、これらの是正を今後お願いしていくことから、また組織運営のあり方や観光協会のあるべき姿なども多少考え方に差異がございまして、今後相互理解を深める機会とすることから今回の6月補正予算での補助金の予算措置を見送らせていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 一番心配しましたのが、協会運営や事業執行に支障を来すのではない

かということでしたが、繰越金でどうにかなるという答弁でございました。大きな理由が、収益事業も含む法人化された協会としての自主事業の事業計画内容が具体的なものとして示されなかったということでしたが、先ほどの答弁にありましたように、以前に市の職員の支援・指導も行われたと思います。人吉温泉観光協会の会員は事業主の方が多く、会員個人の仕事と観光協会の仕事を両立されています。最近、観光協会内部の考えと市の考えに不調和な部分があると聞いております。この不調和の部分をなくしないと観光行政を推進することは難しいと考えますが、市としてはどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

人吉温泉観光協会の会員は、もう御指摘のとおりホテルや旅館業、各飲食業やサービス業など数多くの業種の方々から組織されており、自社の代表として事業経営に携わっておられる方がほとんどでございます。そのような状況の中で、人吉温泉観光協会の理事や委員などの役員として観光行政の大きな担い手として活躍していただいております。御自分の事業経営との両立は大変御苦勞であろうということは十分承知しているところでございます。ただ、私が18年間にわたりかかわってまいりました社団法人人吉青年会議所、これも一般社団法人人吉温泉観光協会と同様に経営者の集まりであり、会費を持ち寄りいっさいの補助金を受けずに、まちづくり、自己研さん、奉仕活動に汗を流してきたところでございます。また、経営者の集まりでありますので、仕事を中心に据えて、その余暇を活用して事業に取り組んできたところであります。仕事と事業の両立より、まず仕事中心を行動の中心に据えたことはお客様や仕事あつての奉仕活動であり、生活の基盤である会社を大切にしながら活動してきたところでございます。

仕事と活動の両立という考え方には立ってこなかったわけでございますが、しかし、私たちの世代の青年会議所時代はすべての休みを返上し、日中でも昼休みや空き時間、夜の時間を有効活用して全力でまちづくりに挑戦してまいりました。よって、人吉温泉観光協会の皆様もぜひ仕事優先でお願いをしたいというふうに思っているところでございます。また、補助金をもらい、観光事業やまちづくりを実行することで直接的あるいは間接的に恩恵をこうむる受益者団体である以上、他の観光協会の活動を参考にされながら時間を見つけだし、有効活用していただき、組織体制を確立された上で効率的・効果的な組織運営を行い、活性化の道と独立独歩の道を選択していただきたいと願うものでございます。

昨年の一般社団法人化により、社会的責任、活動責任の向上と明確化が図られ、任意団体の時代と比較いたしましても協会独自の自助努力による組織体質の強化と自主独立が期待されているところでございます。また、協会組織が強化独立することで人吉市全体の観光振興と集客の増加につながり、ひいては協会会員の皆様へ直接反映されていくものだと信じているところでございます。もちろん、組織を法人化したことだけで観光振興が大きく変化する、あるいはすぐにその効果が目に見えてくることを期待するのは大変難しいことと存じており

ます。立場的な差はあるものの、市と協会の目指す方向は同じ方向を見ていく必要がございます。この数年間で協会組織が成熟していくことを見守ってまいりたいと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 人吉市と一般社団法人化された人吉温泉観光協会が一体となって市の観光振興に取り組んでいただくことが、市の経済浮揚にも直結するものだと私も思っております。今後も一致団結しながら、市長のマニフェストにあります観光で食べられるまち人吉を目指して努力をしていただきたいと思いますとお願いをするところであります。

次の質問に進みます。人吉市補助金審査委員会での提言では、人吉温泉観光協会補助金の見直しは3年後となっております。現在の段階で、観光協会の事業運営を考えるならば最低9月末での補助金査定がなければ今後の運営は厳しいと思いますが、市としてはどのように考えておられるのでしょうか、お尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

人吉市補助金審査委員会、ここでの御提言は、今後3年間のその団体の運営や事業に補助することに特に問題はない旨の提言でありまして、補助金の額を査定されたものではございません。当初予算におきまして、暫定であります人吉温泉観光協会補助金の予算措置は行ってきておるところでございまして、先ほど述べましたとおり、今後人吉温泉観光協会から新たに提出されます補助金申請の中で、特に協会全体の事業計画や各事業部会から提出されます自主事業の事業計画内容を精査しながら、また観光協会のあるべき姿を他市の事例などを参考にしながら、新観光立市像とそれにかかわる人々の意識改革をお願い申し上げ、目的と手段を明確にしてまいりたいと存じているところでございます。

さらに、補助金の使途、つまり支出、取引先についても同じように御理解をいただき、これらの観点が明確になり次第、適正な補助金を措置してまいりたいというふうに思っているところでございます。よって、観光協会次第ということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 観光協会におかれましては、補助申請の折には自主事業の事業計画の添付が必要であると思っておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。今後、市と協会の観光事業における役割分担も考慮しながら3年後を目安に、市が観光協会の収益事業を含めた自主事業において立派にひとり立ちでき、人吉の観光事業に大いに貢献できる観光協会になるようにバックアップをしていただきたいと思います。このことを強く要望いたしまして、この質問を終わります。

次に、教育関係としてライフスキル教育について質問します。子供たちを取り巻くいじめ

や自殺問題は一向に後を絶ちません。思春期のライフスキル教育は、青少年が成長する過程で必要なコミュニケーションスキル、感情のコントロールスキルなどの包括的な生きる力を身につけるためのプログラムで、世界30カ国以上で高く評価されています。ライフスキルには、意志決定、問題解決、創造的志向、効果的コミュニケーション、対人関係スキル、ストレスへの対応などさまざまな能力が含まれています。近年の児童・生徒の課題の一つに人間関係形成能力の低下が上げられています。少子化などさまざまな要因により、確実に子供たちの人とのかかわり合う機会は希薄化し、人間関係形成能力が低下しているものと考えられます。思春期のライフスキル教育プログラムは生きる力の育成に適した教材であるとして、文部科学省のホームページにも掲載されていました。プログラムを取り入れた他自治体の学校では不登校やいじめが減った、生徒同士、先生同士、先生と生徒の関係が良くなったという報告もされています。

人吉市の学校教育ではライフスキル教育をどのようにとらえているのか、今後の取り組みと方向性はどのように考えておられるのでしょうか、質問をいたします。

○教育長（堀 秀行君） おはようございます。お答えをいたしたいと存じます。

今、西議員が取り上げられておられるライフスキル教育についてでございますけれども、その定義をまず確認したいと存じます。ライフスキルとは世界保健機構、通称WHOというふうには呼称しておりますが、これが1993年に使用した概念で、人々が日常生活で生じるさまざまな問題や要求に対して建設的かつ効果的に対処するために必要な能力と定義されております。よりよく生きる技術と呼ぶ研究者もいるようでございます。スキル形成に基礎を置く教育がライフスキル教育であるととらえてよいかと存じます。WHOではその中核となる主要な5組、10種類のスキルを上げておりますが、議員が今指摘されたようなスキルでございます。

ところで、小学校では本年度から、あるいは中学校では来年度から新しい学習指導要領の実施となっております。この新しい学習指導要領の基本方針の一つが、教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ、生きる力を育成することということとなっております。そして、学習指導要領ではこの生きる力を3点にまとめております。一つ目は、基礎基本を確実に身につけ、いかに社会が変化しようともみずから課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力のことでございます。二つ目は、みずからを律しつつ他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性のことでございます。そして三つ目が、たくましく生きるための健康や体力のことでございます。この三つでございます。したがって、WHOが提唱いたしましたライフスキルと、前回並びに今回の学習指導要領が目指しております生きる力とはほぼ同じ資質や能力であると考えられるものと思われま。

本市の取り組みでございますけれども、本市におきましてはライフスキル教育を一つの力

リキュラムパッケージとして取り組んではおりません。しかし、ライフスキルと生きる力は同じ資質や能力だと理解しておりますので、児童・生徒一人一人に生きる力をはぐくむための各学校での教育活動を推進することで、結果的にライフスキルを身につけることができると考えているところでございます。なお、ライフスキル教育研究に取り組んでいる研究者やNPO法人等もございまして、例えばたばこを吸うことを誘う、それを断るプログラムなどの教育プログラムが開発されております。このようなプログラムを各学校の判断で活用するなどして常に教育の質を高めていくことは大変重要であると存じているわけでございます。

以上お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 本市の取り組みとしては、ライフスキル教育はライフスキルと生きる力が同じ資質や能力ということで、学習指導要領が目指す生きる力の教育活動を推進することでライフスキルが身につくという答弁でございました。子供たちの意志を伝え合う力、自分の感情を管理する力をしっかりと養っていただきたいというふうに思っております。

次に、認知症サポーター養成講座についてであります。認知症サポーターとは何か特別なことをする人ではなく、認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動します。自分自身の問題と認識し、家族や友人に学んだ知識を伝えること、認知症の人やその家族の気持ちを理解しようと努めることもサポーターの活動です。認知症のそのサポーターとなるためにサポーター養成講座を受講します。認知症の人は何もわからないという考え方は間違いです。認知症か認知症かもしれないと悲しんでいるのは本人です。周囲の人が認知症の人の障がいを理解し、その人ができないことを補う杖となれば、自分でやれることもふえ、穏やかに暮らしていくこともできます。偏見という心のバリアをなくし、一人でも多くの人間杖をふやしていくことが重要だと思います。ここで、健康福祉部長にお尋ねします。人吉市における認知症サポーター養成講座の取り組み状況はどのようになっているのでしょうか。

○健康福祉部長（今村朱美君） おはようございます。それでは、お答えいたします。

平成17年から厚生労働省において認知症を知り、地域をつくる10カ年キャンペーンが始まりました。その一環といたしまして、認知症サポーター100万人キャラバンと銘を打ち、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を地域みんなで見守り、支援しようと認知症サポーター養成が始まったわけでございます。国においては平成21年7月に目標数であります100万人を達成し、平成23年3月末現在では252万人の認知症サポーターが誕生しております。本県におきましては平成23年3月末現在、養成された認知症サポーターは10万5,142人となっております。県の人口に占める養成割合は5.80%で、平成21年度、22年度と2年連続全国1位の達成割合でございます。

本市では平成20年9月に、講座の講師役となるキャラバンメイトを40人、市独自で養成い

たしました。同年10月からサポーター養成講座を開始し、平成23年3月までの2年半で老人クラブや各町内会での研修をさせていただき、61回開催し、2,340人の方に認知症サポーターになっていただいております。本市の達成割合は6.67%と県平均に比べ高い養成割合となっております。また、当初は大人にのみ実施しておりました養成講座を、昨年度からは夏休みに行われました社会福祉協議会主催のボランティアスクール参加の小学生のほか、小学校2校2学年と中学校1校1学年の養成講座を行い、462人の小中学生の認知症サポーターが誕生しております。今年度も教育委員会の協力をいただき、より多くの学校でサポーター養成講座が実施できるよう取り組んでまいりたいと存じております。

さらに、市職員を含めたさまざまな職域、そして児童・生徒や高齢者に至るまでのすべての年齢層で認知症サポーターを養成してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 次に、教育長に質問いたします。昨年度から小中学校においても認知症サポーター養成講座が行われているようでございます。厚生労働省では認知症高齢者の急激な増加が見込まれることを踏まえ、地域における支援体制の一層の充実を図るという観点から、認知症を正しく理解するための小中学生向けのパンフレットを作成し、総合的な学習などの学校の教育活動で積極的に活用するよう全国の教育委員会に通知されました。本市の教育委員会では、小中学校、児童・生徒への今後の取り組みの方向性についてどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○教育長（堀 秀行君） お答えいたします。

本市の児童・生徒が認知症についての理解を深め、できる範囲でサポートしていくといったことについては、大変価値があるものと考えているところでございます。教育委員会としましては、毎年すべての小中学校を対象に実施しております学校訪問などの折で、教育委員みずから直接認知症サポーター養成講座の活用をお願いしてまいりました。ただ、学校現場も非常に多忙でございまして、各種講座や大会への参加依頼、作品応募等のお願いも少なくありません。それはすべてについて教育委員会から学校現場にお願いするというのではなく、教育活動の効果という観点から各学校の判断で選択して取り組んでもらっているところでございます。

また、取り組んでいただく場合も、できるだけ学校現場に負担をかけないことに最大限配慮をしているつもりでございます。認知症サポーター養成講座につきましても、今後も高齢者支援課と連携を図りながら各学校に理解を求めてまいりたいと存じます。

以上でございます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 学校現場も非常に忙しいと思いますが、認知症の正しい知識、対応方

法を子供のころから身につけることは、生きることを考える、誰にでも優しく、親切にすることの意義を学ぶ貴重な場となると思います。小中学校では教師などが授業の一環として実施する方法と、キャラバンメイトが認知症サポーター養成講座として実施する方法のいずれかによりパンフレットを活用してもらい、認知症を理解し、地域社会全体で認知症の人の生活を支える取り組みを推進してほしいと思います。

次に、虹の架け橋教育事業について質問します。先日、小学校の子供を持つフィリピンのお母さん数名とお話をする機会がありました。子供たちの行政待遇のよいところでということ、近隣の町村に住んでいるということでもございました。生活難から昼も夜も働かなくてはならないということ、夜、子供を安く預かってくれるところはないか、日本語を正しく教えてくれるところはないかと質問を受けました。国策においてよい事業はないかと調べましたところ、平成20年の世界的な景気悪化に伴い、国内在住の外国人の子供たちが学校に通えなくなった事態に対応するため、文部科学省が始めた虹の架け橋教室において日本語の指導を受け、外国人学校などに助成を出し、公立学校への転入を目指して就学を促すこの事業に目をつけたところでございます。しかし、この事業は定住外国人がたくさんいる行政地区のものであり、本市の推進をお願いしようと思ったところでございましたが、あわないというように判断しました。

ここで質問します。この事業の主旨と同様、転入外国人の児童・生徒の就学支援の本市の取り組みはどのようになっているのでしょうか。

○教育長（堀 秀行君） 本市における外国からの転入生等の支援について、具体的に御説明することでお答えをいたしたいと存じます。

現在、本市では外国籍で小中学校、第二中学校に2名、人吉西小学校に1名、在籍している児童・生徒は計3名おります。うち、2名は管内の他町村からの転入で、1名はフィリピンからの転入でございます。このような日本語指導が必要な外国人児童・生徒等の受け入れに伴い、学校への適応の向上を図ることを目的として、本市は人吉市日本語初期支援ボランティア実施要項を作成しております。これは平成20年3月31日に策定したものでございます。

要項では、教育委員会は支援が必要と認めた場合は、学校長が選考したボランティアの中から支援ボランティアを決定し学校に派遣すると、これは第4条第2項に規定されております。として支援が必要な児童・生徒1人について3カ月以内を原則とし、週2日程度、1日の支援活動はおおむね4時間以内、これは第3条に定めておりますが、そういうふうに定めているところでございます。

先ほど紹介いたしました外国籍児童・生徒1名がフィリピンからの転入で、日本語指導が必要と認めましたので日本語初期支援ボランティアを活用しております。支援を受けたお子さんは、その後学校生活にうまく適応され、現在5年生でございますけれども、彼も充実した学校生活を送っておられると報告を受けております。ただ、このお子さんの場合は家庭で

も日本語を使用するなど御家族一丸となつての御努力をされているということでございまして、私ども行政からの支援と学校及び家庭での努力が一つになることの重要性をあらためて示した事例でございますし、そのことによってうまく子供たちが適応していくということになろうかと存じます。

以上でございます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 12番。西信八郎議員。

○12番（西信八郎君） 外国からの転入生等が、今後も教育においてしっかりと支援が受けられるように御配慮をいただきたいと思います。私もこのことについてもうちょっと学習を含めまして、また質問をしたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時58分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）  
1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君）（登壇） 皆様、おはようございます。1番の宮崎保です。今回の4月の選挙におきまして、数多くの皆様の御支援をいただき初議席を与えていただきました。数多くの皆様の負託に応えるべく、市政発展のために頑張つてまいりたいと思います。また、暮らしやすいふるさと人吉、住みよいまちを未来へ残すために市政へいろいろな意見を反映させていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。また、今回一般質問をする場を与えていただきありがとうございます。1年生議員でありますし、初の質問であります。かなり緊張しておりますが、なにとぞよろしくお願ひいたします。

通告に従いまして、市長の所信表明より、財政問題。タウンミーティング、市長と語ろう「ひとよし“かがやきづくり”トーク」。口蹄疫問題について質問をしたいと思ひます。

選挙が終わつて初めての定例議会であり、私は初めて市長の所信表明に接しましたが、その中で3点についてお尋ねをしたいと思ひます。まず、第1の質問ですが、市長の所信表明の中にありました「本市が財政的にどのような状況に置かれているのか、限られた予算の中で何を選択し、何に集中すべきか、何が人吉の現在と未来に対して必要不可欠のことなのかの議論を深め、人吉の財政規律を求めながら」云々とありますが、財政規律とは具体的にどのようなことなのか、どんなものを指すのかお尋ねしたいと思ひます。

○総務部長（坂崎博憲君） 議員の皆さん、こんにちは。それでは、宮崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

所信表明の中の財政規律の意味するところとはどの御質問でございます。まず、身の丈に

あった財政運営を行うことと考えているところでございます。すなわち、収入の見込みを立て、その範囲に応じた事業を行うことで後の世代に負担を回さない財政運営を可能にするものでございます。

次に、その行われる事業が真に市民の皆様のための事業であることと考えております。市の予算には限りがございます。その財源は市民の皆様からいただいた市税のほか、地方交付税、国・県支出金などが主なものでございますが、これらもまた、もとは市民の皆様から国や県に納めていただきました税金でございます。

このようなことから、市民の皆様に必要な事業を効率的、効果的な方法で進めていくことが財政規律であると考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） ただいま、身の丈にあった財政で健全な財政運営を効率的に、効果的に進めていきたいということでありましたので、この点についてはその点でしっかりと行ってもらいたいと思います。

次の質問に入りたいと思います。後段で、「人吉の財政規律を求めながら大胆な投資にも踏み切らなければならないときが来ているのでは」とありますが、どんなものに、どんな形で投資するのか、何を想定されているのかお尋ねしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

身の丈にあった財政運営と申しましても人口減少、少子高齢社会は相変わらず進行しているところでございます。人口減少の中、少子高齢化が進みますといわゆる就労人口が減るわけございまして、稼ぐ世代が減少しているということが言えると存じます。この世代の減少は、市の財政において基本的な歳入でございます。税金の減という形で当然のことながらあらわれてくるわけでございます。その結果、身の丈が縮んでしまい、必要な住民サービスができなくなり、他の自治体に人口が流出、さらに減少し徐々に衰退していくという負のスパイラルに陥ってしまうことは必定でございます。

私は人吉市がこのような状況にならないように何か手を打たなければならないと考え、そのためにも大胆な投資を行う必要があると申し上げたところでございます。一口に投資と申しましても、ハード事業だけを指すわけではございません。ソフト事業も含め幅広く人吉市を活性化させる施策を行うことを投資と考えているところでございます。今回の選挙で市民の皆様方にお示しをいたしましたマニフェストの実現こそが、所信表明において申し述べさせていただきました大胆な投資であるというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 人吉市を活性化させるために、ハード事業だけでなくソフト面も含め

て幅広いの施策を実現してもらいたいと思います。

次に行きます。私も現場に行き、現場を見て、現場の意見を聞くといった三現主義を言っ  
てまいりました。市長も所信表明によれば、広報公聴関係で市長は市民の相互理解を得るた  
め、タウンミーティング、市長と語ろう「ひとよし“かがやき”づくりトーク」の開催を  
1期4年間続けてこられました。タウンミーティングを今まで各校区、各町内を対象に開催  
されてきましたが、今期からは町内単位に加えて職場や各種団体も対象にするとのことですが、  
どんな職場、どんな団体を想定されているのか。また、職場には民間関係、公務員関係  
の職場もあると思いますが、民間企業の中に行政が入ることも考えられますが、そのことも  
含めていかがなものかと思しますので、その点についてお尋ねしたいと思います。

○市長公室長（久本一富君） おはようございます。お答えいたします。

昨日の大塚議員への答弁と一部重なる部分がございますが、御容赦いただきたいと存じま  
す。今期のタウンミーティングの対象者の範囲等についての御質問でございます。これまで  
の取り組みを少し御説明をさせていただきますと、平成19年の田中市長就任以来、市長と語  
ろう「ひとよし“かがやき”づくりトーク」と題しまして毎年実施してまいりました。

最初に、市長からマニフェストの進捗状況報告のほか主要事業の取り組み状況などを説明  
させていただき、その後、参加されました皆様から御質問や御意見をいただく時間を設ける  
といった形で行わせていただきました。昨年の22年度におきましては、今までに実施してい  
なかつた町内を中心といたしまして17の会場で開催し、およそ350人の皆様に参加をいただ  
いたところでございます。

会場といたしましては、町内の公民館あるいは地域学習センター等を使用し、その町内、  
そしてまたその周辺町内にも広げて参加を呼びかけておりまして、その中でやはり他町内と  
なりますと参加しづらいとか、また同町内でもいろいろなお考えの方がいらっしゃるなどで  
発言を遠慮されるのではないかと、そしてまた町内というようなことで意見等の偏りが出  
てしまうのではないかとということが察せられたところでございます。

そういうことを踏まえまして、今回は町内を単位とした開催に加えまして企業や事業所、  
そしてまた各種団体等を対象に身近な環境のもとでの開催を予定しているところでござい  
ます。御質問の中に、各種団体、職場とはどのようなものを想定しているのかということでご  
ざいますが、例えばまちづくりの市民団体やスポーツ愛好会など同一の趣旨や目的で集まら  
れているグループや、職場に限らず同業者などで活動する団体、あるいは本市行政に関連す  
る各種団体などを想定しておりまして、その集まりが会合をする際にお呼びいただければ、  
その場に伺わせていただくという形で実施したいと考えております。よりまして、参加者や  
会場につきましては、その団体、グループ等で御配慮いただくということになってまいりま  
す。そしてまた、人数等につきましても制限はございません。例えば地域の縁側で語れるよ  
うな少人数から、そしてまた企業、事業所等の比較的大人数まで幅広い範囲になっていこう

かと考えているところでございます。

それから次に、職場に行政が入っていくと、このことにいろいろ懸念される部分があるんじゃないかという御質問でございます。今回のタウンミーティングの目的とするところは、まちづくりの活性化のためにさまざまな角度から幅広い意見を聞かせていただきたいというものでございます。その一つに、職場と事業所等を含めまして、その中に入っていくとさまざまな立場からお勤めになっているという状況もあろうかと思えます。そういった中で、子育て、育児のいろいろ問題を抱えていらっしゃる方、あるいは御両親と同居されていて、その高齢者の問題とかさまざまなお考え、御意見等があろうかと思えます。そういったことを今後の市政運営、まちづくりのために多くの意見が反映できればということで考えているところでございます。現場としての率直な意見をお聞かせいただければというふうに考えております。

なお、市民の皆様の周知等につきましては、昨日15日の「広報ひとよし」に掲載をして案内をしたところでございます。今後、希望される団体等から市役所の広報広聴係へお電話で申し込みをいただくということで考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 私も先ほど申しましたが、三現主義、現場に行き、現場の意見を聞き、膝を交えて話し合いをする、このことは大変市政発展のために重要なことだと考えます。数多くの市民の方々、各種団体との意見の交換を行い、その実現に向けて行われることを期待しておきたいと思えます。

それでは次の口蹄疫問題について質問に入ります。私の職場JRにもさまざまなルール、マニュアルがあります。そのルール、マニュアルにのっとり、昨日の雨警備に際しても線路の点検を行い、事故もなく安全に列車を運行させることができました。日々安全で、安心な列車の運行に務めております。ルール、マニュアルはとても大事だと思えます。そういった中、昨年6月と9月の議会の中で口蹄疫について一般質問されていますので、その後の口蹄疫対応について質問をしたいと思えます。

まだ終息していない口蹄疫が発生した場合、マニュアルについて昨年9月の定例議会の答弁の中で、「万が一の場合に備えて即座に対応できるような畜産農家用マニュアルも必要だと思われる。そこで、今後農家における対応マニュアルを作成しまして、本市の畜産農家の方々へも周知してまいりたい」というふうにあります。人吉市としてマニュアルは作成されているのか。作成されているならばその内容、概略についてお尋ねしたいと思えます。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

本市としての口蹄疫対応マニュアルについての御質問でございますが、昨年9月議会におきまして笹山議員の御質問に対し、市独自の対応マニュアルを整備する旨の答弁を行ってお

りましたが、行政のとり行動マニュアルにつきましては、通知があった熊本県口蹄疫防疫対策マニュアルの中で市町村の対応について詳細に明示されていることから、口蹄疫発生時においては熊本県口蹄疫防疫対策マニュアルに従って行動することになります。また、農家向けの対応マニュアル、農家のとり行動につきましては、見舞金交付式の際の講演会やパンフレット配布、それから「畜産だより」などで対応いたしております。

この口蹄疫防疫対策マニュアルの概要でございますが、発生が疑われる農場から城南家畜保健所に通報があった際、家畜保健所から県庁畜産課、球磨地域振興局、本市へ報告があり、それを受け、本市では直ちに家畜伝染病対策本部を設置いたします。一方、家畜保健所では発生農場への立ち入り検査、検体の採取、病変部のデジタル画像を農水省へ送付します。その後、振興局を中心に、消毒ポイント設置の検討、殺処分後の埋却地の選定が開始されます。農水省から県庁畜産課へ疑似患畜、これは家畜伝染病にかかっている疑いのある家畜のことですが、疑似患畜確定の報告があった際、城南保健所など関係機関において住民説明会の開催、及び殺処分する家畜の埋却地を決定いたします。同時に、振興局と連携して移動制限区域の設定、交通規制、消毒ポイントの車両消毒への人員配置を行います。また、振興局では地元の建設協会に重機オペレーターの派遣要請がなされ、重機の手配があった後、速やかに埋却の掘削が開始され、家畜保健所の防疫員による発生農場の家畜の殺処分が開始され、市では殺処分家畜評価の立ち会いを行います。その後、埋却地準備が完了次第、埋却が開始され、完了後は家畜保健所による適切な防疫措置が行われることとなっております。

以上のとおり、口蹄疫の発生の際は球磨地域振興局、家畜保健所など関係機関と一体となって可能な限り迅速な防疫対応を行うこととなっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 今の答弁の中で、振興局を中心に消毒ポイントの設置とありますが、昨年の口蹄疫が発生したときの車両の消毒ポイントの場所、設定、方法、実績はどうだったのか、それで十分だったのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

昨年宮崎県における口蹄疫発生の際、熊本県が当初設置いたしました人吉球磨管内の通行車両の消毒ポイントの場所といたしましては、大畑町の国道221号沿いのループ橋手前地点、大野町公民館前地点、国道219号沿いのJAくま球磨村店前地点、同じく国道219号沿いの錦町町民グラウンド前地点、鬼木町のフルーティールoad沿いの梢山工業団地入口地点の計5カ所でございます。

その後、新たに国道219号沿いの湯前町猪鹿倉地点、国道388号沿いの水上村宮崎県境地点、県道143号沿いの多良木町久米地点、県道142号沿いの水上村古屋敷地点の4カ所が追加され、合計9カ所に設置されているところでございます。

その他、市町村等で独自に設置いたしました消毒ポイントといたしましては、本市が5月7日から消毒を開始いたしました大畑町の人吉梅園前、湯前町が国道219号沿いの横谷トンネル手前、JAくまなど農業団体が木地屋町国道267号沿い、錦町がJAくま錦支所、木上支所、相良村が国道445号沿いなど6カ所、以上、最終的には合計15カ所が消毒ポイントとして設置されたところでございます。

次に、その方法といたしましては、畜産関係車両を中心に動力噴霧器で車両全体に消毒薬を散布していく動噴方式で実施されましたが、その他大畑町の国道221号沿いのループ橋手前地点を初め5カ所の消毒ポイントでは路面の一部を改良し、消毒薬を貯留する消毒槽を設置して全車両を対象に消毒を行う、いわゆるプール方式において実施されたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 今の答弁では、去年は合計で15カ所消毒ポイントを設置してありますが、ほとんどが国道、県道であるようです。南九州及び熊本方面からのルートは、例えば市道、林道での消毒チェックポイントについての対策はどのように考えておられるのか。また、消毒を行う場合、行政、一般の方々の協力が必要だと思っておりますが、その点についてお尋ねしたいと思います。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、南九州方面から本市への車両の消毒ポイントといたしましては、主に国道221号沿いの大畑地点と国道267号沿いの木地屋地点となりますが、議員が御指摘のとおり感染防止を図る上においては、もっとほかの幹線道路におきましても消毒ポイントを設置することが望ましいと存じております。市といたしましても県に対し、より徹底した感染防止のための消毒ポイントの増設をお願いしてきたところでございますが、そのような体制を整備するにはやはり相当な機材、人員配置などが必要となります。また、その対応につきまして解決すべき課題も多くあり、地域住民の皆様の御理解も議員がおっしゃるとおり一番重要だと考えております。

したがいまして、今後の対応につきましても、感染の拡大を防止する上で通行車両の消毒は極めて重要であると存じますので、県を初め関係機関と連携を図り、また、地域住民の皆様方への理解、協力を求めながら、より徹底した車両の消毒体制を築くことが必要と考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） ただいま申されましたように、消毒ポイントにつきましてもより小まめな対応をお願いしたいと思いますし、また、一般の方々の協力も必要だと私も考えており

ます。

次の質問ですが、もしも万が一人吉球磨で発生した場合、畜産業者、畜産農家から殺処分された家畜の埋却地の予定地は、どこにするのかという報告があっているのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

本市におきましては昨年の口蹄疫発生を受け、市内の畜産農家に対し万が一発生した際の殺処分する家畜の埋却候補地の調査を行い、畜産農家台帳の整備を行ったところでございます。その際に、畜産農家の方々から埋却予定地について一定の報告を受けているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） ただいま言われました報告の中で、特に大規模な畜産業者から埋却地に大畑の大野地区に大量に処分するといったことを聞いていますが、万が一処分をされた場合、その場所は環境面で適正なのか。下流には水源がありますし、地下に浸透し汚染された飲料水等に影響を及ぼすと思いますが、その点についてはどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

家畜の処分につきましては、家畜伝染病予防法に基づき行うこととなっております。原則として、埋却地は家畜の所有者の責任において確保することとなっておりますが、議員御指摘のような大規模な家畜農家におかれては広大な埋却用地の確保が必要なことから、その選定につきましては極めて厳しい状況でございます。

埋却地の選定、確保に当たっては議員御指摘のとおり、地下水など周辺環境に影響を及ぼす可能性があることから、処分方法の検討を含め対象となる畜産の所有者、県、関係機関と十分な協議を行いながら対応していきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） ただいま申されましたように、埋却地の設定については周辺環境に影響を及ぼす可能性があるとの認識であるようですが、畜産業者へのさらなる指導をお願いをしておきたいと思います。

次の質問ですが、もし発生した場合、家畜を殺処分された畜産業者、畜産農家への補償はどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○経済部長（松田知良君） お答えいたします。

家畜を殺処分した畜産農家への補償対策についてお答えいたします。昨年、施行されました口蹄疫対策特別措置法によりますと、移動制限区域内で疑似患畜として殺処分された家畜

には手当金として家畜評価額の全額が交付されることとなっており、家畜共済加入者には家畜共済の評価額が手当金を上回っている場合にはその差額が支払われるようでございます。また、新たな家畜の導入後も直ちには販売収入を得られないことを考慮し、家畜の導入を完了するまでに空白となっている畜舎部分に要する償却費や労働費などの固定経費を補てんする経営支援互助金が支払われることとなっております。さらに、家畜防疫互助事業におきまして、移動制限区域内で家畜防疫員の指導により家畜を自主淘汰し、手当金の対象にならなかった場合においても淘汰互助金として対象の畜産農家に対し交付されることとなっております。その金額ですが、肉専用種24カ月齢以上の繁殖雌牛の場合、1頭当たり44万2,000円、12カ月齢以上の雄の肥育牛の場合、1頭当たり62万円、24カ月齢以上の乳用牛の場合、1頭当たり39万6,000円、繁殖用の種雄豚においては1頭当たり13万8,000円が交付されることとなっております。また、そのほか家畜伝染病予防の規定により、家畜を処分する際に交付される焼却埋却等互助金などがあるようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） 今までのいろいろな御意見を聞きまして、最後に市長として、口蹄疫の対応、また観光面に対して影響が出ているものと考えますが、対策をどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

昨年発生しました宮崎県の口蹄疫におきましては、畜産業に対する被害のみにとどまらず、観光業を初め地域経済全体に及ぼす被害も極めて甚大であったと認識いたしております。実際、市内のホテルや旅館の宿泊実績におきましても、または球磨川下りにおきましても口蹄疫の影響で、昨年は一昨年より2割ほど落ち込みがあったということでございます。したがって、まず、当市で口蹄疫などの家畜伝染病を発生させないように畜産農家の方々の畜舎消毒の徹底など防疫体制をより一層強化してまいることが必要と考えているところでございます。

また、万が一、市で発生した場合は県の防疫対策マニュアルに従い、関係機関の連携のもと、最も重要な初動体制をしっかりと行うとともに、周辺市町村とも連携をし、また周辺市町村で発生した場合においても幹線道路の消毒ポイントの迅速な設置、実効性のある消毒体制など県や関係団体と連携して取り組みを行ってまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君） ただいまの答弁を聞いておりますと、まだまだ対応がかなり遅れているように思います。また、獣医師につきましても不足をしていると聞いております。これを機に、安心して生活できるような整備を図ってもらいたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。どうも、ありがとうございました。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君）（登壇） 皆さん、こんにちは。今回、4月の統一地方選挙におきまして、初めて当選させていただきました3番議員の村口隆でございます。本日、議員として初めての質問をさせていただきます。なにとぞよろしくお願い申し上げます。

質問に先立ちまして、このたび東日本大震災におきましてお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、いまだ所在が御不明でございます方々の一刻も早い御無事を心よりお祈りさせていただきます。本日は本会議におきまして質問の機会をいただいたわけでございますが、市民の方々より議員として信任いただきましたことに対しまして自覚と責任を持ち、住民目線で議員活動に取り組み、将来を担う子供たちが人吉に産まれてよかった、また、人吉にずっと住んでいきたいという人吉市を目指し、そしてまた2年間町内会長として地域のために行動してきた経験を生かし、今後さまざまな問題に取り組んでいきたいと思っていますので、どうかよろしくお願い申し上げます。また、林副市長におかれましては今月末で退任ということで、大変お疲れさまでございました。わずか2カ月のおつき合いではございますが、人吉市発展のために御尽力されましたことに深く感謝申し上げます。

それでは、通告に従いまして、2つの項目で一般質問をさせていただきます。一つ目は災害対策と危機管理について、5問。二つ目は市長のマニフェストより、生涯学習と生涯スポーツの充実の具体的内容についてでございますが、昨日大塚議員が質問された多目的運動広場についての質問と質問内容がほぼ同じですので、二つ目の項目の質問は今回は割愛させていただきます。

それでは、1回目の質問に入らせていただきます。今回、東日本大震災におきまして、三つの避難所でのアンケート調査結果で、避難所生活1カ月目は水、食料品、衣料品等の生活必需品に困っているという回答が多くあったが、2カ月目になると、困っているという回答でプライバシーの問題が急増し、強度のストレスを感じるという回答が急増したという結果が出ております。実際、以前薩摩瀬地区に避難勧告が出た際に、避難所に避難した際に要援護者の方を背中に背負って避難された方や、要援護者の方のおむつをかえるときに皆さんが避難されている同じ場所にておむつをかえられたということもあったと聞いております。震災でのアンケートでもありますように、長期的な避難となりますとプライバシーとバリアフリーについては非常に重要な問題でありますので、本市では災害時における避難所での要援護者のプライバシーやバリアフリー化はどうなっているのかをお尋ねいたします。

また、避難所内での混乱を避けるために、西瀬川北地区の場合は第三次避難予定場所でありますスポーツパレス内での町内別表示板や、第一次避難予定場所となる公民館等への避難

所を示す表示板、これにつきましては「広報ひとよし」などでお知らせもしてあるかとは思いますが、実際公民館へは住民の方は頻繁に行かれるわけでありますので、実際住民の方の目に入るところに第一次避難予定所等の表示板をつけたほうがよりよく住民の方に知れ渡るのではないかと考えます。また、市長のマニフェストでも農業と観光で稼ぐもうかる経済都市人吉の実現と言われておりますように、観光には力を入れられているということですので、観光客の方のためにも人吉駅周辺や青井阿蘇神社周辺、人吉城跡周辺などの観光施設周辺には避難所への誘導案内板などを設置したほうがよいのではないかと考えます。この表示板や誘導案内板について設置できないかをお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、村口議員の御質問にお答えをいたします。

現在、災害に伴ってスポーツパレスや小学校体育館などの指定避難所を開設するのは避難勧告等が発令されてからとなっております。避難所の開設・運営は災害対策本部救護部の職員が行うこととなっております。まずは避難された方々の受付を町内別に行い、避難所内ではできるだけ町内単位で固まっておいただくようお願いをしているところでございます。

御質問の避難された方々のプライバシーの確保とバリアフリー化についてでございますが、これは避難された皆様に安心していただくために大変重要なことだと認識をしております。議員が先ほどおっしゃいましたように、特に避難が長期化するおそれがある場合は欠かせないものだというふうに考えているところでございます。プライバシー確保の具体的な対応といたしましては、男女別の更衣室の確保や簡易的な間仕切りを考えております。ただし、資材の数に限りがございますので、避難者の数が多数である場合は業者からの購入あるいは災害時応援協定に基づき要請することといたしております。また、バリアフリー化についてでございますが、トイレの改修や段差の改修を順次図ってまいりたいと存じております。

次に、避難所内の町内別表示についてでございますが、町内ごとにまとまっておいただくために、現在も避難所内等の壁等に町内名を表示するようにいたしているところでございます。また、避難予定場所に当該施設が避難所であることの表示につきましては現在のところ表示はいたしておりませんが、施設管理者の了解を得た上でその表示方法について今後検討してまいりたいと考えております。同様に、避難所の誘導案内板につきましても設置場所、表示内容を含め今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 御検討をいただくということで、災害はいつ起こるかわかりませんのでぜひとも早急に対応していただくことをお願いいたします。また、これは私の要望でございますが、ただいまの御答弁にもありましたように避難者の数が膨大であったり長期化のおそれがある場合などは、要援護者の方に対しましては避難所に避難するのではなく、医療機関と連携をし、医療機関に直接避難していただくなどの対応の検討も必要ではないかと考え

ます。現場でフル回転される町内会長を初め、民生・児童委員の方なども大規模な避難が起きるような災害が起きた場合には、実際、避難所だけの対応だけではないと思いますので、こういった場合も想定して、ぜひ、きのうの市長答弁の中にもありましたように弱者救済という観点からも御検討いただきますよう要望いたします。よろしくお願いします。

続きまして、2回目の質問に入らせていただきます。災害図上訓練の具体的な手法の一つにD I G（ディグ）というのがございます。D I GとはDisaster Imagination Game（ディザスタ・イマジネーション・ゲーム）の頭文字を取って名づけられた訓練で、災害対応能力を図るため、地震、風水害、火災等の災害が起きた際にどのように対応すればよいかを考える、阪神淡路大震災をきっかけに1997年に考案された災害図上訓練の一手法でございます。その方法は、まず地図上にビニールシートを敷き、その上から与えられた被害状況や地域の特徴、及びそこから当然推測される情報を書き込み、それに対する対処方法を10名程度のグループで検討しながら導き出すものでございます。ゲーム感覚で手軽にできることや、材料は安価に用意ができることなど、また参加者のレベルに応じて地域の問題、検討から実際の防災訓練まで幅広く応用できるということで多数の自治体でも取り組まれているようでございます。このD I Gについて、市の取り組み状況と今後積極的に取り組む予定がないかをお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは御質問にお答えをいたします。

D I Gにつきましては、ただいま議員が御説明いただきましたように大変有効な手段であるというふうに考えているところでございます。災害図上訓練（D I G）につきましては、住民みずからが防災意識を高く持ち、地域の実情を共有することで防災力の向上を図る大変有効な手法であると私どもは認識をいたしているところでございます。現在のところ、市が主宰した訓練の実績はございません。今後、訓練のスタッフとなる職員の研修も行いながら、市民の皆様の積極的な参加のもとに実施できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 実施の方向で取り組んで行かれるということで大変期待はいたしますが、答弁の中にもありましたように住民の皆様の積極的な参加はもちろんです。市長がよく話される東北の小学校の話の中で、日ごろから訓練、準備をされていたために小学校の生徒はもちろんのこと、近隣の住民や幼児も高いところに逃げて助かったという話のとおり、ぜひ小中学校でも取り入れていただければ、小中学校の子供たちに対して地域の実情や地域とのつながりも出てくるのではないかと考えます。

スポーツでも同じことが言えますが、練習をしていないことは試合ではできませんし、練習をしたからこそ自信を持って試合で実力を発揮できると思いますので、ぜひ小中学校でも取り入れられて、訓練、準備をされることを要望いたします。

それでは、3回目の質問に入ります。災害時に町内会長は避難してこられた住民の方の安否の確認に追われると思いますが、町内会未加入世帯が多い町内会では把握が非常に難しいと考えられます。そこでお尋ねしますが、現在町内会未加入世帯はどれぐらいあるのでしょうか。また、未加入世帯には今後どのように加入を促していかれるのかをお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 御質問にお答えをいたします。

ことしの5月末現在の町内会未加入世帯は約2,200世帯でございます。先ほど申し上げましたように、災害時避難所においては町内別に受付をいたしておりますが、町内会加入の有無は確認をしていないところでございます。避難者の方々には、市民の皆様のほか近隣の市町村の方や観光客の方も含まれる可能性もありますので、議員御指摘のとおり、町内会で住民全員の把握を行うことは困難であろうと存じているところでございます。

しかしながら、市といたしましては災害時に避難所に避難される方については町内会加入の有無に関係なく、さらには本市の住民票の有無に関係なく受け入れ、避難者一人一人の救護に全力で当たることといたしております。

次に、町内会未加入世帯へ今後どのように加入を促していくのかという御質問でございますが、町内会への加入は原則任意でございますが、日常生活に不便な点が生じたり、地域特有の情報、例えば防犯・防災上の連絡が行き届かなかつたりするなどのデメリットもございますので、引き続き町内会加入の呼びかけを継続してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） ただいまの答弁を聞きまして少し驚いたのですが、未加入世帯が約2,200世帯というのは実態がどういう実態なのかはわかりませんが、「広報ひとよし」に載っておりましたが5月末現在の市の世帯数が1万5,707世帯でございますので約15%弱が未加入ということになると思います。これは中規模の町内会に例えますと約10町内くらいの数ではなかろうかと思いますが、ちょうど西瀬校区全体の世帯数と同じぐらいが未加入世帯だと思いますが、この2,200世帯が未加入ということについて市としてはどうとらえておられるのかをお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） お答えをいたします。

未加入世帯の解消に向けて対策を講じていくことは、町内会の活動にとりまして大変重要な問題であると認識をいたしております。また、日ごろから町内会の加入促進のため活動をいただいております町内会長の皆様には深く感謝を申し上げるところでございます。

町内会は任意の団体でございますけれども、地域のコミュニティ活動の充実と推進を図る上で大きな役割を果たしていただいている組織でございます。町内会に加入していただくことでお互いの絆がより深まり、社会生活に安心感が生まれ、また防犯、交通安全、子育て、

環境美化等身近な課題の解決につながるものと確信をいたしております。また、地域の近隣関係が希薄になっておりますので、いざというときに助け合う共助の精神を持つ町内会の役割は、災害時における救援活動においても適切な対応となる極めて重要なものであるというふうに認識をいたしているところでございます。したがって、未加入世帯の解消に向けて継続的に呼びかけ、啓発を行ってまいりたいというふうに存じます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 町内会への加入は任意とはいえ、この未加入世帯2,200世帯というのは、世帯数は私は非常に多い世帯だと感じております。以前、西瀬校区町内会長会で行政視察研修に行かれた際に、ある自治体では転入された方に町内会入会案内と一緒に指定ごみ袋を数枚渡され、ごみ分別方法や町内会がごみ収集所を管理している旨の説明をし、町内会加入率を上げられた自治体もあると聞いております。未加入世帯に対しましても御答弁のとおりデメリットがあると言われておりますので、人吉市でもこの実態を把握していただき、どういうところが未加入世帯につながっているのか、また未加入世帯へのアンケートと何らかの対策をしていかないと、このままでは恐らく未加入世帯は増加するのではないかと考えます。少しでも多くの方に町内会へ加入していただくような対策をしていただくことを要望いたします。

それでは、4回目の質問に入ります。薩摩瀬5号橋付近の冠水対策についてですが、この質問は今までも幾度となく先輩議員も質問されているようです。しかし、その結果、抜本的な対策は難しいと聞いておりますが、先週土曜日、11日にも冠水をいたしておりました。土曜日でありましたが、これが平日であるならば確実に児童の通学に影響を与えていたと考えられます。この場所が冠水しますと、町内にある指宿モータース北側の通路を地域住民の方や通学時の登下校に利用されます。また、この通路は普段も地域住民の方が近くの病院やスーパーに行かれる際に頻繁に利用されているところでもあります。また、平成21年6月13日には、近くの高齢者女性の方が未舗装であるために石につまづき、通路横の水田に転倒され意識もうろうとなられ、自力ではい上がれないところを約2時間後に近所の方が発見され、消防署に連絡をし無事に救出された事故も起きております。しかし、これが薄暗い夕方や夜であったならば、もしかしたらあやうく大事故を招いていたとも考えられます。こういう事故も実際に起きていますので、安全対策として舗装などの対応などできないかをお尋ねいたします。

○建設部長（中村明公君） こんにちは。お答えいたします。

議員御指摘のとおり、薩摩瀬5号橋周辺は大雨になりますとたびたび冠水するところがございます。通行に支障を来すなど地域住民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしております。

一たん冠水いたしますと、車や歩行者の往来が難しく、特に高齢者や児童につきましては一時的に通行できない状況になるなど、その対策につきましては頭を痛めているところでございます。冠水時の迂回路として下薩摩瀬町にある道路を通行されているとのことですが、この道路は法定外公共物として市が管理を行っている道路でありまして、未舗装部分は道路幅員1.5メートルから1.8メートルで、延長は約60メートルでございます。また、この道路と平行して水路がありますが、この水路につきましても道路と同様の法定外公共物となっておりまして、下流域の水田の用水路として機能いたしております。現在、このような道路・水路を整備する場合には関係町内へ原材料支給をさせていただきまして地元での施工をお願いいたしておりますので、御検討いただきますようよろしくお願いいたします。

また、舗装を行う際には、過去におきましてこの道路で高齢者の方が水の中に落ちて危うく大事故につながるおそれもあったということがございますので、通行の安全を考えた場合、同時に水路に対しましてもふたをかけるなどの対策が必要になると考えているところでございます。実際に施工される場合には、隣接地権者との境界あるいは水路管理者との事前調整が必要となりますので、今後、地元町内及び水路管理者など関係される皆様と協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 関係者と協議を進めていただくということなので、どうかよろしくお願いいたします。

次に、先ほども申しましたようにこの薩摩瀬5号橋付近の冠水は、地元住民の方からはもう20年以上前からお願いされていることと思っておりますが、そろそろ何らかの対策ができないのかをお尋ねいたします。

○建設部長（中村明公君） お答えいたします。

大雨のたびに冠水対策につきましては問題となっている所ではありますが、その原因の一つといたしまして御溝川から溢水した水が農地に流れ出て、さらに水路や通路を伝って流れ、道路側溝に合流して市道上に冠水している状況でありまして、これまでグレーチングふた型式による道路側溝で一部改修を行っておりますが、冠水を解消するまでには至っていないところでございます。また、御溝川につきましては福川合流地点から上流約400メートル区間は河川改修が完了いたしておりますが、完了地点から上流につきましては未改修部分の堤防から溢水が起きている状況でありますので、熊本県や人吉土地改良区との現地立ち会いや協議を行っているところでございます。今後の対策につきましては、市道側溝の一部区間について改修の検討でありますとか、御溝川につきましても熊本県に対しましても重ねて河川改修の要望を行ってまいり所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 県との協議も必要かと思いますが、ただいまの答弁にもございましたように、市道側溝の一部区間改良の検討については地域住民が長年苦しまれておられますので前向きに御検討をお願いしたいと思います。また、きのうも大塚議員が御溝川については御質問されておりますが、御溝川につきましては御溝川に関係する町内の中には何かしら問題を抱えておられる町内があるのも実情ではないかと思えます。そのことは恐らく町内会長さんとの市政懇談会やタウンミーティング等でも要望はあっていると思えますので、十分把握されていると思えますが、こういった状況を踏まえ、県にもさらに強く要望を行っていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

それでは、5回目の質問に入ります。人吉市内には消防車や救急車などの緊急車両が進入できない狭い所が多くあると思えます。下城本町内の市営桜木団地西側の住宅地もそのうちのひとつだと思えますが、この場所についてはことしの3月1日付で下城本町内会と地元消防団からも緊急車両のための通路の確保について要望書が出ていると思えます。人吉下球磨消防組合管内の平成23年1月1日から今年6月9日までの約半年間で緊急車両の出動件数は1,195件、前年の同日比でプラス153件の増となっております。その中でも、特に救急件数が8割を占めており、1,077件、前年同日比プラス121件増ということであります。この場所は住宅も密集しており、住民の方が安心して暮らせるように団地側のフェンスの開閉も含め何らかの対策を考えておられるのかをお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、本市には自動車の通行には狭いといえる所がまだまだ多くございます。御指摘の下城本町市営桜木団地西側の住宅地にある道路は、確かに大型の車両は通行が困難な狭い道路となっております。しかしながら、万一火災が発生して消防車が住宅地の奥まで進入できない場合があったとしても、消防署員らはどのような場面でも消火体制を整える戦術を日ごろの訓練で培っておりますので、当該住宅地での消火活動を行うのに支障はありません、対応できるとの見解を人吉下球磨消防組合からいただいております。同様に、救急車が奥まって入れない場所でも担架搬送が可能なルートを確認し、迅速な救急活動が行えるものとの見解をいただいております。

なお、桜木団地のフェンスの件につきましては建設部長のほうからお答えをさせていただきますと存じます。

○建設部長（中村明公君） それではお答えいたします。

地域住民の皆様が救急や火災発生時に不安を持っておられることについての対策については、ただいまの総務部長答弁のとおりでございます。そこで、市営桜木団地の敷地の一部を緊急時の通路として、さらには生活道路として確保できないかとの質問の主旨だというふうには存じますが、当該敷地は団地に入居されている皆様の駐車場として利用されており、ほか

の場所に駐車場を確保するスペースがございません。また、防犯上あるいは交通の安全を確保する上からも緊急車両に対応できるようフェンスを改良し、団地敷地内に道路を通すことは困難であるというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 3番。村口隆議員。

○3番（村口 隆君） 消防署の見解は、火災が発生しても高度な戦術を持っている、また緊急搬送についても迅速な活動が行えるものと確信しているということであり、市としても団地のフェンスの開閉は考えないということですが、実際、先ほども申しましたように救急件数はふえており、今後高齢化社会においてはまだまだふえることは予測できると考えます。人命は1分1秒を争うこともないとは言えませんし、地域に密着した消防団も要望書を提出するくらいに実際に危機感を感じているのは事実でございます。下城本町内会としましても町内会が抱えている大きな問題の一つでもありますので、この件に関しましては町内会とも協議をしまして今後も議論を深めていければと思っております。フェンスの開閉以外にも何らかの対策がないかを考えていただきたいと強く要望いたします。

本日の質問内容に関しましては、まだ議員になって1カ月半ということもあり、町内会長を経験したゆえにその目線からの質問になったことをお詫び申し上げます。執行部の皆様も当然御理解をされていると思いますが、町内会長は地域のことを誰よりも知り、地域のことを考え、地域のために先頭に立って一生懸命に活動されております。実際、なり手不足で困っている町内があるのも事実でございます。今回、東日本大震災でも避難所での生活で、町内会が結束が堅いところと結束が希薄なところでは大きな差があっていると聞いております。隣近所が助け合い、町内が盛り上がり、そして校区が盛り上がり、そして市が活気づくのではないかと思います。向こう三軒両隣という言葉もありますように、町内会未加入世帯の問題も含め、もう一度地域の原点である町内会や校区のあり方を市全体で見つめ直す時期に来ているのではないかと思います。

本日は御答弁いただき、ありがとうございました。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時14分 休憩

午後1時20分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君）（登壇） 13番議員の村上でございます。このたびの統一地方選におき

まして、厳しい戦いではございましたが三度目の議席を与えていただきました。今後は原点を忘れることなく、即行動を起こし、ともに考え、実行することを信念に活動を行っていきたくと強く考えております。

3月11日の東日本大震災から100日を迎えようとしております。その3月11日の当日は3月議会の一般質問の真っ最中でした。ちょうど森口議員が質問に入る前の休憩時間に、あの悲惨な光景を目にしたわけでございます。議長室において、議長室のテレビでその光景を見たときにはみんな声が出ませんでした。この震災でお亡くなりになられた方々と被災された皆様方に哀悼の意とお見舞いを申し上げます。

ところで、きのう議会終了後、自宅に帰りましたら、妻が、お父さん、こんな話があったよということ言っておりました。震災に関しての話でございます。森昌子さんの話でございます。歌手の森昌子さんがゴールデンウィーク中に震災地を訪問して十何箇所か慰問のためにミニコンサートを行ったということです。そして、ある避難所で森昌子さんが歌っていると、どこからともなくちっちゃい2才未満ぐらいのかわいい女の子がよちよちと近づいてきて足元にまとわりついたということなんですね。その様子がとてもかわいいものですから、昌子さんはその子供を抱き上げてそのまま歌い続けたと、そして二言三言語りかけた後、あなたのママちゃんはどこにいるのかなというふうに語りかけたら、周りの方も何の反応もないと。そこで近くにおられた御年輩の女性が、この子の家族はこの子一人を残してみんな流されてしまったと、この子だけが偶然木の枝に引っかかっているところを助けられたというふうに語り始めたということです。避難所に連れてこられたものの、誰もその子の名前を知らないということで、ちょうど桜のつぼみが膨らみ出したころだったものですから、つぼみちゃんと呼ぼうという話も出たのですが、せっかくならさくらちゃんと呼んだほうがいいよということで、その女の子をさくらちゃんという名前で呼ぶことにしたそうです。今でもさくらちゃんはその避難所で地域の人たちに支えられて笑顔を取り戻しつつあるということでした。この話を聞いたときに涙がとまらず、絶対この震災のこの状況を忘れてはならない、風化させてはならないと感じた次第です。今後は復興のために西日本が東日本を支える、支援するということをし続けなければならないと考えております。

それでは、通告に従い一般質問を行います。今回は3項目を通告しております。市制70周年名誉市民は誰に。市民の声から、忘れ去られた歌碑。そして、景観と環境、廃屋の対策について。この3点でございます。

まずは、本年度に迎える市制70周年における記念事業について、お尋ねいたします。平成13年には市制60周年記念事業関連で、名誉市民推挙には民間人を入れた第三者委員会を設置したほうがいいのではという観点から質問をしています。また、この周年事業の際には、市民の歌をもっと普及させるべきではないかという観点から、この2点で質問を行っております。あれから10年がたつわけでございます。人生でいうと古希という記念すべき70周年に

当たるわけなんです、市民全員でお祝いをし、この際、地域浮揚の起爆剤にしなければならないというふうに考えております。それで、この記念式典はいつ予定されておられるのか、またその内容はどのようなものと考えているのかということをお聞きします。

○市長公室長（久本一富君） 村上議員の御質問にお答えいたします。

記念式典の期日でございますが、市制施行日が昭和17年2月11日でありますことから、年明けの平成24年2月11日にカルチャーパレス大ホールでの開催を予定しているところでございます。

内容につきましては、今後予算を含めたところで関係する各課と調整を行いまして具体的な検討に入っていきたいというふうに考えております。式典の主な内容でございますけど、市政功労者表彰、そして名誉市民推戴といった表彰のセレモニーが中心になるものだと考えております。そしてまた、式典のほかに、ただいま議員の質問にもございましたように多くの市民の皆様にご参加いただけるよう、式典の前日に前夜祭というような祭事的なイベントが開催できないかと、そういったことも含めまして今後検討に入っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） そうですね、前夜祭が開催できれば、お祝いのボルテージも非常にさらにアップするのではないかと考えております。できるならば、この地域だけしか行えないようなものができれば最高じゃないかなというふうに考えております。

平成14年の市制60周年記念事業を思い出しておりました。あのときはもちろんカルチャーパレスで厳かに行われたわけでございます。そしてまた、平成4年の市制50周年記念事業は文化センターで確か行われたような記憶です。そのときにはじゅうぐりっと一座というお笑い一座を結成しまして、初期のメンバーとして私もその文化センターのステージで寸劇を行いました。そのときは前田一洋先生のシナリオで、ウッチャンナンチャンが人吉に帰ってきて、そして福永市長が出てきたと、福永市長役に私になったわけなんです、結局最終的にはダムをあのとつくらんでよかったと、ダムをつくらなかったおかげで今は観光客のいっぱい来よるもんなどというふうな最後の締めくくりで終わるような寸劇でございました。そのようなアイデアもございますので、一考していただければというふうに考えております。

それでは、現在まで名誉市民の称号を与えられたのは、周年事業ごとに与えられたと思うんですが、どなたが名誉市民として推戴されたかということをお聞きしたいと思っております。

○市長公室長（久本一富君） お答えいたします。

本市最初の名誉市民は、相良氏37代の御当主でございました相良頼綱公でございます。昭和29年、1950年でございますが、このときに推戴をされておられるようでございます。その後、平成4年の市制施行50周年にあわせるような形で郷土の偉人、音楽家の犬童球溪氏、ま

た元市長の淵田長一郎氏、それから当時の前市長の永田正義氏、そしてまた郷土の偉人でもあり、日本のヒーローともいえる打撃の神様、元巨人軍監督の川上哲治氏が名誉市民になっておられます。それから、10年前の市制施行60周年時でございますけど、このときは日本を救うべく終戦工作に奔走されて、救国の功臣、海軍少将高木惣吉氏が名誉市民となっております。

以上、現在この6名の方々为本市の名誉市民となっておりますところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 市制60周年のときの記憶は高木惣吉氏ということであるんですが、50周年のときには複数の4人が名誉市民に推戴されたということを私も知りませんでした。どちらかというときさっきの寸劇のほうに頭が行ってしまっていたものですから、その記憶がないというようなことでした。

人吉市名誉市民条例に目を通しましたけれども、人数の規定とかはまずないようですね。また、恥ずかしい話ですが、私の勉強不足ですが川上哲治氏が名誉市民になっておられるということも私もちょっと知りませんでした。それで、今回は70周年事業で推挙予定の名誉市民はあるのかということをお聞きしたいと思います。

○市長公室長（久本一富君） お答えいたします。

推挙でございますけれども、推挙するためには今、議員の御意見にありましたように本市の名誉市民条例に基づき選定することになるかと思っております。通例の手順を踏まえますと、市民からなる選考委員会を設置いたしまして、その中で検討していただき、選定された方について議会のほうに上程をし、議決を経て初めて推戴という運びになるようでございます。

今回の市制施行70周年にあわせましたところでは、これから選考していくということになるかと思っております。そういった中でぜひ市の70才の記念に花を添えていただくような形で名誉市民を推戴できればと考えております。今後、今からそのあたりにつきましては具体的な検討に入らせていただきたいと思いますというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 通例というふうにおっしゃいましたけれども、60周年のときは企画審議会というのがあって、企画審議会は助役が会長、そして副会長に収入役と教育長、そしてそれぞれの担当課の部長、そして総務、企画、それから財政課長という形の企画審議会で選考されておったんですね、だから職員だけの選考会。今回は市民も入れてということですから、私は10年前に一般質問したことが実現したような形になるんですが、たまたまですね。市民からなる選考委員会というのが、私はそのほうがよろしいかと思っております。

名誉市民の選考はこれからなんでしょうね、議会への提案は多分12月議会になるんじゃない

いかなというふうに考えております。そのことに口を出すようで大変申しわけないんですが、複数の市民から要望があっておりましたので意見として述べさせていただきますが、昨年航空100周年、日本の飛行から100周年ということで日野熊蔵氏の記念事業を行いました。ぜひ、この日野熊蔵氏を名誉市民に推挙してほしいという気持ちからちょっと御質問いたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

昨年2010年は日野熊蔵翁が徳川好敏翁とともに日本で初めて空を飛んだちょうど100年目に当たる記念の年でございます。市議会そして市民の御理解のもとに約1年間を通してさまざまな取り組みを、人吉市としてのメッセージを発信させていただきました。昨年、日野熊蔵翁のさまざまな事業に対しまして心から厚く御礼を申し上げたいと思います。この事業を通しまして日野家の皆様との交流を初め多くの方々との出会いがございまして、日野熊蔵翁の生きざま、功績といったものをあらためてうかがい知ることができましたし、当時の日本人の志や使命感、これに胸を打つことも数多くございました。こういった郷土の誇りを次世代の子供たちに伝えていくことは我々の大きな責務でありますので、そういった意味合いからも村上議員の御提案につき、ぜひ実現に向けて努力をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○市長公室長（久本一富君） 申しわけございません。

先ほど村上議員の2回目の質問の中で、現在までの名誉市民の称号を与えられた方はいった中で、私は最初の名誉市民は相良氏37代の御当主でございます相良頼綱公のことを「ヨリツネ」と言ってしまいました。御訂正方お願いしたいと思います。申しわけございませんでした。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 恐らく昨年の流れからしてそうなるんだろうかなというふうに私は思っております。ぜひ前向きに検討していただきたい。

それともう一つなんですが、名誉市民に推戴されている方々、生きておられるのは川上哲治氏だけですよね。だけじゃなくて、亡くなった方々、偉人が多いんですけども、現在活躍中のウッチャンですね、内村光良さんあたりも名誉市民にされてはいかがかなと。芸能人で、結構あちこちの各自治体の名誉市民になっておられる方もおられるようです。大きな宣伝力に使えるんじゃないかなというふうに思っておりますし、マスコミも飛びつきますでしょうし、また、宣伝部長あるいはテレビの番組などでもウッチャンが名誉市民になっちゃったとかいうふうな番組ができる可能性もありますので、ぜひこの辺も検討いただければと。実は60周年のときにも、10年前もこれは同じことを言っているんですね。できればそのように現在活躍中の方も視野に入れていただければというふうに、これは要望として申し上げておきます。この名誉市民に関しましては、これで終わらせていただきます。

次に、市民の声から、忘れ去れた歌碑ということで質問を行います。今現在、人吉城の整備保存事業が行われております。人吉市におきまして相良家の歴史をひもとく中で、気になるのはやっぱり中世の1600年前後の時期が最も気になる時代でございます。1637年の別の地方ですけれども島原の乱、島原・天草一揆ですね、そして1640年のお下の乱、そして1644年の村上左近一族の約70人が惨殺されたという事件、そのすべてが七、八年の間に起きているわけなんです。1596年に豊臣秀吉が出したキリスト教に対する禁教令から発する動きであったというふうに考えております。この辺が一番気になるところでございますし、おそらく市長も同じようなことを考えられているんじゃないかなと思うんですが、大いに人吉の歴史と観光を結びつけるような一つの事業に相なるんじゃないかなというふうに考えております。話は少しずれましたけれども、今回、史跡人吉城跡保存管理計画書の第2版というのを、この本ですね、手渡されました。その中身を見ますと、その詳細なる研究結果に驚かされます。文化課関係の職員の方々と人吉城跡保存活用協議会の皆様、そして推進プロジェクトなるお城全体名城作戦の皆様方の御苦勞に市民の一人として感謝の意を表するものでございます。

ところで、現在までこの保存整備において人吉城の中で区域内で、事業地域内で移転や撤去を強いられた家屋そして石碑などはあるのか、またその数はどのくらいになるのかお聞きしたいと思います。

○教育部長（赤池和則君） こんにちは。お答えいたします。

人吉城跡は昭和36年に国の史跡指定を受け、昭和54年度から国庫補助事業として史跡の公有化及び移転補償を行ってきておりまして、これまでに移転補償を行った家屋は19軒となっております。また、石碑につきましては人吉城跡内に10基ございまして、これまでそのうち1基を史跡整備に伴い撤去いたしております。残りの9基につきましては建立当初の姿で現地に残されているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 先ほど紹介したこの管理計画書の中にも、49ページに保存管理上有効でない要素として示してあるようです。その中で、家屋は移転補償とか云々で補償費が出るんでしょうけれども、石碑の移動に関しては今後どのように考えておられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

現在、人吉城跡を構成する要素としまして史跡内には石垣や堀、また遺構や復元建造物、学習施設としての歴史館や便益施設、石碑、石塔などさまざまなものがございます。平成22年度に策定いたしました史跡人吉城跡保存管理計画書におきまして、この人吉城跡を構成する要素のうち、史跡に関連しない明治以降につくられた建物や石碑等につきましては史跡の保存管理活用上必要なものを除き、将来的には関係者との十分な協議を実施し移転するもの

と位置づけられているところでございます。

しかしながら、御承知のとおり史跡人吉城跡は区域によって歴史性や土地利用の状況、機能が異なることから、それぞれの構成要素を同じ計画設定で一律に取り扱うには難しい側面もございます。石碑等の移設につきましては今後これまでの経緯等を踏まえ、関係者の御意見等をお聞きしながら十分な検討を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） これからということなんでしょうけれども、ところで1基だけ撤去されていると先ほどおっしゃいましたけれども、水ノ手橋のきわに「五木の子守唄の碑」というのがありました。間米蔵跡の整備のために2003年に撤去されて、今現在は郷義館跡地にブルーシートを被せたまま放置されているという状況ですね。この石碑には「おどまぼんざりぼんざり、ぼんからさきやおらんど」という子守唄の歌詞と、その説明文が碑文として刻まれています。この碑文はそれからの武蔵の作家小山勝清の選によるものでございます。

この石碑の移設に関しましては3年ほど前、前教育長のころから要望を行ってききましたが、いまだにそのままということです。昨年か一昨年ですか、松岡議員もこの件について触れたと思います。私も要望事項としてその際にも申し上げたと記憶しております。そこで質問なんです、この五木の子守唄の碑はなぜこの郷義館の跡に8年間も放置されたままなのか、そこをお聞きしたいと思います。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

五木の子守唄の歌碑につきましては、昭和29年に人吉市並びに地元文化人の方々が中心になり元の水ノ手橋きわに建立されたものでありますが、長堀の石垣部分に設置されていたことから、平成14年度の間米蔵跡整備工事、さらに長堀復元計画を進めるに当たり支障を来すため、平成15年度に撤去し、郷義館跡地に仮置きしたところでございます。当時から移転先につきましては、国指定の史跡内には設置できないということで関係各課及び関係機関とも協議を行い、いくつかの候補地を含め検討しましたが、移転先を決定することができずに現在に至ってしまったわけでございます。いずれにいたしましても、市民の皆様の思いが込められた歌碑が、長年にわたり人目に触れない状態で保管されていたことに対しまして大変申しわけなく存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 以前から教育委員会に移設の要望を出していたわけなんですけれども、建設部との協議が整っていないとか駅前に決まりそうだとか、何となく引き延ばされたような感じで、そしてまたあちこちの課にたらい回しというか、そんな感じで情けなく思っていたわけなんですよね。

それで、現時点ではどうなんですか、移転候補地はまだ決まっていないんでしょうか、動きはないんでしょうか、いかがでしょうか。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

五木の子守唄の歌碑につきましては、市民の方々、さらには議会におきましても早く歌碑を建て直してほしいという御要望、御意見をお聞きしていたところでございます。このようなことも踏まえ、移転候補地等につきまして再度関係各課で協議し、移転候補地等の検討を行ってきておりまして、現在大橋北詰、札の辻バス停横の緑地帯を移転候補地として、本年度内の移設に向けて準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 移転候補地がある程度確定したということで胸をなで下ろしております。本当に長い間ずっと放置されたままですから、できる限り多くの方々の目に触れる所というふうに考えておりました。その大橋の北詰ということでちょうどあのバス停がある所ですね、横の植栽の間ということですから、周辺には旅館、ホテルも多いことですし、観光客が歩いて散策されるという場所ですから、立ちどまって歌碑を眺められるということも多いんじゃないかなというふうに思っております。できる限り早く移設していただいて、そしてそれなりのアピールができるような形で設置していただければというふうに考えております。ありがとうございます。

なお、この城跡にはまだまだほかの石碑関係が多くあります。移転しなければならないということなんでしょうけれども、今回のように撤去後放置したままということにならないように、移転場所をしっかりと確保した上で行ってほしいというふうに考えております。ちなみに歴史館西側にあるお下の乱の供養碑、これはそのいきさつからして矢黒のあの付近に戻したほうがいいんじゃないかなと私は考えております。お下の乱というのは相良清兵衛の専横、要するに勝手な振る舞いを長毎公があまりいいように思っていなかったと、それで長毎公の息子である頼寛がその命を受けて弘前の地に流したということなんですよ。その翌年に、今度はこれを不服とする犬童半兵衛——田代半兵衛ですか、などの一族によってお下の乱が起こって、そして百二十数名の方が殺された、その死体は筏に積まれて矢黒の亀が淵の河原に埋葬されたということです。その場所に立っておったんですよ。それが、確か40年の水害で倒れたんじゃないかなかったですかね。それで、そのときに移設されたんじゃないかなと私は聞いております。ということですから、やはりその流れからして元の場所、あるいはその近くにやはり移設すべきではないかなと。ほかの石碑も恐らくそういういわれがそれぞれあるんでしょうから、できる限り早くそれぞれふさわしい場所を選定されて、今回のようなケースにならないように移設していただきたいという要望を持ってこの質問は終わります。

次に、景観と環境、廃屋（廃墟）の対策についてでございます。人吉市も高齢化率が31%

を越えようかとしております。高齢者のひとり暮らし世帯もふえて、考えたくないんですが数年後には、あるいは数十年後には人の住まない状態の家屋ももっともふえてくるというふうに感じております。場所によっては廃屋があり、その屋根が抜けて倒壊寸前というような危険な家屋も見たことがあります。昨日、平田議員も若干このことに触れられましたが、私は空き家ではなくて廃屋に関して限定してお聞きしたいと思います。

市内全域におきまして廃屋の調査を行ったことがあるのか、あったとしたら市内にどのくらい存在するのかをお聞きしたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君） 御質問にお答えをさせていただきます。

廃屋につきましては景観、環境、防犯、安全と各部にわたりますので、主に私のほうで御答弁をさせていただきたいと存じます。

廃屋の調査についてでございますが、きのう、議員がおっしゃいましたように平田議員の御質問にもお答えをさせていただいているところでございますけれども、14年11月に人吉下球磨消防組合から防火管理の観点から消防団に対しまして廃屋の実態調査の依頼がっております。それぞれの管轄区域内の調査を実施し、その結果を消防本部に報告した経緯がございます。平成14年に調査実施をいたしまして、市内に24戸廃屋があったということでございます。その後の調査につきましては、実施をしておりませんので把握をしていないところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 平成14年ですから約9年前ですね。24件というのは少ないような気がするんですね、もっとあると私は思うんですけど、その廃屋とはなんぞやという論争になってしまいますけれども、人が住まなくなっただけ、例えば窓ガラスが割れたりとかそれだけでも廃屋じゃないかなと私は思います。あるいは人が住めなくなった家ということに限定すればまたちょっと違ってくるんですが、その観点によって若干その数も違ってくるかなと私は思うわけでございます。でも、この廃屋が近所にあつたらやっぱりあまり気持ちのいいものじゃないんですね。しかし、先ほど申しましたように、高齢化の現状を踏まえまして今後どんどんふえてくるのではないかなというふうに思っております。環境衛生、そして防災、景観の面からもその存在には非常に気を使うというものでございます。

この老朽化した家屋についての苦情等はどのくらい報告されているのか。また、その苦情に対して解決はしているのかをお聞きしたいと思います。

○市民部長（山本政義君） こんにちは。お答えをいたします。

老朽化した廃屋についての苦情でございますが、市民課暮らし安心相談係に寄せられました老朽化した建物についての相談は、平成21年度が1件、22年度が1件、23年度が先月末までに1件ございまして、計3件でございます。いずれの相談も、町内会長や隣近所からの

御相談でございまして、雑草が生い茂っており衛生上問題があるとか、老朽化した建物の屋根瓦が落下するなど危険なためどうにかならないかといったものでございます。

次に、解決したのかということでございますけれども、相談係といたしましては民事でございまして、建物の持ち主に御連絡をしまして相談者と話し合われるようおつながりをしていただいております。その後、どのように対処されたかにつきましては報告がございませんので把握していない状況でございます。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 今、述べていただいた苦情相談等の数が非常に少ないのに驚いているわけなんですけれども、その数の1件は私だと思うんですけれども。いろいろ考えてみましたけれども、過去からの御近所づき合いとかいうふうにしていただいていた御近所の家が廃屋になった場合には苦情を言いにくいんですよね。恐らくそういう実情もあるんじゃないかなというふうに思っております。言いたくても言えないというような状況があるというふうに思っております。

犬童球溪作詞の「故郷の廃家」を思い出しますが、また、この歌詞とは若干違う、やはり環境衛生そして防災から見ても本当にふさわしくない、この廃屋をどうにかしなければならぬというふうに思っております。廃屋の処理にはもちろん御遺族、子供たちが行わなければならないわけなんですけれども、なかなか進まないのが現実かなというふうに思っております。景観及び環境衛生、安全対策のために、私は何らか市の関与が必要ではないかなというふうに思うんですがいかがでしょうか。

○総務部長（坂崎博憲君） 御質問にお答えいたします。

廃屋の問題につきましては、さまざまな理由で所有者等により適正な維持管理がなされていないということが要因であると考えられます。市といたしましては、良好な景観の阻害、市民の生活環境への影響、安全な生活への阻害など悪影響を地域に及ぼすということにつきましては認識をいたしているところでございます。

このような廃屋の問題につきましては、先ほどお答えしましたように民事でございまして市の関与は難しい面もございしますが、これまでも消防署が防火管理の面から所有者の方に対しては改善の指導を行い、また、市からも建物敷地等の維持保全、適正管理の対策をさせていただきますよう文書にて協力の依頼をした経緯もございまして。今後廃屋対策につきましては解決に向けて、消防署、地元消防団、町内会や住民の方々と連携をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 確かに民事のことなんですけれども、でもやっぱり民間レベルではな

かなか解決しにくいというふうな問題だと私は思います。もちろん、解体撤去にはお金もかかるということですね。しかし、解決に導かなければならないということで、やはり最大の解決策は自治体がある程度少しでも関与することじゃないかなというふうに考えております。

私なりにいろいろ調べてみたんですが、廃墟対策条例なるものを整備をされる自治体も実際もうあるんですね、結構。県レベルでもあります。和歌山県は廃墟となって景観を損ねる建物について所有者に撤去などを命令できるというものを条例化すると、住民の要請を受けて知事が所有者に撤去などの命令をできるというものを条例化しようと、今月の確か議会で上程するというふうに出ておりましたので、県レベルです、これは。市レベルでも結構あちこちでできております。ということで、これを条例化することが私は一番望ましいんじゃないかなというふうに思っております。ということで、仮称ですが、廃墟対策条例の制定はいかがかなということで御質問いたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 議員の御質問にお答えをいたします。

条例制定についてでございますけれども、景観、環境関係での条例制定につきましては、現在のところ具体的な検討はしていないところでございます。ただいま議員が申されましたように、他県では例もあるようでございますので、今後廃屋対策につきましては景観、環境、防犯、安全面から何らかの市の対応が必要でございますので、今後研究してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君） 何らかの検討、前向きに協議するとかというレベルでは本当は答えてほしくなかったんですが、研究するのは高校生でもできますから。とにかく時間がかからないようにしてほしいんですね。全国を事例で見ますと、この廃屋の撤去に関して補助制度まで設けている自治体もあるわけなんです。財政的には厳しいですから補助金ということまで考えなくてもいいかもしれませんが、通達を出すと、あるいは強制撤去的な段階の条例は私はあってもいいというふうに思っております。ぜひ、前向きにスピード感を持って協議していただきたいというふうに考えております。ある程度、また時期が来たら再度質問することになるかもしれませんからよろしくお願いします。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時03分 休憩

午後2時17分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）  
9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。9番議員の豊永貞夫でございます。本日最後の登壇となります。よろしくお願ひいたします。4月の統一選挙におきまして、多くの市民の方々に御支援をいただきまして2期目の当選をさせていただきました。これからの4年間、市民の皆様のご代弁者となって現場第一主義で働いてまいりますので、田中市長を初め執行部の皆様、よろしくお願ひいたします。

質問に入る前に、3月11日に発生しました東日本大震災におきまして、被害を受けられた皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられました多くの方々に対しましてお悔やみを申し上げます。今回の大震災は、この震災を受けて安全とは何かを改めて考えさせられた次第であります。震災から3カ月がたちましたが、いまだに多くの被災者が避難所生活を余儀なくされていらっしゃると思います。一日も早い復興を願うばかりであります。

それでは通告に従いまして、一般質問をいたします。今回は2項目を上げております。防災対策について。2番目に子供の医療費についてであります。

まず防災対策であります。この防災関係の質問は昨日も何人も質問されております。また、本日も村口議員も避難所の件を質問されておりました。もう質問する項目があまりないのですが、何点か質問したいと思ひます。

この用紙の中に、学校施設における防災機能の整備、次に避難所の装備品についてとありますが、これを前後入れかえて質問しますのでよろしくお願ひいたします。昨日の答弁の中にもありましたが、今月の「広報ひとよし」6月号に、「あなたの町の避難場所」として各校区の自主避難場所、指定避難所、災害対策支部詰所の場所が掲載されております。まだ見ていらっしゃる方は、自分の地域の避難場所の確認をしていただきたいと思ひます。災害の規模によって一時的避難であったり長期的な避難になるわけですが、今回の東日本大震災のような特に長期的に避難所生活をしなければならない場合の支援で、本市の対応としてはどのくらいの対応ができるのかを何点かお尋ねいたします。

大規模な水害や地震等の災害が発生した場合、町内の公民館や学校施設は地域住民のための応急的な避難所ともなる役割を担っています。そのために耐震性の確保だけでなく、食料、生活必需品等を提供できるように必要物資を備蓄するなど、避難所生活に必要な諸機能を備えることも求められているのではないかと考えます。このたびの東日本大震災を初め過去の大規模災害の際にも、特に学校施設は多くの住民を受け入れ避難所として活用された実績は多々ありますが、その一方当然のことながら学校施設は教育施設であるために防災機能の整備が不十分なため、避難所としての使用に際して不便や不具合が生じたことも事実であります。本市も本格的な梅雨入りをした矢先の先週、11日の金曜日から土曜日、日曜日にかけて降り続いた大雨で土砂災害の危険性が強まったことにより、一部町内へ避難勧告が発令されました。各消防団も管轄町内の巡回による警戒や各支部災害対策本部の設置もなされたところでもあります。この避難勧告を受けて実際に学校等へ避難された方もいらっしゃいました。

まずお尋ねしますが、本市も学校施設等が避難場所に指定されているわけですが、学校に限らず避難所等における避難者に対する支援物資、装備品の備蓄はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、豊永議員の御質問にお答えさせていただきます。

生活関連物資の備蓄についての御質問でございますが、各避難所におきまして公的な備蓄はいたしていないような状態でございます。大規模災害等において災害発生直後からすべての物資を確保することは現状では困難でございますので、まず当座の必要な物資につきましては、各人による非常持ち出し品により物資を確保していただきますよう指導啓発を行ってまいりたいと考えております。

次に、大量に不足する物資につきましては、必要とする物資の品目、数量等を卸・小売業者から調達、いわゆる流通在庫物資の調達をすることといたしております。また、さらに物資が不足する場合は、熊本県、日赤、相互応援協定をした自治体から物資の調達の応援要請をお願いしたいと考えているところでございます。今後、災害時の生活関連物資の防災備蓄につきましては必要とする品目、数量、備蓄をする場所の確保等を検討し、災害発生直後から当座必要とする物資について速やかに供給することができるよう順次対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 公的には何も備蓄はされていないという答弁でありました。先週も避難された方もいらっしゃるということで、避難してくる方はある程度必需品というのは持ち込むのは当たり前とは思いますが、実際に避難される方たちは避難所に何かあるんじゃないかと、まさか何も備蓄はないというふうには思っではいらっしゃると思います。避難所に行けばある程度の物資はあると思って避難されてくると考えるのが普通だと思います。緊急に着の身着のまま避難されてくることも考えられますし、そういった意味では最低限の備蓄は必要だと私も考えておりました。今の答弁で、今後対応されるということではあります。避難してくる時間帯が夜の場合ならば、体育館の場合、床に敷くマットやまた毛布などこういった最低限の備蓄はしておくべきだと思っております。

昨日の笹山議員に対する答弁で、平成18年に配布した「我が家の防災手引書」の説明会を9回実施したとありましたが、既に5年が経過しております。それ以降、避難所には何も準備されていないという説明と、避難された方々各自に必需品は持ってきてくださいというこういう啓発などはされたことがあったのでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） お答えをいたします。

平成18年度に我が家の防災手引書の説明会を開催した折に、災害時の非常持ち出し品につきましてはの説明も行っているということでございます。その後、市の広報にて啓発は行って

おりますけれども、説明会は開催しておりませんので、今後各町内で開催されます総会や出前講座にて説明を行い、周知、啓発に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 済みません、今、啓発はされていたと答弁されたんでしょうか。ちょっと聞き取りにくかったのもう一回お願いします。

○総務部長（坂崎博憲君） 失礼いたしました。市の広報にて啓発は行っておりますということでございます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 我が家の防災手引書、確かに非常持ち出し品、書いてございます。しかしながら5年も経過して、広報されていたという今の答弁ではありましたが、やはり避難される方というのはやはり急に、緊急に避難する場合はもちろん貴重品は持ってこられるとは思いますが、必需品となるとなかなかそれを持ってくるというのが時間的にも無理があるかと思えます。ただ、備えておく必要もあると思えますので、各家庭単位あるいは個人でも非常持ち出し品の準備を心がけておくような啓発は必要だと思えますので、ホームページや広報にも掲載していただきますようお願いいたします。

その際、高齢者のひとり暮らしの方を対象に配布されました救急医療情報キット「命のバトン」も持参していただくように啓発もお願いいたします。先ほど述べましたように、避難所に最低限の、すべてを備えるということはできませんけれども、先ほど言いましたマットとか毛布とか最低限の備蓄は必要だと思えますので、今後検討していただくということでありますのでよろしくをお願いいたします。

国立教育政策研究所文教施設研究センターというところが、平成19年8月に避難所となる学校施設の防災機能に関する調査研究報告書を公表しました。主に、大規模地震等の災害が発生した際に避難所となる学校施設の防災機能のあり方や向上のための推進方策等について検討されたものであります。過去の震災の際の実例も掲載されております。全国で避難所に指定されている公立学校数は3万3,670校で全体の89%になります。また、避難所に指定されている学校の約92%、3万1,064校が市区町村立の学校であります。避難所に指定されている学校施設の3万1,064校を対象として、避難所が備えるべき基本的な機能と考えられる5項目について調査されております。

まず一つ目が、学校の敷地内もしくは校舎内に防災倉庫、備蓄倉庫が設置されているか。二番目に、水を確保するための設備、プールの浄水装置、貯水槽、井戸などがあるか。三つ目が、避難所として使用される屋内運動場にトイレがあるか。四つ目が、屋外から直接利用できるトイレがあるか。五番目に、停電に備え自家発電設備の用意があるか。この5項目の

整備状況が集計されております。そこで、お尋ねしますが、本市の学校施設の避難所で水道施設が復旧しなかった場合の対応と、またプールの水を飲料水にできる浄水器などの配備などを今後考えるとこういう考えはないか、お尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） お答えをいたします。

避難所を開設する場合は、事前に災害対策支部長に避難所予定施設の安全性を確認後、避難所を開設するという事としております。ただし、災害の状況に応じては指定避難所が不適となる場合、隣接地区にある安全確保できる避難所を開設して設置をするということといたしております。

避難所での飲料水の給水対策計画につきましては、水道施設等の被災状況を的確に把握するとともに、水道施設などが被災を受けた場合、直ちに市内の水道工事店に協力を求め応急復旧を行うことといたしております。また、水道施設が被災を受け給水が不可能となった場合は、市内各水源地より応急給水用飲料水を確保し、給水車により応急給水を行うことといたしております。ただし、被災地域が広範囲にわたり応急給水が不可能と判断された場合、県、隣接市町村及び自衛隊に対し給水応援要請を行い、給水車両など資機材を確保したあと、速やかに被災住民に対する応急給水を行うことといたしております。したがって、お尋ねの浄水器等の配備については現在のところ考えていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 浄水器の配備は考えていないという答弁であります。さまざまな対応で飲料水の確保を努めるということであります。先ほどの集計であります。水を確保するための設備としてプールの浄水装置を設置している学校が3万1,064校のうち8,377校がプールの浄水装置の整備がされているという報告でありました。しかし、断水時における水の使用用途、飲料用、生活用、トイレ洗浄用等に応じてプールの浄水装置や配管等の整備、可搬式ポンプの利用等を検討することも必要と思います。

次ですが、もう全国を集計とは比較はしませんが、避難してくる方たちは高齢者の方や、先ほども村口議員が午前中質問されておりました、高齢者の方や足の不自由な方たち、老若男女さまざまな年齢層の方が避難してこられると思われれます。避難所生活で不可欠なのがトイレですが、学校避難所施設のトイレは洋式なのか、現在の整備状況をお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

災害時の避難所として使用される小中学校の体育館のトイレについてでございますが、大便器につきましては和式便器のみとなっておりますし、また手すりの設置もございません。普通教室等のトイレにつきましては、各家庭における洋式便器の普及や、足を骨折した場合の対応等を考慮し、大規模改修等を行う際に大便器の半数程度を洋式便器に改修をしてくているところでございます。

議員御指摘のとおり、災害時に体育館に避難してこられる市民の方々の中には御高齢の方や足の不自由な方もいらっしゃいますので、地域住民の方々から体育館のトイレを改修してほしいとの要望が災害担当部署のほうに寄せられ、関係部課にて協議し、本年度は西瀬小学校と中原小学校の2校において洋式便器と手すりの設置を行うことになったところでございます。また、今後の災害避難所対応としての学校施設の整備につきましても、関係各課との十分な協議を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 今後とも学校避難所のバリアフリー化も含めてトイレ整備も取り組んでいただきますよう要望しておきます。

次に、学校施設の中で、昨年本市の小中学校に空調設備の設置に伴い太陽光発電パネルも設置されました。この太陽光発電の容量は各学校でどのくらいあるのか、また体育館が避難所になっておりますが、停電時に活用できるのかお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えします。

昨年、各小中学校に設置いたしました太陽光発電設備の容量でございますが、人吉東小学校が35キロワット、人吉西小学校が30キロワット、東間小学校が30キロワット、大畑小学校15キロワット、西瀬小学校25キロワット、中原小学校30キロワット、田野小学校5キロワット、第一中学校40キロワット、第二中学校40キロワット、第三中学校15キロワットとなっております。

また、体育館が避難所となった場合、停電時に太陽光発電設備が活用できるかというふうな御質問でございますが、結論から申し上げますと活用できるような設備にはなっておりません。太陽光発電システムは、太陽光パネルから得られる直流電力を交流電力に変換するパワーコンディショナーという機器を通して照明器具や各コンセントに電気を流すようになっておりますが、停電時はパワーコンディショナーそのものの動作が停止することにより発電が行われなくなります。そのため、停電時には非常用として容量1,500ワットまで使える別回路のコンセントを1個を設置することができるようになっておりますが、容量が小さいことや設置方法の問題等があったため、本市の小中学校では非常用コンセントは設置していないところでございます。

以上、お答えします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 停電時の電源としては活用できないという答弁でありましたが、屋根に設置してある太陽光発電が停電時に使用できないというのは宝の持ち腐れのような感じがいたします。使用できても1,500ワットまでしか使えないということでありまして、もちろん停電時の昼間、それも太陽が出ている時間帯だけに限りますけれども、避難所が指

定されている学校施設ですので、いふなればテレビなど通信機器や携帯電話の充電等には使えると思います。我が家にも6年前ですけれども太陽光発電パネルを設置しまして、コンセント一つですけれども停電時に使用できるような形になっております。そういった意味ではこういう災害時に学校施設が避難所になっているということは、やはり電源をむしろ停電していないなら別に関係ないんですけれども、やはり緊急を要するときにはそういうのを使えるような設備があるのが普通じゃないかと私は思います。そういった意味ですけれども緊急用に必要だと思いますので、利用できるような考えはないかお尋ねいたします。これは総務部長にお願いします。

○総務部長（坂崎博憲君） お答えいたします。

避難所となる体育館への太陽光発電の活用につきましては、先ほど教育部長が御答弁申し上げましたような課題がございますので、活用方法、設置方法について関係部署と十分に協議をしてみたいというふう存じます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 先ほども言いましたとおり、指定された避難場所に学校施設がなっておりますので、緊急用に使用できるようにしておくべきだと私は考えております。ぜひ使用できるように強く要望しておきます。

次ですけれども、原発問題であります。この件も笹山議員が若干質問されておりました。重複する部分がございますが質問を続けていきたいと思っております。福島原発の事故は原発立地市を初め、これまで考えられなかった20キロ30キロ圏内の市町村まで避難しなければならないという多大な被害が出たわけでありまして。今回の事故で原発は安全でないこと、放射能、放射線がコントロールできないことを見せつけてくれました。放射線は見えないだけに不安が募るわけですが、九州には御存じのとおり佐賀県の玄海原発、鹿児島県の川内原発があります。最も近いのは鹿児島県の川内原発であります、本市までの距離はどのくらいあるのかお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） お答えいたします。

本市は川内原子力発電所から直線距離にて、約60キロの距離に位置をしております。

以上、お答え申し上げます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 直線で60キロの距離にあるということでありまして。報道でもあるように、避難区域は20キロ30キロ圏内のようなのですが、それ以外の地域も放射性物質が風に運ばれて多大な被害を出しているのは御存じのとおりであります。もし、万が一にでも本市から近い原発が、福島のような事故が発生した場合には大変な被害が出るのが予想されるわけでありまして。風向きによっては放射性物質が本市にも飛んでくる場合が考えられます。そのと

きにどれだけの放射線量が飛んできているのか測定する必要があると思いますが、これまで日本での原発の事故が起きて、これほどの放射性物質が外部に拡散することを現実の問題として想定してはいなかったと思います。しかし、福島ではそれが起きたわけで、事故後の状況というのは、地震、津波以外の被害でこの原発事故後のさまざまな問題は毎日のようにテレビで報道されているとおりであります。

この線量計を、ちょうど原発から60キロ離れた福島県の伊達市で市内の小中学校と幼稚園、保育園に通う3歳以上の子供約8,000人に1カ月間貸し出して積算線量を測定するというのを発表されました。これは、バッジ式で衣服につけて計測するものです。離れた場所でも局地的に高いレベルの放射線汚染地帯ホットスポットと呼ばれる地域があることから、保護者からの要望で実現したものであります。この線量計をホームページで調べましたらさまざまな形態のものがあるようであります。先ほどのバッジ式や携帯用の小型タイプ、研究所で使用するような大型タイプなどさまざまあるようであります。また九州内では原発事故は起きてはおりませんが、この線量計、放射線量測定器を本市でも何個か装備しておくべきだと考えますが、装備に対する考えをお尋ねします。

○総務部長（坂崎博憲君） お答えをいたします。

現在のところ、放射線量測定器、線量計につきましては配備をしていないところでございます。今後の配備につきましては検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 先ほども言いましたとおり、まだ事故なんか起きていないんで必要はないんですけれども、事故が起きたときに福島のように60キロ離れたところでもやはり心配されているということですので、ぜひ一つでも二つでも入れておくべきだと私は思っておりますので、検討していただきたいと思っております。

それから、事故が起きた際に避難者の受け入れ態勢の検討ということで、これは昨日の笹山議員の質問と同じで、やはり事故が起きた場合は人吉のほうにも避難者が来るというのを想定されますので、その点で質問する予定でございましたが、昨日の笹山議員の答弁で同じような答弁をいただいておりますので、これは割愛させていただきたいと思っております。また、水俣市も2012年度の防災計画に川内原発の避難者受け入れの件を策定するという新聞報道もあったところですので、この辺も来年に向けて市のほうも考えていただければと思っております。

次に、全国避難情報システムというのがあります。このシステムは避難者の支援のためのシステムで、1995年の阪神淡路大震災の直後に兵庫県で開発されたものであります。東日本大震災の被災地でも導入が進み、円滑な情報処理に役立てられているようであります。本市でも導入されているということですので、このシステムの内容と活用状況についてお

尋ねします。

○総務部長（坂崎博憲君） お答えいたします。

このシステムは、東日本大震災等により全国各地に避難された方々の情報把握のために総務省により構築されたシステムでございます。避難された方から、避難された市町村に避難先等に関する情報を任意に提供してもらい、その情報を避難元の県や市町村へ提出をすることで見舞金等の各種給付の連絡や税や保険料の減免、猶予、期限延長等の通知などのさまざまなお知らせを避難者に提供するために構築されたものでございます。現在、本市におきましても、熊本県の確認のもと、避難元に情報の提供を行っているところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 既に活用されているようであります。このシステムはデータを一括して管理することで、その都度確認、照合する手間が省け、スムーズな事務処理につながられるものであります。被災者が全国に避難している以上、本市でも活用されておりますので今後とも活用をお願いしたいと思います。

今回、学校施設の防災機能向上の質問をしておりますが、避難勧告の情報とかが出されたときに、すぐに避難する人、避難しない人、このどちらかの選択で今回の東日本大震災での生死が分かれたわけであります。新聞にちょっと気になる記事が載っておりましたので紹介しますが、「災害時に人はなぜ逃げおくれるのか、心理に遊び、鈍る危機感」という新聞の報道がありました。読まれた方もいらっしゃると思います。これは東日本大震災で1万5,000人以上が津波の犠牲になった、津波警報が鳴ってもすぐに逃げなかった人が少なくない。人はなぜ逃げおくれるのか、心理的側面からの対策を考えてみたいというものであります。

非常事態を正常内と誤認、人間は安心して生きるために心の中に遊びの部分がある。ある範囲までの異常は異常と感じず、正常範囲内と受けとめてしまう。これは東京女子大学教授の災害心理学の広瀬教授の指摘であります。この遊びは、専門用語で正常性バイアス、小さな物音などにいつも驚いては神経が持たず、心を守るために必要な反応だが、非常時に危機感を鈍らせてしまう働きもあるというものであります。また、この広瀬教授はテレビ局の控え室で若い男性約80人に行った実験で、控え室にいきなり白煙を吹き込んでも、吹き込む速度がゆっくりだと7割の人が煙が充満しても逃げなかった、煙は無害だが少し刺激臭があった。ところが逃げなかった人たちは、「いいにおいでお香かと思った」、「身体によい煙だと思った」などと都合のよい解釈をしていた。また、非常ベルの音、消防車のサイレン、煙の侵入を順番に発生させて反応を見る実験では、一緒にいる人が無反応だと逃げない人が多かったということでもあります。こんな調子では死者が多数出してしまうということで、何を心がけたらいいのかということで、東日本大震災の避難例を紹介されております。これ

は田中市長がよく会合で紹介されておりますので、地震が起こったら君が最初に逃げる人になれという岩手県の釜石市の小中学生の御紹介をされておりました。これは群馬大学の広域首都圏防災研究センター長の片田敏孝さんが7年前から防災教育にかかわったということでこれを紹介されておりましたが、この片田さんは正常性バイアスに加え、自分だけが飛び出して何もなかったら恥をかくをいう思いが避難をおくらせる、非常時には自分の生存を第一に考え、ためらわず行動する自主性が何より大切、その素早い行動が周囲も救うという話をされております。

やはり、こういう紹介がしてありましたが、今回のように本市でも避難勧告が発令された場合、避難所へ避難する、しないというのは各人の防災意識にかかわりますけれども、災害で生き残るにはやはり誰よりも速く逃げるのが大事だということも指摘されておりました。常に避難する際の準備はしておく必要があるということだと思います。避難所でも学校施設の機能向上の面では、今後検討すべき課題が多いようでありますのでよろしくお願い申し上げます。

最後に、この件で田中市長の考えがございましたらお願いいたします。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

このたびの東日本大震災というものはさまざまな教訓を我々に投げかけているというふうに思っております。一つはやはり生きるためには絆、これが最も大切であるというのが教訓の一つであろうと思っております。普段はあまり感じていないわけでございますけれども、家族との絆、お隣近所との絆、町内との絆、そしてひいては地域社会との絆、やはりみんなが支え合って生きているんだということをまざまざと見せつけられた大震災ではなかったかと思っております。

それに加えまして、今度は震災からいかに逃げるかということが、今、御指摘にもあるわけでございます。まずは震災が起きたとき身を守り、そして次に逃げる算段をするということではなかろうかと思っております。お話にもございましたように、私も釜石市の東中学校の事例をよく引き合いに出ささせていただきましてお話をさせていただいているところでございますけれども、想定を信じるなど。想定というのはこのくらいなら今まで経験の範疇内であると、だから、多分自分は大丈夫だろうというふうに思い込んでしまう。その思い込みを払拭するためにも想定を信じるな、それから最善を尽くせ、そして我先に逃げよと、この三つが片田教授がおっしゃっている三原則だろうというふうに私も思っているところでございます。東北地方では再三津波による被害が起こっているわけでございますけれども、40年か50年ぐらい前から「命てんでんこ」という言葉をおじいさんから教えられた現在八十数才のおばあちゃんが、40年50年前から紙芝居として子供たちにも伝えてきたと、そういう、まず、てんでんばらばらに命は自分だけのものである、自分の命を大切にせよということで自主避難の重要性をやはり訴えてきておられるのではなかろうかというふうに思っております。

す。

やはり、地域社会の日常においても、または非常時においても、自助、共助、そして公助というものが機能していかなければならないというふうに感じているところでございます。まずは自分にできることを最善を尽くす、我先に逃げるということではなかろうかと思っ  
ているところでございます。先般11日に避難勧告を出させていただきましたとき、避難所を回  
らせていただきました。そのときに、御指摘の点も含めましてさまざまな不具合を感じた  
ところでございます。学校の体育館というのは大規模災害のときには非常にある意味、大勢を  
収容するという観点からは一定の広さを持った所ではございますけれども、小規模の避難と  
いうところではやはりコミュニティセンター等々の畳がある部屋というものが効果的である  
というふうにも思いましたし、小学校によりましては照明がオレンジ灯であるということに  
気づきまして、オレンジ灯の中ではなかなか人間というのは生活環境の中で過ごすというこ  
とは難しいことではなかろうかというふうに思っても感じたところでございます。

さまざまな今度の避難勧告によりまして、我々市対策本部の情報伝達のあり方であるとか、  
今後の行動の観点から今一度見直さなければならない点であるとか、さまざまに検討を今後  
しなければならぬところもまた発見されたところでございます。よく言われますことは、  
自分自身で自分自身の命を守るためには72時間生き延びることができるような非常用のリュ  
ックを持っておくべきだというのが、これが基本だそうでございます。しかし、日常生活に  
慣らされておきますと、そういう非常時の装備というものを、自分一人のための72時間とい  
うのはなかなか皆さんお持ちではないのではなかろうかと思っ  
ているところでございますけれども、今後の啓発ということにも力を入れていかなければならないと思っ  
ております。

それから、さまざまな物資にしましても備蓄をするにしても膨大なやはり予算が必要にな  
るわけございまして、ただいまそういう避難所に必要な毛布であるとかマットであるとか  
基本的なものを備蓄し、それを供給することができるというそういう企業との契約もただいま  
検討をしているところでございまして、備蓄という観点からよりもいわゆるそういう備蓄  
をした企業との契約ということの方法も一つ視野に入れておかなければならないのではなか  
らうかと思っ  
ております。人吉市も防災協定、離れたところでは静岡県牧ノ原市、友好都市  
でござい  
ますけれども今後締結をしてまいりたいと思っ  
ておりますし、同様に指宿市とも交  
わしてい  
きたいと思っ  
ております。熊本県の14市では防災協定が結ばれているところ  
でござ  
いますけれども、一山越えた鹿児島県であるとか宮崎県の各市とも人吉市は防災協定を結ぶ  
べきた  
だいま協  
議をして  
いると  
ころ  
でござ  
います。二重三重四重のいわゆる防災設備とい  
うもの  
を兼ね  
備えて  
いかな  
ければ  
ならぬ  
、いざ  
とい  
うとき  
、これ  
がいつ  
来るか  
わから  
ないわ  
けで  
ござ  
います  
けれど  
も、人  
吉市  
の場  
合は南  
縁断層  
、北縁  
断層等  
々で2  
万500  
0年に  
1回  
とい  
う  
ふう  
に活断  
層のず  
れが起  
こると  
いう  
ふう  
に予測  
もされ  
ている  
ところ  
でござ  
います  
けれど  
も、今  
度の震  
災によ  
りまし  
て15万  
年に1  
回の断  
層でも  
活断層  
という  
ふう  
に認定  
するとい  
うふう  
な

発表も行われているところでございます、2万5000年に1回ということはかなりの短い周期になるというふうにも思ったところでもございます。

さまざまな大規模または小規模、中規模にあわせた避難所、そしてそれに対する備蓄または応援態勢というものを確実なものにしていかなければならないというふうに感じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 防災対策には万全を期していただきたいと思います。

次に、質問を移らせていただきます。子供の医療費についてであります。乳幼児医療費の償還払い、この件につきましては来月7月の診療分から病院、歯科、薬局等の窓口で無料となるという、これは6月15日付の「広報ひとよし」にも掲載されておりました。また、ホームページにも掲載されておりましたのでもう要望する必要はなくなったわけですが、この乳幼児医療費無料化については前の任期中でありました田中市長のマニフェストによりまして無料化が実現したわけであります。実は、多くのお母さん方から改善の要望が出ていた件がこの償還払いの件でありました。一たん窓口で支払って、申請することで費用は返ってきますが、繁雑な手続きが不評でありました。今回、窓口での支払いをしなくてよい対象年齢が就学前まで引き上げられたということで、この要望につきましてははしなくていいということで、ただ、ほかの市町村ではさらに小学3年生、6年生、中学3年生まで無料化になっている自治体がよく報道されております。人吉市は就学前までは無料になっているが、小学校の年齢まで引き上げられないかという訴えもされているお母さん方もいらっしゃいましたので、ここで一つお尋ねしますが、現在県下の14市では何歳まで無料化になっているのか、償還払いの状況はどうなっているのか、また球磨郡の町村の状況もお尋ねいたします。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

他市町村の状況についてでございますが、14市で就学前までとしている市は宇城市、荒尾市、八代市、人吉市の4市でございます。次に、小学3年生までとしている市は熊本市、宇土市、天草市、上天草市の4市となっておりますが、そのうち熊本市と宇土市は月に500円から2,000円の自己負担を設定されております。小学6年生までとしている市は玉名市、山鹿市、合志市、水俣市の4市でございます。中学3年生までとしている市は菊池市、阿蘇市の2市でございます。この2市につきましては、阿蘇市で小学生以上、菊池市で中学生以上について、入院で月に2,000円、外来で月に1,000円の自己負担を設定されております。

償還払いか無料窓口かということでございますが、人吉市が今までしておりましたようにそれぞれの付加給付がある医療機関とかそういったところを含めまして償還払いと現物払いの二通りのやり方をそれぞれやっているようでございます。荒尾市と八代市、玉名市、山鹿市については償還払いのみでございます、今のところですね。手元にあります資料ではそう

いう状況でございます。ちなみに、球磨郡町村の状況でございますが、小学6年生までとしている町村が6町村、中学3年生までとしている町村が水上村、五木村、山江村の3村となっております。錦町と五木村がすべて償還払い、あとは償還払いと現物給付の二つの方法をとっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 数年前までは就学前までの医療費の助成というところが多かったんですけども、現在では人吉市も含めまして県下4市だけになってしまいました。ほかは小学校3年生、6年生、中学3年生までの助成が多くなっているような現状であります。

お尋ねしますけれども、田中市長のマニフェストでは中学3年生までの医療費の無料化を上げられておりますが、今回は償還払いとかの是正はされたわけですが今後ますます財政確保が厳しくなるのは目に見えているような状況だと思います。一気に中学3年生までの助成というのは当然難しいと思いますけれども、やはり段階的に改正していくしかないとは考えておりますが、この件について田中市長の考えをお尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

今回のマニフェストにおきまして子育て世代の負担軽減といたしまして子供の医療費無料化を中学3年まで拡充し、そして病院窓口の無料化を実施するというふうに発表しているところでございます。超少子高齢社会となり、子育て支援をより強力に推し進めなければならない現状に加え、先ほど部長から説明がありましてとおり、他市町村と比較して本市の子供の医療費助成に対する施策はまだまだ不足しているというのが現状であろうと思っております。

この4年間の中で、ぜひ中学生まで引き上げをさせていただきたいというふうに思っているところでございますけれども、他市の状況も勘案しながらさまざまに財政とも協議をさせていただきながら、おっしゃるとおり段階的というのも一つの御提案として受けとめさせていただきたいというふうに思っております。また、財政状況におきましては東日本大震災の影響というのがどのように今後、全国各市町村に及んでくるのかというものもいまだ不確定となっているところでございますので、よくよく財政状況とも勘案させていただきながら進めさせていただきたいというふうに思っております。議員の貴重な御意見をいただきまして、今後検討させていただきます。

以上、お答えいたします。（「議長、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 9番。豊永貞夫議員。

○9番（豊永貞夫君） 市長も言われましたとおり、少子化対策の一つでもありますので、子育て支援の中でこの医療費無料化はぜひ実現させていただきたいと思っております。

最後に、林副市長におかれましては3年3カ月の間、大変お世話になりました。今後は外

から見た人吉市に対しまして御助言をお願いいたします。本当に御苦労さまでした。

これで、私の一般質問を終わります。

---

---

○議長（永山芳宏君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3 時12分 散会

# 平成23年6月第4回人吉市議会定例会会議録（第4号）

平成23年6月20日 月曜日

---

## 1. 議事日程第4号

平成23年6月20日 午前10時 開議

- 日程第1 議第46号 平成23年度人吉市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議第47号 人吉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議第48号 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議第49号 人吉市地域福祉計画推進協議会設置条例の制定について
- 日程第5 議第50号 人吉市予防接種事故災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第51号 委託に関する協定の締結について
- 日程第7 議第52号 市道路線の認定について
- 日程第8 議第53号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第9 議第54号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 議第55号 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第56号 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 議第57号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 報第1号 平成22年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第14 報第2号 くま川下り株式会社の経営状況について（第49期決算報告書及び第50期事業計画書）
- 日程第15 一般質問
1. 三 倉 美千子 君
  2. 高 瀬 堅 一 君
  3. 川 野 精 一 君
  4. 井 上 光 浩 君
- 日程第16 委員会付託
- 
- 

## 2. 本日の会議に付した事件

- ・ 質疑を含めた一般質問
- ・ 委員会付託

---

---

3. 出席議員（18名）

1番	宮崎	保君
2番	高瀬	堅一君
3番	村口	隆君
4番	大塚	則男君
5番	平田	清吉君
6番	犬童	利夫君
7番	松岡	隼人君
8番	井上	光浩君
9番	豊永	貞夫君
10番	川野	精一君
11番	笹山	欣悟君
12番	西	信八郎君
13番	村上	恵一君
14番	田中	哲君
15番	仲村	勝治君
16番	三倉	美千子君
17番	森口	勝之君
18番	永山	芳宏君

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	田中	信孝君
副市	長	林	健善君
監査	委員	篠崎	國博君
教	育	堀	秀行君
市長	公室	久本	一富君
総務	部長	坂崎	博憲君
市民	部長	山本	政義君
健康	福祉	今村	朱美君
経	済	松田	知良君
建	設	中村	明公君
市長	公室	愛甲	秀樹君

総務部次長	中村則明君
市民部次長	椎葉幹夫君
健康福祉部次長	松岡誠也君
経済部次長	大渕修君
経済部次長	福山誠二君
建設部次長	木村秀敏君
企画課長	小林敏郎君
財政課長	告吉眞二郎君
市民課長	今村修君
福祉課長	加賀邦保君
管理課長	中川一水君
会計管理者	松江隆介君
水道課長	田中幸輔君
上水道課長	水野二郎君
教育部長	赤池和則君
教育部次長	東俊宏君
教育総務課長	東和人君
農業委員会 農事務局長	村田定美君
監査委員 監査局長	大平正君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	赤池謙介君
次	長	村並成二君
次	長	山本繁美君
書	記	白坂禎敏君

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、先週に引き続き質疑を含めた一般質問を行い、一般質問終了後、議第55号、議第56号、議第57号の3件に対する質疑を行います。その後委員会付託をいたします。

議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

---

---

### 質疑を含めた一般質問

○議長（永山芳宏君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 皆様、おはようございます。16番議員の三倉でございます。市民の皆様の温かい御支援をいただきまして、3期目の議席を与えていただきました。人吉市を取り巻く情勢は、財政問題や行政課題も多く非常に厳しいものと思われませんが、今期4年間、市民の皆様の負託に応えられますように、女性の目線、健康、介護、福祉のエキスパートの目線で提言、要望を行い、実現できるように努力したいと思っております。私は、充実した生活をするには健康であることが一番だと考えております。そのためには健康づくりが必要になります。正しい生活習慣の育成、疾病の予防、セルフケアは必至で、同時に医療費の削減や国保税の抑制、介護保険料にもつながることなどを考えながら活動していきたいと思っております。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

早くも市民の皆様から、市政や身近な市民生活に関することなど多くの意見や御要望をいただいております。その中から、一番多かった「国民健康保険税、介護保険料が高い。何としないか」との声を受け、質問をいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。質問は3項目通告しております。1項目めは、国民健康保険について3点。1点目は、医療費の現状と推移について。2点目は、収納率と調整交付金について。3点目、国民健康保険税を上げない対策について。2項目めは介護保険について2点。1点目は、介護保険の現状と推移について。2点目は、介護保険料を上げない対策について。3項目めは、健康診査について2点。1点目は、健康診査の種類について。2点目は、特定検診について。一つ、検診項目、検診率の目標と推移、後期高齢者支援金の推移。一つ追加しまして、特定健康診査受診率向上対策についてでございます。

1回目の質問に入ります。1項目めの国民健康保険について。1点目、国民健康の医療費の現状と推移はどのようになっているのか。また、どのようになっているのか、お尋ねいたします。

○市民部長（山本政義君） おはようございます。それでは、お答えをいたします。

健康保険制度につきましては、平成20年度に75歳以上の高齢者を、国民健康保険などの被保険者から後期高齢者医療制度の被保険者にするなどの医療制度改革がございました。国民健康保険におきましては、国民健康保険税が医療給付分、第2号被保険者の介護保険料分、後期高齢者医療給付に対する後期高齢者支援分の三本立てとなるなど、被保険者構成や財政負担など、それまでと比べ大きな変化がっております。したがって、制度改革以降の状況についてお答えさせていただきます。

まず、医療費の状況でございますが、国民健康保険で負担する医療給付費は、被保険者の皆様が医療機関で受診された際に窓口で自己負担された残りとなりますが、就学前の幼児につきましては8割、70歳未満につきましては7割、70歳以上につきましては8割に相当する額でございます。さらに、その自己負担が高額になった場合に支給される高額療養費などとなります。

その医療給付費総額は、平成20年度29億8,439万5,000円、平成21年度30億8,858万円となっております。また、介護納付金額につきましては、平成20年度1億9,888万円、平成21年度1億9,170万円。後期高齢者支援金につきましては、平成20年度4億5,943万円、平成21年度5億86万9,000円となっております。このような医療給付費の現状からどのようなことになるかというお尋ねでございますが、ただいま御説明をいたしましたとおり、国民健康保険の医療給付費、後期高齢者医療給付費への支援金とともに前年度より伸びており、今後も医療技術の高度化及び高齢化の進展により医療給付費は増加するものと考えられます。現在の健康保険制度では、国民健康保険の医療給付費は国・県負担金などと国民健康保険税で賄うこととなっており、また後期高齢者医療制度の医療給付費の約4割を75歳未満の現役世代で負担することとなっております。したがって、今後も医療給付費がふえていくとすれば、制度上現在の国民健康保険税の負担の見直しを検討せざるを得ないと考えております。

以上、お答えします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 今御答弁いただきました健康保険税については、「高い、高い」ということで、正確なものをほとんどの方がわからない状況にあります。数カ月前なんです、老人クラブのある集まりのときに一人の方、80歳でございましたけれども、「年寄りを後期高齢者というとはおかしかっぱい。病院代も高かかっぱい」とか、そういうようなことを不満げに話し出されました。しばらく黙って聞いておりましたけど、ここでしっかり話をしてやらないとやっぱり間違っただけものが広がるだろうと思いつつ、私が、「何々さん、後期高齢者の人が病院に行った場合に病院代が1,000円かかるときには、国・県・市が500円、そして若い人たちが400円、後期高齢者の人たちは100円払えばよかったですよ」というような説明をいたしました。ところが、周りの人たちは、「わあ、初めて聞いた、ようわかった」と、

「みんな若い人に迷惑かけよっとばいな」というような話が出まして、しばらくは医療費のことで持ちきりになった次第です。

医療費のお知らせが届きますけども、自分がどれだけ払って、国民保険のほうからとか後期高齢者の払いのほうからどれぐらいかとよくわからないということでしたね。それがよくわかるようなお知らせも必要じゃないかなという意見も届いております。医療費の説明とか各種のお知らせも工夫されるよう要望したいと思います。ちゃんとどこにいくらかかったというようなお知らせ、何円だったというようなお知らせがあつて、大体少し書いてあるんですが、お年寄りなんかはやっぱりよく読まないからちょっとよくわからないということもありますので、もうちょっと工夫していただきたいというふうに要望しておきます。

次に、今後も医療費給付費がふえていくとすれば、制度上現在の国民健康保険税の負担の見直しを検討せざるを得ないということですが、保険料、税の限度額は、平成22年度4万円引き上げて73万円になりました。23年度分4万円引き上げられて、77万円になっております。ところが、先ほどの答弁から、24年度はまた値上げということも考えられるのかなと思いますけれども、どうでしょうか。わかったら答弁をお願いいたします。

○市民部長（山本政義君） お答えします。

24年度の保険税の値上げについてのお尋ねでございますが、まだ今年度の医療費の状況が不明ですので、来年度必要とされる保険税額につきましてもはかりかねるところでございます。したがって、現在の時点で税率をお答えすることは不可能でございます。また、厚生労働省は、国保の賦課限度額については協会けんぽの本人負担の上限額、平成22年度で約93万円、介護納付金分を含めると約108万円となります。これを参考に、今後も段階的な引き上げを検討するとしております。

以上、お答えします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 国民健康保険税が年間77万円といたしますと、一月に6万4,000円ぐらいになります。10回で払うんですから、まだ多くなるわけですけど、一月6万4,000円といたしますと二人世帯、老人の二人世帯の食費代に匹敵するのではないかと思います。何とか上がらない手立てを市民みんなが考えなくてはならないと思うところです。これで、1点目の質問を終わります。

次に、2点目の収納率と調整交付金について質問いたします。平成20年度まで収納率が下がると国からの調整交付金が減額されていたと思いますが、現在はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○市民部長（山本政義君） お答えをいたします。

国民健康保険税の収納率についての御質問でございますが、こちらにつきましても先ほどと同様平成20年度以降についてお答えさせていただきます。

国民健康保険税の現年度収納率は、平成20年度86.19%、平成21年度85.40%、平成22年度87.57%でございます。

次に、収納率低下によります調整交付金の減額措置でございますが、議員御指摘のとおり、本市においては収納率低下により調整交付金の減額措置に該当している状況にあります。しかしながら、平成22年度に国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正があり、都道府県において作成できる広域化等支援方針において、県内国保の財政安定化に向けた施策を作成し、これを厚生労働大臣が認めた場合は普通調整交付金の減額を行わないとされております。本県におきましては、この一部改正の要件に該当しており、平成22年度においては減額を受けないこととなっております。しかしながら、国民健康保険税は医療費を賄う貴重な財源でございますので、引き続き収納率向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 平成22年度は調整交付金を見てもみますと7%の減税になると思いましたが、それはないということですので少しは助かるわけですね。それで、7%の金額というのはいくらになるか、全額がいくらで、7%はどれだけかを質問いたします。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時24分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○市民部長（山本政義君） 時間をお取りいたしまして大変申しわけありません。それでは、お答えいたします。

22年度の国民健康保険事業の速報によりますと、普通調整交付金が3億4,993万円ということになっておりますので、その7%となりますと約2,400万円ということになります。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） そこで、今の調整交付金は約3億5,000万円で、その7%、その収納率が悪いものだから2,400万はいつも引かれていたということでありまして。22年度は引かれないということですので、どうもありがとうございました。

次に、3点目の国民健康保険税を上げない対策についてお尋ねします。

○市民部長（山本政義君） お答えします。

国民健康保険税を上げない対策についての御質問でございますが、大変難しい課題であると認識しております。先ほどお答えしましたとおり、医療給付費が年々増加する中で被保険

者の皆様に応分の負担をいただく国民健康保険税の増加は、制度上やむを得ないものでございます。しかしながら、私どもとしましては被保険者の皆様が安心して医療を受けられる持続可能な保険制度として、極力負担がふえないように制度運営を行っていきたいと考えておりますが、そのためには行政だけではなく被保険者の皆様と一緒に考え、そして実践していくことが必要であると考えております。

まず最初に申し上げることは、被保険者の皆様に健康でお過ごしいただきたいということでございます。現在さまざまな生活スタイルにより、ややもすると不規則な生活になりがちですが、規則正しい生活によりそれぞれの健康を維持していただきたいということでございます。また、国保には65歳以上の高齢者の皆様の加入が多く、この年代の皆様には何がしかの疾病をお持ちの方がいらっしゃいますが、症状が重症化しないよう定期的な受診と主治医の指示に従った療養を行っていただきたいと考えております。

また、健康管理につきましては、市が実施する特定検診を初めとする各種健康診断を受診することで、年に一度、御自分の健康状態の確認を行っていただき、もし疾病があれば早期発見を行い、早期に治療をお受けいただきたいと考えております。本市としましても、国保の保険者として、今後とも資格適用の適正化や医療費の点検などによる医療費の適正化などに努めてまいりたいと存じております。

以上、お答えします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） ただいま部長が答弁されました、行政だけでなく国民健康保険に加入している市民の皆さんと一緒に考え、実践していく必要があるということです。機会をとらえ、わかりやすく説明して理解し、実践してもらうことが大事だと思います。また、国民健康保険税を上げているのは被保険者であることも理解してもらう必要があると考えます。このところがわかっていないというのがあります。被保険者自身が病院にかかると医療費がかかりますので、できるだけ検診なんか受けて病気をしないように、重症化しないように。というのは被保険者である私たちが、国保に入っている私たちがちゃんと理解することが必要であると思いますし、行政もそのことを市民にわかりやすく説明する必要があると思います。行政に私は期待をしますし、今後、市民によくお知らせをすること、できることはお手伝いしたいと考えております。これで、3点目の質問を終わります。

次に、2項目めの介護保険についての1点目、介護保険給付費と保険料の推移はどのようになっているのか、お尋ねします。

○健康福祉部長（今村朱美君） おはようございます。それでは、御質問にお答えいたします。

介護保険給付費と介護保険料はどのように推移しているかという御質問ですけれども、3年間を1期として定めます介護保険事業計画期間の中間年度の実績の推移でお答えいたします。

まず第1期の中間年度であります平成13年度の年間給付費が約21億8,000万円、第2期平成16年度が約27億7,000万円、第3期平成19年度が約28億7,000万円、第4期平成22年度が約33億3,000万円でした。また、65歳以上の方の介護保険料の基準額1カ月当たりの推移でございますが、第1期が3,009円、第2期が3,795円、第3期が4,683円、第4期が4,789円でございます。なお、原則として、最も所得が低い方は基準額の2分の1、最も高い方で1.5倍の保険料額を定めております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 今、介護予防、要支援や要介護状態の方も悪化しないように維持すること、そして改善することに努めることが大事だと思います。介護保険料を上げないための重要な施策ということですから、介護保険の利用者の方も理解していただいて、国保と同じですね、今、市が行っている介護予防事業を活発にしてもらって、それに参加する、そして介護施設にも協力をお願いすることが重要だと考えます。御一考いただきたいと思います。

介護施設に入院されている方はかなりの入院料となりますので、介護料を使うわけですから、施設でも運動をきちんとして介護度を上げないように、下げるようにというような努力が必要だと思いますので施設の指導も必要かなと思うところです。これで、2項目めの質問を終わります。

次に、介護保険料を上げない対策について、どのように考えているかと言いましたけれども、もう一つ、介護度が改善した場合にどれくらいの給付費の削減になるのかシミュレーションをお示してください。

以上です。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

まず、介護保険料を上げないための対策についてでございますが、現在、平成24年度から26年度までの第5期の介護保険事業計画策定の準備を進めているところでございます。第5期の計画期間におきましては、団塊の世代が65歳に到達されることで高齢者数が増加し、また75歳以上の後期高齢者も年々増加していくことから要介護認定者もふえることが予想され、介護保険サービスの需要も伸びてくるものと推計されるものでございます。よって、介護保険給付費の増加、それに伴い介護保険料の上昇も十分見込まれるものと考えております。

このような中、本市における介護保険の新規認定に至ります原因疾患を見てみますと、脳血管疾患、関節疾患、転倒骨折、認知症などが多いことがわかっておりまして、若いうちからの適正な食生活や運動習慣などによる生活習慣病予防や早期発見、早期治療のための健康診査受診などがひいては介護保険料の抑制につながるものと考えております。

また、高齢になっても、積極的に足腰を鍛えて筋力低下の防止に努めるなどの介護予防、そして要支援、要介護状態になってもできるだけ悪化しないように維持改善に努め

ることが、これ以上介護保険料を上げないための重要な施策であると考えております。

本市における介護予防事業としましては、運動機能向上、口腔機能向上、認知症予防、閉じこもり予防などが必要な高齢者の早期把握に努め、運動訓練などの介護予防デイサービスを直営、委託合わせて7カ所で実施しております。また、社会福祉協議会に委託して実施しております筋トレクラブ、いわゆるデイサロン事業も介護予防の一環としまして取り組んでいるところでございます。さらに今後、高齢者の方が参加しやすいようにコミュニティセンターなどの身近な場所で、介護予防事業をさらに展開してまいりたいと考えているところでございます。

次に、介護度が改善した場合にどれくらい介護給付費が減額となるのかという御質問でございますが、まず介護保険の利用者が介護の別にどれくらいの介護費用をお使いになられているかをお示しいたします。なお、この費用には利用者負担の食事代や居住費などは含んでおりませんで、介護報酬に該当する費用額のみでございます。直近の平成23年4月分のサービス利用の実績で一人当たりの平均額を申し上げます。要支援1の方が約2万5,000円、要支援2の方が約4万8,000円、要介護1の方が約8万6,000円、要介護2の方が約12万8,000円、要介護3の方が約19万7,000円、要介護4の方が約26万4,000円、要介護5の方が30万8,000円でございます。この数値で一部をシミュレーションしてみますと、要支援1の方が自立となられた場合に1カ月に2万5,000円、1年で30万円の給付費の減額になります。要介護1の方が要支援2となられた場合に、1カ月に3万8,000円、1年間で45万6,000円の減額となります。また、要介護3の方が要介護2となられた場合に、1カ月に6万9,000円、1年間で82万8,000円の減額となります。ちなみに、要支援、要介護の認定者の数は平成23年4月末で1,893人いらっしゃいます。そのうちの1割の方がそれぞれの介護度について1ランク改善されたと想定した場合、1年間に約1億1,000万円の給付費が減る試算となるものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 介護度が上がれば上がるほど負担が大きくなります。ですから、寝たきりの方をつくらないためには、やっぱり市で行っている対策、それとそれぞれ町で行っている縁側事業とかデイサロンに出かけて、みんなで話し合いをすとか、そういうようなこと、引っ張り出すということが私たち市民ができることではないかなと思います。行政と市民で本当に協働して改善していかないと、介護保険もまたぐっと上がるなという思いをしております。

今、全部で1,900人ぐらいおられまして、介護度5というのはほとんど寝たきりなんですね。だから、よくなるということはあまり望めないんですが、その人たちも含めて10%、1割ずつ改善をすれば、私の試算では約4億、3億9,000万円ぐらい年間に浮くという試算

が出ました。それで、やっぱり、とにかくみんなで介護についても若い人も協力し合って寝たきりにさせないように、というのは本人が一番きついですし、家族はきついし、そして保険者にもまた迷惑をかけるということになります。本当、国保税と同じような考え方が成り立つわけですので、やっぱりみんなで努力していきたいと思います。これで2項目めは終わります。

次に、3項目めの健康診査についてでございます。1点目に、各種健診の種類についてお尋ねいたします。本当に健診をたくさんされていますけれども、なかなかまとめたものがなくてわかりづらいんですが、ことしの6月の「広報ひとよし」ではすごくわかりやすく出ておりました。そういうのが必要じゃないかなと思いますけれども、各種健診の種類についてお尋ねいたします。

**○健康福祉部長（今村朱美君）** 御質問の人吉市の成人保健事業として実施しております健康診査の種類について、お答えいたします。

まず、胸部レントゲン検診を19歳以上の方に、腹部超音波検査を30歳以上の方に、胃がん・大腸がん検診を40歳以上の方、肝炎検診を40歳の方と40歳以上でまだ受診されていない方、前立腺がん検診を40歳以上の男性に、子宮頸がん検診を20歳以上の偶数年齢の女性に、乳房超音波検診は30歳以上の女性、さらに40歳以上の偶数年齢の女性には乳房超音波検査とセットでマンモグラフィー検査を実施しております。骨粗しょう症検診を20歳から70歳までの5歳刻みの女性に、歯周病疾患検診を40歳から70歳までの10歳刻みの方を対象に実施しておりますが、23年度からは30歳から70歳までの10歳刻みの方を対象に実施する予定でございます。ヤング健診は19歳以上から39歳までの方に、特定健診は40歳から74歳までの国民健康保険被保険者の方に、後期高齢者健診は75歳以上の後期高齢者医療保険の方、一定の障がいがある場合は65歳以上の方に実施しております。

以上でございます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

**○議長（永山芳宏君）** 16番。三倉美千子議員。

**○16番（三倉美千子君）** 今、御答弁いただきましたように本当に多くの健診が実施されております。健診を受けて1年たちますと、自分が何を健診を受けたのかな、結果はどうだったのかなということがわからなくなるという高齢者の言葉なんです。必ず問診にいつからそうだったのかというのがありますが、本当に前はいつしたのかなと、5年ごとがあったり隔年ごとがあるものですからそういう状況ですよ。ことしは何の健診が受けられるのか前もって考えておこうと思っても健診項目がわからないと言われた方もおられました。

そこで提案ですけれども、各種健診すべてを表にして、保存版として、毎年じゃなくていいですからお配りいただければいいのかなと思います、家族全員で見れるようにですね。19歳からずっとあるわけですから、高齢者まであるわけですから、それが必要かなと思っております。申込書にはちゃんと全部書いてあるんですが、申し込むのは出してしまうわけです。

ね、問診票になっていますので。ですから、手元には何もないということになります。ですので、じゃあそれがあればことしはこれを受けたとか記録ができていいんじゃないかなど。それが、なかなか質問をされても答えられないということがあって、受診ができないと、しないという方もあります。それで、先ほど、検査を受けたら、またあとで出てきますけども案外と国から市に補助金があるんですよと、そういうのもありますよとかお話ししますと、「そぎゃんとかがあれば私たちも健診を受けるのに」というふうな言葉が返ってきたこともありますので、何かわかるような言葉できちっと高齢者の方にも若い方にもお話をする必要がありますし、じゃあ、どんな健診がいつもあるのかなと常時見れるようなことがあればと思います。

それで、今後は病院でした健診を報告をしてもらうような状況にすれば、受診率というのは上がるのかなという思いもありますので、ぜひ一考していただきたいと思います。

次に2回目の特定健診について質問に入ります。今、健診項目をお聞きしました。あとは受診率の目標と推移、そして後期高齢者支援について質問いたします。よろしくお願ひします。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

まず、特定健診の健診項目についてお答えしたいと思います。特定健診の目的は生活習慣病を予防することにあります。そこで、次のような健診項目を実施しております。

まず、身体計測として、身長、体重、腹囲を測定し、次に血液検査で中性脂肪やコレステロールなどの血中脂質検査を行います。これらの検査により内臓肥満を判定いたします。また、動脈硬化の因子を見る検査の一つとして血圧を測定しております。次に、血液検査や尿検査から糖尿病や腎臓の検査を行い、血管の変化を見る指標としております。さらに、心電図検査や必要に応じて眼底検査を行い、血管の損傷を見ております。また、貧血の検査として赤血球や血色素量を測定しております。以上の検査を受診していただき、健診結果説明会で御自身の血管変化を把握していただき、動脈硬化を予防し、高血圧や糖尿病などの生活習慣病によって重症化する脳血管疾患や心臓病などの病気の予防につなげていただくよう保健指導をさせていただいております。

次に、受診率の目標と推移についてでございますが、人吉市国民健康保険特定健康診査等実施計画の中で定めております特定健診の受診率は、平成20年度は目標値33%に対し32.9%、21年度は目標値40%に対し35.2%、平成22年度は目標値50%に対し、まだ確定した数字ではございませんが33.8%でございます。ちなみに、校区ごとの受診率を申し上げますと、東校区33.3%、西校区31.4%、東間校区39.5%、大畑校区33.1%、西瀬校区29.6%、中原校区35.3%でございます。全体で33.8%となっております。年度ごとにさまざまな受診率向上対策を実施しているにもかかわらず目標値に到達できていない状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） ただいま特定健診の健診項目と目標と推移について答弁いただきました。人吉では高血圧が多い、そして糖尿病も多いということで腎臓透析をする人が多い、県下でも17年ぐらいはびりぐらだったんですが、今はかなり上がっております。県下で3位とか4位とか、そういうことです。ですから、一回透析を始めますと、本当に事故とかで腎臓に障がいがあったときに一時透析をするときはあります、一、二回とか。それ以外の慢性の場合は外せませんので、とにかく、さっき出ていました生活習慣病のときからしっかりと治療する必要があるということですよね。それで、対象になる方もきちっとしていただきたいと思うところです。

それで、3番目の後期高齢者支援金について、御答弁をお願いします。

○市民部長（山本政義君） お答えいたします。

私からは後期高齢者支援金について説明させていただきます。平成20年4月に導入された後期高齢者医療制度における給付の財源は、国・都道府県・市町村の公費が5割、後期高齢者本人の保険料が1割、残りの4割を健康保険組合、協会けんぽ、公務員共済、国民健康保険など各医療保険制度からの後期高齢者支援金で賄うことになっております。これは年々増加し続ける高齢者の医療費を、高齢者御本人の負担もさることながら現役世代の方にも負担していただくという制度趣旨でございます。なお、後期高齢者支援金の額は高齢者の医療の確保に関する法律により、各医療保険の保険者が行う特定健診及び特定保健指導の目標達成状況、保険者に係る加入者の見込み数などを勘案し10%の範囲で加算・減算を行うと規定されておりますが、具体的な時期や調整率などについては現時点ではいまだ示されておられません。

先ほどの国民健康保険に関する質問の際にお答えしましたとおり、本市国民健康保険の後期高齢者支援金の額は約5億円ですので、最大で5,000万円程度の影響が出る可能性があると思われまます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） ただいま特定健診の目的というのが生活習慣病を予防することであるということで、多くの健診項目を挙げていただきました。

平成24年度の受診率の目標は65%ということになっております。25年の3月までに65%受診率を上げましょうということですがけれども、22年度の目標は50%に対して、今30%台ですから目標を達成するには大変な努力が必要なわけです。人吉市が国民健康保険加入者で40歳から74歳までの方は、みんなで健診を受けましょうというような運動をしていったらいいんじゃないかなと思います。特定健診及び特定保健指導の目標が65%台を達成すれば後期高齢者支援金の10%が加算され、達成できなければ10%減額されるということで、先ほど説明が

ありましたように支援金が5億ですから10%だったら5,000万円ですよ。加算されるか、65%に達しなければ10%カットですから、それがまた5,000万ですね。ということは、その差が1億円となりますので、私は保健師さん方に協力して国民健康保険者のために頑張ろうと、1億円もうけないといかんなどというようなことを思ったわけです。そういう夢を見ているわけですがけれども、こういうことが5,000万円が来ないだけじゃなくて、やっぱり受診率を上げることは保険税の削減につながるということですので、本当に生活習慣病を抑制すること、それを第一とすることには変わりありません。それで、受診されるよう勧めていきたいと思っておりますけれども、先日、ある人と立ち話でしたけれども、65歳の方があるところは三百何十人おられて、その中の90%は病院に毎月行っとなはっどですよというようなお話を聞きました。私は、それは病院に行くということは病気があるからと、そういう方は血圧が高いからといって受診されているわけですから、それは寝込まない予防にもなるんですよと、病院に受診することが予防になるから、それは決して悪いことじゃないというようなことを説明したんですけれども、きちっとやっぱり自分の体は自分で健康を守るという意味から受診も大事だと思います。

それで、そのような指導をみんなですていっていただきたいと思うところです。皆さんの特定健診というのは、国民健康保険に入っている40歳から74歳なんですね。先ほど後期高齢者の支援金の中で、公的なものが500円、そして若い方たちが400円出しているんですよと言いましたけど、ただ、よく思わないときには私は若い人に入らないと思ったんですよ。65歳を過ぎてますから高齢者と思いましたが、若い人に入るんですよ74歳までは。ですから、しっかりとそういう負担もしなくちゃならないんですから、特に健康でいなくちゃというようなことを考えるわけですがけれども、そのようなこともきちんと系統立てて勉強していただいて広めていかなければならないなと思っております。これは終わります。

次に、特定健康診査受診率向上について、どういう対策をされているかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

特定健診受診率向上対策についてでございますが、これまでもさまざまな取り組みを実施してまいりましたが、今後もさらに受診しやすい健診体制や実施方法の検討を行いながら、次のような項目を実施してまいりたいと存じております。

現在実施しています項目といたしまして、健診の普及啓発のために、一部職場健診実施者を除いて全戸に健診申込書を配布し、一次回収を町内会長さんや班長さんをお願いし、二次回収を保健補導員さんをお願いしております。受診ができなかった方については、追加健診として次回の健診を御案内しております。

今後の取り組みとしましては、昨年度は町内会長校区会議でお願いしてまいりましたが、新たに各町内に入らせていただいたり、各種の集会の際に受診勧奨説明会を実施してまいりたいと存じているところでございます。また、健診申込方法をできるだけ簡略し、あるいは

1年おきの受診の方、もしくは二、三年ごとに受診されている方には毎年受診していただくように御案内するとともに、病院受診中の方にも年1回の健診受診をお願いしたいと存じます。さらに、市が実施した健診以外の人間ドック等の個人健診を受診された方にはデータの提供をお願いするなど、細かな取り組みを実施してまいりたいと存じます。

先ほど議員御提案されましたように、一覧表の保存版配布等につきましても御参考にさせていただき、受診率の向上に努めてまいりたいと存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） ただいま、これまで行ってこられました対策に新しく5項目の対策を加えて、細やかな取り組みを実施していきたいとこのことがありました。ぜひ、目的の受診率をクリアされることを期待しております。そして私もお手伝いしたいと思います。

ここで、市長にぜひ一肌脱いでいただきたいと思います。市長は早くからGNP「元気で長生き、ぴんころり」、これは誰もが高齢者の望むところなんです、私も望んでおりますけれども。それで、市長の施政方針の初めに「市民みんなが健康で、笑顔で暮らせるまちづくり」を挙げていらっしゃいます。ですから、これからは、今後はということですね、御挨拶の中に、「健康で長生きするために、また保険税を上げないために健診を受けましょう。特定健診は平成25年3月までに受診率を50%以上に上げなければならない」など入れていただいてPRしていただくようお願いしたいと思います。効果はもう抜群だと思います、私たちが言うよりも。出かけて御挨拶されるところが多いし、市長の言われることならば皆さん、ちょっと耳にとめて、きっと実効もあるんじゃないかなと思いますので、いかがでしょうか。市長のお答えをお聞かせください。

○市長（田中信孝君） おはようございます。お答えいたします。

受診率向上につきましては、保健センターにおきまして、これまでさまざまな取り組みをしているところでございますが、御承知のとおり思うように成果が上がっていないというのが現状でございます。私も1期目就任当初からGNP作戦というふうに申しております、そのGNP作戦にのっとり保健センターであるとか、または高齢者支援課であるとか社会福祉協議会等々でさまざまな協議をさせていただき、これから実施をしていこうという事業も考えているところではございます。確かにおっしゃるとおり、さまざまな場面で御挨拶をさせていただいておりますので、これからは必ず健診のお話をさせていただきまして、GNP、「元気で長生き、ぴんぴんころり」じゃなくて、「元気で長生き、ぽっくり」でございますのでよろしくお願いをしたいというふうに思っております。

御提案のように、あらゆる機会に受診率アップのために多くの方々に受診していただきますようにしっかりとPR、御説明をしてまいりたいと、そのためのチラシもつくって、そのたびにお配りするというのも一考かと考えているところでございます。また、議員の皆様

方も各校区、各町内等々で機会あるごとに受診率アップの働きかけをお願いしてまいりたいというふうに思っております。生活習慣病を予防して、国民健康保険税であるとか介護保険料であるとかそういうものの抑制につながるように、今後努力をしてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君） 今、市長のお言葉に元気づけられました。本当「ぼっくり」ですね。私もぼっくりいくように、しっかり元気でいきたいと思えます。

質問はこれで終わりますが、一言、林副市長にお礼を申し上げます。3年前、全員協議会の席でお隣にお座りいただきました、若いなと思えました。そうしたら市長が、「人吉のお母さんばい」とかそういうようなちょっとお言葉がありまして、考えますと、そうかな、こんな大きい子供はいないなと思いましたが、私の次男の二つ上なんです。次男の二つ上ですから、長男はまだ上なんです、そういうことを本当きのうのように思い出しております。そして、商工会議所の私の友人がいつも言っていました。副市長はおとなしくて穏やかで、本当に、だけれども、よく話を聞いていただくということですよ。私の友人は、副市長の部屋のほうから出てきたところをお見受けしたんですけれども、「ありがたい」というような言葉を言っていましたのでお伝えしたいと思います。副市長もお帰りになりましたら、本当に健康で御活躍をされるようお祈りしております。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

2番。高瀬堅一議員。

○2番（高瀬堅一君）（登壇） こんにちは。2番議員の高瀬堅一でございます。

このたびの統一地方選挙で市民の方々の負託をいただき、38歳で初当選させていただきました。この負託を心に刻み、誠心誠意、人吉市の発展のため尽力してまいり所存でございます。まだ議員になりました数カ月でございますが、常に勉強する精神を忘れずに、しっかりと市民の方々に耳を傾け、市長を初め執行部の皆様の御指導を仰ぎながら邁進する所存でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは通告に従いまして、質問させていただきます。1、過去4年間の市政の総括について。2、今後4年間の市政の取り組みについて。3、一般廃棄物収集問題について。4、市内の行政町名及び町内会と校区について。5、東日本大震災における本市居住移転について。

てでございます。

1の過去4年間の市政の総括についてと、2の今後4年間の市政の取り組みについては、一括して質問させていただきます。まず第一に、過去4年間の市政の総括についてでございますが、4年前の市長所信表明、今回の所信表明を読ませていただきました。今回と前回の所信表明の中で、ジョン・F・ケネディの演説の中の「祖国があなたのために何をしてくれるかを求めるより、あなたが祖国のために何を行うことができるか、自分自身に問いかけてほしい」ということを力説されております。田中市長の二度にもわたるこの言葉の引用に、私は市議会議員として政治の一端に身を置かせていただきますが、市民の方々とともに行政に対して不満、要求などばかりでなく、私たちが市に何をすることができるかを考えながら議員活動を行っていきたいと思っております。しかしながら、市長はいわゆる人吉市民の代表者、全体の奉仕者として、その考え方、方針、実践により市政を大きく浮沈させる大きな舵取り役であり、船に例えますと船長でございます。市の代表者としての使命と、この住民の皆様の声が行政に届く住民参加型の思案される基本の一端を、概略で結構ですでお示ししていただきたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

市役所が何をしてくれるかということ望むよりも、市民の皆様方が市に何をすることができるかを考えてほしい。私のメッセージを市民の皆様方にまずお送りしたところでございます。市役所にあれをしてくれ、これをしてほしいという前に、自分や周りの人たちとともに自分たちで解決はできないものかという投げかけでございます。この意識が浸透すれば市の財政も人的負担も軽減できるわけでございます。まちづくりの基本はここにあると確信をいたしております。時代は「新たな公」を求めているのではないかと思っているところでございます。全てを行政が担う時代の終わりを示唆しておると考えております。

言いかえれば精神の面では昔に戻りつつあり、自助、共助、公助の精神の復活でございます。そして、こういったまちづくりが進みますと、福祉など本当に困っている方々に手厚く対応することが可能になり、市民幸福量を向上させるものと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 2番。高瀬堅一議員。

○2番（高瀬堅一君） ただいま御答弁いただきましたが、市長の政治信条として「新たな公」という新しい言葉で、またすべてを行政が担う時代は終わったという画期的なことと受けとめました。

市長が市民に対してケネディ大統領の名演説を引用され、市民に対して送られたメッセージは確かに新しい時代を予感させるものであったと思います。難しいまちづくりではなく、それぞれ自分の身の回りからまちづくりを始めてほしいという市長の思いであると考えてよろしいのでしょうか、お尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

例えでございますけれども、美しい人吉市のまちづくりのために、自分のおうちの近くのごみを拾い、清掃をし、または御自分が人吉の町を歩いておられるときでも、ごみが落ちていたらごみを拾い、または死んだネコの後始末をしたり、誰でもできることをただせっせせと町の清掃に力を入れていただいている方々がおられます。宮沢賢治の「雨ニモマケズ」のうたのように、せっせせとであります。

この清掃という課題、企業の方々においても個人の方々においても本当にこの美しい人吉市の町をつくるために努力をしていただいていることに、心から感謝をいたしているところでございます。身近なことから、簡単なことから取り組んでいただければ、おのずと何が地域や市に対する自分たちでできる貢献かが見えてくるのではないかと存じております。また、行政や民間主催のイベントやボランティア活動もたくさんございますので、まず御参加をいただき、違った部分から人吉市を見ていただくことも必要ではないかというふうに思っております。

以上、お答えといたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 2番。高瀬堅一議員。

○2番（高瀬堅一君） 市長の御答弁をお聞きしまして、精神面では昔戻りでもあり、自助、共助、公助の精神の復活のため、執行部、議会、市民一体となって取り組んでいく協調の時代の幕開けとなるようお互い努力してまいりたいと思っております。

次に、具体的に施政方針の中から幾つかの質問をさせていただきます。まず、2007年には65歳以上の方が国民の21.5%となり、さらに2020年には日本の国の3分の1の方が65歳以上となる、まさに超高齢者の時代が到来してまいります。市長は4年前こう言っておられます「高齢者の皆様方を支え、働く人々を応援し、元気な子供たちを育てていかなければならないが、福祉のプログラムやサービスの要求が高まることなどが考えられ、このまま手をこまねいているだけでなく、市民の皆様の要求に応えるための財政状況から一層の歳出削減に努め、歳入を増額するための工夫を凝らさなければならない」と言っておられます。その福祉の要求やプログラムとはどのようなもので、そのための工夫と達成度をお聞かせいただければと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

御指摘のとおり、この人吉市は急速な少子高齢化が進んでおります。子供世帯の負担軽減など少子化対策を講じ、年々増加する高齢者世帯、独居高齢者世帯、あるいは介護世帯や高齢者自身の安全、安心を、そして幸せな暮らしをいかに確保していくか、さらに深刻な問題となっているところでございます。

この4年間ではマニフェストでお約束しました未就学児童の医療費無料化や高齢者世帯への火災報知器等の設置を行うなど、向こう三軒両隣で支え合う地域福祉計画の策定などを進

めてまいりました。達成度については、困っている人がいらっしゃいます以上、終わりはないわけでごさいます、特に高齢者福祉に関しましてはこの4年間のさまざまな経験そして思いから、今回のマニフェストにおける老後の安心生活支援を含んだ新健康管理センターを建設したいという着想になったところでごさいます。

健康管理センターでは高齢者一人一人の幸せのカルテを作成して、その情報の更新、活用をすることで高齢者の皆様方を見守ってまいり、心身ともに支えてまいりたいと考えているところでごさいます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 2番。高瀬堅一議員。

○2番（高瀬堅一君） この問題については早期の地域福祉計画の達成と、ハード事業として新健康管理センターの建設や、ソフト面では幸せのカルテづくりに大きな期待をいたしております。

また、4年前の高齢者に対する所信表明の際には、企業誘致活動による職場の創造により、労働生産年齢人口の拡大、既に先月半ばより実動に入っていると強く述べられております。そこで、その実績をお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

まず、企業のニーズに応えるために大規模の工業団地が必要という見地に立ちまして、中核工業団地の造成に着手をいたしているところでごさいます。また、誘致企業である共栄精密さんに、キクラゲの菌床工場として農産物ブランド化の一翼を担っていただくために参加をいただいているところでもごさいます。

企業誘致につきましては、今後も私のトップセールスで実現化を図ってまいりたいと考えております。いつもよくお話をさせていただくことでごさいます、私、徳島県の山の中にあります上勝町の葉っぱビジネスの成功例を引き合いに出して、現在進めているところであり、高齢者向けの省力化農業、キクラゲとトウガラシのブランド化でごさいます。これらのキクラゲやトウガラシの生産には、当然農業でごさいますから自然との厳しい戦いがござい、つまりかなりの努力が要求されるわけでごさいますけれども、省力化農業といたしまして、これらが高齢者の皆様方の生きがい、健康、それに収益事業として普及していくことができたとしたならば、統計法上の15歳から64歳の生産年齢人口ではなく、実際の意味での労働生産年齢の人口が増加すると考えているところでごさいます。多くの高齢者の雇用の場を創出できるものと期待をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 2番。高瀬堅一議員。

○2番（高瀬堅一君） 今、多くの働く場で、就業規則などで60歳定年が大変多くござい。市長も既に承知のとおりであると存じますが、まだまだ60歳、65歳、70歳でも働ける方がた

くさんおられます。この実情をぜひ勘案していただき、御尽力に期待いたします。

また、本市のさまざまな観光資源、いわゆる球磨川、球磨焼酎、温泉源、仏教文化、青井阿蘇神社、数を挙げればきりがないとっておられ、肥薩線は産業遺産として国に申請したいとまで述べられ、その後、最近では世界遺産に登録したい旨の発言をされております。この点での経緯と実績、今後の抱負はどのようなものかをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

大変恵まれておりますことに、人吉市は青井阿蘇神社が国宝になり、SL人吉が運行するという本市観光にとっては非常に恵まれた4年間ではなかったかと考えております。これにあわせて、マニフェストである人吉駅の観光案内所の情報発信センター化や駅前広場の整備、JR九州様には駅舎自体の修景観もしていただいたところでございます。さらに、くま川鉄道におきましては観光列車としてKUMA-1、KUMA-2の導入も図っているところでございます。また、市のセントラルパークである中川原、この整備も行ってまいりました。ソフト事業も充実し、日本百名城人吉お城まつり、春と秋のじゅぐりっと博覧会などが集客を呼んでいるところでございます。

しかし、一方では口蹄疫の発生や新燃岳の噴火による負の影響もあったわけでございまして、今後何とか挽回を図ってまいりたいというふうに考えております。こういった中で、人吉球磨が世界に誇る比類なき宝物、いわゆる球磨川に代表される山紫水明の自然、そして相良700年の歴史、伝統、文化、また100年レイル肥薩線という三つの宝、これらを最大限に生かしたまちづくりを行うことを確信いたしているところでございます。特に、肥薩線につきましてはD51復活による山線の魅力アップや、世界遺産登録に向けた運動の準備を着々と現在進めておりまして、そのファーストステージとして、肥薩線における鉄道観光案内人協会の皆様方の活動をユネスコの未来遺産へ登録しようという準備を進めていただいているところでございます。

今後は山紫水明の人吉球磨の自然、相良700年の歴史、伝統、文化、そして100年レイル肥薩線、この三つの宝をさらに磨き上げることで、多くの皆様をこの人吉球磨地方にお迎えをしたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 2番。高瀬堅一議員。

○2番（高瀬堅一君） ただいまの市長の答弁の中で、三つの宝が今後の田中市政のキーワードになり、特に地域資源の活用という点ではさらに観光へ力を注がれるものと期待を大きくも持つものでございます。

17日に質問をされました先輩議員の西議員は、人吉温泉観光協会への連携などについて質問されましたが、市長提唱のこの三つの宝が全て広域的な存在であることから、現在の本市を取り巻く観光の体制でいいのか、もっと広域展開をすべきではないかという思いで市長の

考えをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

カヌーやラフティング一つ取りましても、関係市町村を挙げてみますと人吉市であり球磨村であり、川辺川を入れれば五木村、相良村、合流地点の錦町まで入るのではなかろうかと思っております。少し上流のあさぎり町ではツクシイバラをテーマにしたコンサートなどが開催されておるところでございます。また、肥薩線にいたしましても八代から芦北、球磨村、人吉、えびの、湧水、霧島市と、この肥薩線124.4キロにわたって連なっているものであります。

人吉球磨の自治体間で観光に対する温度差があることは否めないものの、この地域が本当に全国に向かって、あるいは世界に向かって浮上するためには観光しかないと考えておまして、ずっとこのことを訴えかけてまいったところでございます。御指摘のとおり、人吉球磨全体でのコンベンション協会を設立し、人吉球磨の魅力を結集したいというのが目下の私のテーマ、望みでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 2番。高瀬堅一議員。

○2番（高瀬堅一君） 市長が言われております三つの宝を中心として、今後さらに取り組まれる市長のお考えは十分理解いたしました。実現に期待するものでございます。

ちょっと別の観点から意見を申し述べますと、これらの実現もさることながら、観光の専門紙で見ましたが、観光客のターゲットは50歳代の女性と書いてありました。ゆえに、例えば年中花が咲き誇る花の公園計画、それに伴うイベントの開催。また別の視点から子供たちをターゲットにするなら球磨川の夏の川遊びとキャンプ。今一番若者に人気のあるラフティングの充実などを図ることも入り込み客の増加につながると思っております。

また、観光客が少なくなる寒い時期の2月、3月の「人吉球磨は、ひなまつり」も、今まで以上に活気あるイベントになるよう考える必要があると思っております。ほかにまだたくさん構想がありますが、最終的にはやはり市民一丸となった観光開発の推進につきと思っております。観光で食べられるまちづくりを標榜される市長でありますから、積極的に各種観光団体を牽引され、観光立市のため御尽力をお願いいたします。これで市長への質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

次に、一般廃棄物収集問題についての質問でございますが、ごみ収集については道出しと集積所を設けて収集する方法があることは、皆さん御承知のことと思います。道出しは早朝からごみが出されますので分別が徹底していないと取り残され、出すほうは注意しなければなりません。これは環境保全にとって利点だと思います。しかし、早朝ウォーキングをされる方や観光客の朝の散歩、朝のくま川下りの利用客、そして朝早くからの観光客の移動は頻繁であり、そのたびにひんしゅくを買っているのではないかと気になっております。市街地

のあのごみ通りの光景は、観光を売りとする本市としては観光地のイメージを大きく損なっていると思っております。

そこで、集積所をつくるのは自分の家の近くは嫌だと言われる方があることは百も承知でございますが、観光立市をうたう人吉市として、また、ごみ出しをされる住民の方々のためにも集積所の整備はできないものでしょうか。そのことが住民の方々へのごみ分別やごみ減量の徹底につながると考えますが、いかがでしょうか。

○市民部長（山本政義君） お答えいたします。

まず、ごみ集積所の整備につきましては一定の集積所が確保できる所、及びピットを設置することができる所を集積所としてお願いをしております。そのことが難しいところは道出し収集を行っているところでございます。

次に、御質問の中の道出し収集の所、並びにピットがない集積所につきましては、観光客の方々を初め往来をされる方々への不快感を与えないようにとのことでございますが、本市といたしましても大変気がかりなところでございます。先にお答えしましたとおり、集積所の確保が難しい所は道出し収集を行っているのが現状でございます。また、集積所を1カ所に集約した場合、今まで近くに出されていたものが遠くへ持っていくという不便も考えられます。観光客の方などへの配慮と地域住民皆様の利便性を考え、ごみ集積所の整備並びにごみ出し時の分別などの徹底及び啓発に、人吉市衛生員連合会や地域住民の方々と連携を図りながら環境保全に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 2番。高瀬堅一議員。

○2番（高瀬堅一君） ぜひ、人吉市衛生員連合会や地域住民の方々と連携を取り、協議を行っていただきたいと思っております。また、市独自でも全面的に老朽化した集積所、開閉扉の破損、壊れたかぎなどの実態調査とその整備に取り組んでほしいと思っております。特に、ごみ集積所設置への助成金制度はできないものでしょうか、お尋ねいたします。

○市民部長（山本政義君） お答えいたします。

ごみ集積所の設置助成などにつきましては、現在、市からのごみ集積所に対します助成は行っておりません。人吉市衛生員連合会からごみ減量リサイクル推進事業費としまして、市内全町内を4分割いたしまして、4年ごとに対象町内に助成を行っていただいているところでございます。助成額といたしましては、その町内の連合会費対象世帯数に応じ、50世帯以下につきましては4万円、51世帯から100世帯以下につきましては5万円など11階級に分かれており、最高14万円の定額助成となっております。

この助成金を活用して既存の集積所の改築、改修の費用に一部充てられている町内もあるようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 2番。高瀬堅一議員。

○2番（高瀬堅一君） 人吉市衛生員連合会の努力と実践活動で各町内に対し、ごみ袋の利益金などで助成制度を設けられ取り組んでおられるということで、少しでも活用され、この問題が前進することを期待しております。

しかしながら、人吉市全体の問題として、市も助成金制度を確立し、ごみ収集対策に取り組んでほしいと思っております。そのことが、先ほど申しましたが住民の方々へのごみの分別やごみの減量の徹底につながり、さらに効率的な収集につながるのではないかと思うからでございます。

日本の観光地でも有名で本市と類似した点が多い岐阜県の飛騨の高山市などは、多面にわたり見事なごみ収集策を編み出されておられます。参考にされたらいかがでしょうか。今後の取り組みに期待し、本件の質問は終わらせていただきます。

次に、市内の行政町名及び町内会と校区についてでございますが、人吉市内の行政区分上の町は、いつ、どのようにして区域が定められ、町名がつけられたのでしょうか。例えば富ヶ尾町や上原町、どのようにして現在の区域や町名がついたのかお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 議員の皆様、こんにちは。それでは高瀬議員の御質問にお答えをさせていただきます。

人吉市は、昭和8年の人吉町と大村の合併及び昭和17年2月11日の人吉町、藍田村、西瀬村、中原村の1町3村の合併による市制がスタートしております。現在の市における行政区域としての町の区域及びその名称でございますが、まず区域につきましては、市制施行以来、土地改良事業や区画整理事業等の各事業による町、字の区域の変更の場合を除き、昭和17年に合併した際の区域がそのまま継承をされております。

町名につきましては、合併した後、昭和17年6月1日をもって町名の変更がなされているところでございます。例えば、人吉市甲のうち上新を上新町と称したり、人吉市大字間のうち東間上を東間上町と称するというような変更でございます。この変更は、当時の地域の名称を〇〇町といった現在の町名に変えるというものでございまして、中には従来から〇〇町、何々町と呼ぶ例もございまして、これはそのまま継承されております。例えば富ヶ尾町につきましては、今申し上げました町名の変更の中には入ってはおりません。したがって、富ヶ尾町は古くから富ヶ尾町と称していたようでございます。字図を見てますと、富ヶ尾町には字名がなく、そのまま富ヶ尾町となっております。このような町は九日町、五日町、田町、土手町、上原町、中城町など市内に19町内ございます。したがって、町名は昭和17年の市制施行の際、町名が変更になった町もございしますが、その区域につきましては合併する以前から定められていたものでございまして、特に富ヶ尾町につきましては合併よりも以前に区域も町名も決められていたと考えているところでございます。

なお、文化振興課にお聞きしますと、1588年に同地域に創建された寺院が富尾山了清院と

のことでございまして、以前から同地域は富尾または富ヶ尾と呼ばれていたようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 2番。高瀬堅一議員。

○2番（高瀬堅一君） 長い歴史の中でわからない点も多くあることもわかりますが、また難しい点やデリケートな面も承知しております。しかし、例を挙げると、田町の上付近と町内の一角が同じ町内という現実は、どう見てもおかしいと言わざるを得ません。この際、もっとすっきりした行政区の整理、いわゆる統廃合について検討していただきたいと思います。

また、今の質問は通学区域にも大きく関連しているからでございまして、通学区域にも影響を及ぼし、通学区域の自由校区、いわゆる特別区域が設定されている原因だと思えます。議事録を見ますと、この通学区域の質問は10年前に別府議員が、また4年前には先輩議員の豊永議員が同じく質問をされております。当時の教育長は、「見直すことの弊害も考慮しなければならぬが、実態をきちんと把握した上で対象児童にとって最も望ましい状態を見極めながら、地域の方々の意見をお聞きしたりしながら慎重に検討を重ねてまいる必要があるかと思えます」と答弁されております。

そこで、この特別区域が設定された経緯と、検討が行われ、また対応したものがあるとすればその結果をお聞かせいただきたいと思えます。

○教育部長（赤池和則君） こんにちは。お答えいたします。

通学区域は学校教育法施行令の規定によりまして、市町村の教育委員会が指定することとなっており、本市におきましては人吉市立小中学校通学区域に関する規則を定め、その規則の中で市内2カ所を特別区域に指定しているところでございます。

議員御質問の南町、寺町、田町、上原町、富ヶ尾町もその一つでありまして、これらの区域の指定校は人吉東小学校、変更できる学校は東間小学校となっております。この特別区域がどのような経緯で定められたのかとの質問でございしますが、教育委員会に当時に資料がございませんので正確な経緯についてはわかりません。平成19年12月議会におきましても、時期は明確ではございませんが、通学距離の適正化を図るような目的で保護者や地域住民の方々からの要望を受けまして設定したという経緯があるようでございますとの答弁を行っているところでございます。

ただ、学校沿革等の中に、明治時代から当時の東間小学校であります東間尋常小学校が人吉町川南の児童の教育事務委託を受けていたなどの記述がございしますので、昭和17年の人吉市制施行以前からのいきさつがあったのではないかと考えているところでございます。

また、検討の進捗はというふうな御質問でございすけれども、内部の協議にとどまっているのが現状でございす。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 2番。高瀬堅一議員。

○2番（高瀬堅一君） これは行政区と学区が違うので、町内でさまざまな諸問題が発生しております。

先日、特別区域町内の数名の方にお話を伺う機会がございまして、その町内の子供会では東校区の保護者の方のみで子供会役員を構成されている現状で、東間校の方に子供会行事の参加をうながしても参加いただけない状態だそうです。東間校に通学している小学生の中には近隣町内の子供会行事に参加されている方もいらっしゃるようですが、その子供や保護者の方は町内会の行事にも参加されていないそうです。長年そのままになっている問題で、子供同士や小学生の子供を持つ保護者同士、またその保護者と町内に住む方々など地域コミュニティが少しずつ崩れてきているのかもしれない。

学校の授業、教育では、一般教養や道徳を学ぶことと同様に郷土愛を育てることも重要な要素だと考えております。学校の教育はもとより子供たちが住む町の行事に参加し、思い出づくりや経験を積むことで郷土愛をはぐくむよい経験になると思っております。今、目に見えている問題が起こっているということではございませんが、現状のように、行事に参加しない保護者相互、また子供と町内会のコミュニケーションが取れない状況が続けば、子供たちに自分の町を愛せる心が育つとは到底思えません。さらには地元人吉への郷土愛も持てない大人に育って行くとも考えられるのではないのでしょうか。このことに関して、どのように考えていらっしゃるか、また関係町内へのヒアリングなどの現状把握を行う予定はないのか、教育委員会のお考えをお聞かせください。

○教育長（堀 秀行君） この特別区域の設定については、通学距離が短くなるということから、児童が安全に通学でき、身体的、心理的負担が軽減されるなどさまざまなことを考慮した上で選択の幅を設けたものであると考えております。

その反面、議員御指摘のとおり、子供会を初めとした地域や町内の活動に課題を生じさせているということなどの御指摘も今までいただいているところでございます。

このように、プラス、マイナス両面ある中、現在もこの特別区域から人吉東小学校へ18名、東間小学校へ15名が通学されている現状を見ますと、保護者やこの地区の住民の方々の考え方はさまざまあるのではないかと考えているところでございます。この現状の中で、先の質問でお答えしましたとおり、特別区域が歴史的背景、地理的条件によって指定されたと考えることや、さらには保護者や地域住民の方々がさまざまな考えをお持ちであろうことを考えますと、特別区域を外して1校に学校を指定することは地域住民や保護者の総意をいただいた上で慎重に検討すべき事項であると思われま。

また、子供たちに郷土に対する愛情を持たせる、そういう教育は学校教育の重要な課題の一つであります。そういう観点からもこの問題については今後検討させていただければというふうに思います。

以上でございます。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 2番。高瀬堅一議員。

○2番（高瀬堅一君） 先ほども申し上げましたが、子供や保護者の方々にもいろんな見解、考えがあり、またデリケートな問題も存在しますが、やはり現在の登下校の交通問題やその他発生する諸問題などを考慮すると、ここで教育委員会としてしっかりとこの問題について検討する必要があると思っております。このことを強く要望して、この問題の質問を終わらせていただきます。

次に、東日本大震災における本市への居住移転についてでございますが、これまでこのような予想だにしなかった未曾有のこの大震災に対しましてお亡くなりになられた方々、または被害に見舞われた方々に対し、心から哀悼の意を表し、またお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、旧人吉看護学校への学校誘致についてでございますが、市長は選挙中にも再三この構想を述べられております。今日までの取り組みがどうであったかお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

3月11日の東日本大震災の発生を受け、集団疎開支援絆プロジェクトとして、地震の影響で学校に登校できなくなった小中学校を丸ごと1校受け入れて、十分な授業が行えないなど困難な生活を送っている小中学生に、できるだけ震災前に近い学校生活を提供することを目的として支援策を打ち出したところでございます。

この支援策の内容につきましては、期間を平成23年4月からおおむね1年間とし、人吉総合病院の御協力のもと、旧人吉看護専門学校を利用し、施設の規模や安全面等を考慮した結果、10名程度の教職員の同行を原則として1学年1学級規模の小中学校で、最大60名程度の児童・生徒を学校丸ごと受け入れる内容としたところでございます。この支援策の周知方法としまして、震災による甚大な被害を受けた市町村は市役所、役場などの行政機能が機能していない可能性が強いということで、福島県、岩手県、宮城県の3県の教育委員会にまずメールをいたしました。そののち、文書にて打診を行ったところでございます。その他にも新聞やテレビなどの各種メディア、文部科学省のメールマガジン、熊本県や本市のホームページなど被災地への周知を行ってきたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 2番。高瀬堅一議員。

○2番（高瀬堅一君） いろいろな角度から被災地への周知を行っておられるということでございますが、その結果、今後の見通しはどうかお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

3月に記者発表を行いまして、きょうまで被災した学校からのお申し出はあっていないところでございます。被災された学校におかれまして、いろいろな形で授業を再開されており

ますので、今後來ていただくのはなかなか難しいかなというふうに考えているところでございます。

しかしながら、今回の震災は予想をはるかに上回る未曾有のものであり、復興には長い年月がかかると思われますので、今後も被災された学校や福島原子力発電所周辺地域で避難を余儀なくされている学校に対し、少しでも安心して学校生活を送っていただけるよう引き続き支援の呼びかけを行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 2番。高瀬堅一議員。

○2番（高瀬堅一君） 被災した学校からの申し出があっていないということですが、被災学校が希望した場合どんな受け入れを考えているのか、お尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） お答えいたします。

まず、被災された学校から打診があり、決定した場合、こちらからバスでお迎えに行くことを計画しており、さらに被災地での学校運営の準備が整い、故郷へお帰りになる際にはバスでお送りすることもあわせて計画しております。

宿泊所としては、旧人吉看護専門学校の寄宿舎棟を利用いただき、同行された教職員と一緒に集団生活を送っていただくこととなります。この寄宿舎棟は各部屋にシャワー、簡易なキッチン、ベッド、机等が完備されており、共用施設としましては大浴場、ランドリー、食堂、ミーティングルーム等もございます。なお、滞在中の食事に係る費用につきましても提供してまいりたいと考えているところでございます。

学校施設につきましては、同じ敷地内にあります教室棟で授業を行っていただくこととなります。この教室棟は屋内運動場も併設されました立派なものでございます。また、被災の状況から見ますと筆記用具やノートといった学習用品や生活必需品も不足していると考えられますので、できる限りではございますが提供してまいりたいと存じます。

これらに係る送迎、食事、住居費等の経費につきましては、今回の補正予算に計上させていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 2番。高瀬堅一議員。

○2番（高瀬堅一君） 次に、別の角度からでございますが、一般家庭の人吉市移住についてでございます。これは、私や同僚議員、友人親戚などでボランティアとして被災地に行く計画も立てたのでございますが、それより被災された方への支援策として人吉市にお迎えしてさまざまな形で支援をするほうが貢献できると考えますが、いかがでございましょうか。

○総務部長（坂崎博憲君） それでは、御質問にお答えをいたします。

東日本大震災で被災された方への支援につきましては、トイレトペーパーや紙おむつなどの救援物資の搬送や、市民の皆様からの善意の義援金、さらには本市一般会計予算からの

義援金2,000万円などの送金などがございます。また、人的支援といたしまして、応急給水活動のための水道局職員を宮城県石巻市へ派遣をいたしたところがございます。4月16日からは宮城県東松島市へ事務職員を派遣し、宮城県南三陸町へは保健師を派遣しているところがございます。

こうした被災地への支援を行う一方で、先ほど教育部長が答弁いたしましたように集団疎開支援絆プロジェクトのような受け入れる支援策も提案をさせていただいているところがございます。現在、本市で用意させていただいている支援者受け入れに関する支援策について御説明をさせていただきたいと存じます。

まず、対象になる方でございますが、被災して住居を失われた方や福島原子力発電所の事故で避難生活を余儀なくされている方を対象といたしております。一時的な住居といたしまして、市営住宅の空き室7戸に加え国民宿舎くまがわ荘の1室を確保をいたしております。入居に際しましては、家賃や敷金は免除として、住宅設備の提供を行うこととしております。即入居可能な体制を整えてお待ちしております。市といたしましても、受け入れ支援は大変重要な施策であると考えているところがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 2番。高瀬堅一議員。

○2番（高瀬堅一君） 執行部の並々ならぬ計画と実動、そして熱意に敬意を表するところがございます。しかしながら、テレビなどを観ますと、あの目を覆いたくなるような悲惨な中でもやっぱりふるさとへの愛着は深いものがあるなと痛切に感じております。

特に、学校全体となりますと保護者の仕事の問題やなじみの浅い地域への移転不安ははかり知れません。この問題は多くのマスメディアや、また直接訪問・誘致など積極的な展開が必要と感じております。市民一体となって歓迎の熱意の伝達方法を駆使し、ぜひ学校誘致また一般家庭誘致に我々ともども努力したいものでございます。阪神淡路大震災のときには人吉市に多くの被災者の方々を招待し、ボランティア活動を行った経緯がございます。その際、被災された皆さんは傷つき、失望感にさいなまれ、それは悲惨なものであります。しかし、ともに助け合い、励まし合いながら生活される中で新たな生きる希望を持ち始められ、現在は苦しかった時代を乗り越え、しっかりとした人生を歩んでおられます。

このようなことから、この自然あふれる山紫水明にして風光明媚な地で安心な生活を送っていただき、心をケアされ、そして希望の復活を果たされ、本市に永住されてもいいですし、落ち着いたらふるさとへ帰省をされてもいいと思いますが、このような構想に対してどのように思われるか考えをお聞きしたいと思います。

○総務部長（坂崎博憲君） 御質問にお答えをいたします。

議員御提案の被災された方を本市にお迎えをして支援すると、町を挙げての被災者支援につきましては大いに賛同するものでございます。人吉の町で、議員がおっしゃるように心と

体をいやし、元気を取り戻して帰郷されることは私どもといたしましても大変喜ばしいこと  
でございますし、この町を気に入っていただいで定住しようと考えていただければ、こ  
れほどうれしいことはございません。そのためには、何よりも地域を挙げてお迎えするとい  
う雰囲気をつくり上げることが大切だろうというふうに考えているところでございます。

今後、被災地の復旧・復興に向けた取り組みについて、市民の皆様とともに、人との絆を  
大切にしたさまざまな支援策や制度の整備について考えていくべきであると存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 2番。高瀬堅一議員。

○2番（高瀬堅一君） この未曾有の大震災を世界中が見守っています。世界で最も高い技術  
と安全性を持つ原発神話は崩壊の危機にありますけれども、再び信頼回復を持つ日本には底  
力があると確信をいたしております。

一方、この異常事態の中でも被災者の方々、また原発被害の方々がほかの国とは違い、暴  
動や略奪が発生しないすばらしい精神文化、道徳心を持つ我が国日本に世界中から賞賛され  
ております。私たちの力は全体から見ると小さいかもしれませんが、何度も申しますように  
執行部、議会はもちろんのこと、人吉市民が一丸となってこの被災者の皆様に一生懸命応援  
したいものでございます。このようにお願い申し上げて、本件の質問を終わらせていただき  
ます。

多面にわたり、私の不慣れな一般質問に、市長を初め各関係部長の丁重なる御答弁に対し、  
心から感謝申し上げます。これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうご  
ざいました。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後0時18分 休憩

午後1時50分 開議

○議長（永山芳宏君） では、休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者  
あり）

10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君）（登壇） 皆さん、こんにちは。10番議員の川野精一です。このたびの  
統一地方選挙におきまして、2期目の議席を与えていただきましたことに心から感謝申し上  
げますとともに、これからも市政発展のため、市民の皆さんの幸せのため、また諸問題の改  
善のためにも精いっぱい努めてまいります。

また、発生より100日を越えました東日本大震災はたくさんの犠牲者と行方不明者、被災  
者をもたらしました。犠牲になられた方々の御冥福を祈りますとともに、被災されました  
方々の一日も早い生活の安定を心から願っております。そして、不明者の一刻も早い発見を

切に願うところです。さらには、復興へ向け一生懸命尽力されているすべての方々とともに、私たちができる復興への支援を続けてまいりたいと思います。

今回は四つの項目を通告いたしております。1、水防関係。2、交通関係。3、農業関係。4、観光関係です。

まず、1点目の水防関係についてですが、梅雨に入り2週にわたり当地人吉球磨でも大雨に見舞われ、警報・注意報が繰り返し発令される中、土砂災害や洪水が起きないでくれと祈り、情報にくぎづけの毎日です。また、たび重なる災害対策本部・支部の設置に当たり、市職員の皆さんや消防団の皆さんを初め、関係機関の皆様の御尽力に感謝申し上げます。

過去の一般質問におきましても、国・県管理河川の樋門内の内水の氾濫について、排水ポンプ場の設置や仮設ポンプの増設などを要望し、少しずつではありますが改善がなされておりますことはありがたく思っております。しかし、ポンプ場がない樋門では内水の効果的な排除には至っていないと感じております。そして、樋門管理の方々がマニュアルに基づき献身的に樋門を操作される中で、水没地を持つ住民からはたびたび苦情が寄せられる点に関して、国・県への要望も含めて市行政として改善の方法が取れないかと感じております。より初動の排水がなされるよう一定期間の仮設ポンプの設置など、ポンプの増強と主流河川外水、樋門内河川内水の水位が客観的に見れるよう、それぞれ河川水の可視化ができないかお尋ねいたします。

○総務部長（坂崎博憲君） 川野議員の御質問にお答えをいたします。

日ごろから樋門操作員の皆様には献身的な操作活動に従事していただき、この場をお借りいたしまして心から厚くお礼を申し上げます。

球磨川を初め河川には樋門が設置されており、出水期には河川に設置してある樋門の操作は必要不可欠で大変重要な任務であると認識をいたしております。今後も引き続き御協力いただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

さて、樋門操作の方法につきましては、本流の水位を基準といたしまして、本市の要請により出動した樋門操作員は、洪水時は現場に張りつき、操作マニュアルに基づいて樋門における支流の水位と本流の水位とを比較し、本流の水位（外水）が樋門の内側の水位（内水）より高くなり逆流してしまうと判断されるとき、門を閉める操作を行います。樋門操作員の活動内容といたしましては、樋門操作のほか洪水時の水位の記録を取るなどして今後の河川管理に役立つ情報の収集を実施し、また、機械器具の定期点検及び結果報告をしていただくなど洪水時以外でも御尽力をいただいたところでございます。

こうした樋門操作員の皆様の献身的な活動内容や、出動基準等の住民の皆様への周知の方法につきましては、正しく理解していただけるよう機会をとらえ、町内会の会合などの席で御説明申し上げたいと考えているところでございます。

次に、内水排除の問題でございますが、近年は洪水による被害は免れておりますが、各樋

門の内側での内水排除が課題となっております。ポンプ設置の要請につきましては、大雨などで内水の溢水のおそれが発生しますと、あらかじめ契約を結んでいるポンプ設置業者に依頼をし、ポンプ及び発電機等の設置を行っているところでございます。そして、樋門操作と連動してポンプを作動し、樋門の内側にたまった内水の排除を行うわけでございますが、球磨川本流はもちろん支流の流域雨量が著しく多く、急激に水位が上昇した場合は通常のポンプ数では排除が追いつかないことがございます。そうした場合は直ちにポンプの増設を業者に依頼をいたしております。しかしながら、市内の建設業者やリース会社が保有しているポンプの数には限りがございますので、ポンプの手配に時間がかかることがございます。そうした事態を想定して早めの連絡を心がけておりますが、ポンプを増設してもその排水能力を上回る水の量が樋門まで押し寄せ、結果的に内水があふれて周辺に被害を及ぼしてしまうことがございます。

このような状況の中で、内水排除の国への増強の要望に関しましては、特に内水被害の激しい箇所への排水ポンプ場の設置を要望してまいりました。これまで実現には至っておりませんが、引き続き要望してまいりたいと考えております。また、これと並行いたしまして仮設ポンプの増設や機動力のある大型排水ポンプ車の配備を要望してまいることにしております。

続いて、樋門の内外の水位の可視化についてお答えいたします。現在、市内の排水樋門の中では出水川の排水樋門にライブカメラを設置してございます。これは、文部科学省の支援を受けて熊本大学が取り組んでおります地域水害リスクマネジメントシステムの構築と実践の研究の一環で設置したものでございます。国土交通省八代河川国道事務所、熊本県そして人吉市がこの事業に参画をいたしております。この設備は、樋門の外の球磨川の水位と樋門の内側の出水川の水位がリアルタイム映像として並べて表示される仕組みで、水位の変動グラフや樋門を挟んで両方の水位を表す河川の断面図もあわせて表示がされます。この様子はインターネットで閲覧できますので、現場から離れた場所でも樋門の水位の状況が確認できる大変優れたシステムとなっております。

システムの稼働はことし始まったばかりでございますので、設備及び維持管理費はまだ把握ができておりませんが、これを各樋門に設置できれば水害のリスクマネジメントに大変有効であると考えているところでございますので、増設の要望を国交省に行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） おおむね理解いたしました。まずは説明会の実施をしていただけるということ、そして内水排除設備の強化の要望を国にさせていただけるということ、河川水位の可視化システムの増設を考えていかれるということ、以上、予算措置を含めてよろしくお願

いしたいと思います。

今回、出水川樋門におきまして、大型排水ポンプ車を見させていただきました。東日本大震災の排水活動に出動した車だと聞いております。人吉への配備が可能であるならば、ぜひともお願いし、そこが配備されますと、そこに余ったポンプがほかの所にも回せるという形になってまいりますので、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、交通関係についてですが、今期の市長マニフェストにも上げられましたデマンド交通の必要性は、3月議会での笹山議員そして井上議員の一般質問で詳しく答弁をいただいております。交通空白地帯の解消策と経済性の両立を考えた場合、今後の人吉球磨にとって大変重要なことだと私も十分理解しているところです。他の多くの自治体でも住民の要望から、いわば必然的にデマンド型交通が検討され、そして導入されています。その背景がバス会社が運行する路線バスの赤字化であり、この赤字を行政が補てんすることも要因となっております。また、他地域ではバス会社の撤退という事態からデマンド交通に至った例もございます。

そこで、3月議会で執行部から継続的な周知の必要性を感じるとの答弁や、周知不足を感じていると答弁のあった交通空白地帯を解消し、交通地帯解消を目指し運行が開始された通称「豆バス」の直近の利用状況をお尋ねいたします。

○市長公室長（久本一富君） お答えいたします。

議員からの質問の中にもございましたように、昨年10月から公共交通空白地帯の解消を図ることを目的といたしまして、通称「豆バス」による新規運行が上原田線、大柿線、小柿線、それから七地線の4路線におきまして開始をしているところでございます。

その豆バスの利用状況ということでございますが、新しいところで今年度の4月と5月の状況についてお答えをさせていただきたいと存じます。まず、上原田線でございますが、こちらは週2回、月曜と木曜の運行でございます。4月が51人、5月が45人、累計の96人でございます。一日当たりの利用者が5.6人となっております。次に大柿線でございますが、週2回、火曜と金曜の運行で4月35人、5月39人、累計74人で、一日当たりの利用者が4.1人となっております。次に小柿線でございます。こちらは週2回、火曜と金曜の運行となっております。4月が17人、5月が22人、累計で39人、一日当たりの利用者が2.2人となっております。最後に七地線でございますが、週2回、こちらは月曜と木曜の運行でございます。4月が33人、5月が13人、累計の46人で、一日当たりの利用者が2.7人となっているところでございます。なお、この利用者の数字につきましては昨年10月に運行を開始して以来、いずれの路線におきましてもこれまでの8カ月間の利用状況に大きな変動はないといった状況となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） 3月議会以降、さらなる周知広報をされたと拝察いたしますが、路線による乗車率の格差は否めない状況であります。豆バス運行の検証をもとに中山間地域でのマーケティング調査を行い、速やかに市内交通空白地帯の解消と経済性の向上を図る必要があることは市長も公室長もお考えと思います。

3月に井上議員も要望された、早急に導入に向けての検討に入って、協議に入っていただきたいという思いは私も一緒でございます。現在、デマンド交通導入に向け、どのような手順で進められているのかお尋ねいたします。

○市長公室長（久本一富君） お答えいたします。

今後、デマンド交通を導入していく手順ということでございます。現状、先ほども申しましたとおり、この豆バスの運行4路線につきまして利用状況がよい路線、そしてまたそうでない路線というのがあることを十分認識をしているところでございます。このことにつきましては、議員御指摘のとおり産交バス会社様とも連携を密にし、連携を図ってきたところでございます。しかしながら、なかなか伸び悩んでいるというのが現実でございます。

議員も御承知のこととは存じますが、現在のバス路線におきましてはバス会社の自主運行でございます市内回遊型の「じゅぐりっと号」、それと市内循環型の「さるく人吉」とございます。これを除いたところの平成22年度で申しますと、人吉球磨圏域路線を含めました26の系統路線に対し、赤字補てんに相当します地方バス路線運航費補助金を支出をしているところでございます。この補助金も年々増加の傾向にございます。といったことで、財政負担の軽減を図るためにも当然、議員御意見のとおり既存路線バスの運行形態そのものを見直し、効率・効果的でございます交通手段への転換、つまりデマンドバス交通の導入につきまして検討を進めていかなければならないと強く感じているところでございます。

そこで、デマンド交通を導入する際の手順でございますが、これにつきましては現行豆バスを運行しております新規4路線これに限定することなく、まずは市内完結型、全ての路線を対象といたしまして、平均乗車密度が低い路線を中心に利用状況等を検証した上で、デマンド交通の導入をということで考えているところでございます。しかしながら、路線によりましては通学等に利用されている路線もございますので、デマンド交通を導入するには地域の方とも十分に検証しながら、そしてまたさまざまな角度からしっかりとした検討を行っていくことが重要であろうということで考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） そこで市長にお尋ねいたします。御存じかとは思いますが、福岡県八女市では一昨年1月に赤字のバス路線のかわりに、ワゴン車3台で利用者の玄関先から指定場所までドア・トゥ・ドアで送り届ける「八女市予約型乗り合いタクシー」の運用を開始したそうです。私も視察に行こうと思っているところですが、IT技術を用いたオペレーショ

ンシステムを導入したもので、オンデマンド型交通システムと呼ばれております。また、東京大学が開発したオンデマンド交通システムはクラウドコンピューティングを取り入れたサーバー共有タイプで、複数の自治体でサーバーを共有するため初期コストやランニングコストを大幅に削減できるそうです。目指すところはこの辺かなと思ひまして、これも視察先を検討しております。

市長が考えられるデマンド交通のあり方はおおむねこの方向性であるのか、お尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

全国的に少子高齢化が進んでおりまして、この地方は急速にその少子高齢化が進んでいるということは先ほども答弁で申したところでございます。特に、高齢者の皆様方にとりましては地域公共交通の利便性の向上というものを望んでおられまして、交通弱者、買い物弱者に対する今後交通手段の確保というものが喫緊の課題であるというふう存じております。よって、今期のマニフェストでも市民のための交通手段の充実として掲げさせていただいているところでございます。

一方、公室長が先ほど申し上げましたように、現在のバス路線の運行維持につきましては財政負担が年々増加しており、将来にわたり地域の実情に合った交通手段を確保していくためにも早急にデマンド交通の導入を図っていかなければならないというふう存じております。その中で、デマンド交通と申しますが、フルデマンド型の体系を整える必要があるのではないか、そういうところを考え方の基本として高齢者の皆様方、交通弱者、買い物弱者に対する交通手段の確保といったものが中心になってくるというふう存じております。オペレーターによる予約システムが考えられるところでございますが、今後先進地事例等も参考とし、利用者に対して親切的な、本市の実情に合ったシステムの構築を図ることができればというふう存じております。

いずれにいたしましても、最終的にはマニフェストでも掲げさせていただいておりますように、市民のために便利な自宅から自宅まで、フロム・ドア・トゥ・ドアの交通手段の構築が理想的であるというふう存じているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） おおむね理解いたしました。なるべく早く移行することがベターではないかなという気がいたしますが、予算もでございますことですし、いろんな協議も必要だと思ひます。市民にとって、交通空白地帯といわれるところにお住まいの方々にとって利便性のあるもので構築していただければというふう存じております。

続きまして、農業関係から、上原田台地の利水についてお尋ねいたします。なかなか進展を見ない国営川辺川総合土地改良事業。意欲ある農家の方々にとってこの事業の水は垂涎の

的、水を熱望されております。この問題に関しては前期にも多くの議員が質問をし、市長マニフェストの進捗について質問をした松岡議員と当時の井上経済部長のやり取りにこれまでの経緯を見て取れます。このままでは廃止になってしまうのではとの声も上がる中、相良村の同意も得られず、かわりの水源も十分な確保ができない今日、万が一国営事業が廃止となった場合、もちろんそうなってはいけないことですが、田中市長は上原田地区への利水をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

国営川辺川総合土地改良事業でございます。この事業は昭和59年に川辺川ダムの水を使う計画で、6市町村の球磨川北部台地を受益地としてスタートしたわけでございますが、ダム反対の農家の方々が川辺川利水訴訟を起こし、国は平成15年の控訴審で敗訴したのは御承知のとおりでございます。

その後、関係者間で事業について話し合いが持たれましたけれども、なかなか調整がつかずに、いよいよ平成20年4月より一時休止となっているところでございます。今後、条件整備を進めていく上で、下流域で農業用水を取水している水利権者団体である人吉市と相良村の土地改良区の同意が必要となりますけれども、既に人吉土地改良区につきましては同意をいただいているところでございます。一方、相良村土地改良区では事業からの除外表明が多い二つの用水掛がございまして、同意には至っていないのは御承知のとおりでございます。

本年1月と2月には、事業再開に向け同意が必要な相良村土地改良区的全組合員を対象に、6市町村長参加のもと、農家の理解を求めするため、事業内容の説明、組合員の声を直接聞いて事業の方向性を見出そうと開催されたところでございます。参加された組合員からは、賛否を含め事業に対する疑問点や維持管理費への不安など多様な意見が出されたところでございます。

この結果を踏まえ、今後の対応につきましては関係町村長と話し合いを進めておりまして、本年度内に接点を見出し、一定の方向性を決めたいというふうに思っているところでございます。本事業は球磨川北部台地の農業の発展のために計画されておりまして、水を待ち望む農家の皆様方のために、ぜひとも手当てをしなければならない事業でございまして、本市におきましては水を待ち望む上原田地区の農家の皆様方のために、関係6市町村一体となって事業を推進していくよう協議を重ね、事業実現に向けて努力をいたしてまいりたいと存じております。したがって、現段階では国営川辺川利水事業が廃止になった場合のことは私自身全く考えていないところであります。

また、ここ1年余りすべてにおいて非公式の協議、会議を重ねておりまして、大変、人吉球磨の住民の皆様方には見えにくい動きであるというふうに思っておりますが、その非公式の協議、会議というのはたび重なる協議を行っておりまして、いかにしたらこれを今の休止状態を打開し、つまり相良村土地改良区の皆様方の水利権合口には絶対に同意をしないとい

う強い意志でございますので、どのようにしたらこれが解決できるかというところで、今進めているところでございます。廃止を前提として行動しておりませんし、何とかして国営川辺川利水事業を実現をさせたいという思いで今日まで行動してまいっております。

利水は、いわゆる農業用水は五百年、千年の大計だというふうに思っております。球磨郡の南部台地は御承知のとおり、幸野溝、百太郎溝、これによって約500年間にわたって営々として水を運び、この台地を潤し、人々を養ってきたわけであります。そういう観点からも、是が非でも国営川辺川利水事業を推進してまいりたいという決意でございます。上原田地区の皆様方の思いもよくわかるわけでございますけれども、なにとぞ御理解と心からの応援をお願い申し上げたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） 国営事業が完遂できますように、どうぞよろしく申し上げます。何とか頑張っていたきたいと思っておりますし、私たちでできることは一生懸命頑張っていきたいと思っております。市長は2期目の市政を「水やり」というふうにおっしゃっております。上原田地区にもぜひ水をやって、今期、していただきますようお願いいたしまして、この質問を終了いたします。

続きまして、観光関係ですが、インバウンド（外国人旅行誘致活動）について、質問をいたします。東日本大震災によりもたらされました福島原子力発電所の放射能漏れ事故により、日本への外国人旅行者は激減いたしました。福島原発から遠く離れた九州でも、韓国、中国、台湾のお得意様三国といわれる地域からの旅行者は激減しています。先日、九州地方知事会が国などと連携して、韓国や中国、九州は安全だと7県共同でPR活動が行われました。人吉市も外国人旅行者向けの対応を行っているさなかでございます。安全性のアピールを含めて、他市と連携し、当地の観光施策の一つとして声を上げるべきだと思います。

趣旨は若干異なりますが、先般結成されました九州横断特急沿線都市観光協議会の中には、インバウンドにたけた別府市や阿蘇市を初め、外国客船受け入れに熱心な八代市もございます。また、姉妹都市の指宿市など他市との連携を視野に入れてはいかがかと考えますが、市長はどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

3月11日に発生しました東日本大震災の影響によりまして、東北地方を中心に甚大な被害が発生し、また、福島原子力発電所の事故により放射能物質の流出など、今なお深刻な状況が続いております。このような中、全国的に外国人旅行者が減少しておりまして、新聞に掲載された九州観光推進機構の情報では、ことし4月九州を訪れた外国人観光客は前年同月比で83%の減となっているようでございます。韓国、台湾、中国にはさまざまな今働きかけが行われておりますが、やはりアメリカとかヨーロッパからみますと、いわゆる福島原発とい

うのはほぼ日本の地図の中では真ん中にありますので日本全体が汚染されていると、そういう誤解が生じているようでございます。

このような中、全国的に外国人旅行者が減少しておりまして、新聞に掲載されたとおりでございます。今回、大震災により激減した外国人旅行者を呼び戻そうと、九州運輸局と九州観光推進機構が中心となり、5月に韓国、6月に中国を九州各県の知事の皆様方と訪問され、九州観光のPRを行っていただいたとおうかがいをいたしております。また、韓国SBS放送の取材陣を鹿児島、宮崎、熊本に招いて、熊本では人吉が唯一の訪問先となり、韓国のバラエティ番組の収録が人吉の温泉旅館で行われたところでございます。

熊本県外国人観光客誘致連絡協議会の会員である人吉温泉観光協会でも、昨年度、九州の観光地を視察している台湾の旅行業者に対し人吉市観光PRを行っており、外国人旅行者に合わせた観光案内マップを随時発行できるシステムを構築しております。民間業者では韓国の中学生の修学旅行を受け入れてラフティングを楽しんでいただくなど、外国人観光客の誘客に力を入れていただいております。人吉市におきましても外国人観光客の増大を期待しており、昨年は九州のひな祭り広域振興協議会の観光宣伝隊の一員として、当市の職員を中国で開催された上海万博へ派遣をしたところでございます。また、国や県からの予算をいただきまして、平成21年から22年にかけて4カ国語による観光案内標識を市内3カ所に設置いたしました。平成23年度に繰り越しておりますが、きめ細かな交付金事業を活用しまして人吉市の観光パンフレット及び観光マップを外国人向けに作成し、人吉球磨のPRを行うとともに外国人旅行者の受け入れ環境を整えているところでございます。

当市に宿泊しました外国人観光客は、平成21年で959人、平成22年947人となっております。市全体の宿泊者等の割合は0.5%でございます。そのうちの半数以上が韓国からの観光客となっております。九州観光推進機構での資料によりますと、人吉の人口が1名減少すれば124万円分が経済に影響するそうでございます。その124万円を観光交流人口でカバーしよういたしますと、外国人旅行者では7名でカバーしなければならない。国内旅行者、宿泊をしていただく国内旅行者でカバーしよういたしますと24名であります。日帰り旅行者でいいますと、人口一人当たりの減少に対して79名分が必要という計算が出されているところでございます。このようなことから、国も交流人口の拡大や海外からの誘客に力を入れているところでございます。

未曾有の大災害により観光業界にも大きな打撃を受けておりますが、各所で日本観光を復活させようとする動きは活発化しているところでございます。マニフェストでも掲げておりますように、観光で食べられるまちに向け、国内での観光客誘致はもちろんのこと、外国人観光客誘致でも人吉温泉観光協会、県の観光課、熊本県観光連盟、九州観光推進機構との連携や、ただいま川野議員から御提案いただきました九州横断特急沿線都市観光協議会の中のインバウンドにたけた別府市、阿蘇市、八代市などが持つ観光のノウハウや、先進事例につ

いて研さんするなど、各自治体や観光関連団体と協力しながら多くの観光客の皆様に人吉市を訪れていただきますよう努めてまいりたいと存じております。

以上、お答えといたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） この九州観光推進協議会の資料をいただきまして、これは私も初めて見させていただきまして、大変不勉強だったんですけど。本当にこれだけの観光の交流人口がないと観光で食べていくまちという形にはなっていないということがございます。今回はインバウンドについてのお尋ねをいたしましたけれども、インバウンドでも、また地域の観光誘致につきましても御尽力をいただきまして、私たちも一緒になって頑張っていきたいというふうに思います。

最後に、6月30日をもって帰省されます林副市長、本当にお疲れさまでした。ありがとうございます。商工観光に関しても誠意ある御対応で御尽力いただきましたことに心から感謝を申し上げ、そしてまた東京に行かれましても、お元気でお過ごしになりますように心から御祈念申し上げ、たまに東京に伺いましたときには、お会いできましたら幸いです。

これをもちまして、今回の一般質問を終了いたします。

○議長（永山芳宏君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時30分 休憩

---

午後2時48分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君）（登壇） 皆さん、こんにちは。14人目の登壇者でございます。8番議員の井上光浩でございます。一般質問に入る前に、先の東日本大震災において亡くなられました皆様の御冥福を心よりお祈り申し上げます。また、被災されました皆様にはお見舞いを申し上げ、被災地の一日も早い復興を心より願うものであります。また、本市におかれましても、外はまた雨でございます、市民にとりまして甚大な災害が起きなければいいなと思う一人でもございます。

それでは通告に従いまして、一般質問を行います。まず、1点目は田中市長の施政方針より、九州横断特急沿線都市観光協議会についてであります。2点目は、福祉施策より、成年後見制度について。3点目は、市民の声より、東日本大震災を教訓に再生可能エネルギー振興策についてであります。

1点目の九州横断特急沿線都市観光協議会についてでございますが、先ほど川野議員の質問の中にも触れられましたけれども、私の視点から質問をさせていただきたいと思っております。また、以後「協議会」と表現をさせていただきたいと思っております。

去る5月19日、九州市長会開催時に合わせて協議会を発足をされました。また改めてお聞きをいたします。協議会の趣旨、またどのような経緯で協議会を立ち上げられたのか、田中市長にお尋ねをいたします。1回目の質問を終わります。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

私は、この九州という島は日本で最も古き神代から近世までの歴史的な文化を内包した「幸いの島」であるというふうに定義をしているところでございます。自然豊かな温泉アイランドでもあると考えてもおりました。九州横断特急が停車いたします沿線の別府市、大分市、豊後大野市、竹田市、阿蘇市、熊本市、八代市、人吉市の8市が統一したコンセプトのもとに観光客誘致や地域の活性化に力を合わせながら取り組むことで、九州新幹線鹿児島ルート全線開業に対応したプロジェクトとしての位置づけを持ち、将来的にはこの事業を契機として九州各地がより密接に連携し、切磋琢磨することで九州全体の観光の存在価値を高めることができると考えているところでございます。言い換えれば、九州にある温泉を初めとする特色ある素材を磨き上げ、連携強化を図りながらも地域間競争を行うことで自然に恵まれた歴史的・文化的魅力を有する新しい九州の浮上につながる可能性も高まるわけでございます。

また、この魅力を内外にアピールし、さまざまな事業に取り組むことで、九州新幹線鹿児島ルート全線開業を契機とした今後の大きな課題に挑戦し、九州の存在価値をさらに高める大きな起爆剤に今回なると考えているところでございます。

今回の九州横断特急沿線都市観光協議会の事業実施に当たり必要不可欠な動線が、JR九州の新幹線、本線、ローカル線などの鉄道と、高速自動車道や国道、県道などの道路網であります。特に、鉄道であるJR九州横断特急を通して九州8市の温泉や地域の特色などをこれまで以上に有機的に結びつけ、九州横断特急沿線全域の活性化をキーワードとして中九州観光圏への観光客誘致活動を積極的に行い、九州横断特急沿線8市の結束をさらに深めながら、元気な中九州をアピールしていきたいというのが、この協議会立ち上げの趣旨でございます。

立ち上げの経緯でございますが、昨年秋の九州市長会におきまして、8市の首長に事前に趣旨をお話を申し上げ、御賛同を得たところで、去る5月19日の春の九州市長会におきまして正式に発足したところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 九州新幹線鹿児島ルート全線開業ということでございますけれども、きのうでございますか、ちょうど100日を迎えて記念式典も開かれているようでございました。市長の中には今後の大きな課題に挑戦し、九州の存在価値をさらに高める大きな起爆剤になるようにという趣旨でこの協議会を発足されたということでございますけれども、昨日の大塚議員の一般質問の中にもございましたけれども、BSフジにおいては肥薩線の特集が

組まれまして、大変私自身は特に特色の出た番組であったなというふうに感じました。前編、後編ございましたけれども、その後はくま川鉄道についてもございました。その点で、八代駅から人吉駅まで通称「川線」、人吉駅から吉松駅、通称「山線」ということで特集を組まれておりました。

こういった私どもが持つ先人から受け継がれた観光遺産ですか、それを含め今後さまざまな事業計画を検討されると思いますけれども、発足されたばかりで今後どのように事業計画を進めていかれるか、今の段階でお考えがあればお尋ねをしたいと思います。

○市長（田中信孝君） 今後の事業計画でございますが、この協議会ではまず8市が連携し、観光客誘致に取り組んでいくこと、これが第一であります。そのPRのために8市による統一した掲載内容を作成した上で、各市が独自に作成するパンフレットへの掲載や広報紙及びホームページにおいて、8市連携でのPRを行ってまいりたいと考えているところでございます。

そのほかにも、この沿線の8市を訪れますと、いつもどこかで何かイベントが行われているというのが最高のおもてなしであると考えておりますので、別府では温泉博覧会、阿蘇ではゆるっと博、熊本ではお城まつり、本市ではじゅぐりっと博覧会といったふうに、沿線の魅力をつくり上げていくために8市でのスタンプラリーの開催や各市共通のパスポート作成など企画してまいりたいと存じております。

川線、山線とのかかわりでございますが、肥薩線の起点が八代駅でございますので、新幹線でいらっしゃったお客様をスピードの旅からスローな旅へ御案内し、日本三急流の球磨川を眺めながら「SL人吉で行く国宝のまち人吉」を強く売り出してまいりたいと考えているところでございます。肥薩線沿線での駅弁の例を申し上げますと、九州の駅弁ランキングでSL人吉で販売されている「おごっつお弁当」、これが第4位であります。第9位に八代駅の「鮎屋三代」、第11位に人吉市の「栗めし」といった味も魅力でございますので、これも大きなPR素材となっているところでございます。

私は以前からこの人吉球磨には世界に比類なきものが三つあるというふうに申し上げてきております。その一つが肥薩線であり、この路線に19もの近代産業遺産が登録されているわけでございます。肥薩線の山線におきましてはループ線とスイッチバックが一緒にあるのは大畑駅だけでございます。この大畑駅や矢岳駅では地元の方々により地元産物の販売が行われ、観光客とのふれあいは最も大切なおもてなしでございます。関係者の皆様には心から感謝を申し上げているところでございます。大畑駅や矢岳駅方面へはJRを利用される方だけではなく、昨年ブルートレインが来た際には多くのマイカーが訪れたこともありまして、アクセス施設の整備につきましても今後進めてまいりたいと考えております。

今回、この山線にはもう一つ観光素材が加わりまして、矢岳―真幸間は日本三大車窓の一つでございますが、その中で人吉―吉松間がこのたびJTBがまとめました「お気に入りの景

色」で全国第8位にランクされるなど、さらに旅の魅力が加わったところでございますので、さまざまな機会をとらえましてPRしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） いろいろな駅弁についても4位に入っておりますし、人吉の栗めしは11位ということで非常に喜ばしい情報であると思います。

今度はJRとの関係について質問をさせていただきますが、山線であります大畑駅、矢岳駅においては先ほど市長が申されましたけれども、地元物産の販売が今現在行われておりまして、地元の方々が精いっぱいやっておられるわけですが、先日、総会も開かれました。会員も41名までふえております。非常に活気がある総会で行っていただきましたけれども、今回の協議会、もちろんこの山線、川線を含めてお客様の誘致活動をしていただくとお思いますけれども、それにまたアクセス施設の整備についても今後進めていくということでございますので、地元出身者としましては非常に期待をするところでございます。しかしながら、今度は鉄道に関しますとJRの協力は不可欠なものであります。JRと申しますと、フルムーン旅行等々国鉄時代から販売をされている会社でございますので、こういった旅行企画については非常に興味があるのではないかと私も思っておりますけれども、そこで今後JRへの働きかけ、取り組みについてお尋ねをいたします。今後、どう考えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

現在、九州内では多くの観光列車が走っているところであります。この九州横断特急沿線には多くの観光列車が重複または延長して走っているところでございまして、別府一人吉間では九州横断特急でございます。熊本一人吉間には昨年NIKKEIプラス1で「夏に乗りたい観光列車」全国第1位となりましたSL人吉、さらに熊本－阿蘇間を6月4日から「あそぼーい！」が走り始めております。人吉からの延長で考えますと、人吉－吉松間を「いさぶろう・しんぺい号」、吉松－鹿児島間を「はやとの風」、指宿への新しい観光列車である「指宿のたまて箱」と、九州の縦軸に対し、横軸としての沿線、さらに延長沿線には六つの観光列車が走っているところでございます。

このような状況の中、沿線都市のそのものに付加価値をつけ、各駅で下車して立ち寄りいただく仕組みが必要なわけでございまして、8市の首長が連携協力してJRへのその魅力を積極的に働きかけてまいりたいと存じております。また、この8市の首長ができればうちそろいまして、まずはJR九州にごあいさつにまいりたいというふうに考えております。

そこで、一つの例を申し上げますなら、ことしの1月にJR九州は2013年の春か夏ごろをめどに、九州を1周する豪華観光列車（仮称）クルーズトレインの運行計画を発表されてお

られます。2泊3日程度で九州各県の観光地をめぐり、料金も大人一人当たり15万円から20万円を想定した列車を企画し、新たな観光需要を発掘したいとのことで、3ルートほど設置していくとのことでございますので、九州横断特急沿線もこのルートの一つとして御検討いただくように、この新たな協議会から働きかけをさせていただきたいと思っております。そのほかにも、JR九州と連携により8市の駅で乗り降り自由のフリー切符、こういうものがないかなどを協議してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 九州を一周する豪華観光列車（仮称）クルーズトレイン、これが3ルートほど検討をされるということでありましてけれども、この一つに何とか取り込んで販売促進をしていただければと思います。なぜならば、この場合はバス会社が20年ほど前に全国一周というのを企画した経緯もございまして。その当時は非常にバブルでございましたので販売額もよかったというふうに聞き及んでおりますが、いよいよ列車に入ってきたという時代になっておると私は考えております。

しかしながら、今、市長からるるございましたけれども、ちょっと国内旅行、情報誌のほうで九州山口人気観光地ランキングと直近のランキングが発表されました。その中で少しショッキングなランキングがございましたので、この場を借りて御紹介したいと思っております。人気観光地、満足度が高い観光地ランキング、2010年に宿泊もしくは日帰りで訪れたことがあり、行ってよかったという観光地ということでまず1点目ですが、1位は熊本県でございまして、わいた温泉郷ということでございました。この中で人吉市は36位ということでございます。次のランキングが2010年に宿泊もしくは日帰りで訪れたことがある観光地、これは60位までに入っていない。2010年に宿泊で訪れたことがある観光地は、これが50位でございました。最後に、2011年1月から12月の間で1泊以上で行ってみたい観光地、これが44位という結果が出ております。一つの国内旅行雑誌でございまして、これが一概にそうだというわけではございませんけれども、口蹄疫の影響もあったということも考慮してこのランキングになったんだろうと思っておりますけれども、やはり宿泊客をこの人吉の温泉地、私どもは日本でも有数の温泉地だと思っておりますけれども、誘致をしていただくようにこの協議会からどうか発信を、首長さん方と御相談をいただいて何とか観光客誘致の増加につなげていただければと切に要望いたしまして、この質問を終わります。

次に、福祉政策からでございます。成年後見制度についてであります。成年後見制度は精神上の障がい、認知症などの理由で判断能力の不十分な方々、不動産や財産を管理したり身の回りの世話のために介護のサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても自分ではこれらを行うことが難しい方々、また不利益な契約であってもよく判断ができず契約を結んでしまい、今よく報道されております悪徳商法の

被害に遭ってしまう恐れがある方々を保護し、支援するものでありますが、この成年後見制度、何種類かに分かれていると思います。内容についてお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

成年後見制度の種類には大きく分けて二つの種類がございます。一つ目は判断能力が不十分になる前に将来に備えて、誰にどのような支援をしてもらうかをあらかじめ契約により決めておく任意後見制度というものでございます。二つ目は、判断能力が不十分になってから、申し立てにより家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる法定後見制度でございます。本人の判断能力に応じて成年後見人、補佐人、補助人が選ばれ、この援助者により、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人にかわり財産を管理したり必要な契約を結ぶなど本人の権利を保護、支援するものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） なぜ、この質問をするかと申しますと、市長を含めた私、同僚議員、統一地方選挙の際、選挙中にいろいろな選挙運動をするわけでございますけれども、少子高齢化で非常にひとり住まいの高齢者の方が多いわけですね。その中で、やはり今後身よりのない方々もたくさんいらっしゃるようでございました。この方たちが今後どうされていくのかなというのが一つの不安材料でもありましたので、皆さんここにいらっしゃる方、同僚の方、皆さん経験されていると思いますが、今回は法定後見制度について質問をさせていただきますけれども、そういった成年後見の申し立てをする方がいない場合、このような場合はどういったふうにすればよいのでしょうか、お尋ねをいたします。

○健康福祉部長（今村朱美君） 成年後見制度の申し立ては、本人、配偶者、四親等内の親族により行うことができるようになっていますが、御質問のように申し立てを行う親族がない場合や親族があってもさまざまな理由により申し立てを行うことができない場合には、市区町村長が申し立てを行うことができるということになっております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 市町村長も申し立てができるということでございますけれども、人吉における成年後見制度を利用された現在までの事例、また申し立て状況、実情を教えてくださいと思います。お尋ねをいたします。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

親族による申し立て状況につきましては、家庭裁判所から公表されていないため、市では把握ができておりませんが、申し立てをされるに当たり、支援した件数は9件ございます。市長による申し立てにつきましては、地域包括支援センターの役割の一つに権利擁護事業があり、その業務の一つに市長による成年後見申し立てがございます。平成18年の開設

当初から平成23年5月末現在までに、認知症により判断能力の低下した高齢者の方8件の申し立てを行ったところでございます。

本市における申し立ては、県内において高い割合となっています。人口割りでいたしますと県が1.38、人吉市が3.69でございますので、県の平均の2.7倍ということでございます。ただ、市長申し立てを行うわけですけれども、申し立てに当たり申し立て権のある、先ほど申し上げました原則四親等内の親族の所在を調査し、申し立ての意向の有無を確認する必要がありますので、相当数の親族の追跡調査にかなりの時間を要しているような状況がございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 今、部長のほうから答弁がございましたけれども、県平均からするならば本市は2.7倍、高い割合になっているということでございますけれども、次は費用についてでございますけれども、申し立て時に必要な費用が発生すると思います。財産等のない、全く財産がない方々の鑑定料などはどうなっていくのでしょうか、お尋ねをいたします。

○健康福祉部長（今村朱美君） お答えいたします。

申し立てに必要な費用といたしましては、診断書料、収入印紙代等で約1万円、鑑定料約5万円が必要になります。しかし、診断書で明らかな判断能力低下が示された場合には鑑定が省略されることがございます。また、財産等がない方の申し立てにつきましては、必要経費を市で助成する制度がございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 市のほうで助成制度があるということでございますので、この制度を多くに知らしめていただければと思います。

今後ますます高齢化が進む中でありますけれども、本制度が必要になると考えます。今後の方針についてお尋ねをいたしますが、受け皿づくりについて、どうお考えなのかお尋ねをいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

高齢者の皆様方がふえていく中で、本当にこの制度を利用していただいたほうがよいと思われる方々が、今後ますますふえる一方であるというふうと考えられるところでございます。現段階におきまして、この制度が市民の皆様方に十分に御理解をいただいているのか、浸透しているのかと申しますと、まだまだ不十分な点があるわけでございます。まずはこの制度の啓発に力を入れてまいりたいというふうに思っております。

また、親族による申し立てにつきましては、手続に必要な書類や手続方法などの支援を行い、市長申し立ての必要な方につきましては漏れることがないように、担当の介護支援専門

員や関係者への周知を行い、十分に連携を取ってまいりたいと考えております。

また、さらに高齢者の皆様方に限らず、障がいをお持ちの方々の制度御利用につきましても、関係課と連携を図りながら取り組んでまいりたいと思っているところでございます。マニフェストの一つにも掲げております高齢者老後安心生活支援センター、こういうところでも幸せのカルテの一つとして取り上げていく必要もあるのかと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 現在までも支援策として施策は打っておられましたけれども、また、今、市長のほうから今後も政策を打っていかれるというような答弁でした。今後も周知徹底を進めていただき、十分に連携を取っていただいで推進をしていただければと切に要望いたします。

次に、3点目でございます。東日本大震災を教訓に、再生可能エネルギー振興策についてでございます。県が現在、再生可能エネルギー振興策として地球温暖化対策事業としてエコ通勤の奨励や、LED照明などの省エネ設備を導入したりする事業所に対し助成を行っておりますが、人吉市の事業者からの申請はあっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○市民部長（山本政義君） お答えいたします。

熊本県によります事業者に対する再生可能エネルギー振興政策に関する補助制度とは、平成21年度に制定されました国の地域環境保全対策費等補助金（地域グリーンニューディール基金）交付要綱によります交付を受けて積み増しを行った熊本県環境保全基金を活用して、民間事業者が取り組む温暖化対策事業に対し、その事業に要する経費の一部を補助するものでございます。いずれの補助も実施年度は平成22年度と平成23年度であります。平成22年度の補助実績は、エコ通勤に関しては2事業者160万円、省エネ設備に関しましては6事業者4,300万円でありましたが、人吉市の事業者からの申請はなかったとのことでございます。また、平成23年度につきましても、今のところ人吉市からの申請は出ていないとのことでございます。

以上、お答えします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 申請がなかったということでありますけれども、この質問をしましたのは、東日本大震災以来、東京電力の福島第一原発事故に伴い、エネルギーを取り巻く環境や人々の意識が変化し、再生可能エネルギーには今後注目が集まることが予想されます。国においてもエネルギー基本計画を見直し、基幹エネルギーとして原子力や化石燃料とともに再生可能エネルギーを加える考えを表明されております。

再生可能エネルギーには太陽光、そして風力、生物資源（バイオマス）などを利用してつ

くられるエネルギーがあることは皆さん御存じだと思いますけれども、太陽光発電の先進県を目します熊本県は全国第2位と、太陽光パネル普及率全国第2位であるということでございますけれども、そこで本市としまして再生可能エネルギー振興策として考えられる策、考えている策、どのようなものがありますか、お尋ねをいたします。

○市民部長（山本政義君） お答えいたします。

市民部で考えている再生可能エネルギー振興策といたしましては、太陽光発電システム設置に伴う設置補助を検討いたしております。太陽光発電に対する補助制度につきましては、昨年の6月議会におきまして笹山議員からも御質問をいただいたところでございます。その時点では、国や他市の補助の現状を見ると、建築時期や補助申請受付期間などの設定により、補助制度を受けられる方と受けられない方が発生する。発電システム政策段階での環境負荷、またシステムそのものが10年後20年後にごみとならないか、発電システムの製造、廃止、処分に懸念がある。発電システムが高価なので、ある程度の経済力がないと導入できない、所得の高い人にしか補助制度が受けられないなどの理由により今まで導入していないが、今後財源や他市の状況などを調査研究し検討する旨の答弁をさせていただいたところでございます。

その後、補助要項等の規定の仕方で補助制度を受けられない方ができるだけ発生しないようにすることができる、またシステムの作成段階での負荷は設置後1年ないし2年で相殺されるということが判明いたしました。あわせて、発電システムのリサイクル方法も徐々に確立されてきているという現状から、総合的に判断いたしまして補助制度を導入する方向で検討を加えているところでございます。

以上、お答えします。

○経済部長（松田知良君） 皆様、こんにちは。私からは、経済部所管の再生可能エネルギーに対します事業について、お答えいたします。

平成16年から稼働しております球磨焼酎リサイクル株式会社では、焼酎かすを100%リサイクル設備として飼料や肥料の原料化、製品化して販売いたしておりますが、焼酎かすに含まれます残留アルコールのエタノールは回収いたして、施設内の熱源の補助燃料に活用いたしております。また、平成17年には木質バイオマス発電熱利用の事業化に向けた人吉市地域新エネルギービジョンを策定し先進地調査も実施しておりますが、本市では国の補助支援や生産コストの面から具体的な事業にはまだ至っていない状況にあります。

それから、企業等への支援事業についてでございますが、地場企業と行政で組織します人吉球磨地域産業振興協議会では、企業の会費と市町村負担金により先端技術等に関する情報収集及び調査研究に取り組んでおります。新エネルギー等に関する研修会やセミナーに参加するとともに、平成20年度には食用油の廃油を利用したバイオディーゼル燃料の精製を試験的に実施いたしました。本年度は研修事業といたしまして、去る6月15日、16日に福岡で開

催されました九州エコフェア2011低炭素ビジネスフェアセミナーに会員企業7社が参加されており、今後ともこのような事業に支援してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 過去の定例会においても同僚議員が質問をされておりましたけれども、6月の定例会では笹山議員が質問をされておりました。太陽光発電については補助制度を導入する方向で検討を加えているという答弁でございました。また、企業に対しても経済部長からのほうも検討されているという答弁であります。

そこで、震災の教訓を得て、最近では電力低下が叫ばれております。市独自で生産可能なエネルギーを導入していく必要があるのではないかとこの趣旨でこの質問をさせていただきましたけれども、エネルギー施策については縦割り行政の弊害が出ているような感じを受けておりました。そこで、再生可能なエネルギーを推進していくためには全庁的な協議、また検討をする場をつくる必要があるのではないのでしょうか、お尋ねをいたします。

○市長公室長（久本一富君） お答えいたします。

再生可能なエネルギーを推進していくための全庁的な協議、あるいは検討をする場をつくる必要があるのではないかとこの御質問でございます。

新たな政策に関します企画連絡調整の観点から、私のほうからお答えをさせていただきたいと存じます。エネルギーをめぐる動向につきましては議員御指摘のとおり、東日本大震災を機に、住民の生活面においては緊急を要する消費電力の課題として、また国の産業を支える社会インフラという意味では国策として、大きな問題を投げかけているものだと認識をいたしております。

当然地方におきましても自治体等の規模等もございまして、大きなエネルギー政策の取り組みが可能か、またどうかは別といたしまして、少しでもその負担を担うことがエネルギー政策にとって重要になってくるものだと考えるところでございます。したがって、今後、本市におきましても新たな取り組みに向けた準備を整えていくということが肝要であると考えているところでございます。議員の御意見の中に、現在市の取り組みには縦割りのところがあり、連携に欠けるとお感じになっておられるようでございます。現状では、国の所轄官庁にあって環境省、農林水産省、経済産業省、それから文部科学省とそれぞれに分かれておりますように、本市でもそれに伴い環境対策の一環でございましてクリーンエネルギーといわれます住宅用太陽光発電については環境課、それから小水力発電等を活用いたします農業振興策につきましては農業振興課、それから先ほどから答弁の中にもありましたようにバイオマス、風力発電及び熱利用等の事業化に向けた産業振興のための新エネルギー策につきましては、商工振興課を中心に所管していくことに今後もなろうかと思っております。

以上のように、地球環境やエコといった観点からのエネルギー施策、産業を支えるという

目的によるエネルギー施策、災害時の危機管理等に対応するためのエネルギー施策など多岐にわたる切り口、視点がある分野でございますので、まずは関係各課の連携を密にしまして情報の共有を図り、制度や国、県の動向を整理をいたしまして、各分野の目的に添ったエネルギー施策を展開できるよう、また少しでも再生可能なエネルギーの確保に寄与できるよう庁内の体制を整えてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 8番。井上光浩議員。

○8番（井上光浩君） 公室長からの答弁でございましたけれども、住宅用太陽光発電は環境課、小水力発電等は農業振興課、バイオマス、風力発電、新エネルギー策は商工振興課ということで各部各課で今まで施策を推進されてきたことはわかります。しかしながら、東日本大震災を機に再生可能なエネルギーにつきましては国策としても取り組んでおられますので、どうか全庁を挙げて今後施策を推進していただければというところでございます。

実は、この質問につきましては林副市長に質問を差し上げようかと迷いましたけれども、まだ現在、本市の副市長でございますので控えさせていただきましたが、今度の6月30日をもって退任をされます。経済産業省のほうに帰任をされますけれども、エネルギー施策につきましては経済産業省が所管でございますので、どうか本庁に帰られましても、本市に助言をいただければなど思っているところでございます。どうか、日本国のために林副市長のお力を注がれ、今後ますますの活躍を御祈念申し上げまして私の一般質問を終わります。

○議長（永山芳宏君） 以上で一般質問は全部終了いたしました。

---

---

#### 日程第10 議第55号から日程第12 議第57号まで

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第10、議第55号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第11、議第56号副市長の選任につき同意を求めることについて、日程第12、議第57号固定資産評価員の選任につき同意を求めることについての3件を一括して議題といたします。

まず、日程第10、議第55号について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですので、質疑なしと認めます。

次に、日程第11、議第56号について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですので、質疑なしと認めます。

次に、日程第12、議第57号について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

---

---

## 日程第16 委員会付託

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第16、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第46号から陳第2号まで一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（赤池謙介君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成23年6月第4回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第46号平成23年度人吉市一般会計補正予算（第2号）は、2ページの別記に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。

また、陳情の件名等につきましては、3ページに記載してありますので、念のため申し上げます。なお、人事案件につきましては、委員会付託はございません。

以上でございます。

---

## 各委員会付託事項表

議第46号	平成23年度人吉市一般会計補正予算（第2号）	各委[別記]
議第47号	人吉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	総文
議第48号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	総文
議第49号	人吉市地域福祉計画推進協議会設置条例の制定について	厚生
議第50号	人吉市予防接種事故災害補償条例の一部を改正する条例の 制定について	厚生
議第51号	委託に関する協定の締結について	厚生
議第52号	市道路線の認定について	経建
議第55号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	総文
陳第1号	「住宅リフォーム助成制度」の実施を求める陳情	経建
陳第2号	歴史ある曼茶羅川の再生を願う陳情	経建

[別記]

議第46号 平成23年度人吉市一般会計補正予算（第2号）	
○予算委員会	第1条 歳入予算の補正（全款） 第2条 地方債の補正
○総務文教委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費（2項 徴税費を除く） 9款 消防費 10款 教育費 14款 予備費
○厚生委員会	第1条 歳出予算の補正 2款 総務費（2項 徴税費） 3款 民生費 4款 衛生費
○経済建設委員会	第1条 歳出予算の補正 5款 労働費 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費

[提出陳情件名]

陳第1号 「住宅リフォーム助成制度」の実施を求める陳情

陳第2号 歴史ある曼荼羅川の再生を願う陳情

---

---

○議長（永山芳宏君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時34分 散会

# 平成23年6月第4回人吉市議会定例会会議録（第5号）

平成23年6月29日 水曜日

## 1. 議事日程第5号

平成23年6月29日 午前10時 開議

日程第1	議第47号	人吉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
日程第2	議第48号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第3	議第55号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第4	議第49号	人吉市地域福祉計画推進協議会設置条例の制定について	厚生
日程第5	議第50号	人吉市予防接種事故災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第6	議第51号	委託に関する協定の締結について	経建
日程第7	議第52号	市道路線の認定について	
日程第8	議第46号	平成23年度人吉市一般会計補正予算（第2号）	各委
日程第9	議第53号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
日程第10	議第54号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	
日程第11	議第56号	副市長の選任につき同意を求めることについて	
日程第12	議第57号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	
日程第13		農業委員会委員の推薦について	
日程第14		人吉球磨広域行政組合議会の報告	
日程第15		人吉下球磨消防組合議会の報告	
日程第16		委員会の閉会中の継続審査及び調査について	

## 2. 本日の会議に付した事件

・ 日程第1から日程第16まで議事日程のとおり

・ 追加日程

意見第1号 公共輸送機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援等に関する意見書

決議第1号 教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した教科書の採択を求める決議

---

3. 出席議員 (18名)

1番	宮崎	保君
2番	高瀬	堅一君
3番	村口	隆君
4番	大塚	則男君
5番	平田	清吉君
6番	犬童	利夫君
7番	松岡	隼人君
8番	井上	光浩君
9番	豊永	貞夫君
10番	川野	精一君
11番	笹山	欣悟君
12番	西	信八郎君
13番	村上	恵一君
14番	田中	哲君
15番	仲村	勝治君
16番	三倉	美千子君
17番	森口	勝之君
18番	永山	芳宏君

欠席議員 なし

---

4. 説明のため出席した者の職氏名

市	長	田中	信孝	君
副市	長	林	健善	君
監査委員		篠崎	國博	君
教育	長	堀	秀行	君
市長公室	長	久本	一富	君
総務部	長	坂崎	博憲	君
市民部	長	山本	政義	君
健康福祉部	長	今村	朱美	君
経済部	長	松田	知良	君
建設部	長	中村	明公	君
市長公室	次長	愛甲	秀樹	君

総務部次長	中村則明君
市民部次長	椎葉幹夫君
健康福祉部次長	松岡誠也君
経済部次長	大渕修君
経済部次長	福山誠二君
建設部次長	木村秀敏君
企画課長	小林敏郎君
財政課長	告吉眞二郎君
市民課長	今村修君
福祉課長	加賀邦保君
管理課長	中川一水君
会計管理者	松江隆介君
水道局長	田中幸輔君
上水道課長	水野二郎君
教育部長	赤池和則君
教育部次長	東俊宏君
教育総務課長	東和人君
農業委員会 農事務局長	村田定美君
監査委員 査務局長	大平正君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	赤池謙介君
次	長	村並成二君
次	長	山本繁美君
書	記	白坂禎敏君

○議長（永山芳宏君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

---

---

発言の申し出

○議長（永山芳宏君） ここで、執行部よりの発言の申し出があっておりますので、これを許可いたします。

○総務部長（坂崎博憲君） おはようございます。貴重な時間をちょうだいいたしまして恐縮に存じます。

去る6月6日、議会開会日の議第46号平成23年度人吉市一般会計補正予算案（第2号）についての補足説明の中で、間違っって説明をした部分がありましたので訂正をお願いするものでございます。歳入の15款県支出金、2項県補助金、5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金258万2,000円の減額のところで、戸別所得補償制度推進事業費補助金が入吉市水田農業推進協議会に直接交付されることによる減額ということで御説明をいたしました。人吉市水田農業推進協議会ではなく、正しくは「人吉市農業再生協議会」でございましたので訂正のお願いをいたすものでございます。

説明を間違っっておりまして大変申しわけございませんでした。今後、このようなことがないよう細心の注意を払いたいと存じますので、どうぞよろしくお祈りを申し上げます。

○議長（永山芳宏君） それでは、これより議事に入ります。

議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、早速議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決をいたします。

---

---

日程第1 議第47号から日程第3 議第55号まで

○議長（永山芳宏君） まず、日程第1、議第47号から日程第3、議第55号までの3件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君）（登壇） おはようございます。総務文教委員会に付託されました日程第1、議第47号から日程第3、議第55号までの3件につきまして、審査の結果を報告いたします。

日程第1、議第47号人吉市一般職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、任期付短時間勤務職員の給与月額を算定する場合の算定基準となる給与月額を現在再任用短時間勤務職員と同様に算定しておりますが、一般職員と同じように採用された方のキャリア等に応じた給与とするために条例の一部を改正する条例であります。

執行部からは、任期付職員と再任用職員のそれぞれの趣旨、根拠法令、対象者、任用任期について、また任期付短時間勤務職員と再任用短時間勤務職員のそれぞれの勤務内容、勤務時間、月額給料などの説明があり、今後は当初想定していた再任用短時間勤務職員と同様のキャリアを持った人の雇用だけではなく、育児休暇職員のカバーといった一般的な業務に関しても任期付短時間勤務職員の運用幅を広げていきたい。そのためにも再任用短時間勤務職員と同じような一定のキャリアを想定した定額制の給料ではなく、雇用される方のキャリアに合わせられるような給料体系に見直したいとの説明がなされました。

委員からは、再任用短時間勤務職員について、勤務時間や給料算定などについての確認、現在の任期付職員の有無などの意見が出され、審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第2、議第48号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、非常勤職員が市内及び球磨郡内の会議等に出席するために旅行したときに支給する費用弁償を改定するため、条例の一部を改正するものです。いわゆる交通費の改正で、現在農業委員会のみが月額2,200円の費用弁償とされておりますが、他の非常勤職員は月額2,200円以内で市長が定める額とし、事実上1,700円で運用されております。今後は農業委員会委員も同額の1,700円で運用することに伴い、区分けの別表を廃止し、条文に月額1,700円を規定するものです。

委員から、農業委員会委員以外の非常勤職員とはどのようなものがあるか、午前と午後で別々の会場の会議に出席する場合の費用弁償についてなどの質問がなされ、執行部から答弁があり、審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第3、議第55号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、林副市長が今月末をもって経済産業省に帰任されることに伴い、本年7月1日以降における副市長の給料月額について、引き続き市長マニフェストに追従し、10分の1を減額して支給するため条例の一部を改正するものです。

委員からは、10分の1の減額はいくらか、副市長の任期についての質疑がなされ、審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第47号から議第55号までの3件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第47号、議第48号、議第55号は原案可決確定いたしました。

---

---

#### 日程第4 議第49号から日程第6 議第51号まで

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第4、議第49号から日程第6、議第51号までの3件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） おはようございます。それでは、厚生委員会に付託されました日程第4、議第49号から日程第6、議第51号までの3件について、審査の結果を報告いたします。

日程第4、議第49号人吉市地域福祉計画推進協議会設置条例の制定についてであります。これは、平成22年11月に策定した人吉市地域福祉計画の推進について協議する機関を設置するため条例を制定するものであります。

まず、執行部より、上程が遅れたこと、異なる名称を使用していることについて改めて謝罪があり、改選後初めての委員会ということで、人吉市地域福祉計画について概略説明を受け、審査に入りました。

審査の過程で委員から、第5次総合計画との整合性はどうか、条例策定の県下の状況はどうか、名称、協議会を委員会に変えれば一緒になるのに、協議会でなければならない理由はあるのかといった質疑に、執行部から、第5次総合計画に反映させるよう今から協議をしていく、14市中で一番最後である、理由は特になく、変えても問題はないが、執行機関の附属機関として報酬等を払う場合は条例化が必要である、計画書では委員会とつくったが、第2条に協議をするとうたったので協議会としたといった説明がありました。引き続き協議をするとうたったから協議会としたことは理由にならないのではないか、地域福祉計画書は地域福祉策定委員会の了承を得て計画が策定されたことの重要性はどう考えているのか、委員会を協議会に変更するのであれば策定委員会にかけて変更しないとできないのではないか、計画書に委員会とあるのに、あえて協議会とする必要があるのかといった質疑に、執行部からの明確な説明が得られず、暫時休憩としました。

暫時休憩中に、松岡隼人委員から、会議規則第67条の規定に基づき修正案の提出が委員長になされました。委員長は、これを受理し、委員会を再開しました。修正案に関する資料は議長のお許しを得て、お手元に配付しておりますのでごらんいただきたいと思います。再開後、執行部より、今回の条例案の上程について協議会としたことについては正当な理由もなく熟慮が足りなかった、条例の制定の審議については委員長の裁量にお任せしたいとの申し入れがあり、休憩中に松岡委員から修正案の提出があり、受理したことを報告し、修正案について審議することについて、委員の了承を得て審査に入りました。

まず、松岡委員から修正案の提案理由の説明を求め、人吉市地域福祉計画の中に、これからの評価を行う評価者が地域福祉計画推進委員会とあり、なぜ協議会という文言なのかと尋

ねてきたが、明確な特にはっきりとした理由はないということであった。今後、人吉市地域福祉計画を進めていく中でも協議会という文言よりは委員会という文言のほうが整合性が取れており、協議もスムーズに進むのではないかという理由から修正案を提出するものであるとの説明がなされました。条例案の修正案は、以下のとおりであります。

議第49号「人吉市地域福祉計画推進協議会設置条例」を「人吉市地域福祉計画推進委員会設置条例」と修正し、以下第1条中、「協議会」を「委員会」に、括弧書きの「協議会」を「委員会」に、第2条中、第1項「協議会」を「委員会」に、第3号「協議会」を「委員会」に、第3条中、「協議会」を「委員会」に、第4条中、「協議会」を「委員会」に、第5条中、第1項「協議会」を「委員会」に、第2項「協議会」を「委員会」に、第6条中、「協議会」を「委員会」に、第7条中、「協議会」を「委員会」に、附則第2項中、別表第1中、「協議会」を「委員会」に、それぞれ修正するものであります。

審査の過程で、委員から、同じような条例で他の自治体の文言はどうなっているのか、執行部は変えることについて総務課との協議はしてきたのかとの質疑があり、執行部から、他市はばらばらである、推進委員会とか協議会とか統一した形でない、総務課と協議はしている、市長ともしている、委員会のほうで修正していただくということをお願いできればと思う、市が報酬を払っている委員会、協議会については、協議会も二、三あるが委員会が圧倒的に多い、市長への諮問機関ということで審議会という名称を使っているのも多いという説明がありました。委員会としては、全員異議なく提案のあった修正案について認めることに決しました。なお、修正箇所を除く原案については原案のとおり認めることに決しました。

日程第5、議第50号人吉市予防接種事故災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、予防接種法施行令及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布、施行され、予防接種健康被害給付制度の給付額が引き下げられたことに伴い、市が加入している全国市長会予防接種事故賠償補償保険の特約書が改正されたため、条例の一部を改正するものであります。

審査の過程で、法律で補償金を減額した根拠はとの質疑に、執行部から全国消費者物価指数と人事院勧告の減額改定により給付額が引き下げられたとの説明がありました。

委員会としては、全員異議なく認めることに決しました。

日程第6、議第51号委託に関する協定の締結についてであります。これは平成20年度から24年度までの5カ年で実施する人吉浄水苑第2期改築工事の中の1件で、最後の工事となります人吉市公共下水道根幹的施設の建設工事の委託でありまして、東京都新宿区四谷3丁目3番1号、日本下水道事業団（代表者：理事長 曾小川久貴）と随意契約で行うものであります。協定金額は2億9,300万円となりますが、平成23年度、24年度の2カ年分の金額でありまして、23年度分の事業費が8,400万円、24年度分の事業費が2億900万円とするものであります。今回の受変電設備、監視設備及び水処理運転操作設備の改築更新工事においては、

使用機器のほとんどがオーダーによる生産品であることから、機器の製作に当たっては長期の日数を要すること、また処理場の通常運転と並行して機器の据えつけ工事となることから、全体の標準工期に18カ月程度見込んでいるとの説明がありました。

審査の過程で、何期かに分けて工事をされているが、この工事が終わってからも続くのか、浄水苑としての第1期、第2期、第3期工事の計画の中で進めるのか、ポンプ場は別枠として計画するのか、協定金額の年度の変更はあり得るのか、不要となった受変電盤はどうするのかといった質疑に、執行部から、浄水苑に関しては平成24年度で第2期が終了する、その後、汚水中継ポンプ場、矢黒ポンプ場を予定している、処理施設としては、浄水苑の第1期、第2期、第3期とあるが、2期と3期の間にポンプ場の改築を予定している、別枠としてではなく、処理施設の一連の工事の中でポンプ場を間に入れて、100%国の交付金事業なので交付金の増減はない、一つは自家発電用として利用し、一つは売却するといった説明がありました。

委員会としては、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。採決については分割して行います。

日程第4、議第49号についてお諮りいたします。採決は起立採決といたします。議第49号に対する厚生委員長報告は一部修正がありますので、まず、その修正に係る部分について議事を進めます。

それでは、厚生委員会の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（永山芳宏君） 起立多数。

よって、厚生委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案についてお諮りいたします。修正部分を除くその他の部分について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（永山芳宏君） 起立多数。

よって、修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議第50号及び日程第6、議第51号についてお諮りいたします。議第50号及び議第51号について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議第50号、議第51号は原案可決確定いたしました。

---

---

## 日程第7 議第52号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第7、議第52号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君）（登壇） おはようございます。経済建設委員会に付託を受けました日程第7、議第52号について、審査の結果を報告いたします。

本件は、古仏頂町内にある胸川右岸の河川管理道路で、普段から地域住民が生活道路として使用しており、過去に死亡事故も発生していることから防護さくを設置し、地域住民の安全を確保するために市道古仏頂地内第7号線として認定するものです。起点は、古仏頂町字筈ノ元1339番1地先、終点は古仏頂町字橋ノ本1317番2地先までの346メートルでございます。現地調査を踏まえ、慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの委員長の報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。議第52号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。よって、議第52号は原案可決確定いたしました。

---

---

## 日程第8 議第46号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第8、議第46号を議題とし、各委員長の報告を求めます。まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。三倉美千子議員。

○16番（三倉美千子君）（登壇） おはようございます。予算委員会に付託を受けました議第46号平成23年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、第1条歳入歳出予算の補正のうち、歳入（全款）並びに第2条地方債の補正について、報告いたします。

今回の歳入予算の報告は1億9,787万7,000円を追加し、歳入予算総額を140億6,900万2,000円とするものです。今回の歳入補正予算のほとんどが国・県の補助事業の内示などによる補正でございます。

主なものとしまして、市長公室・総務部関係の一般寄附金の増額補正は、平成22年度の予算で返還した不適正な経費処理による国庫補助金等返還金に係る加算金に対して、市職員、市職員OBなどで組織された人吉市役所有志会からの寄附金でございます。地方債の補正に

おきましては、地方道路等整備事業債を道路改良工事などの追加に伴い増額するものです。

健康福祉部関係につきましては、相良三十三観音めぐりウォーキング大会参加料12万円の増額補正は、9月に開催予定のウォーキング大会の参加料です。

経済部関係のふるさと雇用再生特別交付金の増額補正は、九州新幹線全線開通などに伴う観光客増加対策事業を人吉温泉観光協会へ委託することに対し、熊本県ふるさと雇用再生特別基金から交付されるものです。林業費補助金、緑の産業再生プロジェクト促進事業費補助金の増額補正は、高性能林業用機械の購入を計画されている球磨川流域林業協同組合への補助金に対するものです。

建設部関係の社会資本整備総合交付金の増額補正は、橋梁新設改良事業及び民間建築物アスベスト緊急改修推進事業の内示に伴うものです。

教育部関係の社会教育費補助金の増額補正は、昨年に引き続き実施予定の人吉城跡東側の園路事業等に関して交付されるものです。小学校費補助金の増額補正は、公害について社会科で学ぶ小学5年生を対象にした「水俣に学ぶ肥後っ子教室」の指定を受けたことに対して交付されるもので、市内の小学校が指定を受けることになっております。

執行部から以上のような説明を受け、これに対し、東日本大震災で社会資本整備総合交付金に今後影響はないかとの問いに、住宅費補助金が当初100万円で要望していて95万4,000円で内示がまっている、大震災の影響で95.4%という率で内示された。しかし、今後も100万円で要望していきたいとの答弁がありました。また、理科支援員は、ことし人吉東小学校となっているが今後どういう形になるのかとの問いに、県は今後配置されたことがない学校に配置したい意向であるなどの質疑応答がありました。

慎重に審査した結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君）（登壇） 総務文教委員会に付託されました日程第8、平成23年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、第1条歳出予算の補正、2款総務費（2項徴税費を除く）、9款消防費、10款教育費、14款予備費について、審査の結果を報告いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2,613万9,000円の増額補正は、3節時間外等勤務手当、9節普通旅費など、総額453万8,000円が東日本大震災被災自治体支援のための市職員派遣経費でございます。7月から9月末まで一般職員及び保健師の派遣が予定されております。なお、4月から6月までの派遣経費につきましては予備費から支出されております。11節需用費のうち消耗品費と食料費、13節委託料のうち清掃委託費、14節使用料及び賃借料のうちバス借上料と施設使用料の総額1,983万円が震災で被災した小学校または中学校

の児童・生徒、教職員等を旧人吉看護学校で受け入れる経費でございます。8節報償費、11節需用費のうち印刷製本費、12節役務費の講師派遣手数料、施設賠償責任保険料、14節使用料及び賃借料のうち会場借上料、19節負担金、補助及び交付金のうち傷害保険負担金など、総額49万6,000円が県の人権啓発活動地方委託事業で実施予定の男女共同参画講演会の経費でございます。13節委託料のうち、まちづくり親善大使任命書等作成委託料は、新たに親善大使が任命された場合の任命書などの制作委託料でございます。18節備品購入費は、副市長室の応接セットの痛みが激しいため購入するものです。19節負担金、補助及び交付金のうち人吉地区防犯協会連合会負担金は、平成23年度の請求額が前年度より1万円増額になったことによるもので、負担金の積算が構成市町村の前年10月末現在の世帯数によって算定されるものでございます。同じく、19節負担金、補助及び交付金の地区公民館施設整備費補助金は、木地屋町の町内放送設備のうち、高塚地区へのスピーカーケーブルが老朽化により断裂しているため張りかえ工事の一部を助成するものです。2目人事管理費6万2,000円の増額補正は、13節備品購入費で人事給与管理システムの無停電電源装置のバッテリーを交換するものです。また、6目財産管理費181万2,000円の増額補正は18節備品購入費で、主なものとして本庁舎と別館の印刷機が修理不能となったため買いかえるものです。7目企画費46万円の増額補正は、8節報償費が市制70周年事業のシンボルマーク募集に係る商品代、12節役務費、広告料も同じく市制70周年事業に関して「じゅぐりっと号」や「さるく人吉」など市内循環バスへラッピング広告をする経費でございます。10目情報管理費57万8,000円の増額補正は、本年度から本稼働しました財務会計システム出力帳票のレイアウトを一部改修する委託料でございます。12目地域情報推進費62万円の増額補正は、昨年度地域情報通信基盤整備推進事業で整備した光ファイバーケーブルを九州電力及びN T Tの電柱に共同架設しておりますが、地権者からの要望で電柱を移設する場合、光ファイバーケーブルの移設は設置者負担となっていることから予備を含め10本分を移設する工事費でございます。

9款消防費、1項消防費、1目消防総務費2万円の増額補正は、昨年度不適正な経理処理に返還しました国庫補助金のうち、平成17年度に都市基盤河川改修事業を活用しハザードマップを作成しましたが、国庫分の返還確定を受けて県補助分を返還するものでございます。

10款教育費、1項、2目事務局費は114万円の増額補正で、8節報償費45万円と9節旅費の12万円は児童・生徒が生みの落語を鑑賞、体験する学校寄席の経費でございます。18節備品購入費は、子ども王国保安官の方々の暑さ対策として帽子を購入するものでございます。2項、2目教育振興費130万9,000円の増額の主なものは8節報償費の34万6,000円、これは退職教員等の外部人材を非常勤の理科支援員として活用することにより、理科指導の充実を図る理科支援員配置事業に伴う支援謝礼でございます。14節使用料及び賃借料の72万3,000円は、公害について学ぶ小学校5年生を対象にした「水俣に学ぶ肥後っ子教室」に係るバス借上料でございます。3目学校建設費、15節工事請負費215万3,000円の増額は、東間小学校

校舎の一部で屋上防水が経年劣化しているため改修工事を行うものです。5項、1目社会教育費、19節負担金、補助及び交付金40万円の増額は、人吉市青少年育成市民会議への補助金でございます。4目文化振興費293万6,000円の増額は、12節役務費173万6,000円の第65回犬童球溪頭彰音楽祭「音楽の夕べ」ゲスト派遣手数料と、19節負担金、補助及び交付金の120万円、球磨川舟唄全国大会補助金でございます。5目文化保護費2,046万2,000円の増額は、主なものに15節工事請負費1,822万1,000円、これは人吉城跡東側の園路整備に係る工事費でございます。また、19節負担金、補助及び交付金179万1,000円は、平成21年度からの継続事業であります岩屋熊野座神社保存修理事業の平成23年度事業費4,777万円の3.75%を市補助金として計上するものです。7項、1目学校給食センター運営費は109万9,000円の増額で、事務補助員を1名、9カ月間雇用するために、4節共済費及び7節賃金に13万6,000円と96万3,000円を計上するものでございます。

14款予備費に2,686万2,000円の増額がなされております。

以上のような執行部の説明に対し、審査の中で、学校寄席はどなたがお見えになるのか、また対象者は、子ども王国保安官の現在員数と貸与する数について、水俣に学ぶ肥後っ子教室の内容について、学校給食センター費の事務補助員とは、などの質問があり、昨年好評であった三遊亭好太郎氏が再来する、対象は市内小学校全学年と中学校全学年、小学校において学校長が低学年には理解が難しいと判断する場合は中高学年を対象として実施する。子ども王国保安官は現在790名の登録、帽子は1,000個を準備し、3年間の貸与の間の予算を含む。また現在貸与費にベストとジャンパーがあるが、こちらも予備を含んでいる、また、この件に関しては、委員から、雨天時の雨がっぱの貸与を望む意見も出されました。水俣に学ぶ肥後っ子教室は新規事業であるものの、昨年まで小学校5年生を対象として行ってきたエコセミナー県指定校は、全県の2分の1、県の補助事業でありますから、県内全校を対象として公害や人権問題としての水俣病と環境教育をあわせ学ぶ事業への進展であり、今後も継続して実施される予定、学校給食センター費の事務補助員は主に給食費滞納対策の補助員、回収率平成21年度99.04%、平成22年度は99.19%に効果があらわれている、学校と連携して滞納、未納対策を取っていくとの答弁がありました。また、委員の意見として、現地視察を行った東間小学校の防水工事において、勾配や雨樋の配置など排水を考慮した施工の要望がございました。

このような質疑応答がなされまして、慎重に審査を行いました結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 厚生委員会に付託されました日程第8、議第46号平成23年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、第1条歳出予算補正のうち、2款総務費（2項徴税費）、3款民生費、4款衛生費について、審査の結果を報告いたします。

2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費でございますが、納税課に雇用いたします臨時補助員1名、9カ月分の賃金及び社会保険料として、共済費に13万7,000円、賃金に96万3,000円を計上するものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に20万3,000円を増額し、補正後の額を16億5,782万4,000円とするものです。1節報酬15万5,000円は地域福祉推進委員会委員の報酬で、開催を年間2回予定しているものです。15節工事請負費98万3,000円は消費生活センターの空調設備を老朽化に伴い設置するため、18節備品購入費から予算の組み替えを行うものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費に91万9,000円を増額し、補正後の額を1億5,173万8,000円としております。13節委託料91万9,000円は、検診の結果を電算システムに取り込み検診業務を管理していくための健康管理システム改修委託料分であります。

3目保健センター費に79万4,000円を増額し、補正後の額を6,162万1,000円といたしております。9月23日に開催します相良三十三観音めぐりウォーキングに伴う経費が主なものでございます。8節報償費3万5,000円は、観音堂での接待の方々へのお礼として7カ所分計上するものです。11節需用費62万4,000円の内訳は、ウォーキング大会に伴う消耗品費7万5,000円、食料費1万円、印刷製本費53万9,000円が主なものであります。18節備品購入費8万円は、1歳8カ月児健診及び3歳児健診の歯科健診の際に使用するライト1台分であります。

審査の過程で、委員会開催は何回予定しているのか、消費生活センターの空調設備の備品購入費から工事請負費へと組み替えとなった理由は何か、何台分なのか、保健センターの報償費は観音様にお礼を出すということか、接待をされる町内の方にするということなのか、印刷製本費のチラシの部数は、前回の参加者は何名ぐらいだったのかとの質疑に、執行部から、開催は2回予定している、県に相談したところ、活性化補助金で利用可能ということで備品として予算を立てたが、契約管財課との協議で工事の請負が入るため工事請負費として行ったほうがよいということになり予算の組み替えをお願いするものである、工事は2台分予定している。報償費は、観音様の地元に迷惑をかけないように給水所を設けたがやはり観音堂で休まれるので、接待をされる町内の方々にお礼をするものである、去年は手づくりで作成したが、地図を入れたりコースを入れるのが大変だったので今回はお願いすることにした、3,000部予定をしている、去年の参加者は前日からの雷雨のため237名と少なかったが、ことは400名の参加を見込んでいたとの説明がありました。

審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。村上恵一議員。

○13番（村上恵一君）（登壇） 経済建設委員会に付託を受けました日程第8、議第46号平成23年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費について、審査の結果を報告します。

5款労働費、1項労働諸費、4目地域雇用創出推進費1,826万5,000円の増額補正は、道路河川、公園、住宅総合管理業務における新規雇用7名と、林道等管理事業における新規雇用3名の合計10名を雇用する経費でございます。このうち912万6,000円は市単独による失業者対策であり、雇用期間はいずれも5カ月間の雇用予定でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費258万3,000円の減額補正は、戸別所得補償制度推進事業費補助金が市へ交付予定だったものが、戸別所得補償制度の推進業務の事業主体が市から人吉市農業再生協議会へ変更されたことによる減額でございます。また、4目畜産業費34万円の増額補正は、昨年発生しました口蹄疫により市場が閉鎖されたため出荷が遅延した子牛を市場再開後出荷した場合に、子牛市場再開までの期間を対象に国及び県の助成金が交付されましたが、遅延したにもかかわらず国及び県の助成制度の対象にならなかった子牛、及び国及び県の助成額が球磨郡町村が実施しました支援を下回る子牛に対し、1頭一月当たり1万円を基準にその差額を交付するものです。また、2項林業費、2目林業振興費2,282万1,000円の増額補正は、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金であります。今回、球磨川流域林業事業協同組合が計画しております高性能林業機械、プロセッサ1台、グラップル付トラック1台、計2台の導入補助として計上するものです。

7款商工費、1項商工費、3目観光費の11万円の増額補正は、国道221号から分岐し、大畑駅へ向かう県道大畑停車場線と交差します市道大畑小学校線及び大畑麓第1号線の変則交差点にある観光標識が、観光客及び地域住民からわかりにくいとの指摘があり、大畑駅の表記を追加し、大畑駅、梅園への案内を明確にするための標識作成委託料でございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費100万円の増額補正は、民間建築物アスベスト調査分析事業として補助する新事業であります。1棟当たり25万円を限度額とし、4件分の補助を予定しているとのことです。次に、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費3,060万円の増額補正の主なものは、15節工事請負費、地方道路等整備事業下林南願成寺線及び矢岳四ツ谷線の工事費の1,400万円、22節補償、補填及び賠償金、地方道路等整備事業青井二日町線の最終区間における補償費の800万円などであり、また、5目橋梁新設改良費2,484万円の増額補正の主なものは、13節委託料、社会資本整備総合交付金事業、水ノ手橋及び中原跨線橋の橋梁詳細設計業務委託料と、小股橋橋梁詳細調査・補修設計業務委託料の

1,584万円、15節工事請負費、社会資本整備総合交付金事業・小股橋橋梁補修工事の900万円でございます。この小股橋につきましては現地確認も行っております。次に、4項都市計画費、4目街路事業費833万7,000円の増額補正は、都市計画道路下林願成寺線（通称農免道路）のC区間、ファミリーマート人吉インター店前からローソン願成寺店手前までの延長840メートルの路線測量予備設計業務委託料の増でございます。

審査の中で、委員からは、6款農林水産業費、1項、4目畜産業費について口蹄疫発生から1年以上も経過するが、出荷遅延対策費交付金がなぜこの時期になったのかの質問に、国・県の決定が3月であったため、この時期になってしまったとの答弁がありました。また、8款土木費、地方道路整備事業青井二日町線改良に係る補償費について、側溝敷設かえに伴う旅館の塀などの工作物は築何年ほどたっているのか、営業補償などは発生するのかとの質問に、工作物は場所によって違うが古いものは81年、新しいもので10年が経過しているとの答弁がありました。また、営業補償については発生しないとのことでした。また、都市計画道路測量設計委託料に関連して、下林願成寺線（通称農免道路）の改良に当たっては地元説明会を行うのかとの質問に、都市計画事業の認可を受けるには地元説明会の開催が必要となるのでしかるべき時期に行うとの答弁がありました。また、5款労働費の緊急雇用創出事業などの失業対策事業に対して、以前雇用実績があった方だけを対象とするのではなく本当に困っている方を対象に幅広く雇用できるように努めてほしいとの強い要望が出されております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（永山芳宏君） ただいまの各委員長の報告に対し質疑はありませんか。（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

7番。松岡隼人議員。

○7番（松岡隼人君） 総務文教委員会委員長にお尋ねをいたします。10款教育費、2項小学校費の中で、水俣に学ぶ肥後っ子事業に関連いたしまして、市内の小学校9月以降に実施予定のすべてで、西小学校以外というような執行部からの説明があったと思いますが、西小学校はどのようにされるのか、御説明をお願いしたいと思います。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） 執行部からは西小学校を除く全校ということで聞いております。西小学校には西小学校の都合があったということで、委員会の中では議論には上がっておりません。

以上です。

○議長（永山芳宏君） ほかにございませんか。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 総務文教委員長にお尋ねをしたいと思っています。10款教育費の7項学校給食センター費の1目学校給食センター運営費であります。事務補助員の補正ということで説明がありました。説明を聞いておって給食費の滞納対策整理のための事務補助員分というふうなことで、今、説明があったところなんです、給食費を考えたときに、給食費は公費なのかどうかということ考えたときに、給食費は学校給食運営委員会のほうで取り扱っている部分だと思っています、私費だと思っています。そういった私費で扱う部分をなぜ給食センター運営費として事務補助員を雇用することができるのか、それについては私はちょっとおかしいんじゃないかなと思ったものですから、その辺の議論また判断をどういうふうにしたのか、お尋ねをしたいと思います。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） 御質問にお答えいたします。

主に給食費滞納業務に当たるということを伺っております。学校サイドと協力して給食センターも未納、滞納対策に取り組んでいくということで理解しております。

以上です。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） そういった職員の方が対策に努力をされる、それは理解できるわけなんです。ただ、支出のあり方として基本的に給食費の滞納対策、これは市が行うのか、学校給食運営委員会が行うのか、そこをきちんと判断しないとおかしいんじゃないかなと私は思うわけなんです。給食費が直接市に入ってくるお金であれば当然給食センターの運営費として補助員を雇用することができますと思いますが、今のところ給食費は学校給食運営委員会で取り扱っておりますから市には直接入ってきていない、そういったお金になっています。そういった部分を、こういった給食センター運営費として計上できるのかという問題なんです。私は学校給食運営委員会が事務補助員を雇用すべき部分じゃないかなというふうに思っております。そういった予算の判断についてはどういうふうに思っているのか。あえて言えば、私は執行部がこういった考えでこういった給食センター運営費として計上しているのか、その辺の見解も私は求めたいと思います。

以上です。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、学校と給食センターとともに協力し合って未納をなくしていくという形での方向として理解しております。

以上です。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） だから、お互いにやるのは理解できますけども、支出のあり方として給食費の取り扱いを市の予算として計上できるのか、その辺についてはきちんとした答弁が委員長報告の中で答弁があっておりませんので、その辺はきちんとした答弁をお願いしたいと思います。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） その件に関して委員会では協議をしておりません。

以上です。

○議長（永山芳宏君） ほかにございませんか。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

---

午前11時47分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）  
10番。川野精一議員。

○10番（川野精一君） 先ほどの笹山議員からの御質問に対する答弁の中で、学校と給食センターが協力して給食費の滞納対策に当たっている現状であります。給食費滞納回収の支援として行うための事務補助員の賃金として予算計上されているということで認識をいたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（永山芳宏君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑もないようですので、採決いたします。議第46号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。よって、議第46号は原案可決確定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時49分 休憩

---

午後1時30分 開議

○議長（永山芳宏君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

---

## 日程第9 議第53号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第9、議第53号を議題といたします。

採決は起立採決といたします。

お諮りいたします。議第53号は任命同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（永山芳宏君） 起立多数。よって、議第53号は任命同意することに決しました。

---

---

#### 日程第10 議第54号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第10、議第54号を議題といたします。

本案の採決については、田中哲議員、三倉美千子議員、西信八郎議員から無記名投票による表決要求と、村上恵一議員、笹山欣悟議員、森口勝之議員から記名投票による表決要求が同時にあっております。よって、いずれの方法によるかを会議規則第78条第2項の規定により無記名投票をもって採決いたします。

まず、記名投票による表決要求について採決いたします。

議場を閉鎖いたします。

[議場 閉鎖]

○議長（永山芳宏君） ただいまの出席議員は17人であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙 配付]

○議長（永山芳宏君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

[投票箱 点検]

○議長（永山芳宏君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

記名投票による表決を可とする議員は「賛成」と書いてください。また、否とする議員は「反対」と書くか何も記載しないでください。記載方法は、投票用紙の注意書きに書いてありますのでよくごらんの上、御記入ください。

なお、投票者の氏名を記載したもの及び他事記載は否とみなします。

それでは、1番議員から順次投票をお願いいたします。

[投票]

○議長（永山芳宏君） 投票漏れはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

ここで、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に犬童利夫議員及び平田清吉議員を

指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

[投票 点検]

○議長（永山芳宏君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数	17票
有効投票	17票
無効投票	0票
有効投票中	
賛成	11票
反対	6票

以上のおおり、賛成が多数であります。

よって、議第54号を記名投票で決することは可決されました。

よって、議第54号については記名投票により採決することに決しました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、仲村勝治議員の退席を求めます。

[仲村勝治議員 退席]

○議長（永山芳宏君） これより採決をいたします。

ただいまの出席議員は16人であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙 配付]

○議長（永山芳宏君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

[投票箱 点検]

○議長（永山芳宏君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする議員は「賛成」と書いてください。また、否とする議員は「反対」と書くか何も記載しないでください。また記名投票ですから必ず自己の氏名もあわせて記載願います。記載方法は、投票用紙の注意書きに書いてありますのでよくごらんの上、御記入ください。

なお、投票者の氏名が記載されていないもの及び他事記載は否とみなします。

それでは、1番議員から順次投票をお願いします。

[投票]

○議長（永山芳宏君） 投票漏れはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

ここで会議規則第31条第2項の規定により、立会人に井上光浩議員及び松岡隼人議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

[投票 点検]

○議長（永山芳宏君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 13票

宮崎 保、高瀬堅一、大塚則男、平田清吉

犬童利夫、松岡隼人、井上光浩、豊永貞夫

川野精一、笹山欣悟、西信八郎、村上恵一

森口勝之

反対 3票

村口 隆、田中 哲、三倉美千子

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、議第54号は選任同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場 開鎖]

ここで、仲村勝治議員の入場をお願いいたします。

[仲村勝治議員 入場]

○議長（永山芳宏君） ここで、監査委員に選任されました仲村勝治議員の発言を許可いたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君）（登壇） このたび議会選出の監査委員の選任同意が上程され、議員各位の同意のもとに監査委員に選任されましたことは身に余る光栄と存じますとともに、責任の重大さに身の引き締まる思いがいたします。浅学非才でございますが全力を尽くして市政の発展と行財政の適正な執行について監査業務を進めてまいります。

議員各位の御指導、そして御協力をよろしくお願い申し上げます。本日は監査委員の選任同意、大変ありがとうございました。

#### 日程第11 議第56号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第11、議第56号を議題といたします。

採決は起立採決といたします。

お諮りいたします。議第56号は選任同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（永山芳宏君） 起立多数。よって、議第56号は選任同意することに決しました。

---

---

#### 日程第12 議第57号

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第12、議第57号を議題といたします。

採決は起立採決といたします。

お諮りいたします。議第57号は選任同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（永山芳宏君） 起立多数。よって、議第57号は選任同意することに決しました。

---

---

#### 日程第13 農業委員会委員の推薦について

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第13、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本件は農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、学識経験を有する者4人以内を推薦するものでありますが、今回3人を推薦することとし、推薦の方法は議長において指名することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、議長より指名いたします。

農業委員会委員に、人吉市矢黒町2055番地 山本修さん、人吉市中林町1707番地1 堤千鶴子さん、人吉市上原田町字牛塚695番地 迫田幸乃さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました3人を農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました3人の方を農業委員会委員として推薦することに決定いたしました。

---

---

#### 日程第14 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第14、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君）（登壇） 日程第14、人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

平成23年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会が3月25日午前10時からカルチャーパレス第2会議室において開会され、議会運営委員長の報告があり、その後一般質問として多良木町議の久保田悦子議員が登壇し、代表理事の議案説明の中の事務事業を取り巻く諸情勢について質問をし、執行部の考えをたきました。次に、日程第2から日程第5までの平成23年度当初予算関連の議案第11号平成23年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、議案第12号平成23年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計予算、議案第13号平成23年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計予算、議案第14号平成23年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の4議案について、質疑、採決の結果、原案どおり可決されました。続いて、日程を追加し、追加提案された免田し尿処理場閉鎖に伴う清掃事業に係る繰越明許費設定のための議案第15号平成22年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第5号）について、質疑、採決の結果、原案どおりに可決されました。最後に、日程第6、委員会の閉会中の継続調査について決定がなされ、閉会しました。

さらに、平成23年第2回人吉球磨広域行政組合議会臨時会が5月27日午前10時からカルチャーパレス第2会議室において開会されました。統一地方選挙で半数の15名が改選された後の初議会のため、まず議席の指定が行われ、配付されました議席番号表のとおり議席の指定が行われました。次に、会議録署名議員に24番犬童數元議員、25番浦野千尋議員を指名し、会期の決定については本日1日限りとすることに決定されました。次に、人吉市議会の改選に伴い、欠員となっていた副議長選挙が行われ、選考委員による推薦の方法により、副議長には7番笹山欣悟議員が選任されました。次に、議会運営委員会委員の選任が行われ、今回の改選により欠員となっていた委員の補充があり、人吉市地区から3番犬童利夫議員、5番豊永貞夫議員、上球磨地区から11番瀬崎哲弘議員（多良木町選出）、15番深水俊一議員（湯前町選出）、下球磨地区から20番秋丸安弘議員（山江村選出）が選任、指名され、また、欠員となっていた委員長に23番早田吉臣委員（五木村選出）、副委員長に5番豊永貞夫委員（人吉市選出）が選任されました。続いて、組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員の選任が行われ、全議員で構成する委員会のため、改選、選出された15名の委員が指名され、同じく欠員となっていた委員長に29番溝口峰男委員（あさぎり町選出）、副委員長に4番松岡隼人委員（人吉市選出）が選任されました。次に、執行部から提案された議案第16号熊本縣市町村総合事務組合格約の一部変更については、質疑の後、採決の結果、原案のとおり可決されました。最後に、議員派遣の件については、平成23年度の議員派遣について配付された計画書のとおり実施することに決定され、閉会しました。

以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

## 日程第15 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第15、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番、仲村勝治議員。

○15番（仲村勝治君）（登壇） それでは、人吉下球磨消防組合議会について報告いたします。

平成23年6月第2回人吉下球磨消防組合議会臨時会が、平成23年6月10日午前10時に開会されました。人吉市議会、山江村議会の任期満了に伴い、新しく選出されました人吉市議会選出の仲村勝治、村上恵一議員、村口隆議員、山江村議会選出の田原龍太郎議員のあいさつがございました。正副議長不在のため、年長議員であります仲村勝治議員が仮議長によって仮議席の指定を行い、議長選挙を行いました。議長選挙は指名推選で行い、五木村議会選出の山下照公議員が当選人となり、告知されました。続いて、山下議長のもと、副議長の選挙を指名推選で行い、人吉市議会選出の村上恵一議員が当選人となり、告知されました。議席の指定がされ、会議録署名は村口議員、宮本議員を指名し、会期は6月10日一日と決定いたしました。次に、議案第1号は、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてであります。この議案の変更点は、「玉名市玉東町病院組合」を「公立玉名中央病院企業団」に、「球磨郡公立多良木病院組合」を「球磨郡公立多良木病院企業団」に改めるものであります。組合同規約の変更をしようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるために提案されたものであります。全会一致で原案どおり可決いたしました。

以上で、報告を終わります。

---

---

## 日程第16 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（永山芳宏君） 次に、日程第16、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。各委員長の申し出に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので採決をいたします。各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたします。

---

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会

(平成23年6月第4回定例会)

事件の番号	件名	理由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件名	理由
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件名	理由
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関すること	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関すること	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
陳第1号	「住宅リフォーム助成制度」の実施を求める陳情	慎重審査を必要とするため
陳第2号	歴史ある曼荼羅川の再生を願う陳情	慎重審査を必要とするため
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

---

---

## 日程の追加について

○議長（永山芳宏君）　ここで日程の追加についてお諮りいたします。

意見第1号公共輸送機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書（案）及び決議第1号教育基本法・教育指導要領の目標を達成するため、最も適した教科書の採択を求める決議（案）の2件を日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永山芳宏君）　御異議なしと認めます。

よって、2件を日程に追加いたします。

---

---

## 追加日程 意見第1号 公共輸送機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書

○議長（永山芳宏君）　まず、意見第1号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。宮崎保議員。

○1番（宮崎 保君）（登壇）　こんにちは。宮崎です。提案理由の説明は、意見書（案）の朗読によってかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（意見書案 朗読）

---

### 意見第1号

公共輸送機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書（案）  
昭和62年4月1日、国鉄が分割・民営化され、自立経営を確保し、公共輸送の使命と地域を支える鉄道の再生を図るべき、JR九州が発足して24年が経過しました。

JR東日本、東海、西日本の本州三社は、株式上場し完全民営化を果たしました。しかし、多くの地方ローカル線を抱えるJR九州を初め、JR北海道、四国のJR三島会社は、積極的な営業施策や徹底した経営効率化など、労使をあげた努力を重ねてきましたが、来年4月にJR発足25年の節目を迎える今日もなお、自立経営を確保するめどが立っていません。

JR三島会社に対して営業赤字を前提に、経営安定基金の運用益や税制特例等の支援策を基に黒字を確保する形で設立されましたが、少子高齢化で過疎化が進む中、金利の急落により経営安定基金の運用益が半減しながらも、各社の努力で何とか経営を維持しているのが実態です。

こうした中、本年度末には、JR三島・貨物会社の経営支援策の重要な柱である固定資産

税等の減免措置の特例が期限切れを迎えます。東日本大震災の教訓から、地域の鉄道が果たす役割や鉄道貨物輸送の重要性が再認識される中で、ＪＲ三島の社会的役割と、未だ完遂されていない国鉄改革の課題に鑑みれば、ＪＲ発足25年を契機に、これらの税制特例措置を恒久化し、経営自立に向けた安定的な運営と地域交通の確保に向けた道筋を明らかにすることが必要であると考えます。

ＪＲは、国民生活に欠くことのできない存在です。しかし、ＪＲ三島・貨物会社に講じられている税制特例は平成24年3月末に期限切れを迎え、それ以降に支援策が講じられなければ、再び赤字路線の廃止や運賃改定など利用者や地域住民に犠牲を押しつけられることになることは必至です。

よって、国に対し、次年度の税制改正において、下記の事項について実施されるよう強く要請します。

#### 記

- 1 ＪＲ三島・貨物会社に係る固定資産税、都市計画税を減免する特例措置（いわゆる「承継特例」「三島特例」等）を恒久化すること。
- 2 ＪＲ三島・貨物会社を初め、鉄道事業各社における鉄道車両、軌道用車両などの動力源用軽油に対する軽油引取税については、現在の減免措置を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年6月29日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

内閣総理大臣	菅	直	人	様	
総務大臣	片	山	善	博	様
財務大臣	野	田	佳	彦	様
国土交通大臣	大	島	章	宏	様

意見第1号

公共輸送機関の存続へ向け、ＪＲ九州等に係る経営支援策等に関する意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成23年6月29日

人吉市議会議長 永山芳宏様

提出者 人吉市議会議員

仲村勝治 大塚則男

笹山欣悟 田中哲

豊永貞夫	松岡隼人
高瀬堅一	三倉美千子
犬童利夫	西信八郎
井上光浩	平田清吉
村上恵一	森口勝之
川野精一	宮崎保
村口隆	

---

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（永山芳宏君） ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。意見第1号については、委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決いたします。

意見第1号については、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、意見第1号は、原案のとおり可決いたしました。

---

---

追加日程 決議第1号 教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した教科書の採択を求める決議

○議長（永山芳宏君） 次に、決議第1号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。森口勝之議員。

○17番（森口勝之君）（登壇） 決議（案）の朗読によりまして、提案理由にかえさせていただきます。

（意見書案 朗読）

---

決議第1号

教育基本法・教育指導要領の目標を達成するため、最も適した教科書の採択を求める決議（案）

教育基本法及び学校教育法の改正、学習指導要領の全面改訂を受け、文部科学省は平成21年、新しい教科用図書検定基準を告示した。その中で、教科書は公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民及び我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人を育成するため、豊かな情操と道徳心、伝統と文化の尊重や我が国と郷土を愛すること等の教育基本法の目標と一致していなければならないと定めている。

本年3月には教育基本法と学習指導要領に基づく中学校の教科書検定結果が発表された。文部科学省の教科用図書検定調査審議会（検定審）は、教育委員会が装丁や見ばえではなく、内容を考慮した綿密な調査研究を公正かつ適正に行い、適切な教科書を選択していくことや、教育基本法の改正内容や新学習指導要領に基づく検定審報告書を参考に、適切な選択を行うよう求めている。

よって、人吉市議会は、球磨地区教科用図書採択協議会において、検定審の提言を踏まえ、教育委員・学校関係者への教育基本法及び学校教育法改正、並びに学習指導要領改訂についての内容の周知徹底を行うとともに、特に中学校歴史教科書、公民教科書の採択について、教育基本法の目標及び学習指導要領の目標や内容を達成するため、最も適した教科書を採択するよう強く求める。

以上、決議する。

平成23年6月29日

熊本県人吉市議会

---

#### 決議第1号

教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した教科書の採択を求める決議（案）の提出について

上記の議案を、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成23年6月29日

人吉市議会議長 永山芳宏様

提出者 人吉市議会議員

川野精一 仲村勝治

井上光浩 田中哲

村上恵一 西信八郎

犬童利夫 平田清吉

高瀬堅一 村口隆

松岡隼人 三倉美千子

大塚則男 森口勝之

以上でございます。

○議長（永山芳宏君） ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「議長、11番。」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 提案者のほうに質問をしたいと思いますが、まず1点だけ。この決議案の中で、特に中学校歴史教科書、公民教科書の採択について、教育基本法の目標及び学習指導要領の目標や内容を達成するため、最も適した教科書を採択するよう強く求めるというようなことに案文としてなっております。最も適した教科書を採択するよう求める、具体的にはどういった教科書を採択するよう求めるということなのか、お尋ねをしておきたいと思います。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 17番。森口勝之議員。

○17番（森口勝之君） お答えいたします。

長くなるといけませんので簡単に申し上げますが、今、教科書の展示会をやっております。それで笹山議員、新聞報道を御存じだと思いますが、ある団体の方々が、7社教科書検定に合格しておりますがその2社を名指しで排除するようという申し入れが教育委員会に出されております。私はこれはよろしくない。7社とも検定合格しているわけですから、その中から公平・公正に選定委員の皆さんが選定される、された教科書がいわゆる最も適した教科書かなど。内容までは私、踏み込みませんが、そういうことを考えて提案をいたしました。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） その市民団体がそういった申し入れを、要請をやったから、それに対して公平・公正な教科書を採択するよう決議をするというようなことというふうになら、受け取ったわけなんです、ただ、基本的に教育委員会もしくは採択協議会においては、これは公平・公正に採択を進めるというようなことで、これを改めて議会としてそれを強く達成するために、そういった適正な教科書を採択するよう強く求める意義はどこにあるんでしょうか。議会としてこういった採択を決議をする、その意味は何なのかお尋ねしたいと思います。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（永山芳宏君） 17番。森口勝之議員。

○17番（森口勝之君） これは言うまでもないことですが、中学校、多情多感な中学時代における中学校の教科書というのは非常に大事なものであると私は思っております。その中で、これはこういう場所で個人的な見解を言うわけにはいかないと思いますので、申し上げますが、とにかく先ほど申し上げましたように7社ともに文科省の検定審を合格しているわけです。その7社を公平・公正な目で委員の皆さん方がしっかりと検証していただいて、これが一番人吉球磨の子供たちに合っているという教科書をしっかりと選定していただきたいと、

そういう思いでございます。

以上です。

○議長（永山芳宏君） ほかにございませんでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

ここで、本件については討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。

11番笹山欣悟議員の発言を許可いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。笹山欣悟議員。

○11番（笹山欣悟君） 決議第1号教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した教科書の採択を求める決議（案）に、反対の立場から討論を行います。

今回、この教科書の採択にかかわる問題については、本議会の中で全く議論がなされていない、私はそういうふうに思っています。議会の中で教科書採択に関して、議員一人一人がどのような考えを持って取り組むのか、そういった議論が全くなされていない。そういった中でこういった決議案が提案をされました。本日提案されたばかりで、具体的には私も中身を理解することができません。特に教育基本法及び学校教育法の改正、それから学習指導要領の全面改訂、これを受けてというふうなことで記載をしてありますが、教育基本法及び学校教育法の改正、それから学習指導要領の改訂について中身がどうなのか、私はすべてにおいて理解をしておりませんので、本当にこれがそういった、これを決議案に賛成する立場の判断をしないところであります。ましてや、そういった情報も全く資料等も持ち合わせておりませんでしたので、情報を得ることもできませんでした。それから、教科書は全て検定に合格したものであることは既成の事実であります。検定に合格した教科書しか閲覧に供されていない、そういうことであります。

もう一つは、教育基本法第16条第1項を見てもみますと、教育は不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律に定めるところにより行われるべきであり、教育行政は国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力のもとに公正かつ適正に行わなければならないとうたっております。この条文を考えますと、議会がこの教科書の採択に介入するような権限はないと私は判断するところであります。

よって、人吉市議会は、球磨地区教科用図書採択協議会において検定審の提言を踏まえ、教育委員、学校関係者への教育基本法及び学校教育法改正、並びに学習指導要領改訂についての内容の周知徹底を行うとともに、特に中学校歴史教科書、公民教科書の採択について、教育基本法の目標及び学習指導要領の目標や内容を達成するため、最も適した教科書を採択するよう強く求める、こういったことは議会として果たしてできるのでしょうか。私はこういったことはできないのではないかと、そういうふうに考えるところであります。

また、教科書の採択に当たっては地域や子供の状況を把握している現場教師の意見を重視をすることも重要だと思いますし、子供たちにふさわしい教科書が選ばれることが重要であ

ると考えております。

以上のようなことから、決議第1号については議会の議決を行うことは好ましくないと、そういうふうに判断し、私はこの決議案に対しては反対をするものであります。

以上、討論を終わります。

○議長（永山芳宏君） 以上で討論を終了します。

お諮りいたします。決議第1号については、委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永山芳宏君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決いたします。

採決は起立採決といたします。決議第1号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（永山芳宏君） 起立多数。

よって、決議第1号は、原案のとおり可決いたしました。

---

○議長（永山芳宏君） 以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

---

#### 発言の申し出

○議長（永山芳宏君） ここで、6月30日付をもって退任されます林副市長からあいさつの申し出がっておりますので、これを許可します。

○副市長（林 健善君）（登壇） 発言の機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。

平成20年4月に就任してからあっという間に3年3カ月が過ぎてしまいました。4月末で引退をされた議員の皆様、そして再選された皆様方には本当にお世話になりました。また、このたび初当選された皆様方とは、まさにこれからというところで大変残念でございますが、ぜひ新たな視点でまた人吉市発展のために御尽力いただければと思っております。

この3年3カ月でいろいろな出来事がございました。市長による川辺川ダムの白紙撤回、そして青井さんも国宝になり、またSL人吉も運行しました。そのほかにもさまざまないい出来事があったと思います。ちょうど田中市政への転換と合わせるように、この人吉市が一皮むけて未来の発展に向けた転機となるような、そんな時期であったのではないかと個人的には思っております。しかしながら、まだまだ人吉市の魅力は私はこんなものではないと思っています。もっともっとすばらしいまちになれると確信しています。そのためにも、ぜひ執行部そして議会の皆様方が一体となっただきまして、お互い切磋琢磨しながら市民の

先頭に立って、何よりも行動して地域を引っ張って行っていただきたいと思っております。

私もあさって、7月1日から経済産業省に戻りまして、そのまま内閣府の原子力被災者生活支援チームという特別対策室に配属されることになりました。震災の中でも原子力被災者ということで、福島県がメインとなるかと思いますが、現在日本が抱える最優先課題の一つであると思っています。一日でも早く福島県民の皆様方に、これまでの元の生活に戻っていただくことができるように、これから全力で取り組んでまいりたいと思います。また、しばらくは東北のほうに目を向けますが、この人吉市のことも常に心にとめて、これから一生、人吉市の発展のためにも尽くしていきたいと思っております。

副市長を退任するというのもそうですが、何よりも、あすこの地を離れるということを考えますと非常に名残惜しく、また寂しい気持ちがつのってまいりますが、この地域で得た経験を糧に、これからも頑張ってまいります。

最後に、この3年3カ月お世話になりましたすべての皆様方に心から感謝を申し上げます。退任のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（永山芳宏君） 林副市長におかれましては、これまで人吉市政の発展に御尽力をいただき、まことにありがとうございました。

経済産業省にお帰りになられますが、今後も人吉市の商工業、農業を初めとした分野におきまして、より一層の経済の活性化が図られますよう、御支援と御助言を賜りますことをお願い申し上げます。大変お疲れでございました。

---

---

○議長（永山芳宏君） これをもちまして、平成23年第4回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後2時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 永 山 芳 宏

人吉市議会議員 村 口 隆

人吉市議会議員 大 塚 則 男